

博士論文 平成 29 (2017) 年度

越境をめぐる政治

—近代日本における台湾籍民政策の展開—

慶應義塾大学大学院法学研究科

王 麒銘

目次

序章 課題と視角	1
第1章 華南地方の台湾籍民問題—日本領事による在留禁止処分を中心に	
はじめに	14
第1節 台湾籍民の在留禁止処分	15
(1) 台湾籍民問題の所在	15
(2) 台湾籍民に対する在留禁止処分	19
第2節 日本人の在留禁止処分	26
第3節 在留禁止処分の効果と問題点	33
おわりに	42
第2章 台湾総督府と対岸の日本領事—領事の総督府事務官兼任についての考察	
はじめに	44
第1節 対岸領事の台湾総督府事務官兼任の実現	44
第2節 対岸領事に対する台湾総督の指揮	49
第3節 対岸領事を使つての台湾籍民への指導—郭春秧を例にして	53
おわりに	61
第3章 台湾総督府の台湾人対策—対外情報網についての基礎的研究	
はじめに	63
第1節 東京での台湾人情報収集の展開	65
第2節 台湾人情報収集の拡大	68
第3節 台湾籍民情報収集の展開	74
(1) 上海	74
(2) 華南地方	78
(3) その他	81
おわりに	82
第4章 戦時下における台湾総督府の占領地協力について—廈門を中心に	
はじめに	84
第1節 廈門から台湾への引揚と再進出	86
(1) 海軍による廈門攻略	86

(2) 台湾総督府の対応	89
第2節 興亜院厦門連絡部と台湾総督府	92
(1) 興亜院厦門連絡部の設置	92
(2) 厦門連絡部人事に対する総督府の協力	94
第3節 厦門特別市政府に対する総督府の協力・親善工作	99
(1) 厦門特別市政府の成立	99
(2) 総督府からの協力と親善工作	103
おわりに	108
第5章 日中戦争期における台湾総督府の占領地協力について—広東を中心に—	
はじめに	110
第1節 日本人の広東引揚と日本軍の広東攻略	113
(1) 日本人の広東引揚	113
(2) 日本軍の広東攻略	116
第2節 台湾総督府の占領地統治への協力	119
第3節 広東省主席と台湾総督の相互訪問	125
(1) 広東省主席の台湾訪問	125
(2) 台湾総督の広東視察	130
おわりに	134
終章 総括と展望	135
史料・参考文献一覧	139

序章 課題と視角

いつの時代においても、越境する自国民の管理は、政治の重要な課題であろう。反対に、入境する他国民をどう扱うか、これも政治の課題であろう。その管理や対策が不十分であれば、統治の正当性や安定を脅かす危険性があるからである。

周知の通り、1895（明治28）年から1945（昭和20）年まで、近代日本は台湾を半世紀にわたり統治した。台湾は、日本からすれば遥か遠い南にある海外の領土であったが、対岸の中国大陸からは非常に近い場所にあるため、台湾およびその対岸の福建・広東等（以下、華南地方とする）を舞台に発生した出来事は、近代日中関係史を構成する一部でもあった。台湾統治のために設置された台湾総督府にとって、対岸との関係をどうするかは最重要課題の一つであった。

その背景には、台湾住民の多くが、歴史的に台湾と縁故の深い福建・広東と多かれ少なかれ繋がりを持つ上、中国で動乱が起これば在留邦人の安全に関わる事態が生じるだけでなく、その影響が台湾に波及すると考えられていたためである。このような当局の懸念は、本研究で取り上げる下村宏（1915年から台湾総督府民政長官、のちに総務長官を、計6年間務めた）の言葉を借りて言えば、台湾統治の困難さの一つは、「其親元たる福建広東は二百基米突（キロメートル—筆者注）即ち航程十時間以内の対岸に住んで居て常に物質的精神的交通を試みて居る」ことであった¹。つまり、台湾と清国との間に、国境線が引かれたからといっても、国境を越える人的往来がなくなったわけではなく、貿易等は日常的に行われていたし、人々は台湾海峡を行き来していたのである。

台湾総督府にとって、大陸から入境する清国人（のちに中華民国の国民）と大陸へ越境する「台湾籍民」（以下、括弧を省略。籍民の略称も使用）の統制や管理を行う必要があり、それは、日本政府、ひいては台湾総督府による台湾統治の安定性を示す重要な指標になっていたとも言える。

前者に関して、総督府は、清国人労働者が上陸する際、台湾渡航証明書および上陸許可証を、労働者でない人が上陸する場合、護照（パスポート）を携帯することを定めていた。台湾に入境する清国人は出稼ぎ労働者が多数を占めていたが、彼等は台湾の製茶業や建設事業等にとって必要な労働供給源であった。先行研究によれば、毎年台湾に来る労働者は約1万人で、時代が下るほど、台湾に在留する中国人（「台湾華僑」と呼ばれていた）は増加していき、1920年代に3万人を、1930年代には5万人を超えるよう

¹ 下村宏「大和民族の将来と台湾」（羽場鴻岳編『現代大家論集』第1輯、公益通信社、1916年）125頁。

になる。1936年、「台湾華僑」はピークの6万人を記録したが、日中戦争勃発後、一部の中国人が台湾から引き揚げたため、5万人以下に減少し、それ以降終戦までの間に45,000人前後で推移した。総じて言えば、台湾に来た中国人は総督府の統制下であり、日本の台湾統治にとって必ずしも脅威とはならなかった²。

一方、台湾籍民に関しては、総督府の管轄が及ばない華南地方に在留することに加えて、日本領事館（福州・厦門等）が広大な華南地方の台湾籍民をすべて把握できていなかったため、籍民問題は統治初期から生起し、さらに時代の変化とともに新たなタイプの籍民問題が生じることになる。台湾籍民の増加ぶりについては、先行研究が指摘した通り、1905年前後に1,000人を、1910年代に2,000人を、1920年代に5,000人、1930年代には1万人を超えるようになる。これらは日本領事館に在留の手続きをした人数で、未登録者は含まれていないため、籍民の実数はもっと多かったと言われている³。

本研究は、かかる台湾籍民に注目する。台湾総督府が、台湾の対岸における台湾籍民に対し、いかなる対策を取ったのか、時代の推移とともに解き明かすことが目的である。分析に先立ち、議論の前提として、台湾籍民がどのように歴史の舞台に登場してくるか、説明を加えておきたい。

周知のごとく、1895年に下関条約が結ばれ、それまで212年にわたり清の支配下にあった台湾および澎湖諸島が割譲されて、日本は新領土を獲得することになった。同条約は、批准交換後の2年以内に台湾を退去しない住民と、1897年5月の期日までに帰ってきた人物は原則として日本国臣民と見なされる、と規定していた。台湾に在住し続ければ、1897年5月以降、日本人として認められることになる。2年間の猶予期間を過ぎても、登録洩れということで願い出て、台湾総督府がそれを認めれば、日本国籍編入が可能であった⁴。台湾史研究者の黄昭堂は、1897年当時の台湾の総人口は280万であ

² 大陸から台湾に入境する清国人労働者や中国人を扱った主な成果として、以下を挙げることができる。呉文星『日拠時期在台「華僑」研究』（学生書局、1991年）、許雪姬「台湾中華總會館成立前史『台湾華僑』, 1895-1927」『中央研究院近代史研究所集刊』第20期（1991年6月）、許雪姬「日治時期的『台湾華僑』（1937～1945）」『中国海洋発展史論文集』第6輯（中央研究院人文社会科学研究センター、1997年）、安井三吉『帝国日本と華僑—日本・台湾・朝鮮』（青木書店、2005年）、菊池一隆「抗日戦争時期における台湾『華僑』の動向とその特質」『愛知学院大学文学部紀要』第36号（2006年）、王学新『日拠時期在台華人史料選編』（国史館台湾文献館、2013年）、大島久幸「中国人労働者の導入と労働市場」（須永徳武編『植民地台湾の経済基盤と産業』日本経済評論社、2015年）。

³ 鍾淑敏「日治時期台湾人在厦門的活動及其相關問題（1895—1938）」（『走向近代：国史發展與区域動向』東華書局、2004年）412 - 413頁、王泰升「日本統治下台湾人關於国籍的法律經驗：以台湾與中国之間跨界的人口流動為中心」『台湾史研究』第20卷3期（2013年9月）49頁。

⁴ 詳しくは、王学新「從台湾総督府档案探討日治時期台灣的漏籍問題」『台湾文献』第61卷1期（2010年3月）、「台湾総督府の権宜漏籍策略—以入除籍案例之分析為主」

ったから、退去者の占める比率はわずか0.16%にしかすぎない事実を踏まえて、「台湾住民の台湾での定着度がひじょうに高かったことを示す」と指摘している⁵。

しかし、日本政府にとっては、約300万人の異民族（しかも多言語・多エスニック）を自国民として抱える未経験の事態であったため、当初から困難の連続に直面することになる。統治初期における優先課題は、いかにして台湾統治を安定させるかにあり、その課題を解決するため、日本の軍隊と官僚等が台湾に続々と上陸し、住民による激しい抵抗を鎮めるとともに統治の基礎を固めていく。具体的には、秩序の回復をはじめ、諸制度や機構の整備、インフラや衛生環境の改善、殖産興業の促進、学校教育の普及等であった。こうした施策の展開は、日本が文明国であるか否かを西洋に示すことを意味したからである。初代台湾総督府民政局長の水野遵の次の発言はこの点を端的に表している。すなわち、「我が日本が台湾を譲受けた結果を世界に示し、日本人は支那との戦争にも打勝ち、又始めて他国の土地を占領し、之に日本の政治を施行して文明事業を發達せしむることが出来たと云ふことを世界に示すことは極めて必要である（下線筆者、以下同様）」とする⁶。台湾経営は、国際社会に向けて「帝国」として台頭していく日本の実力をアピールする一大事業として位置づけられていた。このように多大の困難が予想される台湾統治を軌道に乗せるには、約10年の歳月を要する。日本は台湾統治の安定度を高め、その効果は、台湾総督府管轄下の台湾および澎湖において目に見えるようになった。しかしその一方、総督府管轄外の対岸では新しい事態が展開しており、そこで生じる台湾籍民問題は、長らく日本の台湾統治を困らせることになる。したがって、台湾統治は華南地方を視野に入れながら行われることになる。

そもそも華南地方は日本人にとって馴染みの薄い地で、「欧米人が最も古く手を就けた地方故に彼等の地歩が確立して競争が困難」な地とされていた⁷。ところが、日本が台湾を獲得することによって、同地は身近なものとなる。しかも華南地方は、日清戦争直後、種々のタイプの人々が共存するようになる。そのタイプは、おおむね4つに分けることができる。第1は、避難のために大陸へ戻ったり日本人になることを選択しなかった元台湾住民、第2は、同じく大陸に渡るものの、台湾総督府発給の旅券（渡航証明書）を持つことで日本領事の保護を求めた台湾住民（台湾籍民）、第3に、日本本土や台湾から華南地方に進出する日本人、第4に、総督府発給の旅券を手にして台湾籍民を

（『第六屆台湾總督府檔案學術研討會論文集』国史館台湾文献館、2011年）を参照。

⁵ 黄昭堂『台湾總督府』（教育社、1983年）53 - 55頁。台湾住民の国籍選択権については、浅野豊美『帝国日本の植民地法制』（名古屋大学出版会、2008年）30 - 33頁に詳しい。

⁶ 水野遵「台湾状況談」『名家談叢』第5号（1896年1月）12頁。

⁷ 高橋橋太郎（福州領事）「南清に対して一層の注意を望む」『日清』第5号（1907年4月）6頁。

自称する清国人（「假冒籍民」）であった。華南地方は、こうした異なるタイプの人々が共存して、実に複雑な様相を呈していた。ここにおいて、とりわけ問題として急浮上したのが第4の假冒籍民であった。

ところで、台湾籍民という耳慣れない言葉は、誤解を生じやすい点があるので、その定義を明確にしておきたい。その語感からは、「台湾籍」を持つ民というイメージを想起させる。しかし、實際上、台湾籍を持つ民はどこにもいなかった。この造語が誰によって作られたかは定かではないものの、日本の台湾統治が始まってほどない時期に、公文書も新聞・雑誌もこの言葉を普通に使うようになっていた。因みに、日本統治期に、「漢族」系とされた台湾の住民は基本的に「本島人」、日本人は「内地人」と呼ばれていたが、海外における台湾住民は台湾籍民というように、所在によってネーミングが変わることになる。なお、ここでいう海外とは、主としていわゆる「南支・南洋」（南中国・現在の東南アジア）を指す。

華南地方の台湾籍民についての最もわかりやすい説明は、20世紀初頭、福建の廈門に駐在した日本領事による次の描写であろう。すなわち、「籍民ハ何レモ諸外国ノ国籍ヲ有スル者ニシテ其所属国領事ノ保護ノ下ニ棲息シテ清国地方官ノ管轄ヲ受ケサルモノナリ（中略）英米蘭仏及西班牙葡萄牙等ノ籍民アル」というのであった⁸。当時の認識は、「廈門の邦人は之を別ちて二種類にせねばならぬ。即ち我々固有の帝国臣民と新附の民たる台湾人（中略）後者を日籍台湾人と称して居る」との認識であった⁹。「固有の帝国臣民」は、日本や台湾から華南地方にやってきた日本人のことを指しており、上記の第3のタイプである。「日籍台湾人」には、台湾より渡来する者（第2のタイプ）もあれば、旅券を入手して台湾籍民と偽る清国人（第4のタイプ）もあり、外見や言語だけでは殆んど区別がしにくいため、日本領事は時々問題を起こしがちな台湾籍民に手を焼き、かなり頭を悩ませていた。

1900年前後から終戦までの半世紀は、華南地方の台湾籍民が増加傾向にあり、1万人を上回るまでになった時期であった。ある者は商業をするために、ある者は現地の学校に留学するなど、彼等は様々な動機のもとに渡航した。台湾籍民の存在感をイメージさせる叙述は、同時代の文献から拾い出すことも難しいことではない。ここではその具体例として、いくつか引いておこう。

すなわち、「廈門にあつて一の奇とすべきは外国籍民の多い事である、台湾人一千余人は別として英国籍民が五百人、米国籍民が百二十人、独逸籍民が三十人、仏蘭西籍民が二十人何れも自家の安全を計らんが為め其国籍を移したもので、其実質に至つては依

⁸ 「廈門在留台湾籍民ノ実況報告（廈門領事）」台湾総督府档案（国史館台湾文献館所蔵）第5132冊1件。

⁹ 「廈門瞥見（1）」『台湾民報』1901年10月2日。

然たる支那人である」(1913年)¹⁰、「厦門在留の外人では、邦人が最も多数を占めてゐるが、九分通りは、台湾籍民だ」(1917年)¹¹、「太閤トイヘバ秀吉、大師トイヘバ弘法ト相場ノ定マレル如ク、籍民トイヘバ台湾籍民ノ代名詞トナレルホド、厦門ニ勢力アルハ台湾人ナリ」(1917年)¹²、「籍民は沢山対岸支那に居るので接壤の意味は誠に濃厚である」(1918年)¹³、「福建は日本の紀州だ。山国だけに、旅へ出て稼ぐものが多い(中略)成功すると故郷へ錦を飾り、厦門あたりの外人町に、台湾籍民林寓とか、仏国籍民黄寓とかの、泥棒除けの表札を掛け、堂々たる生活をする」(1922年)¹⁴が挙げられる。

以上の引用から明らかなように、台湾籍民の出現は決して目新しい現象でなく、欧米等の国籍を持つ籍民が複数ある中で、台湾籍民の人数が抜きん出て多く、目立つ存在であったことが見て取れる。華南地方の視察のため現地を訪れた日本人も、台湾籍民の存在が気になって次のように記している。すなわち、1924年、台湾および華南地方を視察した入澤達吉(東京帝国大学医学部教授)は、福州にいた台湾籍民について、「此の台湾に籍を有して居る人、即ち台湾人を籍民と称して居るが私は一寸異様に感じた。併し籍民といふのは台湾人であるから我等と同胞である」と書いている。入澤が台湾籍民という扱いにわずらわしさを感じた体験は、当時の日本人の感覚を表していよう。

ここまで台湾籍民の定義とその文言が使われた事例を紹介してみたが、そうした特殊な籍民についての研究は、同時代に遡ることが可能である。台湾総督府税関事務官等を歴任して、多作な中国通としても有名な井出季和太の書いたものを挙げるができる¹⁵。中国出張経験が豊富な井出は、1923年4月以降、「三ヶ月間ニ亘り上海及北京ノ間ヲ往復シテ警察関係事項ノ外諸般ノ経済状態ノ調査ニ努力」したことがあった。その復命書は未見であるが、「支那出張報告書(大正12年9月)前編」と題する資料の目録が現存する。これによれば、第1章では「在支台湾人事情」について書かれており、その内訳は、「居住者戸口及職業」・「台湾人の事業」・「台湾人の政治運動」・「上海と台湾人との関係」・「台湾人の保護取締」であった¹⁶。総督府の中で、在中国の台湾籍民に關す

¹⁰ 益子逞輔『南支那』(台湾銀行、1913年)107頁。

¹¹ 潮恵之輔『南隣録』(著者発行、1917年)33頁。

¹² 安重亀三郎『厦門事情』(厦門日本居留民会、1917年)176頁。

¹³ 日笠旭東「南方経営策」『第三帝国』第91号(1918年1月)。

¹⁴ 清水泰次『南支那視察記』(世界思潮研究会、1922年)48-49頁。

¹⁵ 井出の経歴と著述については、金子文夫「井出季和太と日本の南進政策」『台湾近現代史研究』第3号(1981年1月)を参照。

¹⁶ 「井出季和太任府翻訳官兼事務官」台湾総督府档案第10052冊18件。同報告書の第2章から第7章のタイトルは、「在支朝鮮人事情」・「上海に於ける露国過激派関係」・「支那労働問題」・「支那阿片問題」・「排日問題」・「報界の事情」となっている。これら課題を精力的に調査した井出の姿が浮かび上がってくる。

る調査をまとめたのは、井出の書いたものが嚆矢であろう。戦後の学界で多用されてきた井出の「論文」や、千ページを超える『台湾治績志』は1930年代に発表されたものであり、台湾籍民の起源から説き起こし、厦門・福州・汕頭・広東・上海・香港・南洋における台湾籍民の人口を要領よく記述している¹⁷。そのタイトルに象徴されるように、当時にとっては盛んに編纂された「統治史」の類いにほかならなかった。これと似ている内容は、1935年8月、総督府殖産局商工課がまとめた『熱帯産業調査書』の中の「南支南洋ニ於ケル邦人企業ノ助成」にも見える¹⁸。井出が熱帯産業調査会の幹事であったことから、その筆になったものと考えられる。これらは、台湾籍民の概略を知ることができる有益な資料であるが、井出の職責上、時代の制約を免れることはできず、その利用に際しては細心の注意が必要であろう。

こうした戦前の台湾籍民研究の上に、戦後の研究が重ねられていくことになるが、当該問題に関する研究の現状と課題を以下整理しておきたい。

まず、統治初期（1895年～1910年代初頭）の台湾籍民に関して言えば、その由来や仮冒籍民の内実を明らかにしたものとして、中村孝志の研究が先駆的研究である¹⁹。中村は台湾籍民に関する史料紹介・解説も行い、さらには、華南地方における総督府関係の施設（学校・病院・新聞）に焦点を当てて、示唆に富む研究を行った²⁰。この中村の研究に触発されて、台湾籍民に関する研究成果が相次いで行われた。なかでも、台湾総督府档案や同時代文献、統計資料等を用いて、台湾籍民の推移や分布、なりわいの詳細を分析した鍾淑敏の研究が大変参考となる²¹。中村同様、鍾は台湾籍民に関する史料紹介・解説も行った²²。

¹⁷ 井出季和太「南支那の台湾籍民に就て」『台法月報』第25巻1・2号（1931年1・2月）、「民族の動静より見た台湾と南支那」『東洋』第38年9号（1935年9月）、『台湾治績志』（長谷理教発行、1937年）23 - 26頁。

¹⁸ 「南支南洋ニ於ケル邦人企業ノ助成」『熱帯産業調査書』（台湾総督府殖産局商工課、1935年8月）6 - 10、14頁。

¹⁹ 中村孝志「『台湾籍民』をめぐる諸問題」『東南アジア研究』第18巻3号（1980年12月）。

²⁰ 詳しくは、鍾淑敏・許賢瑤（高佳芳・齋藤俊行訳）「中村孝志教授と台湾史研究」『天理台湾学報』第26号（2017年7月）を参照。

²¹ 前掲鍾淑敏「日治時期台湾人在厦門的活動及其相關問題（1895—1938）」、「拡散する帝国ネットワーク—厦門における台湾籍民の活動」（石田憲編『膨張する帝国、拡散する帝国』東京大学出版会、2007年）、「『台湾日日新報』中の『南支南洋』與『台湾籍民』報導」『石堂論叢』第52輯（2012年）。

²² 鍾淑敏「日本外交史料館所蔵『台湾籍民』関係档案紹介」『近代中国史研究通訊』第16期（1993年9月）、「從『台湾総督府政況報告并雜纂』看台湾籍民問題」『台湾史料研究』第4期（1994年10月）。

個別研究では、旅券・渡航管理制度²³や教育施設²⁴に焦点を合わせた研究があり、台湾籍民を理解する上で有益である。近年、中国側の資料に依拠した研究²⁵、特定の籍民の事例を掘り起した研究も行われている²⁶。1910年代以降を扱う研究を概観すれば、台湾南部から対岸に渡った台湾籍民の事例研究²⁷、籍民の中の暴力団²⁸、医者²⁹、教師³⁰、「便利屋」と呼ばれた人（旅客として一定量の品物を持って乗船し、厦門に到着後これを売りさばいて利益を儲ける人）³¹について分析した研究がある。

他方、戦前期華南地方以外の台湾人に関する研究についても、近年、大きな進歩を見せている。許雪姫による上海や北京、満洲国に赴いた台湾人を扱った一連の業績が特筆すべきであろう³²。そこでは、日中戦争後の上海には、4,000人近くもの台湾人が在留

²³ 梁華璜「日拠時代台民赴華之旅券制度」（『台湾総督府の「対岸」政策研究』稲郷出版社、2001年）、栗原純「『台湾総督府公文類纂』にみる台湾籍民と旅券問題」（『東京女子大学比較文化研究所紀要』第63号（2002年））、王学新「日治時期台湾出入境管理制度與渡航兩岸問題」（『台湾文献』第62卷3期（2011年9月））、遠藤正敬『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍』（明石書店、2010年）80-87頁。

²⁴ 台湾籍民学校を最初に検討したのは中村孝志である。最近では、王学新「南進政策下の籍民教育（1895-1937）」（『国史館學術集刊』第14期（2007年12月））、蔡蕙光「台湾総督府による台湾籍民学校の成立—東瀛学堂・旭瀛書院・東瀛学校—」（『東京大学日本史学研究室紀要』第16号（2012年3月））がある。

²⁵ 例えば、陳小冲「台湾籍民問題」（『日拠時期台湾与大陸關係史研究（1895-1945）』九州出版社、2013年）等がある。

²⁶ 謝濬澤「二十世紀初台湾與福建商人間的国籍選択與商業糾紛：以林謀昌案為中心」（『台湾史研究』第24卷2期（2017年6月））。

²⁷ 許雪姫「日治時期赴華南發展の高雄人」（『高雄研究研討會論文集』高雄市社区大学促進會、2001年）。

²⁸ 王学新『日本對華南進政策與台湾黑幫籍民之研究』（国史館台湾文献館、2009年）、黄俊凌「福建早期台湾籍民の状況与問題」（『抗戰時期福建崇安縣の台湾籍民一心態史視域下的考察』九州出版社、2010年）等。

²⁹ 陳力航「日治時期在厦門的台湾醫師與日本医療勢力的發展（1895-1945）」（『台湾史料研究』第39期（2012年6月））。

³⁰ 台湾総督府が対岸に派遣した教師については、Lin-Yi Tseng（曾齡儀），‘Travelers under Imperialism: “Japanese” Teachers between Colonial Taiwan and the Treaty Port Shantou in Southern China(1915-1937)’（陳翠蓮・川島真・星名宏修編『跨域青年學者台湾史研究』第5集、稲郷出版社、2013年）に詳しい。

³¹ 江杰龍「1930年代台湾人在福建的走私活動與海關肆應：以厦門海關歷史档案之分析為中心（上）」（『台湾風物』第63卷4期（2013年12月）、「同（下）」（『台湾風物』第64卷1期（2014年3月））。

³² 許雪姫「日治時期台湾人の海外活動—在『満洲』の台湾医生」（『台湾史研究』第11卷2期（2004年12月））、「1937至1947年在北京的台湾人」（『長庚人文社會學報』第1卷1期（2008年4月））、「1937-1947年在上海的台湾人」（『台湾学研究』第13期（2012年6月））、「在『満洲国』の台湾人高等官：以大同學院の卒業生為例」（『台湾史研究』第19卷3期（2012年9月））、「満洲国政府中の台籍公務人員（1932-1945）」（許雪姫編『台湾歷史の多元伝承與鑲嵌』中央研究院台湾史研究所、2014年）、「台湾人在満洲的戰爭經驗」（『歷史台湾』第11期（2016年5月））。

しており、厦門に次いで2番目に台湾籍民の多い都市であったことを明らかにしている。許の研究には、オーラル・ヒストリーの手法がふんだんに使われているが、このことの意味を確認しておきたい。すなわち、戦後、戒厳令（1949～1987年）が敷かれていた台湾では、戦前の日本統治に関して客観的に語ることはできなかった。台湾人の中国経験や満洲国経験を明らかにすることは、より危険を伴うものであった。そういう意味で、許の研究は、戦後の研究の空白を埋め、論及することが回避されてきた在外台湾人の経験を、戦前・戦後の連続性の中で捉える新鮮な研究となっている。

以上の個別研究以外に、台湾籍民についての通史的概説もいくつかある³³。このように、台湾籍民に関する研究については、すでに多く蓄積されていて、台湾史研究の中でも注目と関心を集めている分野と言える。しかしながら、先行研究は台湾籍民の活動等の内実を解き明かすことに比重が置かれるあまり、台湾総督府や日本政府の出先である在清領事館が彼等をどのように統制しようとしていたのか、その対策についての関心は希薄であり、未だ多くの課題が残されている。

本研究は、こうした既存研究の未開拓の側面に光を当て、台湾籍民研究を深化させることを目指している。以下、本研究の分析視角を明確にしておきたい。

第1に、駐在領事の役割に視点を置いた考察である。

周知の通り、台湾総督には行政権・立法権・司法権が与えられており、武官総督の場合であれば、駐屯軍の指揮権をも有していた。しかし、総督は外交に関する権限を持たず、その権限は対岸の華南地方には及ばなかった。それゆえに、総督府は必要に応じて、対岸の日本領事に連絡を取ったり、領事から情報を入手したりしていた。このことは、2代目の台湾総督である桂太郎（1896年6～10月在任）の次のような記述から伺うことができる。すなわち、「台湾に於ける土匪暴徒の讜起は、該地（対岸—筆者注）人等の教唆鼓舞するに非るなきかと人の憂慮する所なるも、斯る事実の無きは、常に該地

³³ 例えば、戴国輝「日本の植民地支配と台湾籍民」『台湾近現代史研究』第3号（1981年1月）、若林正丈「『台湾籍民』問題初探」『外国語科研究紀要』第34巻5号（1987年3月）、梁華璜（近藤正己訳）「台湾総督府の対岸政策と『台湾籍民』」（『岩波講座近代日本と植民地』5、岩波書店、1993年）、松浦章（卞鳳奎訳）「中国華南地区台湾籍民之特性及其問題（初探）」『台北文献』第133期（2000年9月）、李国樑「『台湾籍民』與近代厦門社会經濟的若干考察」（林金田編『第四屆台湾歷史與文化研討會論文集』台湾省文献委員会、2001年）、卞鳳奎「台湾籍民在華南地区的活動」（『日抛時期台湾籍民在大陸及東南亞活動之研究（1895—1945）』黄山書社、2006年）、Shi-chi Mike Lan（藍適齊）, 'Taiwanese in China and Their Multiple Identities, 1895-1945', *Multicultural challenges and redefining identity in East Asia*, Nam-Kook Kim(ed), Farnham: Ashgate, 2014、鍾淑敏「日本殖民体制下的台湾」（張憲文・張玉法編『中華民國專題史』第15巻、2015年）、謝国興・林欣宜「祖国去来：日本統治与光復初期台湾人的兩岸往来」（王建朗、黄克武編『兩岸新編中国近代史・民国卷（下）』社会科学文献出版社、2016年）等がある。

方を偵察する者の報告に依て明瞭なるのみならず、現に本官親しく該地の我外交当局者に就て確聞する所なり。唯該地に於ける清国政府の官吏、或は政府と密接の關係を保つ二三の商賈等、遙かに声援を与へたる事跡なきにあらず」、とする³⁴。ここに見える「外交当局者」とは、1896年に開設された外務省厦門領事館の領事のことを意味した³⁵。さらに、19世紀末の新聞記事を散見すると、例えば、「南清の経営は台湾官民の任なり、然れとも其の事外邦に属す、台湾総督の権限、之に及ふ能はざる（中略）対岸に於ける居留民の取締は、一に領事の権限内に在る」³⁶との一節を見出すことができる。この記述が典型的に示すように、台湾総督府が台湾籍民の管理や取締等を行うためには、日本政府の出先である外務省の駐在領事の協力が必要不可欠であった。

前述の通り、時代が下るほど台湾籍民は増加していった。それにつれて、台湾総督府は籍民への対策に追われることになり、駐在領事に期待される仕事も増えていくことになる。台湾籍民を考察する場合、日本領事の役割はその重要度を増していったにもかかわらず、これを正面から扱った研究は少なく、解明が進んでいない領域である。

本研究は、その未開拓の視角からの考察に挑戦するが、その糸口として、「清国及朝鮮国在留帝国臣民取締法」（1896年4月に法律第80号をもって公布された）に着目する。なぜなら、同法の第1条は、「清国及朝鮮国駐在ノ領事ハ在留ノ帝国臣民該地方ノ安寧ヲ妨害セムトシ又ハ該地方ノ風俗ヲ壊乱セムトスル者アルトキハ一年以上三年以下在留スルコトヲ禁止スヘシ」と、領事の役割が明記され、領事が好ましくないと認定する人物に対して在留資格を停止できることを定めていたからである。本論では、同法を根拠に、日本領事が行った在留禁止処分の実態と、それが発揮した効果を明らかにしながら、対岸領事と台湾総督府との関係について検証を加えてみたい。第1章は、仮冒籍民の淘汰が行われる1910年代初頭までを対象とする。分析に際しては、台湾籍民と日本人を考察の対象とした。

第2に、台湾総督府の情報収集活動という視角である。

台湾総督府の対岸への関与を理解するためには、総督府と対岸領事との関係を検討しなければならないのだが、先行研究においては必ずしも十分に解明さ

³⁴ 宇野俊一（校注）『桂太郎自伝』（平凡社、1993年）142頁。

³⁵ 日本統治初期に、対岸の事情を探索するために派遣された者の全体像は、解明されていないが、その一端は高橋謙の回想から伺うことができる。高橋によると、1895年12月に入ると、「島内の民心稍不安の兆あり、其策源地は対岸厦門にありと推測せられたるを以て、余に対岸地方民情視察の為厦門出張の内命ありたり（中略）厦門の市中にては往々余を見て首を斬るが如き状を示し、嘲笑する者あり、人気頗る悪化の兆ありしが、果せるかな一月に至り暴民台北襲撃の事ありたり。次で総督府より特に木葉秋造囑托を派遣し来り、福州、汕頭、等に至り民情を視察すべしとの命令を伝えられたり」、とする（高橋謙『愚庵自伝』著者発行、1936年、100 - 101頁）。

³⁶ 「南清駐在領事と台湾統治者」『台湾日日新報』1899年10月1日。

れていない。したがって、第2章では、両者を架橋する仕組み、すなわち1917年に成立した対岸領事の総督府事務官兼任という制度に注目し、その成立の経緯を明らかにした上で、運用実態について、田健治郎総督期（1919～1923年）を中心に考察を加えていく。具体的には、台湾総督が対岸領事からどのような情報を得ていたか、領事にいかなる指示を出していたか、それを受け取った領事はどのように行動したかを追ってみる。この検証を通して、1920年前後より、台湾籍民は従前同様「厄介」者であったが、籍民の生命・財産等を保護する意識が総督府の中で明確になり始めていたことを裏付けていく。

続く第3章では、台湾総督府警務局によって島外の各地に配置され情報源となった人物の実態について考察する。1920年前後、東京に来ていた台湾人留学生等は、日本の植民地統治に対し、雑誌の発刊や講演等を通じて批判し、その反抗運動を展開していた。総督府はこれら台湾人の組織的活動に神経を尖らせ、彼等が統治の安定を脅かす「危険思想」を台湾にもたらすことを警戒していた。1923年6月、田健治郎総督が総督府内で開かれた領事会議で行った次の演説は、それを伺う好例であろう。田は、「（危険思想は一筆者注）対岸からは余り侵入して居らない。反つて此の種の思想は内地より入つて来ると思ふ……台湾学生も新思想にかぶれつゝある。新思想も善いが、動もすれば社会主義とか共産主義とかの如きにかぶれる。夫れが又た自然に台湾にも流入し、多少の影響を及ぼすであらうと思ふ。当府に於ては従来も之を取締つて居り、今後も取締るが、此辺の関係は領事諸君にも御注意あつて、外務省にも善く之を報告せられたい」とし、「危険思想」は日本内地から台湾に入ってくると断じたが、この種の思想を抱く人物が台湾の対岸で活動することをあらかじめ警戒するよう、対岸領事の協力を求めている³⁷。本章では、最初に在京台湾人の情報に関して、田総督の時代に確立した台湾総督府と警視庁の協力関係を浮き彫りにしてみたい。

他方、中国における台湾籍民が増えていく中で、従前にはいなかった人々が生まれていたが、その一部は日本の統治に不満を持つ台湾人であった。台湾総督府はこれら台湾籍民を視野に入れつつ、その情報を掴もうとした。1920年代に総督を務めた伊澤多喜男（1924～1926年在任）によると、「台湾人ニシテ支那ニ留学スル者多ク其ノ数約三百五十人ニ達スルヲ以テ之等留学生ヲ通シテ往々ニシテ不穩思想ノ伝播セラルハアリ」、とする³⁸。このように、一部の台湾籍民は「不穩思想」の伝播者と見なされて、当然のことながら、彼等は総督府の監視対象となっていた。総督府は籍民の情報を得るために、中国でどのような人物を雇ったのか。総督府はどのように自分の職員を島外に派遣

³⁷ 田健治郎「台湾の対岸関係に就て」『台湾時報』第47号（1923年7月）9頁。

³⁸ 伊澤多喜男『台湾統治』（1926年3月、東京大学法学部研究室図書室所蔵）105 - 106頁。

したのか。総督府と在中日本領事館との間で、いかなる連携が取られていたのか。これまで殆んど知られていなかった情報のネットワークの存在とその形成過程に光を当て、総督府の情報網が要所要所に張り巡らされたことを明らかにする。

1910年代以降、華南地方における台湾籍民問題として、最も指摘されるのは、賭博や阿片等に手を染めた籍民の存在であった。本研究では、資料の制約により詳述できないが、同問題の経緯について概観しておきたい。

そうした台湾籍民の存在について、例えば、「厦門、福州辺の台湾人中、十分の九以上治外法権の保護を悪用し、先方の国禁を無視し、阿片モルヒネを販売し、阿片煙館を開き、賭博場を張り、又時々中国人に向つて腕力を以て乱暴を働いたことを記した文献を見出すことができる³⁹。福州を旅行したある台湾人は、「余は福州で某国会議員及智識階級に属する者数名と会見し、談を在留台湾籍民に移れば、彼等は直ちに色を変じ、慷慨淋漓として籍民の不法を難じ、陰に日本官府の走狗となつて、日支間に難問題を惹起せしめんと企てて、日本の支那を侵略せんとする目的を達せしめんとしてみると云はれた」と書いていることから、華南地方の中国人の台湾籍民観を垣間見ることができる⁴⁰。他の視察者からも、「台湾より渡つたものゝ中殊に下層籍民は此地で横暴を極め台湾呆狗てふ特別名称をまで附せられてゐる」との指摘がなされた⁴¹。このように、

³⁹ 林東崗「中国旅行の所感（1）」『台湾』第3年7号（1922年10月）41頁。厦門にいた張我軍も台湾籍民問題について、「現在厦門に居を構へて居る台湾同胞は其数実に七千に上り、就中銀行会社員並学校教員と極少数の正当商人を除く外、総べて衣食住を賭博、阿片、皮肉生涯に頼り（後略）」と、レポートを書いている（「南支那に於ける排日対策」『台湾』第4年7号、1923年7月、49頁）。日本人の視察者として、次の2人を挙げることができる。一人は厦門を視察した山口高等商業学校の西山栄久であり、現地の有力な台湾籍民の謝龍潤に教わったことの一つとして、「在厦門の台湾人約八千名の大部分が、治外法権を盾に阿片やその他の不正営業に衣食して居る」ことを挙げている（「台湾南支聞見録」『東亜経済研究』第11巻4号、1927年10月、143頁）。もう一人は、上海東亜同文書院の植田捷雄であり、「厦門は華僑の町であると共に台湾人の勢力意外に強きところである。全人口十五・六万の中、台湾人一万四・五千、而も彼等は日本の国旗の下に多くの悪事を重ねてゐるといふ。海岸に日章旗をなびかせてそびへ立つ閩南旅館、福星旅館等がそれである」と書いている（「南支台湾旅行記」『国際』第3巻2号、1935年1月、93 - 94頁）。

⁴⁰ 黄呈聡「支那渡航旅券制度の廃止を望む」『台湾』第3年9号（1922年12月）23頁。福州の台湾籍民が中国人から敵視された理由について、王金海は、「台湾籍民が過去に於いて可なり民国の社会或は人士に残酷な行為があつたのが、其の主因らしい。又現在一千二百の籍民中現に悪事を働いてゐる連中がかなりあるといつてゐる」、と指摘している（「旅華第一信—福州を見る—」『台湾』第4年7号、1923年7月、87頁）。

⁴¹ 杜聡明「対岸厦門旅行の雑感」『台湾』第4年4号（1923年4月）69頁。台湾籍民が敵視されたことを伺うもう一つの例を紹介しておきたい。すなわち、「現に厦門に約五千人、福州に約六百人の台湾人が居留して居るがこれら学生や医者を除いた九割以上は全部無頼漢で敵禁してある阿片を公然の秘密で販売し、賭場を開設し、昼夜の別なく強盗し、手にピストルを握りて意気揚々として街中を歩き居る台湾呆犬は果して無旅

台湾籍民に関しては、当時、否定的な評価が下されており、台湾籍民は日本人の手先とほぼ同義語となっていた。

したがって、台湾籍民は中国人から次第に敵視されることとなり⁴²、この点でも日本政府は対策に追われることになる。1935年4月、福州および廈門における台湾籍民の煙館の経営は、日本領事館によって禁止されることになった⁴³。同時に、廈門領事館は台湾籍民経営の賭博場の閉鎖も実施した⁴⁴。これには、「支那国民政府と、我が総領事館の協力で、漸次正業に就かせる様に配慮し、相当な成功を収めてゐる様であつた」とされている⁴⁵。さらに、1937年1月、台湾軍司令官の畑俊六は、中国を視察してきた参謀の報告要旨の一つとして、「廈門、福州の難（籍の誤植—筆者注）民の経営する煙館の経営は支那側の妨碍により逐次衰退しあり。又密輸入は憲兵の圧迫により手も足も出ざる有様なり」と記している⁴⁶。以上の引用からもわかるように、台湾籍民の不法行為について、日本領事館と中国政府は厳しく対処することになったのである。

本研究が注目する第3の視角は、日中戦争勃発後、台湾籍民の引揚と中国への再進出という現象である。

1937年に日中戦争（宣戦布告がなかったため、日本はそれを「支那事変」と呼んだが、本研究では便宜上、日中戦争を使う）が勃発する前、華南地方には多数の台湾籍民が居住していた。これら台湾籍民は日本人同様、中国の動乱のためにしばしば危険にさらされた。例えば、満州事変と上海事変後における同地の引揚邦人数は、満州事変の影響で、廈門・福州・広東の引揚邦人数を合わせると、200人あまりであり（1931年12月調べ）⁴⁷、翌年1月、上海事変が勃発すると、上記3地の引揚者は700人を上回っていた⁴⁸。さらに、汕頭の引揚者を見ると、1931年9月18日以降の引揚者は92人、翌年

券で行つたのか、いや彼等にはチャント旅券を有し、台湾公会に入会して台湾籍民であると云ふ大きな看板を掲げて居る」、とする（頼欽栄「台湾経済界と海外の進展に就て」『台湾』第4年8号、1923年8月、63-64頁）。

⁴² 謝春木『台湾人は斯く観る』（台湾民報社、1930年）169-170頁。

⁴³ 台湾総督官房調査課『台湾と南支南洋』（1935年）17-18頁。

⁴⁴ 名嘉真武一『対岸事情と台湾の産業』（台支通信社、1935年）9頁。

⁴⁵ 阿部智義（大阪商船廈門出張所長）「廈門島」『文藝春秋』第16巻10号（1938年6月）257頁。

⁴⁶ 伊藤隆・照沼康孝編『畑俊六日誌』（みすず書房、1983年）90頁。

⁴⁷ 廈門在留の邦人8,083人の中、7人が日本内地へ、32人が台湾へと引き揚げ、引揚者は計39人であった。福州在留の邦人1,605人の中、16人が日本内地へ、18人が台湾へと引き揚げ、引揚者は計34人であった。広東在留の邦人631人の中、123人が日本内地へ、18人が台湾へ、8人が香港へと引き揚げ、引揚者は計149人であった。詳しくは、『外務省警察史』第51巻（不二出版、2001年）192頁、第52巻（不二出版、2001年）118頁、第53巻（不二出版、2001年）72頁を参照。

⁴⁸ 廈門在留の邦人8,347人の中、16人が日本内地へ、78人が台湾へと引き揚げ、引揚者は計94人であった。福州在留の邦人1,598人の中、515人が台湾へと引き揚げた。

のそれが 126 人で、計 218 人であった⁴⁹。このように、多くの台湾籍民にとって、排日の風潮や動乱に伴う避難或いは引揚はすでに経験済みであった。しかし、包括的な引揚が実施された日中戦争の場合は、その様相は全く違っていた。

日中戦争勃発後、台湾籍民の多くは日本領事と行動をともにし中国を離れることになった。戦争が進む中で、日本は中国の主要都市を攻略し、1938 年に日本軍は厦門に続き、広東を占領した。台湾総督府がこれら占領地に対していかなる協力をしたかを明らかにすることは、同時代に華南地方に再進出した台湾籍民、或いは新たに同地にやってきた台湾籍民を理解するためにも、必要不可欠なことであった。先行研究は、日中戦争以前の台湾籍民を注視する傾向があり、台湾籍民の引揚や戦時下の台湾籍民、さらに日中戦争が終わった後に台湾人の置かれた状況については、必ずしも明らかにしてこなかった。したがって、第 4 章では戦時下の厦門、第 5 章では戦時下の広東を中心に、台湾籍民の動向、日本軍の攻略、台湾総督府による占領地への協力、さらに、日本の敗戦により台湾籍民でなくなった台湾人の境遇を明らかにすることを試みたい。

本研究は、時系列に沿って論をすすめる、台湾総督府と華南地方の台湾籍民について、新たな視座を提供したいと考える。改めて指摘するまでもないが、国民が外国で秩序を乱す行動を取れば、外交問題を引き起こしかねない。それゆえに、国家は種々の方法で、越境する人々を管理するのである。しかし、そのためには、各官庁間の連携が必要不可欠となる。華南地方における台湾籍民問題の内実とともに、それに対する当局の対策を探求することは、これら各官庁間の連携を解き明かすことにもなる。台湾籍民問題をめぐっては、台湾総督府はもちろん、出先の日本領事、それから中央政府の外務省等も密接に関わってくる。これらの連携がどのように図られていたかを明らかにできれば、台湾総督府による台湾統治の一端を解き明かすことになり、台湾史研究に貢献することができるであろう。また、それは、日本が新たに獲得した新領土をどのように統治したか、日中戦争の時代を含めた時の推移の中で検証することになり、日本政治史研究にも寄与することができるであろう。さらに、日本政府および台湾総督府の台湾籍民対策を迫うことは、近代日中関係史の一端を知るうえでも極めて有益な示唆を与えることができるであろう。

広東在留の邦人 410 人の中、92 人が日本内地へ、7 人が台湾へ、18 人が香港へと引き揚げ、引揚者は計 117 人であった。詳しくは、『外務省警察史』第 51 巻 194 頁、第 52 巻 129 頁、第 53 巻 78 頁を参照。

⁴⁹ 「排日運動ノ各方面ニ及セル影響調査方ノ件 2」JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B02030302300 (第 2 画像目)、満州事変(支那兵ノ満鉄柳条溝爆破ニ因ル日、支軍衝突関係)ノ排日、排貨関係 第 3 巻(A-1-1-0-21_5_003)(外務省外交史料館)。

第1章 華南地方の台湾籍民問題—日本領事による在留禁止処分を中心に

はじめに

序章で述べたように、台湾総督府が台湾籍民の管理や取締等を行うためには、対岸に駐在する日本領事の協力が必要不可欠であった。日本領事は台湾籍民を管理する時、総督府発給の旅券を根拠にしていた。他方、籍民を取り締まるため、領事は日本の法律に基づいて在留禁止命令を実施することになる。ところが、総督府における旅券制度が未だ徹底されていなかった時期には、既述のいわゆる仮冒籍民の問題が頻繁に発生していた。加えて、華南地方に渡った日本人および台湾住民の中にも、不都合な行為をした人物が現れていた。そこで、本章では、「清国及朝鮮国在留帝国臣民取締法」（以下、取締法と略）に注目し、日本領事による在留禁止処分を中心に考察を加えてみたい。

台湾史の文脈で同法の運用は、一例しか触れられていないようである。それは、1898年に台湾総督として着任した児玉源太郎が息子の児玉秀雄への書簡の中で、「遂に反蹟を顕し候間討伐を加へ申候」と言及した簡大獅という人物である¹。この簡は、日本軍に武力で抵抗することに失敗して大陸に逃れた。1900年、台北県の巡查数人は清に渡航し、捜査の末、「三月九日夜風雨ニ乗シテ潜伏所ニ突進」して簡を捕獲した²。すでに同月7日、上野専一廈門領事は外務大臣への具申の中で、「普通ノ犯罪者トハ異ナリ全ク遁逃ノ土匪ニ有之候ヘハ之レカ処分方モ亦普通ノ手續ニ拠ル必要モ無之ト存居候……取締法ニ拠リ臨機ノ処分可致積リニ有之」と書いている。したがって、簡を「十三日漳州道台（地方官庁の長官—筆者注）ヨリ本地厦防庁ノ手ヲ経テ引渡ヲ受ケ」た直後、上野は3年間在留禁止する旨を「同人へ相達シ即日淡水丸便ニテ台湾へ向ケ退去致サセ」る³。台湾に戻された簡は死刑に処された⁴。かかる経歴を有した簡は、日本に抵抗した人物として現在も台湾史関連の事典に載せられる人物である⁵。

¹ 1898年12月16日児玉秀雄宛児玉源太郎書簡（尚友倶楽部児玉秀雄関係文書編集委員会『児玉秀雄関係文書I』同成社、2010年、6頁）。

² 「台北県警部中川清外四名ハ簡大獅ヲ捕獲ニ依リ金員賞与」台湾総督府档案第488冊51件。

³ 「在厦門殺人犯台湾人頼阿漢引渡方ニ関シ内務大臣ヨリ照会一件」（外務省外交史料館所蔵、請求番号：4-1-8-12）。

⁴ 黄昭堂『台湾民主国の研究』（東京大学出版会、1970年）239・250頁。前掲王泰升「日本統治下台湾人關於国籍的法律経験：以台湾與中国之間跨界的人口流動為中心」79-80頁。

⁵ 許雪姬（総策画）『台湾歴史辞典』（行政院文化建設委員会、2005年第3版）1311頁。横澤泰夫（編訳）『台湾史小事典』（中国書店、2016年第3版）153頁。

また、荻野富士夫の研究が、厦門領事館で、「1900年以降、毎年2名ないし4名に対し在留禁止命令が発せられている」と指摘している程度であり、同研究でも立ち入った論証は行われていない⁶。本章では、台湾籍民研究にはあまり利用されてこなかった未公刊の文書等を活用しつつ、在留禁止の実態を詳らかに明らかにする。考察の期間は、仮冒籍民の淘汰が行われる1910年代初頭までを対象とする。

第1節 台湾籍民の在留禁止処分

(1) 台湾籍民問題の所在

1897年2月、台湾住民に与えられた2年間の猶予期限を間近に控え、陸奥宗光（外相等を歴任）は「台民」の将来を危ぶみ、寄稿の中で次のように書いている。すなわち、「台湾と支那と一葦の水を隔つるに過ぎざるがため、或は広東の民、浙江直隸の地に至りて、自ら台民と称して課税を逃れ、法刑を免れんとするものあるに至らん……或はまた濠洲、米国に至りて自ら台民と詐称して、日本人の特権を詐用する支那人なきを保せざる也……況んや台民と称して東京に入り、横浜に入り、台民の権利を詐用して以て虚偽を施すの支那人あらしめば、戦勝の力を以て締結したる日清条約も直ちに無用に帰せん」と、陸奥は注意を呼びかけた⁷。このように、日本の台湾統治の初動において、陸奥は外交の観点から、清国人がトラブルの元になることを懸念し、日清戦争で獲得した日本の名誉を毀損する可能性を危惧していた。陸奥は同年8月に死去したが、彼が予想したように、「台民」と自称することで日本人としての特権を享受できる清国人が出現してくることになる。しかし、問題は彼の予想とは異なる展開を見せることになる。清国人が近隣諸省や海外（日本本土、さらにはオーストラリアや米国）に流れ出し、諸外国で事を起こすのではなく、華南地方で台湾籍民問題が集中的に起きることになったからである。かかる状況は、厦門領事の上野専一が外務省へ送った報告を見れば明らかである。

上野専一にはかつて福州在勤（1887～1891年）の経験があった⁸。1896年に厦門に転勤した上野は、同年12月に外務次官の小村寿太郎への上申で、「近来探聞スル所ニ依レハ本邦人ニシテ泉州地方ニ至リ（中略）大ニ地方ノ民安ヲ妨ケ候者往々有之」り、捜査の結果、

⁶ 荻野富士夫『外務省警察史』（校倉書房、2005年）591頁。

⁷ 陸奥宗光「台湾問題の解釈」『世界之日本』第12号（1897年2月）1-4頁。この文章は陸奥広吉編『伯爵陸奥宗光遺稿』（岩波書店、1929年）にも収められている。

⁸ 上野専一については、林正子「上野専一—日清戦争前の台湾認識の先駆者—」『台湾近現代史研究』第2号（1979年8月）を参照。

「此等ノ輩ハ大抵台北地方ヨリ渡航スルモノ、如ク被察候」との報告を行っている⁹。台湾北部から来た人が問題視されたことがわかる。翌年4月、上野は別の上申で、「台湾人民ニテ本年五月八日以後帝国之国籍ニ編入セラレ候モノニシテ我政府之旅券ヲ携帯シ同島ヨリ本地ニ渡航シ又ハ居留スルモノハ固ヨリ本館之管轄保護ニ帰シ可申ハ勿論ノ義ニ有之候」というように、旅券を持つ台湾人民を保護する考えを書いている¹⁰。ところが、同年10月の上申では、「旅券ヲ以テ帝国臣民ノ証左トシテ之ヲ保護スル能ハサル事情相生シ旁以テ取締上甚タ不都合」として、台湾総督府が旅券下付の際、「精査ヲ加ヘ假冒ノ弊ヲ生セシメザル」よう要請した¹¹。この上申は、台湾籍民を標榜する者の中に、不都合な問題を起こす人物がいたことを窺わせていた。厦門領事は、たびたび籍民把握の難事たること、その原因が総督府発給の旅券にあり、その運用上の弊害を本省に伝えた。

ここで、台湾総督府の旅券を持ち、これを在清の日本領事館に登録すると、台湾籍民にいかなるメリットがもたらされるのか、それを教えてくれる記事を紹介しておきたい。国籍選択から1年経った1898年5月、『台湾日日新報』は、厦門の台商が清国人と比べると、関税の免除など負担になる出費を省くことができるほかに、ビジネス展開に有利な立場に立つ利点があるため、「厦門人の日本籍に入らんことを願はざるものは一人もあるへからず」と報じていた¹²。同紙は、大金を費やしてまで旅券を手にした福建の豪商が上野領事に摘発され、数日監禁されたことを報じている¹³。この記事は漢文で記されていたが、新聞社がこうした事例を漢文で報じたのは、日本語がわからない台湾住民向けに、旅券の転売は違法行為であることを周知させ、旅券濫用の抑止効果を期待していたと考えられる。

しかし、台湾籍民問題は悪化する一方であった。1898年12月、外務省は次のような照会を内務省（中央政府における台湾総督府の主務官庁）に対し行った。すなわち、「近来台湾土民ノ厦門ニ渡航スル者逐日増加シ在厦門帝国領事館ニ就キ遊歴護照ノ発給ヲ請ヒ内地ニ入込ミ居候者既ニ百数十名ノ多キニ至リ随テ清国内地土民トノ間ニ訴訟事件其他種々ノ

⁹ 「厦門、福州其他清国南岸〔泉州地方、福州地方〕ニ密航スルモノ取締方拓殖務大臣訓令并ニ各地方庁ニ通達」台湾総督府档案第136冊27件。

¹⁰ 「台湾住民清国渡航又ハ居留者取締方拓殖務次官〔北垣国道〕ニ回答并地方庁へ通達」台湾総督府档案第132冊25件。

¹¹ 領事館によれば、「自己ノ既ニ一度使用シ了リタルモノヲ返納セズシテ之ヲ他人ニ譲与シ或ハ当国ヨリ書翰ヲ以テ台湾ニアル知友ニ依頼シ台民ノ名義ヲ以テ旅券下付ヲ出願シ之ヲ郵送セシメ或ハ又旅券ノ下付ヲ得テ之ヲ売買スル等ノ事実」があった、という（「海外旅券取締ニ関シ地方庁へ通達」台湾総督府档案第132冊29件）。

¹² 台商なら享受できる利便は、「輸出入貨物に釐金税を免かるゝ事」「貢行税を免かるゝ事」「寄進義捐等の名義にて強迫的徴発を免かるゝ事」「無頼徒の金銭強請を免かるゝ事」「三連単の功用により内地に入り貨物を買出し得るの利益ある事」「再輸出の時輸入税の払戻を受くる事」「外国商行たるの名譽を以て交際上権勢を張り得る事」であった（「厦門に於ける台商の利権」『台湾日日新報』1898年5月28・29日）。

¹³ 「頂替入籍」『台湾日日新報』1899年11月10日。

案件頻出致居ル趣ニ候然ルニ彼等台民ト称スル者ノ中ニハ從來台湾住民ニアラスシテ清国ニ民籍ヲ有スルニ係ラス目下台湾ニ於ケル戸口調査ノ不完全ナルニ乗ジ帝国臣民籍ヲ冒スモノ尠カラス」、とする。同照会は台湾総督府にも伝わっていた¹⁴。台湾籍民が他の清国人との間でトラブルが絶えなかったこと、清国人が台湾の戸籍制度の隙間を利用し、日本籍を獲得していたことを伺わせている。さらに、新聞は、清国人の負債者が相次いで台湾に渡航し国籍編入を出願すること、それが許可されるや、彼等は旅券をもらって清に戻り台湾籍民と名乗る現象を報じていた¹⁵。つまり、罪を犯した者や負債を抱えている者が、総督府の旅券を手に入れれば、その瞬間、日本人ということになり、清の地方官は彼等に手を出せなくなるのである。清の地方官はこれに不満を持っていた¹⁶。このように、仮冒籍民問題が日清双方の責任者に負担が掛かったことは容易に想像がつく。

ところで、このように廈門に暮らし台湾籍民として括られた人はどのぐらいいたのであろうか。1899年1月時点のデータであるが、上野廈門領事によると、「台湾人民ニシテ廈門ニ来リ当館ニ居住登録ヲ請フモノ目下五百余名ノ多キニ達シ内七十余名ハ雜貨其他ノ諸營業ヲ開店セリ」という¹⁷。わずか数年の間に、廈門の台湾籍民が500人近く急増したことは、他の日本人視察者によっても記録されている¹⁸。在清の日本領事にとって、難事だったのは、日本人ということをかさに着て、一々保護を求めてくる台湾籍民であった。1901年、岡実が現地視察を通じて得られた所感を次のように記している。長文に渡るが、その要点を引用する。

すなわち、「廈門ニハ日本籍民ナル者非常ニ多ク現ニ領事館ニ於ケル一ノ厄介物タリ即チ彼等ハ常ニ豚尾（辮髮一筆者注）ヲ垂レ支那服ヲ纏ヒ支那語ヲ以テ商業ニ従事シ常ニ支那人トシテ行動スト雖モ時トシテハ日本臣民タルノ国籍ヲ示シテ他ヲ脅迫威圧スルコト尠カラス而シテ悪事ヲ働キ支那官吏ニ逮捕セラルルニ及ヒテハ則チ支那官吏ハ日本人ヲ逮捕シタリトテ其処分ヲ日本領事ニ求メ来ルヲ例トス而シテ領事ハ已ムコトヲ得ス之カ処置ヲ為ササルヘカラサルニ至ル此ノ如クニシテ領事館ノ手数ヲ煩ハスコト枚挙ニ遑アラス」、

¹⁴ 「本島民海外渡航ノ節旅券下付方ニ付外務次官申越ニ依リ地方庁へ通牒」台湾総督府档案第4581冊1件。

¹⁵ 「冒籍日衆」「冒籍続報」『台湾日日新報』1899年7月8日、11月25日。

¹⁶ 陳小冲『日本殖民統治台湾五十年史』（社会科学文献出版社、2005年）396頁。

¹⁷ 「台湾総督府ト在廈門領事間台湾人身分取調ニ関シ直接通信ノ件 自明治32年2月」JACAR：B13080093400、直接通信関係雑件／許可 第2巻(7-1-2-6_1_002)（外務省外交史料館）。

¹⁸ 例えば、「領台の初め廈門に於ける我商人は僅かに一二人に過ぎざりしが今日に至て我廈門領事保護の下に營業する商人は実に四百名に餘れり此中内地商人は五六人に過ぎずして他は皆新領土の土人にして台湾の乱を遁れて僅に我条約を利し廈門に住して日商を冒すものとす」と、その急増が指摘されていた（松本亀太郎「南部支那と台湾との関係」『東亜時論』第5号、1899年2月）。

とする¹⁹。つまり、台湾籍民であれば、清の法律でしばられず、治外法権の恩恵に浴して、日本の領事館に移されることになる。この引用からもわかるように、台湾籍民か清国人かを見分けるのが困難であった。

増加する台湾籍民問題を処理すべく、日本領事は時間をとられることになるが、その遠因には、台湾総督府が目先の統治に忙殺されて、旅券制度を十分に確立しなかったことがある。1906年5月、総督府民政長官から各庁長への通牒に、「近来売買ニ依り取得シ若クハ変造シタル海外旅券ノ発見頻々ニシテ（中略）将来本島人タルト内地人タルトヲ間ハス旅券下付出願ノ場合ハ表面ノ調査ノミナラス尚其裏面ニ就キ充分内偵ヲ遂ケ彼等ノ奸手段ニ致サルハコトナキ様注意可相成」との指示があった²⁰。旅券の乱用が総督府の中で長年にわたり課題として認識されていたものの、それが解決されていないことを物語っていた。

他方、廈門と同様福州でも、台湾籍民は短期間に増加していた。1897年12月、廈門領事館の原田松二郎外務書記生の報告書は、福州の日本人は指で数えるほど少なく、「台湾臣民ニシテ当地ニ来リ開店セルモノアルヲ見ス」と記していた²¹。ところが、約5年後、福州領事の豊島捨松（1899～1903年在任）によれば、「本邦人は七十名に過ぎず外に本邦民として台湾人百六十五名在留すれども此等は元より国際的勢力の扶植に何等の貢献をなし得るものにあらず其業態は悉く支那人同様にして衣食住の日用品製作を始め諸般の商業全く支那的のもの」と難じていた²²。この時期、台湾籍民を日本にとり利用価値の非常に少ない存在と認識していたことは、興味深い点である。後年、日本領事は台湾籍民を利用するようになるが、この時期においては、台湾籍民は単なるトラブルメーカーと捉えていたのである。

このように、福州の台湾籍民が増加した理由について、豊島捨松は次のように解説していた。すなわち、「清国にては法令一途に出でず生命財産を托すべき法律不備にして（中略）民間商人に於ては皆財産及事業の経営を外国人の保護の下に置かんとし一定の報償を與へ外国人の名義を借りて事を営めるもの頗る多く我台湾土人にして福州に住する者の如きは多く其名義貸與人なり」としていた²³。さらに、1907年3月、福州領事の高橋橋太郎

¹⁹ 岡実「南清南洋遊歴談」『法学志林』第32号（1902年6月）。

²⁰ 「海外旅券不正入手及変造行使ノ件ニ付各庁長へ通達ノ件」台湾総督府档案第4888冊10件。

²¹ 「廈門領事館報告書」（外務省外交史料館所蔵、請求番号：6-1-6-30）。

²² 「福州近事」『台湾民報』1903年6月27日。

²³ 「福州の経済状態及南清の経営」『銀行通信録』第38巻225号（1904年7月）。因みに、豊島が福州を離れたのは、籍民と無関係ではなかったようである。この点を裏付ける記述を見出すことができる。すなわち、「福州は台湾商民の輻輳する処であるが、該商民等は新に日本国籍に入つたのを奇貨とし、福州政庁に係る交渉案件は常に我領事を煩はす事務の最大なるものである。其輩の中には領事の取扱に不満を抱くものも生じて帰台後之を督府に訴ふるものも出で、旁々督府より君の転任を迫るに至つて既記する如く依願免

は、総督府あての照会の中で、「台湾籍民ノ数ハ約二百七十名ニシテ商店ノ数モ約九十戸以上ヲ有シ（中略）台民ハ唯単ニ名義上ノ日本臣民タリト云フニ過キズシテ言語、思想及ビ經濟上ノ關係ニ於テ其実ハ全然清国人ト何等ノ差別ヲ見ズ」と述べている。上記の豊島と高橋の資料を合わせてみれば、台湾籍民（清国人、或いは台湾より渡航した台湾住民）は、清国人に名義を使用させることで報酬を得ていたことがわかる²⁴。商業上の利益を得るため、台湾籍民を名乗る人々が多くなっていたことがわかる。

以上のような状況から、同時期のメディア上における台湾籍民に対する評価は概して厳しいものであった。「台湾籍民の多くは、身に資産あるなく、南清に於ける外国籍民中最貧困なる者を以て目さる、又た実際に於て人品其の他最劣等たるに相違なきなり」と断じていたように、軽蔑を含んだ眼差しで見られたことは確かであろう²⁵。

以上、日本統治当初から台湾の対岸で台湾籍民問題が生起していたことを明らかにした。次に、この問題に対処すべく、日本領事が行った在留禁止処分について検討する。

(2) 台湾籍民に対する在留禁止処分

前節で紹介した台湾籍民を取り締まるため、日本領事が拠り所にしたのが、「清国及朝鮮国在留帝国臣民取締法」である。同法は、1883年、太政官布告第9号「清国及朝鮮国在留日本人取締規則」として出され、1885年、太政官布告第26号の改正をへて、1896年4月に法律第80号をもって公布されたもので、在留禁止や猶予期限、取り消しの申請等を規定していた²⁶。華南地方では、取締規則によって在留禁止を命じられた日本人は、1888

官となつた」、としていた（東亜同文会編『続対支回顧録』下巻、成瀬恭発行、1941年、264頁）。

²⁴ 「清国福州台湾人子弟教育ノ為メ三屋教諭派遣ニ関シ照復ノ件（在福州領事）」台湾総督府档案第5100冊15件。

²⁵ 「台湾籍民」『台湾日日新報』1907年9月29日。

²⁶ 同法の制定過程については、李昇燁「植民地・勢力圏における「帝国臣民」の在留禁止処分—「清国及朝鮮国在留帝国臣民取締法」を中心に—」『人文学報』第106号（2015年4月）に詳しい。その全文は以下の通りである。

第一條 清国及朝鮮国駐在ノ領事ハ在留ノ帝国臣民該地方ノ安寧ヲ妨害セムトシ又ハ該地方ノ風俗ヲ壊乱セムトスル者アルトキハ一年以上三年以下在留スルコトヲ禁止スヘシ

第二條 在留ヲ禁止セラレタル者ハ十五日以内ニ退去スヘシ若期限内退去シ難キ正当ノ理由アリテ其ノ旨ヲ申立ツルトキハ領事ハ相当ノ猶予期限ヲ與フルコトヲ得

第三條 在留禁止ノ命令ヲ受ケタル者其ノ命令ニ対シ不服アルトキハ命令ヲ受ケタル日より三日以内ニ領事ヲ経テ外務大臣若ハ駐劄帝国公使ニ該命令取消ノ申請ヲ為スコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ其ノ命令ノ執行ヲ停止セス

第四條 前條ノ申請ヲ受ケタルトキハ外務大臣若ハ駐劄帝国公使ハ其ノ事實ヲ審査シ領事ノ命令ヲ認可シ若ハ之ヲ取消スヘキ命令ヲ為スヘシ其ノ命令ハ確定ノモノトス

第五條 在留ヲ禁止セラレタル者營業上若ハ其ノ他ノ關係ニ於テ其ノ地ヲ去リ難キ事情アリト認ムルトキハ領事ハ其ノ期限間相当ノ保証金ヲ出サシメ在留セシムルコトヲ得

年12月の1人だけであった。これを実施したのは福州領事館の副領事代理の上野専一である²⁷。1880年代の時点では、日本人取締のために作られた規則であったが、それが法律として公布される段階になると、日本の統治下の台湾人に、さらには台湾籍民に適用されていく。

かかる取締法に注視したのは、日本領事でなく、むしろ台湾総督府であった。1890年代、日本と清国の間には、犯罪者の身柄を引き渡す条約がなかったため、台湾で裁きを受けることを逃れ清に逃亡した人の身柄の扱いが問題になっていたからである。

1896年7月、林董（特命全権公使）は外務大臣にあて、「台湾ニハ数百万ノ清人種棲息シ此輩ハ一年前迄清国統治ノ下ニ在リ風俗言語仍ホ清人ト同一ニ付一葦帶水ヲ航シテ清国内地ニ往返スルハ容易ノ事」とし、取締等を講じなければ、台湾で犯罪をした者は福建省等に「遁逃セバ法網ヲ免カルヲ得ル」、逆に大陸からも犯罪者が台湾にやってくるだろうとの懸念を示した²⁸。外務省の内部だけでなく、台湾総督府民政局事務嘱託で廈門出張中の澤村繁太郎も、「万一犯罪者ノ逃亡有之候テハ実ニ容易ナラサル義」とし、「渡清日本人取締」実施の必要性を強調していた²⁹。しかし、台湾総督府は島内の問題だけで手一杯で、犯罪者の対岸への逃走防止は実現すべくもなかった。そうした状況下の1899年2月、総督府は、犯罪者が清国に逃走した場合、日本領事は居留地区域内でその人物を逮捕できるか外務省に問い合わせたところ、「条約上明文ナキモ逮捕ノ必要アルトキハ外務大臣ニ照会アルヘシ」との返電を受け取っていた³⁰。翌1900年2月、総督府は、台湾から対岸に逃れた犯罪者や、「該地方ニ在テ本島ノ治安ヲ妨害スルノ所為アリタル者」が台湾で裁かれるよう、廈門および福州の日本領事が総督府に協力するよう要望していた。しかし、外務省は翌月の回答の中で、取締上の協力はするが、「単ニ台湾逃遁者又ハ非行者タルノ故ヲ以テ該地方ノ安寧風俗ニ関係ナキ者迄処分ノ儀ハ難取計」とし、在留禁止はしない方針を示

第六條 保証金ヲ出シ在留ノ許可ヲ得タル者其ノ期限内再ヒ第一條ノ挙動アリト認定スル時ハ其ノ保証金ヲ没収シ仍ホ在留ヲ禁止スヘシ

第七條 在留禁止ヲ命セラレタル者改悛ノ状アルトキハ領事ハ何時ニテモ職權ニ依リ又ハ所轄地方長官ノ証明ニ依リ該命令ヲ取消スコトヲ得

第八條 退去期限若ハ猶予期限内ニ退去セサル者及禁止期限ヲ犯シタル者ハ十一日以上一月以下ノ重禁錮ニ処シ二円以上百円以下ノ罰金ヲ附加ス

附則第九條 明治十六年第九号布告及明治十八年第二十六号布告ハ此ノ法律実施ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

²⁷ 『官報』第1660号（1889年1月）。

²⁸ 「日清犯罪人引渡条約締結一件」JACAR：B07080222300、日清犯罪人引渡条約締結一件（2-8-1-0-5）（外務省外交史料館）。

²⁹ 「醜業婦其他外国密航者取締方通牒」台湾総督府档案第93冊12件。澤村については、鍾淑敏「植民地から大陸へ—台湾海峡を渡った日本人」（貴志俊彦・谷垣真理子・深町英夫編『模索する近代日中関係—対話と競争の時代』東京大学出版会、2009年）を参照のこと。

³⁰ 「清国ニ逃走シタル犯罪人逮捕ノ件外務次官へ返電」台湾総督府档案第422冊28件。

していた³¹。このように、台湾総督府は治安対策の観点から取締法を有用と考えたが、外務省の同意が得られなかったため、それは機能しなかった。その後、犯罪者逃走の問題は、「台湾人ニシテ重軽罪ヲ犯シ逃走又ハ脱獄シテ渡航シ来ルモノ少」なくなかった（1906年12月、厦門領事館吉田美利事務代理から外相あて稟申）³²。この稟申は、総督府が台湾の治安を十分に確立していなかったことを窺わせていた。

外務省は、在留禁止の措置は、清国の秩序を乱す行為があると認められた時、在清領事の判断により実行されるとしていたが、その運用について、1899年11月に厦門および福州の日本領事に対し次のような訓令を発していた。すなわち、「台湾島ノ帝国版図ニ帰セン已来我商民ノ南清諸港ニ渡航スルモノ漸ク其数ヲ増加（中略）無産無職業ノ徒又ハ無頼壯士ノ輩ナシトセス萬一此種類ノ徒輩多ク入込ミ其所業或ハ該地方ノ安寧ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壊乱スベキ掛念アルトキハ清国官民ノ感情ヲ破リ我ヲ厭忌セシムルニ立至ルハ不可免儀ト存候」と述べた上、適宜取締法を「励行」するよう指示した。同法の運用において外務省が重視したことは、「可成最モ実悪多キ少数ノ人ヲ除去シテ其他ヲ取締リ得事専要」³³との一節が示すように、在留禁止者数をなるべく最小限に止めようとしていたことである。外務省のかかる訓令は、領事の判断に影響を及ぼしたと推察される。厦門の上野領事は、台湾総督府が旅券の発給を、領事館が台湾籍民の登録等を徹底させれば事足れり、何れは籍民問題を解決していくであろうとの見通しを持っていて、取締法の運用には消極的であったようである。

しかし、このような上野の姿勢にも、次第に変化が見られるようになる。例えば、1901年5月、上野は、愛甲直太郎と向山伊三郎に対し在留禁止を命じた。この愛甲は台湾総督府撫墾署雇として勤務したことがある人物で³⁴、1901年に台湾より厦門に渡航し、「一定ノ職業ナク土人間ノ訴訟ヲ利用シテ金銭ヲ強請シ又ハ無旅券ニテ内地旅行ヲナシ而前者ニ於テハ更ニ賭場開業ノ勧誘ヲナシタル等我国人ノ躰面ニ関スル所為ヲ働キタル」ため、2年間在留禁止を命じられた³⁵。愛甲に金1,000円の貸与を脅迫されたのは、彼が寄留した坤記洋

³¹ 「内訓第一一号厦門並福州地方へ逃走セシ匪徒逮捕方ニ付各領事へ訓令セシ旨回答及同上ノ件檢察局長知事庁長へ内訓ス」台湾総督府档案第537冊18件。

³² 「事務打合セノ為メ台湾出張ノ件吉田事務代理ヨリ稟請（握り置き） 明治40年1月」JACAR：B16080604700、帝国官吏出張及巡廻雑件／在外公館之部／領事館 第4巻(6-1-6-2_3_2_005)（外務省外交史料館）。

³³ 「居留民取締ノ義ニ付在厦門及福州帝国領事ニ訓令一件」（外務省外交史料館所蔵、請求番号：4-2-6-5）。

³⁴ 愛甲は、1896年5月から総督府撫墾署雇（恒春勤務）、大湖撫墾署雇を務めていた。1898年5月、彼は非職を命じられた（「撫墾署雇宮崎民次郎外二名〔青山輝、愛甲直太郎〕所属勤命令ノ件」「愛甲直太郎外一名雇ニ採用（元新竹県）」「雇愛甲直太郎外一名主事補任免及昇級（元新竹県）」台湾総督府档案第104冊79件、第9608冊52件、第9611冊65件）。

³⁵ 「本邦人在留禁止関係雑件」第2巻（外務省外交史料館所蔵、請求番号：4-2-6-2）。

行（洋行は雑貨商店のことを指す）経営者の李長勝（台湾籍民）および同洋行の買弁の周九芸（清国人）であった。上野のこの処置について、『台湾日日新報』は、次のように評している。すなわち、「領事は元来此の如き特権を行ふを好まずして陰忍する事久しく着任四年来去年僅に一人に対して執行したるに止まりたりしに今回は最も短時日の間に調査を遂げ直に決然たる処置に及べるは上野領事としては青天霹靂の觀あり従つて尚ほ多数存在せる魑魅の輩は忽ち影を潜めたるが如きも彼輩は額の汗を資本と為す能はざれば或は遠からずして更に一二の退去者を出さざるを得ざるべし」と伝え、上野領事の従前とは異なる措置を評価するとともに、取締法の抑止効果に望みをかけていた³⁶。

同月、上野領事は黄慶清という台湾籍民にも退去を命じた。黄は、1897年5月に商業目的で厦門へ渡航のための旅券を受ける³⁷。1898年1月末現在、黄の慶昌洋行を含む厦門の台湾籍民の商店は計18軒で、これら商店を調査した前出の澤村繁太郎は低い評価を下していた³⁸。1901年5月、上野領事は、「慶昌洋行ノ名ヲ以テ雑貨業ノ届出ヲナシ其賭場ヲ専門トシ且日本国籍ヲ利用シテ（中略）土人間ノ訴訟ニ容喙シ煽動紛雜ナラシムルノ形跡茲ニ判然セン」とし、愛甲と向山への処分同様、黄に対して2年間在留禁止を命じた³⁹。『台湾日日新報』は、黄慶清と李長勝について、「麗々しく原籍（台北県—筆者注）を有すれども其清国人にして名義のみ我国籍に入る者なれば今回台湾に退去するは恰も遠島の刑に処せられたる如く生活にも殆ど差支ゆべき模様なれば自ら進んで寧ろ刑法に照らして当地獄舎に繋がれんことを希望せり」と報じている⁴⁰。ここに、取締法は、台湾に生活基盤のない仮冒籍民が台湾に移送されることを嫌う心情から、抑止効果を発揮することが期待されていたことを読み取ることができる⁴¹。さらに、1902年9月、上野領事は、王子堅という籍民に対する在留禁止命令書の中で、「本邦二籍ヲ置キ乍ラ陰ニ種々ノ不法手段ヲ運ラシ（中略）右ハ幾多台湾籍民取締ノ為メ処分ヲ要スヘキモノト認メ」⁴²と書いていることか

³⁶ 「清国在留を禁止せらる（承前）」『台湾日日新報』1901年5月18日。

³⁷ 台湾総督府「自明治三十年四月至全年六月三ヶ月間海外旅券下付表」（外交史料館所蔵マイクロフィルム）。

³⁸ 「本島人ニシテ厦門ニ商店開設シ不正ノ行為ヲナス者アルニ付爾後旅券発給ノ際注意方知事庁長へ申進及澤村囑託へ回答」台湾総督府档案第4556冊6件。澤村によれば、彼等の中には、「外国商タルノ名義ヲ利用シ税関ヨリ発給スル三連単ナルモノヲ帝国領事館ヨリ申受ケ自由ニ清国内地ニ入り貨物ヲ買ヒ出シ地方釐金局ノ課税ヲ免カル」こと、「舶来品雑貨ヲ香港上海等ヨリ取寄セ自由ニ厦門厘金局ヲ通過シテ市内ニ輸入スル」こと、「日本商ノ名義ヲ清国人ニ貸シ相当ノ看版料ヲ取ル」ことを目的とする人があった。

³⁹ 前掲「本邦人在留禁止関係雑件」第2巻。

⁴⁰ 「台湾人の在留禁止」『台湾日日新報』1901年6月2日。

⁴¹ 李の在留禁止を示す資料は見当たらず、誤報かもしれない。『台湾日日新報』の報じるところによれば、黄は厦門を去って消息がなくなった（「籍民去厦」『台湾日日新報』1901年6月30日）。

⁴² 王は、1920年10月に総督府の紳章を授与される（「吳蘊甫外十一名紳章交付ノ件」台湾総督府档案第3057冊13件）。後年、厦門領事館は、彼を「篤実ニシテ其ノ言行ハ後輩ノ

ら、在留禁止を不法行為を行う籍民への対抗措置として活用するようになったと考えられる。

表1は、在留禁止処分を受けた華南地方の台湾籍民の一覧、計29人である。因みに、前出の上野専一は厦門領事任中に台湾籍民10人に、他の領事は計19人に対する在留禁止命令を執行した。『官報』には、台湾籍民の名前や原籍、職業等が記されているのみで、退去理由については記されていない。台湾籍民の在留禁止に関わる資料は、本来、台湾総督府文書に残っているはずであるが、文書が定期的に廃棄されているため、ほぼ現存しない⁴³。台湾総督府の『府報』にも殆んど掲載されていなかった⁴⁴。しかし、外務省の文書を駆使すれば、退去理由の一部を知ることができる。以下、本章で紹介する日本領事の書いた理由は、特に断らない限り、外交史料館所蔵の「本邦人在留禁止関係雑件」による。

表1からも見て取れるように、雑貨商の台湾籍民が比較的多かった。日本領事からすれば、彼等は、「表面雑貨商ナリト届出居ルモ其実一定ノ正業ナク平素土地ノ無頼漢ト交わった人であった（陳貞金の例）⁴⁵。現地の「無頼」の清国人と絡む台湾籍民は、在留禁止を命じられたのである⁴⁶。

亀鑑」と評価していた（「昭和7年11月10日から昭和7年12月4日」JACAR：B02031443600（第9～10画像目）、台湾人関係雑件(A-5-3-0-3)（外務省外交史料館））。ここには、往年のような低評価は見られなくなっている。領事館は、資産と社会的地位を有する台湾籍民を、ある程度重要視するようになっていったことがわかる。

⁴³ 1906年7月、台湾総督府文書課が、「明治三十三年書類五箇年保存公文類纂ハ保存期間満了」により、文書を廃棄する際目録を作った。そのなかの第11門の警察監獄の雑類の中には、明治33年7月9日の「大稻埕（地名一筆者注）葉湛璇ハ厦門地方ノ風俗ヲ壊乱スル者ト認定シ清国在留禁止ノ旨厦門領事通牒」と見える（中京大学社会科学研究所台湾総督府文書目録編纂委員会編著『台湾総督府文書目録』第15巻、ゆまに書房、2004年、194頁）。

⁴⁴ 国史館台湾文献館の「台湾総督府府（官）報資料庫」（データベース）で検索してみると、1点しか出てこなかった。それは、1909年、厦門領事から3年間清国在留を禁止された台北庁の曹であった（1909年11月11日の府報第2830号）。

⁴⁵ 類似の記述は、呉嘉和、林春宝、葉克利、黄森に関する資料から見出すことができる。

⁴⁶ 類似の記述は、曾充容、康守仁、陳阿食、曹礼卿、王葆青に関する資料から見出すことができる。

表1 華南地方における在留禁止の台湾籍民（1900～1911年）

	名前	原籍	職業	発令、禁止期間	領事（代理を含む）
1.	葉洪璇	台北	雑貨商	00年4月、2年	厦門、上野専一
2.	黄慶清	台北	雑貨商	01年5月、2年	同上
3.	施水	台北		01年11月、2年	同上
4.	曾充容	澎湖	海松細工	02年6月、3年	同上
5.	王子堅	台北	洋行雇人	02年9月、3年	同上
6.	陳貞金	台北	雑貨商	02年12月、2年	福州、豊島捨松
7.	吳嘉和	台北	雑貨商	03年3月、2年	厦門、上野専一
8.	鄭少瑜	澎湖	無職	03年4月、2年	同上
9.	林春宝	台北	雑貨業	04年4月、3年	福州、中村巍
10.	葉克利	台北	雑貨業	04年4月、2年	同上
11.	呂川鋭	台北	古物商	04年4月、3年	厦門、上野専一
12.	黄森	台北	雑貨業	04年4月、3年	福州、中村巍
13.	陳清安	澎湖	手環細工	04年10月、2年	厦門、上野専一
14.	陳九跳	澎湖	手環細工	04年10月、2年	同上
15.	蘇友讓	台南		06年9月、3年	厦門、吉田美利
16.	戴熙年	台北	雑貨業	07年4月、3年	同上
17.	康守仁	台北		08年9月、2年	厦門、森安三郎
18.	李勤	台北		08年11月、3年	同上
19.	陳阿食	台北	無職	09年6月、3年	同上
20.	曹礼卿	台北	無職	09年10月、3年	同上
21.	曾氏螺	台北		10年6月、3年	厦門、菊池義郎
22.	李氏姐	台北		10年6月、3年	同上
23.	許氏呆	台北		10年6月、3年	同上
24.	陳地	彰化		10年6月、3年	同上
25.	黄鐘瑄	台北	雑貨商	10年11月、2年	福州、高洲太助
26.	陳毓秀	台北	雑貨商	10年11月、2年	同上
27.	蔡氏妹	台北		10年12月、3年	同上
28.	翁氏金治	台北		10年12月、3年	同上
29.	王葆青	台南	無職	11年5月、1年	厦門、矢野正雄

出典：外交史料館所蔵の「本邦人在留禁止関係雑件」（外務省外交史料館所蔵、請求番号：4-2-6-2）および『官報』に基づく。空欄は不詳を表す。

加えて、在留禁止の理由書に頻繁に使用されるもう一つのキーワードは「訴訟」であった。前述した「土人間ノ訴訟ニ容喙」（黄慶清）のほか、「漫リニ他人ノ訴訟事件等ニ容喙シ」（葉洪施）、「謂レナキ訴訟ヲ煽動シタル」（施水）、「動モスレハ他人間ノ葛藤事件等ニ容喙シ偶々乗スヘキ機会アルヲ発見スルトキハ種々ナル口実ヲ設ケテ金銭ヲ騙取シ」（陳清安兄弟）等がそれである。ここでは、台湾籍民が関与する訴訟問題がいかに深刻であったか、1907年7月、福州領事高橋橋太郎から本省への報告に、それを見ることができる。すなわち、「従来当地ニハ多数ノ台湾籍民在住スル關係ヨリシテ金銭貸借等ニ関スル案件甚ダ多ク而シテ其件数ノ約十分ノ九ハ台民ヨリ清国民ヲ被告トスルモノニシテ（中略）台湾籍民ガ其我内地人ト平等ナル条約上ノ特権ヲ濫用シ濫リニ事件ヲ起スノミナラズ甚ダシキハ清国人ノ争訟ニ干与シテ自分ノ名義ヲ一方ニ貸与シ利益ヲ得ルノ目的ニ供シ居ルモノ不尠」、とする。籍民が清国人に対して訴訟を提起することは、日常的な光景だったというのである。翌月、林董外相の回訓は、「濫訴ノ弊風ハ他ノ方法ニヨリ嚴重取締ルノ必要可有之ト存候間貴官ニ於テ可然方法ヲ以テ適宜御取締相成様致度」とし、問題は認識しつつも、具体策を指示していたわけではなかった⁴⁷。さらに、1908年1月、福州領事館は、「詞訟案件ハ案上ニ堆積シテ之ヲ処弁スルニ日モ亦足ラザルノ状況」にあった⁴⁸。台湾籍民は、「父母妻子兄弟は勿論親戚朋友に關した事件迄も自分の事件として領事館へ訴へ出で常に領事館に迷惑を懸け」たりしていた⁴⁹。つまり、家に台湾籍民がいれば、一家だけでなく、友人までもそのお蔭を被ることができるのが、籍民問題を拡大させる要因であった。『台湾日日新報』の漢文紙は、籍民が他人の訴訟を引き受けて関与する行為を「包攬詞訟」と称し、前出の旅券濫用に関する記事同様、特権を濫用した籍民を戒めることで、抑止効果を期待していたと考えられる⁵⁰。

もう一つ注目すべきは、在留禁止を受けた人には、風俗産業に関わった人が存在したことである。中には「仏參」を渡航の理由とする人がいた⁵¹。当時の新聞が報じたように、大

⁴⁷ 「領事館ノ徴収スル手数料ニ関シ在福州領事ヨリ請訓ノ件」 JACAR : B12082101900、帝国領事官ノ徴収スル手数料及出張費用ニ関スル規定制定並改正一件 第2卷(B-3-14-5-8_002) (外務省外交史料館)。

⁴⁸ 「囑託佐野一郎賞与」台湾総督府档案第1431冊22件。

⁴⁹ 「対岸の台湾人(上)」「対岸の台湾籍民」『台湾日日新報』1908年9月13日、1910年5月14日。

⁵⁰ 記事には「包攬詞訟」という言葉が多用されていた(「品紫題紅」「往台運動」「漏網之魚」「究辨仮籍」『台湾日日新報』1909年5月5日・5月25日・8月1日、1910年8月25日)。

⁵¹ 領事は、蔡氏妹と翁氏金治(蔡の養女)について、「明治四十二年十一月仏參ノ目的ヲ以テ当地ニ渡来シ厦門打鉄路頭清国人旅館長春号ニ滞在シ居リ親子共謀シテ密売淫ヲ営ミ清国人無頼漢ヲ後援トシテ嫖客ヲ誘引シ当地方ノ風俗ヲ壞乱セムトスル所為アルヲ認めタ」と書いている。

陸へ「進香」（寺参りの意味）することを目的とし、旅券の下付を得た女性の中には、実は厦門に行って風俗産業に従事した人がいた⁵²。旅券の所持者は、必ずしも文面上の目的どおり行動したわけではなかったことがわかる。

ここまで、日本領事の取締上の関心がどこにあったか、他方で台湾総督府が取締法にどのような期待を寄せていたかを具体的に考察してきた。補足になるが、同時期に華南地方以外で在留禁止を受けた台湾籍民は2人だけで、2人とも上海総領事館の命令に基づいていた。一人は達鳳翱（鎮江英租界在住）で、「清国六合県人ニシテ曩ニ台湾ニ渡航シテ帝国ノ国籍ヲ取得シ其後清国ニ帰来シ（中略）清国官辺ノ弱点ヲ熟知シ居ル丈ケニ其帝国籍ニ在ル特権ヲ濫用シ帝国ノ威勢ヲ藉リテ不正ノ行為ヲ逞フシ南京分館主任ヨリ忠告ヲ蒙リタルニ拘ラス前記ノ如キ不正商業ヲ為シタル上六合県揚州府等ニ於テ屢々清国地方官ト交渉事件ヲ惹起セリ」との理由で、上海総領事館事務代理松岡洋右から、1905年3月より2年間の在留を禁止された。彼が国籍をうまく利用したことは、華南地方の台湾籍民のそれと同様であった。もう一人は許又銘で、「帝国臣民籍ヲ隠蔽シ福建人ナリト偽称シ革命派ニ属スル支那人ト交際ヲ結ヒ（中略）本人ハ台湾総督府ノ通報ニ依ルモ山師的人物ニシテ性行宜シカラス当地ニ於ケル同人ノ住所ニテハ爆弾ノ製造ヲ為シ居ルヤノ説モ同地ニ伝ハリ居ル趣ニテ李（暗殺企画者一筆者注）トノ関係モ甚タ疑フヘキモノアリ」との理由で、上海総領事の有吉明から、1913年11月より3年間の在留を禁止された。この許が国籍を「隠蔽」した理由は、革命活動に支障を及ぼすためだったのか、それとも、日本人であることが露呈すると、逮捕されて日本領事館に移送されることを恐れたためだったのか、事実はよくわからないが、日本国籍を公にしないという点では、在中の台湾籍民の中、「異例」であった。

第2節 日本人の在留禁止処分

台湾籍民問題をより理解するためには、台湾の対岸で起きていた日本人問題、日本人に対する在留禁止処分も併せて明らかにする必要がある。したがって、本節では、日本人の在留禁止処分についても論及してみたい。

日本が日清戦争に勝利した後、台湾を領有したことは、日本人の華南への進出を促すことになる。前出の澤村繁太郎の報告（1898年3月）は、この現象について、次のように書いている。すなわち、「台湾ノ我有ニ帰スルヤ内地人ノ台湾ヲ経テ清国沿岸ニ漫游スルモノ漸ク頻繁ヲ致シ滞寓者常ニ絶ヘス目下ノ急務ハ日本旅店ノ設立ト雜貨舗ノ

⁵² 「花機瑣誌」『台湾日日新報』1910年4月17日。

開店トニアリ」、とする⁵³。しかし、それに伴い、日本人問題が生起したのも事実である。1898年9月、上野専一厦門領事が外務次官へ送った報告を見れば、それは明らかである。そこでは、在留日本人の過半は、台湾で「商業其他ニ失敗セシ者カ若クハ下級官吏ノ非被免セラレタル者ニシテ無産無業ノ者多」かったことが指摘されている⁵⁴。ここでは、次のような印象的な記事の一節を挙げるができる。すなわち、1899年の福州は、「日本人の落武者来るや福州の無頼清人は奇貨居くべしとし之に衣食を供し手当を与へ合資商業の名の下に一店舗を開き日商との看板を掲げ之に依りて材木輸出に要する釐金税の免除を謀る手段とす又訴訟事件若くは其他の苦情に因りて交渉の事あれば日本人直に之を引受け無理談判を行ふことあり此等の為釐金局一派の官吏は勿論民間の或一部人士は痛く日本人に悪感情を有するに至れり」、とする。この記述からは、「日本人の落武者」と「無頼清人」が組んで悪徳利益の追求に暗躍していたため、官民間わず福州の清国人が日本人に対する悪感情を抱いたことがわかる⁵⁵。

1900年7月、台湾から厦門に渡航した「内地人の無頼者」の取締をめぐって、上野厦門領事は台湾総督府民政長官の後藤新平に対し、「当港ニ渡来候内地人中無資無産一定ノ目的無ク土人ノ食客トナリ又ハ土人木賃宿ニ投宿シテ無錢飲食ヲ為ス者往々有之且ツ短褐弊衣ニテ外国人居留地ヲ闊歩スル杯不体裁黜カラズ国交上甚ダ面白カラサル」と述べた上、「旅券御発給并ニ各港出帆ノ際一層厳重ノ取締ヲ加」えるよう照会した。これを受け取った総督府は、管下の各県知事と各庁長に、「内地人ト雖旅券下付出席者ニ対シテハ其資産ノ有無渡航ノ目的平素ノ行為等」を調べ、不都合な者を渡航させないよう通達した。総督府は領事への回答の中で、「無頼ノ者ハ二十九年法律第八十号第一条ヲ適用シ在留禁止ヲ御命令相成候様相叶間敷哉若シ夫レニテモ取締方困難トノ事ニ候得者当方ニテハ律令ヲ発布候外致方無之」⁵⁶と述べており、とりあえず在留禁止を命令すること、それでも足りなかつたら新たな律令を制定するしかない、との考えを持っていたことがわかる⁵⁷。取締法を活用しようとしていた総督府の意図を改めて確認できる。

⁵³ 澤村繁太郎『対岸事情』（中川藤四郎発行、1898年）257 - 258頁。

⁵⁴ 前掲『外務省警察史』第51巻41頁。

⁵⁵ 「福州に於ける日本人の遭難」『東京朝日新聞』1899年11月15日。

⁵⁶ 「厦門在留内地人中無頼ノ者取締方ニ付同地領事ニ回答地方庁へ通達」台湾総督府档案第532冊6件。

⁵⁷ 1896年3月、帝国議会は法律第63号「台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」を可決し、これに基づいて、台湾総督は、管轄する地域内で帝国議会の法律と同等の効力を備えた命令（律令）を制定できるものとされた。同法律については、檜山幸夫「台湾統治基本法と外地統治機構の形成—一六三法の制定と憲法問題—」（台湾史研究部会編『日本統治下台湾の支配と展開』中京大学社会科学研究所、2004年）、呉密察「明治国家体制與台湾—一六三

20世紀初頭の華南地方は、大阪商船や三井物産、台湾銀行、日系の会社等に勤める少数の日本人がいたものの⁵⁸、上述のような「浮浪の輩」と目される日本人が多数を占めていた。ここでは、厦門の日本人に関する次のような一節（1901年）を挙げるができる。すなわち、「純然たる日本商人としては広貫堂の薬店志信洋行志義洋行の雑貨其他二三軒の菓子店を見受るのみ」で、「何しろ概はしき事に存候は定職なき浮浪の輩に御座候内地人男女併せて百名内外の内二十名前後は慥かに是等の徒に有之候彼等は皆日本商としての台湾人方に居鼠郎其目的とする処は清国人と喧嘩にても持ち揚げ何程かの金をゆすらふか何んでも強談騙取位を的と致居り実に村に事あれ四海不太平を祈る無頼の輩に御座候到る処総じて是等の輩が先き立ちて同胞の気受けを損んずる事如何にも残念に有之云々」との記述もその証左であろう⁵⁹。そこには、台湾籍民や清国人と共謀し悪徳を働く、或いは彼等との間にトラブルを起こす日本人の否定的な姿が報告されていた。このように現地の人から疎まれトラブルを起こす日本人に対する在留禁止の運用実態はどうであったのであろうか。表2は、日本人の在留禁止処分をまとめたものである。上野厦門領事の任期中は17人（厦門7人・福州6人・汕頭4人）、それ以降は16人（厦門8人・福州8人）、計33人であった。

表2が示すように、これら日本人は無職や職業不明の者が多かった。日本領事によると、彼等は、清国人と喧嘩した者、賭博を開帳した者、詐欺取財を働いた者、風俗産業を営んだ者など、正業を持たない人ばかりであった。領事の書いた理由書には、領事が彼等に対して、怪しい行動を取らぬよう説諭や戒告を加えたりしたことも書かれている。それらを通じ、領事たちが清国人の訴訟に関わる日本人に多大な関心を持っていたことがわかる。その典型例として、懸野千万三郎、大友鉄雄の事例を紹介してみたい。

法之政治的展開」（『台大歴史学報』第37期、2006年6月）、王泰升（後藤武秀・宮畑加奈子訳）『日本統治時期台湾の法改革』（東洋大学アジア文化研究所・アジア地域研究センター、2010年）62 - 63頁を参照。

⁵⁸ 林安繁『回顧七十年』（宇治電ビルディング、1948年）202 - 217頁。

⁵⁹ 「厦門通信」『台湾民報』1901年11月16日。

表2 華南地方における在留禁止の日本人（1897～1911年）

	名前	原籍	職業	発令、禁止期間	領事
1.	渡辺伊太郎	長崎	水茶店業	1897年12月、3年	厦門（福州兼轄）、 上野専一
2.	山口セイ	長崎		同上	同上
3.	山下ヨシ	長崎		同上	同上
4.	江口アイ	佐賀		同上	同上
5.	本田ジツ	長崎		同上	同上
6.	山口タカ	長崎		同上	同上
7.	名倉重吉	福岡		1900年4月、2年	厦門、上野
8.	愛甲直太郎	鹿児島		01年5月、2年	同上
9.	向山伊三郎	京都		01年5月、2年	同上
10.	岩本正志	静岡		01年9月、2年	同上
11.	大島猪市	大阪	無職	02年6月、2年	同上
12.	懸野千万三郎	三重	無職	02年9月、2年	同上
13.	森修一	広島	薬種商	03年12月、2年	厦門、山吉盛義
14.	高橋金太郎	神奈川		04年11月、3年	福州、中村巍
15.	川谷美敏	長崎	硝子製造業	04年12月、3年	厦門（汕頭）、上野
16.	大森正敏	茨城	無職	05年4月、2年	同上
17.	河岸岩男	茨城	新聞通信員	05年4月、2年	同上
18.	広瀬義肆	兵庫		06年4月、3年	同上
19.	竹馬登亀雄	長崎	無職	06年6月、3年	福州、高橋橋太郎
20.	池田勇作	長崎		07年1月、2年	同上
21.	稲葉平三郎	兵庫	御用達商	07年8月、3年	厦門、瀬川浅之進
22.	吉村久吉	大阪	料理店雇	07年8月、3年	福州、高橋橋太郎
23.	岸本ハマ	大阪	料理店雇	07年8月、3年	同上
24.	朝倉盛興	鹿児島	無職	08年6月、3年	福州、佐野一郎
25.	奥田又次郎	大阪	金物商	08年8月、3年	厦門、森安三郎
26.	宮ノ原信一郎	鹿児島		08年11月、3年	同上
27.	永田数蔵	山梨	印版業のち に雑貨商	10年6月、3年	厦門、菊池義郎
28.	中村国三郎	茨城		10年6月、3年	同上
29.	大友鉄雄	京都		10年6月、3年	同上

30.	原金一	東京	新聞通信業	10年11月、2年	福州、高洲太助
31.	津田春堂	東京	無職	10年11月、2年	同上
32.	永田寛之介	鹿児島	代書業	11年7月、3年	厦門、矢野正雄
33.	湯通堂長助	鹿児島		11年7月、3年	同上

出典：同表1。

懸野は台湾総督府税関監吏補、台北県弁務署主記を勤めたが、1899年8月に辞職している。滬尾（地名）弁務署長によると、懸野は、「商人ト相結託シ私利ヲ営ムノ疑」があったという。この懸野は臨時台湾土地調査局に就職したかったものの、同局は台北県に「在職中不都合無之哉」について確認した結果、不採用にした⁶⁰。台湾で暮らしていけないためか、懸野は対岸に渡ったが、「時々土民ノ訴訟ヲ挑発煽動シ又ハ賭場ニ出入シ甚シキニ至ツテハ本人カ訴訟事件ノ代人トナリタル所ノ原告ヲ同時ニ被告トシテ訴へ出ル等ノ事有之」ということで、領事から在留禁止命令を受けた⁶¹。大友は、1898年10月に台南弁務署の雇に採用されたが、翌年9月、同署が「取調ノ上官吏収賄及詐欺収財ノ行為アルモノト認メ九月五日台南地方法院ニ告発」したため、法院に勾引されて即日休職することになった⁶²。厦門に渡った後の大友の動向については、上野領事から外務省への報告（1905年11月）に記録が残されている。これによれば、大友鉄雄・富田庄蔵・高橋角次郎の3人は、「嘗テ台湾ニ在リテ訴訟代理或ハ種々ノ事業ニ従事」したが何れも失敗した。厦門に渡航した富田は、「弁護人トシテ台湾籍民或ハ清国人間ノ訴訟事件取扱ヲ営業」としており、高橋と大友は、「何等正当ノ商業ナク常ニ土民間ノ訴訟事件ニ干渉シ糊口ノ道ヲ計ル人物」であった。さらに、「富田高橋大友ノ如キ台民間ノ訴訟事件ヲ煽動スル無職業ノ輩ニアラサレハ信用ニ乏シキ小商人」の類の日本人が数十人存在した、とも報告されていた⁶³。

⁶⁰ 「税関監吏補懸野千万三郎台北県ニ出向ヲ命ス」「辨務署主記懸野千万三郎依願免官ノ件（元台北県）」「懸野千万三郎ニ採用取消」台湾総督府档案第338冊59件、第9294冊21件、第4316冊8件。

⁶¹ 類似の記述は、名倉重吉、岩本正志、森修一等に関する資料から見出すことができる。

⁶² 同年11月、無罪を言い渡された（「大友鉄雄採用ノ件（元台南県）」「主記大友鉄雄休職ノ件（元台南県）」「休職弁務署主記大友鉄雄詐欺取財ノ件台南県報告」「休職主記大友鉄雄復職ノ上更ニ休職ヲ命スル件（元台南県）」台湾総督府档案第4586冊7件、第9542冊38件、第9548冊5・45件）。

⁶³ 「高橋角次郎外二名ニ於テ厦門専管居留地経営及日清立会裁判所設立建議一件」JACAR：B12082544700、在支帝国専管居留地関係雑件／厦門之部 第4巻(B-3-12-2-32_7_004)（外務省外交史料館）。

1910年、風俗産業に関わった大友は、他の台湾籍民とともに在留禁止を受ける⁶⁴。このように大友らのほか、風俗産業に関わった日本人も数人あった⁶⁵。上記の懸野と大友同様、在留禁止を受けた日本人の中に、台湾総督府に勤めたことのある河岸岩男と朝倉盛興がいた⁶⁶。前出の上野領事が本省に報告した「商業其他ニ失敗セシ者カ若クハ下級官吏ノ非被免セラレタル者」との一節を想起せずにはいられない。

以上のように、日本人と台湾籍民は国籍を利用する点で共通しており、両者の日ごろの行いにほぼ同様のパターンが見て取れる。ただ日本人には台湾籍民と大きく異なる点がある。それは、日本人が清国に銃を密輸しようとした点である。領事の理由書を見ると、「銃器弾薬類ノ密輸入ヲ謀ル等諸種不都合ノ所為有之」った大森正敏や、後述する稲葉平三郎、奥田又次郎はこの種の事件に関わっていた。ここでは、史料が残っている稲葉と奥田について紹介してみたい。

瀬川浅之進廈門領事によると、稲葉は1907年4月に、「台湾総督府ヨリ払下ヲ受ケタル廢銃約二千挺」を、淡水出航の支那形船（ジャンク）に積み込んで、同館管轄内の泉州府同安県に送らせて、「清国人数名ニ密売シタル事実」があった。清国側の道台の劉慶汾は、「照会スル前自ラ来館ノ上内相談ヲ為シ」た。領事も稲葉から事情を聞いた後、「数回道台ト面議ノ上目下南清各所暴動ノ余孽未タ剿絶セズ此際日本人ノ手ニ於テ廢銃数千密輸入ヲ云々スルハ徒ニ他ノ誤解ヲ招クノ恐アルヲ以テ極メテ穩便ニ本件ヲ終局セシメニコトヲ商議シ」た。その結果、日清双方は、「廢銃ノ個数ノ如キモ事実ヲ縮小シ參百個位ヒニ止ムベキヲ約」した。領事の稲葉に対する処分は、稲葉が持っている現金（300円）を没収、これを道台に渡すとともに、「例ヒ古鉄ト称スルモ銃形ヲ存スルモノヲ殊ニ未開港地ニ密輸入セシハ甚タ穩当ナラサル行為」とし、3年間の在留を禁止した。さらに、領事は、

⁶⁴ 1909年3月以降、大友は、「台湾人陳地ト称スル日本語ヲ能クスルモノト共謀シ台湾土人ノ婦女タル前掲曾氏螺及李氏姐（曾氏螺の娘—筆者注）並ニ許氏呆等ヲ誘致シ自己貸借ノ家屋楼上ニ於テ窃ニ芸妓業ヲ営ミ表面ハ曾氏螺外ニ名ニ楼上ノ二三室ヲ分割賃貸シ家賃ヲ徴スルノ外毫モ関係ナキモノ、如ク装ヒ内実売淫ノ媒合客止ヲ為シ嫖客ノ暴行アル場合ハ自ラ出テ、之ヲ制禦スル等専ラ保護ノ任ニ當リ陳地ト共ニ利益ノ分配ヲ為シ居」り、曾氏らが退去を命じられた直後、大友は領事館に「出頭シ右三名ニ対スル退去命令執行ヲ不当トシテ批難攻撃ノ態度ニ出テ全ク改悛ノ情ナキヲ認メ共謀者陳地ト共」に、3年間在留禁止を受けた。

⁶⁵ 領事によると、渡辺伊太郎は、日本内地から「醜業婦」を福州に密航させて清国人に対し売春を行っているとの風評があったため、「書記生原田松二郎商業視察トシテ該地へ出張ノ序ヲ以テ実情篤ト取調サセタル処目下山口セイ山下ヨシ江ロアイ本田ジツ山口タカ等ノ五名ヲ雇入公然醜業ヲ営ミ居レリ」、とする。もう一つの例は岸本ハマである。「酌婦トシテ出稼キ致居候処爾来窃カニ醜業ヲ営ミテ不体裁ノ廉不尠扱テ当館ヨリハ屢々本人ニ対シ説諭ヲ加ヘ置キ候モ更ニ改悛ノ形勢ナク却テ近来ニ至リ尚一層ノ甚ダシキヲ加エシ」と領事は書いている。

⁶⁶ 河岸は元総督府属で、1898年5月に免官。朝倉は1900年から約4年間台北県（のちに庁）属を勤めた（台湾総督府档案、総督府職員録によっている）。

この事件は「台湾総督府ノ輸出許可アリシニ基因スル」ものとし、総督府に注意を促した⁶⁷。しかし、次の奥田のケースは、銃の一部はその総督府から払下を受けた廢銃であった。

厦門領事の瀬川浅之進によると、奥田は1908年6月に、「仲下藤二郎外二名並台湾人李勤ナル者ト共謀シ兼テ台湾総督府ヨリ払下ヲ受ケタル廢銃壹万挺並ニ門司ニ於テ払下ケタル露国分捕五連發銃貳千挺ヲ支那形ジャンクニ積載シテ当館管内福建省泉州府崇武ト称スル不開港地ニ密輸入ノ上土人ニ密売セント企テ」た。同年8月、領事館代理の森は、訪問しに来た劉道台に対して、「本件ノ平和的解決ヲ希望スル旨ヲ告ケ」るとともに、「本件ニ関シ穩カナラサル記事ヲ掲ケ」た厦門日報の取締方を要求した。劉道台は、「没収廢銃來着ヲ俟チテ双方立会ノ上古物ト判定セハ別ニ難件ヲ惹起ス様ノコトナカルヘキヲ言明シ」た⁶⁸。森が「平和的解決」を希望したのは、「近クハ広東騷擾ノ前例ニモ鑒ミ」たためである⁶⁹。すなわち、辰丸事件であった。同事件は、同年2月にマカオの近海で、清の官兵が日本籍の商船第二辰丸を武器密輸の疑いで拿捕した事件であった。清朝政府が日本政府の謝罪・賠償要求を受け入れて、事件はひとまず落着をみたが、広東地区の人々はこれに不満を感じ、日本商品ボイコット運動を行っていた⁷⁰。この奥田らの事件について、広東領事は「各新聞紙共日々厦門及福州ヨリノ電報ヲ掲載シ中ニハ之ヲ辰丸事件ニ比較シテ論説シタルモノも有」ったとし、香港副領事も「ボイコット熱幾分カ高マリタルヤノ形跡アリ」と、それぞれ本省に報告しており、事件が波紋を広げていたことがわかる。⁷¹。日本領事は、排日といったセンシティブな問題が起き、その風潮が広がれば、地方の次元に止まらず外交問題に発展しかねないことを危惧していた。領事は清国を刺激することを回避すべく、事態を収拾しようとしたのである。

しかし、事件はこれで収束しなかった。日清双方の関係者が実物を見たところ、没収廢銃は、「総計九千四百余挺有之何レモ銃尾無ク而カモ大部分ハ清国式ノモノニシテ既ニ銹蝕甚シク到底用ニ堪ヘザルコト明白ナルモ二千挺許ノ露国式五連銃ハ修覆ノ上銃器トシテ使用シ得ベク」の状態であった⁷²。没収された9,400余挺以外のものはどうなっていたのか。厦門領事館によると、それらの廢銃は、「清国官憲ニ発見セラレントスル際奥田又次郎等ハ該廢銃ノ内貳千挺余ヲ当館管内漳州府下石碼ニ密輸送ノ上清国人方ニ蔵匿」された。奥田らに代わって、宮ノ原信一郎は、「九月台湾ヨリ当地

⁶⁷ 「廢銃密輸入ニ関シ厦門領事報告 明治40年7月」JACAR：B10073664200、密輸出入品関係雑件(B-3-1-5-7) (外務省外交史料館)。

⁶⁸ 「分割2」JACAR：B11090242000 (第2~3画像目)、清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件第3巻(3-3-8-1_003) (外務省外交史料館)。

⁶⁹ 「清国へ廢銃密輸入ノ件」台湾総督府档案第1574冊2件 (第131画像目)。

⁷⁰ 詳しくは、吉澤誠一郎「第二辰丸事件(1908年)とその地域的背景」『史潮』第55号(2004年5月)を参照されたい。

⁷¹ 前掲「分割2」JACAR：B11090242000 (第42・84画像目)。

⁷² 前掲「清国へ廢銃密輸入ノ件」 (第134画像目)。

ニ潜行シ来リ悪漢頼阿賢（元台湾人）等ト気脈ヲ通シ該蔵憲廢銃ヲ窃カニ同安県其他ニ転送シテ土民ニ売却セント企テ」たが、「清国ノ時局ニ鑑ミ最モ警戒ヲ要スル人物」とされて、3年間の在留禁止を受けた。同年12月、台湾総督府の監督機関である内務省は、次のように注意を促していた。すなわち、「元来銃器ハ清国ノ輸入禁制品ニ係リ候ノミナラス近時同国政府ハ軍器密輸入ノ取締方ニ関シ特ニ苦慮致シ居リ（中略）爾後此種物品ノ輸出ニ対シテハ更ニ一層嚴重ナル取締方法ヲ講セラレ苟モ国交上違和ヲ生セサル様充分取締ラルヘシ」、とする⁷³。同訓令を受け取った総督府は、「該事件発生後ハ古鉄若クハ銃器等ニ疑ハシキ物品ノ輸出ニ関シテハ一層嚴重ノ取締ヲ相加ヘ居候」と回答している⁷⁴。

しかし、上記の事件以降も、銃の密輸は継続された。すなわち、1913年1月、厦門領事の菊池義郎は、牧野房三（雑貨商柏原洋行雇人）に対して退去命令を発する。菊池によると、牧野は前年の10月に、漳州府警務局長の陳氏と「銃砲売買ノ密約ヲ結ヒ一旦内地ニ帰リ明治廿年式村田廢銃五拾挺ヲ買入」れて、この中の30挺を台湾淡水の旅館に預けた後、残りの20挺を携えて厦門に密輸入した。1913年1月、牧野は軍銃および自製の弾丸を荷造りして、陳のところへ送る途中、「石碼税関ニ於テ発見スル処トナリ該銃器弾丸全部ヲ没収セラレ」た。厦門領事館は、警察犯処罰令第17項により科料金20円を課したが、「本人ハ尚ホ将来此種ノ手段ヲ以テ銃器密輸入ヲ謀リ土匪其他無頼漢等ニ密売スルノ虞有之当地方ノ安寧ヲ妨害スルセムトスルモノト認」めて、1年間の在留禁止が命ぜられた。

以上、台湾籍民問題への理解を深めるため、従来の研究に欠落していた日本領事のもう一つの不安材料であった在留日本人も視野に入れ考察してみた。駐在領事にとって、台湾住民・假冒籍民・日本人により構成される「在留邦人」を掌握し、彼等が起こす問題に対処することは大きな負担になっていた。

第3節 在留禁止処分の効果と問題点

ここまで日本領事による在留禁止処分の運用過程を明らかにしてきた。本節では、その処分がどのような効果を発揮したのか、或いは、いかなる問題点を有していたのか、検証してみたい。

⁷³ 同上、第189画像目。

⁷⁴ 同上、第198～199画像目。

在留禁止処分⁷⁵の運用過程をみると、誰を処分の対象にするのか、退去命令の実施はいつ執行されるのか、そこには領事の裁量に委ねる点、さらには、遂行できない点を看取できる。このことを、台湾籍民の李永年の事例を通じてみていきたい。

1910年11月、福州領事は、台湾籍民の黄鐘瑄と陳毓秀に対し、「表面雜貨商ヲ営ミ居ルモ（中略）素行不良ナルコトハ在留台湾民中ニ在リテモ著名ナルモノ」「過般当（福州領事一筆者注）館ニ於テ経伺ノ上貨物証明願手續ヲ改正シ実施ノ結果従前ニ比シ多少手数料額増加セシ為メ彼レ等ハ之ヲ奇貨トシ台湾民一般ニ対シ（中略）該事件ヲ口実トナシ運動費ト称シ金錢ヲ詐取セントスル」として、在留禁止命令を出した。つまり、福州領事館の貨物証明願の手数料値上げに反対するという名目で、台湾籍民から金錢を詐取しようとした2人は、不都合な行為をしたと認められ、退去を命じられたのである。同月、福州領事は、黄と陳が、「当館發布ノ貨物証明願手續キ実施ニ反対シ台湾総督府へ復旧請願ト全時ニ本官排斥運動ヲ企図シタル」事件は、日本人の原金一および津田春堂等が、「金錢ヲ詐取スル目的ヲ以テ教唆シタルヤノ嫌疑モ有之」り、加えて、原らが、「籍民ノ退清処分ヲ救助スヘキ手段ヲ執ラス籍民カ東瀛会館（台湾籍民の団体一筆者注）ノ会員タルハ無益ノ業ナリ」といい、東瀛会館長兼任の三屋大五郎（東瀛学堂教諭でもある）に辞職するよう「強迫ケ間敷勧告ヲ為シ」たとし、在留禁止命令が出された。つまり、領事は、黄と陳の行動の背後には日本人が使嗾した嫌いがあったとして、その日本人をも退去させた。ところが、上記の人物らとともに行動した台湾籍民の李永年が、在留禁止を命じられることはなかった。領事によれば、李は、「陳毓秀、黄鐘瑄其他数名共謀時ノ領事ヲ排斥セント企テ運動費ヲ募集シタル」途中、「其非ナルヲ覚リ同志ニ反対シ其筋へ密告シ為メニ陳黄兩名ハ退清処分ヲ受ケタルモ彼レハ密告ノ効ヲ以テ処分ヲ免レ」た。李の事例からは、領事は、本来なら、関係者をすべて退去させるはずであったが、裁量によりその中の1人を大目にしたことがわかる。

もう一つ見逃せない点がある。それは、在留禁止を命じられた台湾籍民は台湾に帰されることになるが、禁止期間中であるにもかかわらず、清国に再入境を果たす者がいた点である。禁止期間中に旅券の下付を受けて清国に行った鄭少瑜⁷⁵、密かに清国に戻ってきた戴

⁷⁵ 1903年4月、上野領事は、鄭に対して在留禁止の命令を発する。理由は、「浪々トシテ一定ノ職業ナク只半訛日本語ヲ操縦スルヲ利用シテ居留台湾籍民又ハ往来台湾民人間ニ出入シ謠言ヲ散揚シ訴訟ヲ煽動シ其他種々ノ悪手段ヲ弄シテ私利ヲ射ントスル事屢次有之」であった。同年7月、澎湖庁属の田中鋼次郎が庁長に待罪書を提出している。田中は、「鄭少瑜ナル者六月十三日付ヲ以テ妻子引連ノ為メ廈門行旅券ノ下付ヲ願出ニ付……御決裁ヲ経六月二十三日之ヲ下付相成タリ然ルニ本人ハ廈門ニ於テニケ年間在留禁止ヲ命セラレタル者ナルコト今日ニ至リ発見」し、「警察官吏ノ調査ヲ須タス下付ノ手續ヲ致シタルハ畢竟其調査ヲ尽サス手續ノ粗漏ニ出タルモノ」と反省しながら処分を乞った。総督府は、「廈門領事ノ通知ニ依リ警察本署長ヨリ特ニ通牒相成候ニ拘ラス外国旅行券規則第七条ニ違反シ全国行旅券ヲ下付シタル失体ハ畢竟日常事務不取締ノ結果ニ外ナラスト認め候

熙年が、その例である⁷⁶。かかる問題点は日本人にも見出すことができる。例えば、福州副領事の天野恭太郎によると、在留禁止命令を受けた竹馬登龜雄は、福州を後にしたものの、厦門から台湾へ帰らずに、「当地方ニ立戻リ服装ヲ変シ辮髪トナリ内地ニ入込ミ潜伏致居ルヤノ風聞」があったため、領事館はその所在を捜索した。その結果、1908年9月、日本商人経営の洋行で日本語が精通した林（りん）という通訳が雇われたことが判明、「精密内偵ヲ遂ゲタル処果シテ本人ニ相違ナキヲ確メ」て彼を引致して、「重禁錮貳拾日ニ処シ罰金拾圓ヲ附加ス」との判決を行った⁷⁷。このほか、永田数蔵の事例が示すように、日本内地に戻らない在留禁止者もいた⁷⁸。

このように在留禁止処分が実行されない事態がなぜ起きるのか、その原因としては、領事館の人員不足があったと考えられる。「領事館には僅かに一名位の巡查が居る位だから内地人の取締は先遺憾ないが、台湾人と来ては、不潔なる支那街に散居して、其上言語も不通であるから、チツトモ取締が付かぬ、彼等はその弱点につけ込んで悪計を逞うして居つても、遂に検挙は六ヶしい」との一節が示すように、領事館は規模と人員の面で厳しかったことがわかる。さらに、「此迷惑極まる半日本人が厦門には千二百人、福州には三百二十人、汕頭には二百五十人位居る（中略）已に過去に於て戸籍法の不備なる時代に得て来た雑輩はととも一掃する事が出来ぬ（中略）積極的の淘汰を為し、一面には之を日本化せしめ、禍を転じて福と為し、日本勢力の一助と為すに至るべく」といい、整理を進めつ

間将来ノ為メ相当懲戒相加へ」ることが必要だとし、同年9月、文官懲戒令により譴責した。1914年1月の「支那在留浮浪者ノ身元調査回答ノ件」（澎湖庁長から総督府民政長官宛）によると、鄭は、厦門に渡航後「帰澎セズ今日ニ至レ」り、厦門領事館の「要視察人」として注視されていた（「郭烈并鄭少瑜及其各家族戸籍編入許可」「鄭少瑜外家族七名戸籍編入ノ件ニ付厦門領事へ返電」「帰清者動静報告ノ件」「田中鋼次郎文官懲戒令ニ依リ譴責」「支那在留浮浪者張蕃薯ニ関スル件照復（厦門領事）」台湾総督府档案第冊件第178冊1件、第666冊7件、第854冊1件、第902冊12件、第2359冊1件）。

⁷⁶ 「逋犯私回」『台湾日日新報』1909年5月13日。

⁷⁷ 竹馬が在留禁止を命じられた理由は次の通りである。すなわち、「三十七年八月中醜業婦数名同伴北清方面ヨリ当地ニ来リ馬尾地方ニ曖昧ナル料理店ヲ開業シタルモ当館視察取締ノ厳密ナルニ依リ終ニ其目的ヲ達スル能ハス二三ヶ月ニシテ忽チ閉店スルニ至レリ其後該醜業婦等ハ各地へ任意退去セシモ彼レー一名当地ニ止マリ何等正業無ク在留台湾民間ニ立入り不正ノ訴訟ヲ煽動シ或ハ当地方ノ悪漢無頼ノ輩ト交リ治安ヲ害スル恐レアルモノニ付平素嚴重ナル視察中ノ処昨三十八年十一月中清国内地ニ立入り犯罪人ヲ庇護シ清国地方官ノ処分ニ妨害ヲ加フル等ノ所為アリ」、とする。

⁷⁸ 永田は賭博で在留禁止を受けた。1910年7月の山形県知事から外務省への公信に、「其後今日ニ至ルモ未タ本籍地ニ帰郷無之候ニ付本人ニ対スル相当注意方各府県ニ照会置候条一応及御報告置候也」とあり、欄外には「処分領事へ」とあった。

つも、利用できる場合はその道を探ることも考えられていた。同時期のメディア上においては、日本領事館に対し厳しい対処をすることを求める記述も散見される⁷⁹。

外務省の中で、台湾籍民問題をどのように認識したのか、それを伺える同省内部の資料を紹介してみたい。例えば、「聞ク所ニ依レハ台湾籍民ノ多数ハ清国地方官憲ノ苛政ヲ免カレムカ為諸種ノ理由ヲ案出シテ帝国領事館ニ登録ヲ願出ツルモノニシテ真実台湾ニ在住スル帝国臣民ト認ムヘキモノ甚尠シト云ヘリ」（1909年2月）⁸⁰、或いは「領台後台湾ニ戸籍ノ整頓セザリシヲ奇貨トシ諸種ノ不正手段ニヨリテ巧ニ旅券ノ下附ヲ受ケ爾来帝国臣民トシテ取扱ハレ居ルモノ亦夥ク」（同年4月）⁸¹、「由来台湾及南清地方ハ健訟ノ風甚盛ニシテ帝国領事館ニ登録スル台湾籍民ノ多数ハ争訟事件ニ関シ利益アル裁判ノ結果ヲ獲得セムカ為帝国領事官ノ權威ヲ仮ルモノニ非サルハナシト聞ケリ」（同年6月）と見える。外務省は、「台湾籍民ト称スルモノ実ハ真ニ帰化ノ手續ヲ経タルモノナリヤ或ハ下関条約ノ結果トシテ台湾籍民トナレリモノヤハ分明セズ其内地執照（清国の内地に入るための証明書—筆者注）ヲ得ルニモ種々ナル奸手段ヲ廻ラスモノ、如ク從テ之ヲ保護シ我臣民ノ清国ニ於ケル条約上ノ権利ヲ主張スルニモ大ニ考慮ヲ要スル点ナリ」との認識を抱くようになった⁸²。こうした状況を受け、外務省は、旅券ばかりか、清の内地に入るための執照までも「奸手段」を使えば入手できる状況の改善に乗り出すことになる。先行研究にしたがってかかる対応をまとめておけば、次のようになる。

1911年8月、外務省は前年来の厦門・福州・汕頭の各領事館との交渉を踏まえて、これら領事に対し10月末までに台湾籍民の名簿を作成することを命じている。そのうえで外務省からは参事官、台湾総督府からは警務局警視が現地に派遣され、領事の作成した台湾籍民淘汰案の確定作業に参画した。その結果、新名簿により、日本にとり不都合な人物を淘汰することが決定された。1912年の時点で新たに国籍編入を認められた者（入籍者）は厦門で90人・福州で12人・汕頭で8人、計110人であった。登録を抹消された者（除籍者）は厦門で255人・福州で44人・汕頭で23人、計322人であった⁸³。既述の通り、台湾

⁷⁹ 「荷風荔雨」『台湾日日新報』1908年7月26日。原文は、「須澈查我僑寓南清籍民、数有幾何、所営何生業、其有不合者、我領事逐令帰台、妥為安置、有抗不遵者、則強制押帰、不然、或扣除国籍、使之無所恃」であった。

⁸⁰ 「台湾在籍民カ清国内地ニ於テ有スル不動産所有権保護一件」JACAR：B12083424200（第8～9画像目）、台湾在籍民カ清国内地ニ於テ有スル不動産所有権保護一件（B-3-12-1-153）（外務省外交史料館）。

⁸¹ 「厦門 明治42年4月ヨリ」JACAR：B16080612800、帝国官吏出張及巡廻雑件／在外公館之部／領事館 第6巻（6-1-6-2_3_2_007）（外務省外交史料館）。

⁸² 「清国官憲カ台湾籍民拘禁ノ件 附 台湾籍民ノ状態ニ関シ在福州帝国領事ノ報告」（外務省外交史料館所蔵、請求番号：4-1-5-9）。

⁸³ この過程については、栗原純の論考に負うところが多い。詳しくは、栗原純「台湾籍民と国籍問題」（林金田編『台湾文献史料整理研究学術研討会論文集』台湾省文献委員会、2000年）、前掲「『台湾総督府公文類纂』にみる台湾籍民と旅券問題」、「台湾総督府文

籍民は日本にとり利用価値の非常に少ない存在と認識されていたが、籍民の淘汰作業が行われた後、外務省の中で、籍民を利用できる対象とした新たな認識が生まれていた。1908年から1911年まで福州と厦門に在勤した経験のある岩村属は、1914年に書いた意見書の中で、「福州ニハ二三百厦門ニハ二千内外ノ台湾籍民アリ彼等ハ半日半支ノ人民ニシテ従前ハ不良ノ徒多カリシモ近来ハ淘汰ノ結果頗ル状態ヲ改善シタリ彼等ノ中ニハ頗ル有力ナル者アル」とし、「日支両国人ノ事業界ニ之ヲ利用スルノ途ナキニアラサルベシ」との見解を述べている⁸⁴。このような新たな台湾籍民観は、外務省とともに籍民の除籍・入籍の作業を行った台湾総督府にも共有されていたと考えられる。

本章との関係で言えば、登録を抹消された者で、在留禁止経験者は1人（呂川鋭）に止まっていた。1898年12月の『台湾日日新報』によれば、呂は債務を逃れるため、台湾に渡航して賄賂で旅券を入手した後厦門に戻る。台湾籍民になりすました呂は、債務の償還を催促されることはなくなり、賭博をしても清の地方官は彼に手を出せない、と報じている⁸⁵。1904年、上野領事は、呂について、「明治三十一年四月中当地ニ渡航以来雜貨商営業ノ処近来ニ至リ古物商ニ変シ不正ノ行為有之哉ノ風説モ有之（中略）贓物ト称スル物件所持致居候得共右ハ情ヲ知ツテ故買セシトノ証拠充分ナラザルヲ以テ起訴ニ及ハサルモ元来無頼ノ徒ト往来前掲ノ如キ所為ヲ敢テスルノ嫌之レアル」とし、3年間の在留を禁止した。1911年、厦門で洋行営業中の呂は、「健訟ノ弊アリ退清命令ヲ受ケタルコトアリ品行不良」「除籍スルモ支障ナキモノ」と認定される⁸⁶。この呂の事例から次のようなことを推察できる。

すなわち、1911年に日本領事館が調査を行った時、在留禁止を受けたことのある台湾籍民は姿を消していた、と考えられる。もしも彼等がいたら、当然除籍の対象になっていたはずである。さらに、「自明治42年1月1日至大正13年12月15日（最近15箇年間）支那在留禁止年別処分表」によれば、1910年から1924年まで、在留禁止者の総数は1,039人（この内、日本人691人・朝鮮人233人・台湾人115人）であったが、1912年から1914年の3年間は、台湾人については零となっている⁸⁷。これは、台湾籍民淘汰の結果と考えられるが、逆にいえば、登録を抹消された約300人の籍民は、それまでに一度も在留禁止命令を受けていなかった事実の裏返しでもある。換言すれば、数百人の籍民は不都合な行為が

書と外交関係史料論」（檜山幸夫編『台湾総督府文書の史料学的研究』ゆまに書房、2003年）を参照。

⁸⁴ 「福建省ニ対シ日本ノ注意スヘキ問題」JACAR：B03050700900、調査書合纂 第1巻(1-6-1-70_001)（外務省外交史料館）。

⁸⁵ 「肆行無忌」『台湾日日新報』1898年12月29日。

⁸⁶ 「自明治40年9月至大正2年8月 南部支那在留台湾籍民名簿調整一件 第1巻」（外務省外交史料館所蔵、請求番号：3-8-7-18）。

⁸⁷ 『外務省警察史』第4巻（不二出版、1996年）248頁。

あっても、除籍が行われるまで取締を受けることなく、現地に居続けていたことになる。これは、在留禁止の実施は徹底されていなかったことを物語っている。推量の域を出ないが、領事はそうした籍民の不都合な行為を知っていても、現実にはすべてを退去処分できず黙認していたとも言える。

さらに、国籍を使い分ける籍民を改心させるための根本的な対策が立てられなかった問題を指摘することもできる。本来なら、籍民を「日本化」させ、国籍の使い分けを防止させるべきであるが、日本人たる意識を内面化させることがそもそも困難であるため、籍民問題が発生する余地は常にあったと言えよう。そのことを示しているのが、次に掲げる総督府民政長官の内田嘉吉（1910～1915年在任）の見解である。すなわち、「台湾の所謂籍民と称するものは、日本人たるの国籍を有する支那人であるが、是れが平生都合の宜きときは日本人となり都合の悪きときは支那人となり、種々厄介を日支両国に掛けることは、人の知る所である。然るに此籍民が台湾の対岸には数千名居るが、何れも日本を尊敬し日本人たるを喜ぶの風がない」、とする⁸⁸。1910年代以降、対岸への台湾人の移動が進み、台湾籍民は増加の趨勢をたどり、その構成も複雑になっていく。現地の中国人との関係も必ずしもよくない時もあった。日本領事は、折に触れて在留禁止を実施することになるが、人手不足に加えて、在留禁止受命者の密航を阻止できていなく、困難に直面していたことは、確認しておきたい。

ところで、このように在留禁止処分を受けながら密航を企てた者について、台湾に現存する日本統治期の裁判所判決原本には、陳屋・張元房・許萬吉・葉水土の事例を見出すことが出来る。以下、この4人の事例を紹介してみたい。

台北地方法院の判決原本によると、1920年10月、陳屋は基隆を出航する汽船の船室内に潜伏して廈門へ渡航した。1922年6月、彼は廈門領事によって2年間在留禁止を命じられた。翌月、台北地方法院の判官は、外国旅券規則違反で、罰金20円との判決を下した（完納できないときは、20日間労役場に留置される）。しかし陳は、同年の旧暦9月頃、福建省興化県に渡航する。同年11月、数人とともに貸金請求の口実で、廈門の台湾籍民（謝文秀）の阿片密吸食所に到り、謝と争論した末、「同人ノ右腕外一ヶ所ニ治療日数十日間ヲ要スル傷害ヲ与へ尚同日同所ニ於テ右謝文秀所有ノ煙管四本ヲ窃取シ」た。1924年3月、陳は台湾に押送され、翌月、強盗傷人と帝国臣民在留取締法違反で、懲役2年との判決が下された⁸⁹。

⁸⁸ 内田嘉吉「日本人の地位を知らしむるを要す」『大日本』第2号（1914年11月）60頁。

⁸⁹ 日治法院檔案、台北地院、刑事判決原本大正11年第7冊7月、第142-144頁、大正11年第2,617号、同刑事判決原本大正13年第4冊4月、第129-133頁、大正13年第984号、「廈門から犯人押送」「無頼漢の裁判」「廈門の強盗」『台湾日日新報』1924年3月7日、4月9・15日。

上記の陳とともに謝の阿片密吸食所に同行した張元房は、事件発生後の1923年2月、3年間在留禁止を命じられたが、すぐまた同年3月に福州に渡航する。同年10月、張は台湾に押送され、翌年1月、それまでの数年間華南地方で犯した罪で、懲役2年6月との判決を言い渡された⁹⁰。

許萬吉は1923年3月に3年間在留禁止を命じられたが、同年「十二月四日淡水港ヨリ密ニ支那戎客船金順利号ニ乗込ミ同月七日厦門ニ上陸シ」た。1924年12月、台湾に押送され、取締法違反と、華南地方で中国人や台湾籍民とともに行った強盗で、懲役2年半との判決が下された。新聞は彼の犯行について、他の「無頼漢と共謀して晝は紳士を装つて賭博場に入出して金持に目星をつけ夜は強盗に早変わりして渡世して居た強者」と報じている⁹¹。

葉水土は1924年6月に3年間在留禁止を命じられたが、同年7月に厦門に密航し、「爾来泉州漳州厦門等ニ転々在住シ」ていた期間で、強盗を繰り返した。彼は厦門領事の手で検挙され、予審終結決定後に、原籍地の台北地方法院に送られる。1926年2月、華南地方で中国人や台湾籍民とともに行った強盗と取締法違反で、懲役10年との判決が下されたが、控訴を申し立てた。高等法院覆審刑事部の判官は、「原判決ハ被告葉水土ニ対シ科刑重キニ過キ尚被告人等ノ住居侵入ノ点ヲ問擬せサル等ノ失当アリテ本件各控訴ハ理由アリ」として、懲役を10年から7年に減らした⁹²。

これらは何れも1920年代の事例であった。彼等は中国在留を禁止されたが、1年も経たないうちに、台湾から対岸に渡っている。台湾総督府は、1924年に各州知事庁長に対し、「受持巡査ハ禁止期間中毎月二回以上部内の支那在留禁止者ヲ臨検シ就業、生計、交際、通信其ノ他動静ヲ視察シ一面保甲役員等ヲ利用シ改悛善導ニ努ムヘシ」「支那在留禁止者死亡シ又ハ行衛不明トナリ若ハ島外ニ密航シタル疑アルトキハ速ニ警務局長、各州知事、庁長及領事ニ通報スヘシ」等を通達している⁹³。監視にもかかわらず、一部の在留禁止受命者は、警察官の目を掠めて華南地方に密航する。当然のことながら、こうした台湾総督府の不備に領事は不満を持っていた。1924年12月、外務省亜細亜局が第50議会で備えて、中国各地の日本領事の意見を調べた調査結果が現存するが、それによると、厦門領事は取締法について次のような見解を述べている。すなわち、「本法ニ依リ処分ヲ受ケタル

⁹⁰ 日治法院檔案、台北地院、刑事判決原本大正13年第1冊1月、第781-793頁、大正12年第4,480号、「対岸から送還された無頼漢」「阿片強奪言渡」『台湾日日新報』1923年10月23日、1924年2月1日。

⁹¹ 日治法院檔案、台北地院、刑事判決原本大正13年第12冊12月、第271-275頁、大正13年第5,356号、「晝は紳士夜は強盗」『台湾日日新報』1924年12月5日。

⁹² 日治法院檔案、台北地院、刑事判決原本大正15年第3冊3月、第315-327頁、大正15年第394号、「厦門で強盗を働いた本島人送還さる」『台湾日日新報』1926年2月5日。

⁹³ 『澎湖庁警察法規』（1932年）572-573頁。

モノ在留禁止期間内ニ再渡航シ来ルモノ往々アリ殊ニ台湾籍民多キ廈門ノ如キ其例多キヲ以テ本法違背者ニ対スル処罰ヲ一層重カラシムルコト」、とする⁹⁴。さらに、1926年9月、廈門領事の井上庚二郎の手になる『廈門ニ於ケル台湾籍民問題』は、次のようなことを指摘している。すなわち、「在留禁止者ノ数多キコトハ南支第一ト称セラル、蓋シ前述ノ通り好マシカラヌ籍民ノ渡来頻繁ニシテ種々ノ刑事的事件ヲ惹起スルモ、支那側ノ制度不完全ナル為往々ニシテ犯罪ノ的確ナル証拠ヲ挙げ得ス、去リトテ当地方ニ在住セシムルハ地方治安ノ為望マシカラサル程ノ者ニ対シ本制度カ唯一ノ処分弁法ナレハ也、而シテ本件ニ付不絶支那側ヨリ故障ヲ申込マルハ之等送還者カ在留禁止期間内ニ、甚シキ時ハ命令処分後数週間ヲ出テスシテ再ヒ廈門ニ舞戻リ各種案件ヲ繰返ス者多キ点ナリトス」と率直に指摘した⁹⁵。こうした状況は、1930年代にも続き、上記の4人のように、台湾に送還された後、早々と対岸に密航した台湾籍民の事例を見出すことができる⁹⁶。このように、密航は解決容易な問題ではなく、日本領事による在留禁止の効果も限界があったことを示していた。

一方、日本人の在留者は、1910年代以降、「我が邦の南支那に於ける活動の現状は一言にして之を悉せば甚だ振はずと言ふの外無し、邦人の現在南支那に在る者約千九百名に過ず、内香港千二百、福州百四十、廈門二百四十、汕頭百余、広東百八十名」⁹⁷との記述が示すように、華南地方の沿海部で一定数を維持するに止まっており、むしろ、香港の日本人の方が多くなっていた。華南地方では、日系会社の支店や台湾銀行等に勤める日本人のほかは、「個人的の通商人及流浪の徒である。而かも此等の日本人は資本の缺乏と、比較的
に生活程度の高いのと、細利を争ふ支那人との競争によつて、其発展を阻害せられて居る」状態にあった⁹⁸。1923年2月末現在、295人の日本人居留民の多くは、「官公吏及び銀行会社員であつて真に腰を据えて居る者は少数」であった⁹⁹。さらに、1930年代になると、

⁹⁴ 「第50議会用（最近支那関係諸問題摘要）／最近支那関係諸問題摘要（第2巻）」 JACAR : B03041493100、帝国議会関係雑纂／説明資料／亜細亜局 第3巻(1-5-2-2_6_6_003) (外務省外交史料館)。

⁹⁵ 前掲『台湾近現代史研究』第3号、142頁。

⁹⁶ 1934年4月、蔡忠源は廈門に密航して、「爾来同地並福州ニ於テ死狗ト称セラレ徒食シ居タル」ところ、1935年4月に3年間在留禁止を命じられた。彼は台湾へ送還されたが、すぐまた廈門に密航したため、領事館に拘禁されて、取締法違反で懲役2箇月に処せられた。台北刑務所に護送された蔡は、服役後、「同年十月初旬頃基隆港ヨリ廈門ニ密渡航上陸シテ該禁止期間ヲ犯シ」た。1936年4月、彼は、福州総領事館から台湾に押送され、同年6月に、取締法違反と、住居侵入・強盗・強盗未遂・恐喝により、懲役8年との判決が言い渡された（「密航、恐喝の常習犯対岸から護送さる」「対岸荒しは懲役八年」『台湾日日新報』1936年4月19日・6月28日。日治法院檔案、台北地院、刑事判決原本昭和11年第6冊6月、第35-40頁、昭和11年第2,403号）。

⁹⁷ 大野恭平『南方支那』（著者発行、1913年）295頁。

⁹⁸ 田中善立『台湾と南方支那』（新修養社、1913年）228頁。

⁹⁹ 宮川次郎『廈門』（椿本義一発行、1923年）143-147頁。

「日本内地人の福州に居住する者は約三百余人でありまして小部分の商店を有する者の外は領事館、大阪商船会社支店、博愛医院、小公学校、閩報社、台湾銀行等の職員及び其の家族でありまして微々として振ひません（中略）厦門に於ける日本人は内地人は三四百人を越えず殆んど福州と同一でありまして唯だ三井物産会社の支店を加ふる位」¹⁰⁰とあり、在留日本人は少数に止まっていたことがわかる。日本の台湾統治初期に見られたような、現地の秩序を乱す日本人は全くなくなったわけではないが、時代が下るとともに、日本人が問題を起こす可能性は低くなり、在留禁止者に占める日本人の割合も相対的に低くなっていた。

最後に指摘したいのは、外務省および台湾総督府が台湾と殆んど関係のない一部の清国人に国籍を与えた問題である。これは、おそらく有力者を利用しようとの意図からなされたものであろう。しかし皮肉なことに、この決定は裏目に出て日本を困らせることになる。この問題を具体的な事例で見ていきたい。後年の事例ではあるが、近現代中国史上「愛国華僑領袖」として知られる莊海涵（すなわち莊希泉、1888～1988年。戦後、全国人民代表大会常委会委員等を歴任）の事例である¹⁰¹。

莊海涵の父（莊文星）は、「領事館ニ登録シ台湾ニ戸籍ナキモノニシテ此際新ニ籍ヲ作ル要アルモノ」と認められて、日本国籍を持つことができた人物である¹⁰²。莊海涵は、1925年7月に領事によって3年間在留禁止を命じられた経歴を持つ¹⁰³。『台湾日日新報』によると、莊は、「厦門にあつて支那学生団の旗頭となり不穩の言動があつた」ので台北へ送還されて、台湾総督府令違反で起訴された。1923年2月に施行の府令第28号は、「台湾ニ本居又ハ住所ヲ有スル日本臣民ハ外国ノ政事ニ関スル結社ニ加入スルコトヲ得ス」「前項ノ規定ニ違反シタル者ハ六月以下ノ禁錮ニ処ス」と規定していた。同紙は、莊が国民党に加入したこと、1925年に上海の5・30事件の直後、厦門で大衆運動が起こると排日に走ったことも報じていた¹⁰⁴。同年9月、台北地方法院で公判が行われ、その結果、禁錮6月との判決が下った。莊は控訴をしたものの、翌月、高等法院覆審刑事部の判官は、莊が「本居ヲ有スル日本人」で、「厦門ニ於テハ帝国ハ領事裁判權ヲ有スルヲ以テ日本人カ全

¹⁰⁰ 松岡忠毅『福建事情』（福建事情発行会、1936年）26 - 27頁。

¹⁰¹ 莊については、可兒弘明・斯波義信・游仲勲編『華僑・華人事典』（弘文堂、2002年）418頁を参照。

¹⁰² 前掲「自明治40年9月至大正2年8月 南部支那在留台湾籍民名簿調整一件 第1巻」。

¹⁰³ 中国側の資料によると、ある中国人は、莊が台湾籍民であることを日本領事に密告したという（中国人民政治協商会議福建省厦門市委員会文史資料委員会編『厦門文史資料』第15輯、11頁）。林玉涵編『父子僑領—庄希泉、庄炎林世紀伝奇』（人民出版社、2007年）111 - 113頁。

¹⁰⁴ 「厦門から追れた不良学生団の棟梁」 「莊海涵事件詳報」 『台湾日日新報』1925年8月20・21日。

地ニ於テ犯罪行為ヲ為シタル場合ニハ帝国ノ法律ノ適用ヲ受クルヤ言フ俟タス」とし、
「本件控訴ハ其ノ理由ナシ」と却下した¹⁰⁵。翌年5月、莊は刑期を終えて出獄する¹⁰⁶。数年経過して、1934年6月、厦門領事の塚本毅は「要注意台湾人」莊のことについて、台湾総督府総務長官に次のようなことを伝えている。

「在留禁止処分ニ附シ台湾ニ押送後内地經由上海ニ密航シ当時ノ支那新聞ニ対シ或ハ声明書トシテ日本帝国主義暴政下ノ国籍ヲ離脱セリト発表シ熾ニ反日不逞振リヲ發揮セル人物ナリシカ其後本名等ノ共產主義的行動ハ中国軍憲ニ察知セラレ身ノ危険ヲ感シテ南洋ニ逃避シ……客月三十一日当地公安局ニ逮捕セラルルニ至レリ」「実父ノ願出モアリ当館ハ之レカ身柄引渡ヲ要求スル……支那官憲ハ即時支那人トシテ銃殺ニ処セントスルノ気配アリシモ当館ヨリノ交渉ニ因リ近ク身柄ヲ引渡来ル管ナルカ此場合当方ハ本名既往現在ノ閱歴ニ徴シ再ヒ在留禁止処分ニ附スル予定ナル処前陳所述ノ行動等ニ因リ貴方ニ於テ万一本名ヲ台湾ニ在住セシムルニ於テハ統治上其他ニ重大ナル影響アリトセハ当方ニ於テモ何等カノ方策ヲ講究致スヘク」、とする¹⁰⁷。現在、中国の研究等において、莊の引渡は国民党が日本に屈従したため、と解説されているが、日本側の記録から見れば、莊は、実は父が台湾籍民であるがゆえに、銃殺はされずに済んだと考えることが妥当であろう¹⁰⁸。

上記の事例が示唆することは、外務省も台湾総督府も、清国人に日本国籍を付与することへのリスクを十分に認識しなかった、ということである。さらに、対岸領事が在留禁止を実施するにあたって、台湾総督府と情報交換を行い、在留禁止を受け台湾へ送還した場合の対策を考慮する点において提携していたことがわかる。このようなことが行われるようになったのは、次章が分析する対岸領事の総督府事務官兼任によるものだったと考えられる。

おわりに

近代日本は台湾統治を開始した際、異民族統治への十分な準備を行うことができなかつた。そうした状況下、台湾籍民と称する人々の存在は種々の問題を生起することになる。

¹⁰⁵ 「莊海涵の公判」「莊海涵の公判開廷」「政治結社犯定罪」『台湾日日新報』1925年9月8日・9月22日・11月12日。「莊海涵事件公判」『台湾民報』1925年9月27日。日治法院档案、台北地院、刑事判決原本大正14年第10冊10月、第192-203頁、14年第3,853号。莊が乗船時（厦門から台湾に行く前）の写真は、馬珂編『父子僑領画伝』に掲載されている（人民出版社、2007年、27頁）。

¹⁰⁶ 「政治犯莊海涵君出獄」『台湾民報』1926年5月16日。

¹⁰⁷ 「昭和8年9月8日から昭和9年6月29日」JACAR : B02031443900（第31～32画像目）、台湾人関係雑件(A-5-3-0-3)（外務省外交史料館）。

¹⁰⁸ 肖伟俐『大家风范』（新華出版社、2009年）155頁。

かかる籍民の中には、もちろん台湾から来た人もいたが、台湾と関係のない假冒籍民の清国人の存在も常態化して、問題はより複雑化し深刻化していく。その背景には、台湾における旅券制度が未だ確立していなかったこと、台湾総督府発給の旅券を入手した清国人が台湾籍民と名乗っていたこと、総督府と対岸領事館との間の情報交換を含む有効な協力関係が構築されていなかったことがあった。これら原因が複合して假冒籍民を生む土壌となったのである。

台湾住民にしる清国人にしる、総督府発給の旅券を手に入れば、「帝国臣民」たる身分を主張することができ、問題を起こしても日本領事に保護してもらえるので、領事は籍民問題に苛まれ、これを処理するのに多くの時間と労力を費やし、苦悩することになる。このような状況下、領事は旅券を発給する側の台湾総督府に対して、渡航前の審査を厳格化してもらうほか、取締法に基づいて在留禁止を実施することになる。在留禁止というのは、領事が問題を起こそうな人を現地から排除する処分であった。本章が対象とする時期には、領事たちは計63人（厦門37人・福州22人・汕頭4人）に対する在留禁止命令を執行した。この中には、日本軍に抵抗して名を歴史に残している簡大獅のほか、籍民29人と日本人33人がいた。簡を除けば、殆んど無名の人物である。それゆえ、歴史の中からは欠落させられていたが、本章の考察により、領事たちが、勝手に清国人の訴訟等に関わる籍民と日本人に厳しい態度で臨んでいたことが明らかになった。籍民と日本人は、特権の濫用において同様の問題を起こしていたのである。

このように華南地方の在留邦人の問題は深刻であったにもかかわらず、在留禁止者数は必ずしも多くはなかった。外務省からの指示もあり、領事による在留禁止命令の実施は、最小限に止められていた。領事館の人事や予算の関係から、それを徹底するだけの体制が領事館には整えられていなかったのである。したがって、在留禁止者になるべき潜在的な人数はより多かったと推量できる。

日本による台湾統治は初期の手探り状態を脱して、放置されていた籍民問題の解決にも着手することになる。外務省は台湾総督府とともに、籍民の登録や抹消を行って假冒籍民問題解決に一応成功した。しかしながら、籍民問題は根本的に解決されておらず、自分の都合で日本国籍を巧妙に使う台湾籍民は存在し続け、長らく領事を困らせることになる。台湾籍民をどのように処遇するかは、日本領事と台湾総督府にとって、悩みの種であることには変わりはなかった。さらに、日本国籍を一部の清国人に付与したことの重大性は、外務省も台湾総督府も十分に認識せず、後に予想外の困難を招くことになったことも、台湾統治初期の混乱の後遺症と言えるであろう。

第2章 台湾総督府と対岸の日本領事 —領事の総督府事務官兼任についての考察

はじめに

序章で述べたように、台湾総督府の対岸への関与を理解するためには、総督府と対岸領事との関係を検討しなければならない。この両者を架橋する重要な仕組みは、1917年に成立した対岸領事の総督府事務官兼任という制度であった。この時期になると、既述の假冒籍民問題は一応解決されたが、中国大陸に越境し華南地方で悪事を働く台湾籍民が多く出現するようになる。加えて、中国の政治情勢が大きく変わりつつ、それは、日本政府および台湾総督府の籍民対策にも少なからず影響を与えることになる。したがって、籍民対策の展開を見る上で、かかる兼任制度を内在的に研究することが必要不可欠である。

鍾淑敏は台湾総督府の「南支南洋」政策を論じる中で同制度の概略に言及しているが、それ以外に、その全体像について本格的に検討した研究は管見の限り存在しない¹。本章ではその成立の経緯を明らかにした上で、運用実態について田健治郎総督期を中心に考察を加えていきたい。

田は1919年秋に急逝した明石元二郎の後任として原敬首相によって任命された初の文官総督で、1923年9月の関東大震災後に山本権兵衛内閣に入閣するまで4年間務めた。原および田は詳細な日記をつけており、そこから政策決定の過程を伺うことができる²。かかる政治家の日記とともに一次史料を精査することで、台湾総督が対岸の日本領事にいかなる指示を出していたか、領事がどのように行動していたか、それがどのような効果を発揮したか、解き明かすことを目的とする。

第1節 対岸領事の台湾総督府事務官兼任の実現

台湾総督府が事務官を対岸の日本領事に兼任させることに着手したのは1917年であ

¹ 鍾淑敏「台湾総督府『南支南洋』政策之研究—以情報体系為中心—」（湯熙勇編『中国海洋発展史論文集』第7輯、中央研究院中山人文社会科学研究所、1999年）698 - 699頁。

² 両日記の価値については、季武嘉也「『原敬日記』と『田健治郎日記』—帝国議会の舞台裏」（黒沢文貴・季武嘉也編『日記で読む近現代日本政治史』ミネルヴァ書房、2017年）を参照。

った。すなわち、同年6月、東京滞在中の総督府民政長官の下村宏は、「領事督府事務官兼任ノ件内務外務両省ト協議ノ上提出スルツモリ御承認願ヒタシ」との電報を安東貞美総督に宛てて送っており、「支ヘナシ」との返電を受け取った後、中央政府と協議を進めることになる。総督府がなぜ対岸領事に事務官を兼任させようとしたか、それを示唆する拓殖局が起案した理由と説明書が残されている。前者には、台湾と南中国との交通が頻繁となり、台湾籍民も多くなっており、「新聞其他ノ刊行物ノ取締等ニ関シ台湾総督府ハ最モ密接ノ関係アルヲ以テ朝鮮総督府及関東都督府ノ例ニ倣ヒ福州、厦門、汕頭並広東駐在ノ領事官ヲシテ台湾総督府事務官ヲ兼任セシメ以テ事務ノ敏活ト統一トヲ計ルノ必要アルニ由ル」、後者には、「殊ニ不逞無頼ノ徒彼我ノ間ヲ来往シテ諸種ノ陰謀ヲ企画スルアリ対岸支那ノ情態ハ全ク不取締無秩序ニシテ台湾ノ治安ニ影響スル所極メテ大ナルノミナラズ或ハ悪疫ノ根源地タリ又海賊ノ巢窟タリ右ノ情態ヲシテ永ク自然ニ放任セシカ唇齒輔車ノ関係ヲ有スル台湾ノ統治ニ多大ノ障害ヲ及ホシ」とあり、台湾統治上の課題を解決するためにも、対岸領事の総督府事務官兼任が不可欠だとしていた。同年10月、厦門領事の矢田部保吉および広東総領事の太田喜平は総督府事務官兼任に、福州副領事および汕頭領事代理は「文官任用令上無資格者」のため囑託を命じられることになった。矢田部も太田も兼任中の心得事項についての訓示がほしいと本省に稟請している。外務省の回訓のポイントは、「事ノ重要ナルモノ又ハ支那其ノ他ノ外国官憲トノ交渉案件トナルヘキ事項ニ付テハ一本省ニ請訓ノ上措置セラルヘク（中略）台湾総督府ノ用向ニ依リ同島へ出張セラル、場合ニハ必ず予メ本省ノ承認ヲ受ケラルヘキ」というものであった³。5か月に及ぶ協議が実を結んで、上記の制度が成立することになる。

まず、上記の一文の中にある「朝鮮総督府及関東都督府ノ例ニ倣ヒ」が何を意味するのか、確認しておきたい。1908年1月、関東都督府官制が改正され、「事務官ハ南満洲ニ駐在スル領事官ヲシテ之ヲ兼ネシムルコトヲ得」「領事官ニシテ事務官ヲ兼ヌル者ハ上官ノ命ヲ承ケ鉄道線路ノ警察事務ヲ掌理ス」との項が挿入されることになった⁴。井上勇一が指摘したように、「満鉄沿線の各領事は、鉄道付属地であるか否かに関わりな

³ 事実関係の確認は以下のような資料による。「福州、厦門、汕頭及広東ニ駐在スル帝国領事官ヲシテ台湾総督府事務官ヲ兼任セシムル官制ニ関スル件（附兼任領事並囑託ニ対シ其執務心得方訓令ノ件） 自大正6年8月」JACAR：B15100777400、帝国外務省官制雑件 第2巻(6-1-2-13_002)(外務省外交史料館)、「在支那帝国領事官ニ台湾総督府事務官等ヲ兼任セシムル件」JACAR：B16080285300、在外帝国領事ニ台湾総督府事務囑託及同府事務官兼任関係一件(6-1-5-28)(外務省外交史料館)、「[領事] 矢田部保吉兼任府事務官」「[総督府事務官] 矢田部保吉外事課勤務及解囑」台湾総督府档案第2748冊52・54件。

⁴ 「御署名原本・明治41年・勅令第2号・関東都督府官制中改正」JACAR：A03020747200（国立公文書館）。

く、領事館警察官とともに都督府警察官を指揮して、管轄地域内の警察権を執行できるようになり、南満州における警察権の一元化がはかれることになった⁵。一方、1912年11月、朝鮮総督府は「朝鮮総督府書記官及事務官ノ特別任用ニ関スル件」により、「間島又ハ安東ニ在勤スル総領事、領事又ハ副領事ハ朝鮮総督府事務官ニ特ニ之ヲ兼任セシムルコトヲ得」るに至った。これが在外朝鮮人を主対象にしたことは、枢密院の審査報告を見れば明らかである。同報告には、「従来間島又ハ安東ニハ多数ノ朝鮮人在住スルカ故ニ朝鮮総督ノ指揮ノ下ニ此等ノ動静ヲ調査シ事務ノ連絡ヲ通セムトスルモノニシテ支障ナキモノト認ム」とある⁶。台湾総督府の意図は朝鮮総督府のそれと発想が近いものがあった。

しかし、台湾総督府が対岸領事館の警察権をも視野に入れたのも事実であり、それは1916年に総督府警察本署がまとめた資料から確認できる。すなわち、「台湾警察官ヲ此ノ方面（福建・広東・上海地方沿岸一帯一筆者注）ニ配置スヘシ、或ハ警察顧問ヲ傭聘セシムル亦可ナリ、要ハ只、台湾ノ警察権ヲ上叙ノ対岸ニ及ホシ以テ本島統治ノ根本的基礎ヲ確立セントスルニアルノミ」とあった。これを接受した外務省の資料には、「趣旨ハ宜シケレト差当リテハ領事館巡查トシテ領事ノ指揮監督下ニ警察権ヲ行ハシムノ外ナカルヘシ間島ニ於ケル先例等参照シテ決定スルヲ要スヘシ」という書き込みを見い出すことができる。つまり、台湾総督府が警察官を対岸領事館に配置したいなら、「先例」を踏まえる必要があるというのである⁷。対岸領事の総督府事務官兼任制度ができて以降、総督府警視をも領事に兼任させることを主張する官僚さえいた⁸。その実現性はさておき、総督府の内部に対岸領事館の警察権を視野に入れる人材が存在していたのは興味深い点である。

さて、こうした対岸領事の総督府事務官兼任については当時、「厦門、広東両領事を総督府事務官に兼任したるは台湾総督に一種の特殊外交権を認めたるものといふべく」

⁵ 井上勇一「在奉天総領事 加藤本四郎—在奉天総領事のみた満州問題—」『法学研究』第84巻10号（2011年10月）74 - 75頁。

⁶ 「朝鮮総督府書記官及事務官特別任用ニ関スル件」JACAR：A03033361100、枢密院審査報告・大正元年～大正3年（国立公文書館）。時代背景については、松田利彦「1910年代における朝鮮総督府の国境警備政策」『人文学報』第106号（2015年4月）56 - 58頁を参照。

⁷ 「特ニ台湾警察処対策利用ノ件」JACAR：B03041647000、台湾総督府政況報告並雑報第1巻(1-5-3-19_001)（外務省外交史料館）。

⁸ 台湾総督府警務官の梅谷光貞は、対岸領事館の警察について次のように記していた。すなわち、「総督府警察ノ延長ト見做シ全部我総督府警察官ヲ採用シ其数ニ於テ或ハ其質ニ於テ完全ナル活動ヲナシ得ルタケノ実力ヲ備フルヲ要ス而シテ対岸領事ノ如キハ総督府事務官ヲ兼スルモ同時ニ又総督府警視ヲモ兼任セシムルヲ得策トス」、とする（「南洋植民地視察復命書・台湾総督府警務官梅谷光貞」JACAR：A04018155300、公文雑纂・大正8年・第18巻・海外視察復命・海外視察復命（国立公文書館）。

9、或いは「英国が東亜の外交を印度総督に一任した時代あるが如く、本国が直接に行ふべき政策と地の利を用ひて植民地に委任すべき事柄がある。現に南支各地の領事が、台湾総督の監督を間接に受くる制度となつて居る事は、這般の事情を明かにしたもので、台湾総督の任務は、島内統治以外に及んで居る事を示して居る」¹⁰とする見解が存在した。ここにおいて、対岸領事領事館と台湾総督府の関係はどのように強化されたのか。以下、総督府の経費に着目し検証を加えてみたい。

まず確認できることは、1900年、「児玉総督閣下上京中青木（周蔵一筆者注）外務大臣閣下ト交渉」の結果、同年7月以降、台湾総督府は福建省の事情調査・報告事務を厦門および福州の領事に嘱託しており、手当として前者に1,000円、後者には500円を支給していたが、1905年2月より、「今般閣議決定ヲ以テ本官アル者ニ事務ヲ嘱託スル場合ハ手当ヲ給スルヲ得サル旨」が定められたため、領事への手当を廃止し、代わりに年末に賞与として給与することにした¹¹。総督府事務官を兼任する領事は年末または転任の際、総督府から「在職中事務格別勉勵ニ付」ということで賞与を貰えることになり、その際総督府は領事の貢献度に鑑みて金額を若干高めることができた。その具体例として、藤田栄介に注目してみたい。

藤田は1908年に東京帝国大学独法科を卒業、翌年外交官試験に合格した。1919年に厦門領事、翌年に広東総領事を務める¹²。1923年7月、台湾総督府は藤田の前年末からの在勤について、「六百七十円ト計上ノ処藤田総領事ハ広東地方調査事務殊ニ最近広東事変ニ際シ努力至ラサルナク功績著シキモノアリト認」めて、1,000円を賞与することにした（広東総領事賞与の上限は年額1,500円）¹³。後任の天羽英二の場合、賞与は年額1,200円となっており、1924年末から翌年2月中までの在勤について270円と計上されたが、総督府は天羽の外交上の功績を称えながら、「本島ノ為ニ尽力シタル一事ハ西沙島事件ニシテ事機密ニ属スルヲ以テ茲ニ其ノ内容ハ陳述セサルモ外交裏面ニ於ケル同総領事ノ活動当府ノ敬服措ク能ハサル」とし、計500円を与えることにした¹⁴。この

⁹ 日笠芳太郎「台湾見聞並私見一斑」『政友』第222号（1918年9月）。

¹⁰ 西崎順太郎『巒洲遺稿』（西崎すゞ子、1931年）252頁。西崎の文章は1924年12月に書かれたものである。

¹¹ 「（1. 題名なし）／分割1」JACAR : B16080285000（第8画像目）、在外帝国領事ニ台湾総督府事務嘱託及同府事務官兼任関係一件（6-1-5-28）（外務省外交史料館）。「領事上野専一ニ厦門地方ニ於ケル調査事務ヲ領事豊島捨松ニ福州地方ニ於ケル調査事務ヲ嘱託ス」台湾総督府档案第571冊43件、「上野専一厦門地方ニ於ケル調査事務嘱託ノ件、中村巍福州地方ニ於ケル調査事務嘱託ノ件」第1118冊46件。

¹² 藤田の経歴については、『日本外交史辞典』（山川出版社、1992年）888頁を参照。

¹³ 「〔総領事兼府事務官〕藤田栄介免兼官」台湾総督府档案第3744冊115件。

¹⁴ 「〔総領事兼台湾総督府事務官〕天羽英二免兼官、賞与」台湾総督府档案第4002冊12件。

ように台湾総督府は経費を活用することで、対岸領事との関係を強化していったのである。かかる賞与額は領事から巡查まで、つまりは領事館全員に対する賞与額であった¹⁵。

しかし、対岸領事は本務のほかに台湾総督府事務官を兼任することになり、領事館の職員にも限りがあるなど、台湾のために専従で活動するわけではなく、多くの貢献をしたとは言えなかった。この点は、三井物産台北支店長の津久井誠一郎の次のような呼びかけを見れば理解できよう。すなわち、1923年11月、津久井は全島実業大会における建議案説明の中で、「南支南洋の重要都市に対しては、現在の如く領事兼任の姑息策を棄て、別に台湾総督府商務官を新設して、領事の如く頻繁なる更迭を行はず、相当期間其地に駐在せしめ、常に能く其地の経済事情を調査研究せしめ」る必要があることを説いている¹⁶。

津久井以外、前出の井出季和太（総督府税関事務官）も次のような意見を寄稿している。彼は領事について、「民刑事の裁判及其管轄内居留地の一般行政警察事項に従事し、対外交渉や交際に逐はれ、貿易経済の調査などは思ひもよらぬ事で、多くは時々必要に応じ、申訳的報告を書記生に命じて為さしむるに過ぎぬ（中略）今日の兼務制度は、少くとも貿易上秋毫の効果がないと云ふて憚りがない」とし、商務官ないしは調査員を派出して調査に当たらせることは「機宜の処置」だと主張していた¹⁷。

1927年の台湾総督府の資料には、「福州地方ニ在ル台湾籍民ノ保護取締及本島へ輸入セラル新聞其ノ他ノ刊行物取締等ニ従事セシムル為彼地ニ常時事務官一名ヲ派遣シ置クノ必要ヲ認ムルモ定員並経費ノ都合上之ヲ許サス不得已福州在勤ノ領事ニ兼任ノ上之ヲ補ヒ来リシ」と見える。この一節からも伺えるように、総督府は専任の事務官の対岸常駐を必要と考えたものの、人員と予算の関係から、実現には至らなかった¹⁸。10年前の総督府民政長官下村宏のように中央政府と協議を行おうとする動きもなかったようで、対岸領事の総督府事務官兼任制度は日中戦争後まで続くことになる。

¹⁵ 「寺島広文免兼官」台湾総督府档案第10068冊9件。

¹⁶ 津久井誠一郎「南支南洋に商務官新設の提唱」『台湾時報』第51号（1923年12月）23頁。

¹⁷ 井出季和太「台湾より見たる対支貿易振興策」『港湾』第6巻5号（1928年5月）2頁。

¹⁸ 「西澤義徳兼任府事務官、勤務」台湾総督府档案第10046冊94件。総督府は広東および厦門についても同様の構想を持っていた（「矢野真兼任総督府事務官、勤務」第10054冊60件、「寺島広文兼任府事務官、勤務」第10056冊6件）。

第2節 対岸領事に対する台湾総督の指揮

前節では領事兼任の限界が指摘されていたことを確認したが、台湾総督府に送付された領事情報の中には興味深いものを見出すことができる。以下、紹介してみたい。

周知の如く、1920年代後半、国民革命軍が北上して、形式上、中国を統一することになった。この過程の中で福建もその支配下に入ることになる。しかしその前史、すなわち田健治郎が台湾総督だった時、対岸は未だ軍閥の時代であった。軍閥というのは絶えず勢力を拡大しなければ地盤を維持できないことから、他の軍閥と常に競合関係にあり、福建督軍の李厚基もその例外ではない¹⁹。

時は1920年4月、何遂は28日夜を期して、李厚基の排斥を目指す軍事行動をとろうとしたが、「其ノ失敗ヲ自覺シ全夜広東方面ニ脱出シ」た²⁰。翌月、何は藤田栄介廈門領事を訪ねて、「十八日廈門発日本船ニテ旧知ノ間柄ナル黒田参謀ヲ頼リ箇人ノ資格ヲ以テ台湾総督ニ面謁シ敬意ヲ表スルト全時ニ李督軍ノ福建省民ニ対スル悪政ノ現状ヲ具シ今後台湾総督府ニ於テ決シテ全督軍へ経済上並軍事上ノ援助ヲ与ヘラル、コト無キ様希望ヲ申入ル、所存ニテ」と、自らの苦境を脱するため台湾総督府に頼ろうとし、渡台する決意を告げた。これを受け藤田領事は、彼に好感を与えることは、「将来福建省ニ於ケル我方事業ノ進展ニ際シ何等カ利益ヲ来ス」と田総督に伝えていた²¹。何は5月23日、高雄に上陸し、27日には台湾軍司令部を訪問し、「台湾ニ来リシハ旧知守永大佐ヲ訪ヒ且ツ台湾ノ現況ヲ視察セン為」で、明後日福州に赴く予定と述べていた²²。29日、何は黒田周一参謀の導きにより田総督を訪ねた。田は、「何、頃日挙兵。李督軍を倒すを企て、事成らずして逃げ、本島を経て上海に赴く途次也。故に公然之れを歓迎すを得ず、単に彼の礼訪を受く」るのみであったと、必要最小限の対応に止める旨を記している²³。

一方、この時、何の弟（何纘）は未だ福州にいた。鈴木連三総領事代理が本省へ送っ

¹⁹ 李厚基の生涯については、山田辰雄編『近代中国人名辞典』（霞山会、1995年）403 - 404頁を参照。

²⁰ 「大正9年5月4日から大正9年5月31日」JACAR : B03050123700（第2・13画像目）、各国内政関係雑纂／支那ノ部／地方 第25巻(1-6-1-4_2_3_025)（外務省外交史料館）。何遂の経歴については、外務省情報部『現代支那人名鑑』（東亜同文会調査編纂部、1925年）527頁を参照。これによれば、李督軍排斥を行った時、何は32歳である。「陰謀破レ同年六月台湾ニ一時亡命セル」ことも書かれている。

²¹ 出典同上（第25～26画像目）。

²² 「大正9年5月18日から大正9年6月10日」JACAR : B03050123800（第1・4画像目）、各国内政関係雑纂／支那ノ部／地方 第25巻(1-6-1-4_2_3_025)（外務省外交史料館）。

²³ 尚友倶楽部・広瀬順皓編『田 健治郎日記4』（芙蓉書房出版、2014年）393頁、1920年5月29日条。

た電報に、「将来我国ノ為メニ何等カ得ル処アルヘク極力其ノ逃走方ニ尽力シタシ斯克取計フニ於テハ督軍李厚基ノ感情ヲ害スルコト著シキハ素ヨリ覚悟セサルヘカラス」と、李の反発を買うリスクを認識しながらも、何への支援を勧説していた²⁴。5月30日、福建から総督府に伝わった電報によれば、「李督軍何續を日本商館に囲み、日本領事其の処置法を外務省に請」った。翌日鈴木は、「李督軍と遂に円満了解、何續等を湖北丸（六月一日発）に搭せ台湾に亡命せしめ、監視し軽挙せしむ勿れ」との急電を総督府に送った。田は、「兄弟陰謀全然失敗に帰す也。之れ要するに支那人の所為、概ね児戯に類し、唯憐笑すべきのみ」と、突き放す評を記していた。6月2日、何續と林立は台湾に上陸し、台北の鉄道ホテルに投宿した。何と林に同行したのは福州領事館書記生の古澤憲介であった。田は古沢に対し、「来る者を拒まず、往く者を逐はぬ」というのが自分の態度であることを述べた²⁵。

以上、田健治郎は対岸の政局を注目し、日本領事からの情報もあがっていた一端を確認できたが、一方において、対岸の政局に安易に関与することは慎重に回避し、不介入政策を取る立場を定め、それを不安定な福建の政治情勢に対処する基本姿勢にしていたことがわかる。

1921年4月、李厚基は鉱業講習所職員および生徒30余名を台湾視察に派遣することを決めた。翌月、生徒を引率した張遵旭らは、総督府学務課長の導きにより田総督を訪ねた。張は「李督軍来翰及び、土産物二点を呈し、札を叙べ、且つ暫話して退」いた。同月10日、福建に帰る張に対し、田は答書および李督軍への贈り物を托した。田はかかる表面上の交流に止まらず、台湾屈指の有力者である林熊祥の李督軍への借款について、「慎重に商榷を遂ぐべき旨を指示し、大体承認を與」えた²⁶。さらに、田は李に対し治療の世話までしている。すなわち、同年6月に腸チフスに罹った李は、「生命ニ異変有之場合福建省ニ及ス影響如何ノ問題ハ有識者間ニハ相当懸念セラレタ」が、回復に向かった²⁷。翌1922年秋、李は田に対して、「福州病院医官の治術に因り、平癒に至るの恵を深謝し」た²⁸。こうしたことから、田総督と李督軍との間、種々のルートを通じて安定した関係の構築が試みられていたことが窺える。

ところが、李厚基の失脚が現実のものとなる。1922年10月、田健治郎は福州総領事

²⁴ 前掲「大正9年5月4日から大正9年5月31日」JACAR：B03050123700（第41～42画像目）。

²⁵ 『田 健治郎日記4』395 - 397頁、1920年5月31日条、6月3・4日条。

²⁶ 尚友倶楽部・季武嘉也編『田 健治郎日記5』（芙蓉書房出版、2015年）72・75・78頁、1921年5月2・10・15日条。

²⁷ 「大正10年6月18日から大正10年7月14日」JACAR：B03050134700、各国内政関係雑纂／支那ノ部／地方 第34巻 B(1-6-1-4_2_3_035)（外務省外交史料館）。

²⁸ 『田 健治郎日記5』314頁、1922年10月2日条。

林久治郎から次のような情報を入手していた。すなわち、広東の許崇智は陳炯明が広東を占領したため、「進退維谷の窮地に陥り、却つて浙江盧永祥と結託、兵を率ひ福建省建寧へ入り、福将王永泉、将に之れに内応せんとす、福州の安危、旦夕に迫り、人心之が為め洶洶」とする。田は、「李厚基、南北の中間に於て首鼠両端、一時の安を偷むや久しく、遂に此の厄を免れず」と日記に記したが、対策に関する記述はない。同月12日、田は福州からの電報で、李は許の軍隊が福州に入城したため逃れたとの確報を得て、「南支騒乱事情」を報ずる書簡を西園寺公望・三浦梧楼に郵送した²⁹。田は三浦に送った書簡の中で、「近隣出火」について、李が「倉皇身ヲ脱シテ亡命客トナ」ったこと等を述べたうえ、「小生ノ観破する所」を次のようにまとめている。曰く「由来支那之政争ノ真相ヲ観察スルニ、政見モナク、主義モナク、又国家モナク、社会モナシ、有ル所ノモノハ我利トウワ氣ノミ。政治家モ軍人モ学者モ諸生モ挙テ浮氣ニノボセ、唯自家ノ私利ニ競奔、駭々トシテ亡国ノ墳墓ニ疾駆罷在候有様ハ、活動写真トセハ最巧之ヒルムニ有之候」³⁰。それは台湾在任中に育まれてきた田の本音ベースの中国観そのものである。

李は福州を去ったが、田によると、彼が「厦門へ再来、将に恢復を謀らんとするも、旧部将臧致平の追ふ所と為り、再び遁げて我が領事館の保護を受け、我が商船蘇州丸に潜み搭り、将に明日を以て高雄港に来らんとす」るため、田は「州知事に内命し、相当の保護の処置を講ぜし」めた³¹。外務省は田総督に電報を送信し、李の上陸および居住は構わないが、「政府ノ対支方針ハ不偏不党内政不干涉ノ厳守ニアル」と予め伝えていた³²。結局、李は鼓浪嶼居留地に留まり、台湾に来るのは高全忠らであった。11月11日、田は台北を発して内地へ帰る。翌月台湾に戻った後、田は通信局長から、「福建師長高全忠一行、亡命来島に対する待遇に関する件」の報告を受けた³³。これ以降、李およびその部下の消息に関する記述はなく、田の関心の対象外となっていたようである。

李厚基の失脚に伴う動乱は台湾籍民にどのような影響を及ぼしたのか。同年12月、福州の林総領事は在留台湾籍民について、「其大半ハ烟（阿片一筆者注）館経営烟館名義貸又ハ原料売買等ノ不正營業ニ従事」する者で、「動乱以来台湾人烟館関係者ニシテ強請略奪等ノ被害者実ニ拾数件ニ上リ（中略）現在当地ノ如キ無政府状態ヲ以テシテハ遺憾ナカラ此以上保護取締ノ良法ナク本官ハ寧ロ却テ此機ヲ利用シ台湾人ノ烟館ヲ絶滅シ度希望ヲ持シ逐次正業者ノ増加ヲ期待シツヽアリ」と、本省・公使・台湾総督に報告

²⁹ 『田 健治郎日記5』315・319・320頁、1922年10月4・12・18日条。

³⁰ 山本四郎編『三浦梧楼関係文書』（明治史料研究連絡会、1960年）113 - 114頁。

³¹ 『田 健治郎日記5』330頁、1922年11月9日条。

³² 「分割1」JACAR：B08090254300（第39画像目）、支那南北衝突関係一件 第3巻(5-3-2-0-135_003)（外務省外交史料館）。

³³ 『田 健治郎日記5』352 - 353頁、1922年12月22日条。

を送っている。林は被害を受けた台湾籍民のために中国の軍の実力者と交渉しつつも、この機を逆手にとって籍民を整理したい意図もあったことがわかる³⁴。一方、廈門は、「李一派ハ逃走セル為メ廈門市街ハ大ニ騒キシモ臧指（司の誤植一筆者注）令ノ鎮撫宜シキヲ得忽チ鎮静ヲ得タリ斯克テ一夜ノ間ニ廈門政局ノ革命成」ったという³⁵。

華南地方の軍指導者との交流の経験を踏まえて、田健治郎はある種の教訓を体得するようになったと思われる。田に言わせれば、「福建はじめ南方各地豪傑とも團栗の背較べで敵味方統一がとれず」の状態にあった³⁶。1923年6月、田は対岸6領事（香港の高橋清一・広東の天羽英二・廈門の佐々木勝三郎・汕頭の打田庄六・福州の中野勇吉・雲南の糟谷廉二）を召集して会議を開く際、領事たちおよび関係各部局長、民間関係者を前に約1時間がかりで演説しており、その場で「支那の騒乱と排日運動の消長」を論じていた³⁷。その一節を紹介したい。

すなわち、「福建の方は李厚基が永年督軍として其の地位に在つた為め、排日が起つても落付いた所があつたが、李厚基一度び去つてより主権者の如きものが三人も四人も出来、何人を政治の責任者と認めてよきか、判定するに苦しむ位である折柄、復た排日が起つたのであるから、其の混乱と困難とは一層である。即ち無政府、無警察状態の所へ今迄とは性質の違ふ排日が伴つたのであるから、領事諸君に於ても非常に御困りになることゝ推知せられる」、とする³⁸。この発言からは、排日を抑えるカウンターパートの不在がいかに台湾総督府と日本領事を困らせたかがわかる。

当時、大陸にいる台湾籍民の置かれた状況について、台湾の時事を伝える雑誌『東洋』の1924年4月号のコラムに、次のように解説されていた。すなわち、「彼等（台湾籍民一筆者注）の間には、所謂浮浪の徒と称するものがあるが、又真面目に働いてゐるものも多い……籍民等の生命財産が、常に不安の状態に在ることは、我国の威信にも関はることであるから、彼等籍民を取締ると同時に、一方に於ては其生命財産の不安を排除するの手段方法を講ぜねばならないだろう」と記していた³⁹。排日が高まりを見せる中で、危険に晒されかねない台湾籍民に対する当局の姿勢も若干変わりつつあった。台湾総督府の関心は、取締の対象から保護の対象に移っていた。

資料を読む限り、第一線で排日への対策に取り組んだ対岸領事は、総督府から非常に信頼され、評価されていたことがわかる。以下、その具体例を時系列に沿って紹介した

³⁴ 「福州駐屯軍隊無規則ト居留台湾人ノ被害ニ関スル件」JACAR : B08090284300、支那南北軍衝突ニヨル邦人被害雑件 第4巻(5-3-2-0-144_004) (外務省外交史料館)。

³⁵ 『廈門博愛会廈門医院満五週年紀念誌』(廈門博愛会、1923年) 66頁。

³⁶ 田健治郎「台湾の現状と将来」『実業公論』第9巻2月号(1923年2月) 47頁。

³⁷ 『田健治郎日記5』455 - 456頁、1923年6月15日条。

³⁸ 前掲田健治郎「台湾の対岸関係に就て」8 - 9頁。

³⁹ 「台湾時事最近の問題」『東洋』第27年4号(1924年4月) 152 - 153頁。

い。

第1は、1924年の厦門領事佐々木勝三郎である。厦門領事への賞与はこの時点で年額1,500円と定められており、佐々木は総督府事務官兼任が9ヶ月未満（1923年末から翌年8月）にもかかわらず、「同地日貨排斥並ニ支那人呉姓派對台湾籍民争鬪事件鎮圧等ニ関シ特ニ功績著シキ」ため、1,250円を貰えることになった⁴⁰。ほぼ同じ時、総督府は汕頭領事打田庄六の1923年末からの在勤について、「曩ニ汕頭風水害ニ當リ殊ニ同地排日貨防圧ニ付努力不尠」と認めて、金額を増して計550円を賞与することにした⁴¹。

第2は、1925年の福州領事栗原正である。福州領事への賞与は年額1,300円と定められており、栗原へのそれは1,050円と計上されたが、総督府は、栗原が1923年9月以来「激烈ナル排日運動起リタル際其ノ鎮圧ニ努力致ラサルナク」とし、計1,200円を賞与することにした⁴²。

第3に1927年9月、総督府は汕頭領事内田五郎に対して、「最モ紛糾シタル時局ニ際シ、殊ニ熾烈ナル排日運動ニ直面シテ、同地ニ於ケル督府諸施設及台湾籍民擁護ノ為メ努力シタルコト尠カラス」とし、200円を増して計800円を賞与することにした⁴³。

これら事例を通じて明らかなように、排日ナショナリズムの高揚を受け、台湾籍民を保護するという新たな課題が台湾総督府の中で明確に共有され始めたのは、1920年代前半のことである。対岸領事に求められる役割は、日ごとに大きくなっていったと言えよう。

第3節 対岸領事を使つての台湾籍民への指導—郭春秧を例にして

本節では、台湾総督府が代表的な台湾籍民に対する指導を対岸領事にいかに行わせていたか、郭春秧（1860～1935）の例を通して考察してみたい。

福建省出身の郭は、ジャワを拠点に茶や砂糖等の貿易を営んで成功した富豪であり、「南支・南洋」において台湾籍民として知られる人物である⁴⁴。彼の実力について、例

⁴⁰ 「佐佐木勝三郎免兼官、賞与」台湾総督府档案第3856冊48件。

⁴¹ 「囑託打田庄六御用済解囑」台湾総督府档案第3861冊51件。

⁴² 「〔領事兼府事務官〕栗原正免兼官、賞与」台湾総督府档案第4005冊29件。

⁴³ 「内田五郎賞与」台湾総督府档案第10048冊106件。

⁴⁴ 郭のビジネス展開等については、林満紅「印尼華商、台商與日本政府之間：台茶東南亜貿易網絡的拓展（1895-1919）」（前掲『中国海洋發展史論文集』第7輯）、同「華商と多重国籍—商業的リスクの軽減手段として（1895-1935）—」（『アジア太平洋討究』第3号、2001年3月）、河原林直人『近代アジアと台湾—台湾茶業の歴史的展開—』（世界思想社、2003年、80-81頁）、同「領台初期における茶業を巡る商人の角逐

えば 1909 年の台北庁の調査に、「明治三十三年茶商公会長ニ挙ラレ五ヶ年其任ニ在リ現ニ厦門、香港、南洋爪哇等ニ商店ヲ設ケ盛ニ取引ヲ営ミ常ニ其間ヲ往来ス資産約八拾万ト称シ大稲埕（台北の商業の中心地―筆者注）本島人茶商界ノ重鎮トシテ内外人ニ信用厚ク頗ル声名アリ」と見え、かなり評価され注目されていたことがわかる⁴⁵。このような郭は利用すべき台湾籍民の一人と目されていた⁴⁶。

郭は早い時期から「日支聯盟」或いは「日支親善」の理想を抱いており⁴⁷、1915 年にバタビア領事を通じて日中関係に関する意見書を大隈重信首相に提出したことがあった⁴⁸。アジア各地に豊富な人脈を持つ郭が日本の政界に一番接近した瞬間は、1919 年に内閣総理大臣原敬に会った時であろう。すなわち、1919 年 4 月、郭は台北商工会主催のもと鉄道ホテルで講演を行った。通訳を担当したのは南洋商会経営者の堤林数衛で、出席者は、台湾総督府民政長官代理の高田元治郎や台湾銀行副頭取の中川小十郎など百余名の官民有力者を網羅したという。この講演の要約は次のようである。

すなわち、「日本今日の文明とは要之徹底的に孔子教を理解し、加ふるに近世科学の智識を以てせるものにして、之れを諒得し、之れを善用せば支那亦必ずや斯くの如きの大文明を現出せん……此南海の一角に於て、日本文明を代表する純日本人と、福建人の大多数を占むる本島人とは、現に存する本島文明を媒介として、互に相識り相理解し、真に彼此親善の小模型を作出して、漸次遠きに及ぼすを計るべく、乃ち斯の如くんば島人の故郷たる福建人との親善も難からず、更に福建人の大多数を占むる南洋華僑との親

一郭春秧商標登録事件と『近代化』一（松田吉郎編『日本統治時代台湾の経済と社会』晃洋書房、2012 年）、工藤裕子「ジャワの台湾籍民―郭春秧の商業活動をめぐって―」『歴史民俗』第 3 号（2005 年 12 月）、久末亮一「『華南銀行』の創設―台湾銀行の南進における『大華僑銀行』案の形成と結実：1912―1919―」（『アジア経済』第 51 巻 7 号、2010 年 7 月）等の研究がある。オーラル・ヒストリーなどに基づいて郭のファミリーヒストリーに光を当てた新しい研究に、釋明瑛「被遺忘的豪商郭春秧：以日治時期活動為主題」（『台湾学研究』第 20 期、2016 年 12 月）がある。

⁴⁵ 「吳昌才外十二名紳章附与ノ件」台湾総督府档案第 1488 冊 30 件。

⁴⁶ 台湾総督府警視総長の湯地幸平は『南支視察報告書』（1919 年、34 - 39 頁）の中で、有力な台湾籍民として 16 人（福州 3 人・厦門 6 人・汕頭 4 人・広東 1 人・香港 2 人）を挙げている。彼等は、福州の林熊祥・楊夢仕・楊文光、厦門の郭春秧・阮順永・曾厚坤・吳蘊甫・黃迺澤・鄭俊卿、汕頭の林伝之・劉既溥・陳広述・蕭信棟、広東の林麗生、香港の張舜臣・王田であった。

⁴⁷ 1913 年に郭と会見した井上雅二（南洋で事業を展開した経営者）の感想は下記のようなになる。すなわち、「ジャバ在住七十万の支那人の中心地は、スマランであるが、この地の郭は台湾籍民で……日支聯盟を説いて舌端火を発する所、往々にして聴くべきの点あり、稀に見るの材と言つてよい」、とする（井上雅二『南方開拓を語る』畝傍書房、1942 年、241 頁）。

⁴⁸ 「日支關係ニ関スル郭春秧上申書送付ノ件」JACAR：A04010290100、公文雑纂・大正 4 年・第 10 卷・宮内省・宮内省、外務省・外務省（国立公文書館）。

善も亦当然の結果となるべし」、とする⁴⁹。台湾を拠点とする郭の構想した日中親善計画は、台湾と関係の深い福建だけでなく、広い南洋にいた多くの福建出身者をも視野に入れたことがわかる。

日中親善を鼓吹した郭の自信は、彼の次のような歴史観によるものだったと思われる。すなわち、「世界中恐らく此位長き間史的関係を保ち且つ通商上に於て利害を共にす可き国柄は、日支両国を措いて他には絶無である……数千年来の歴史は親善の素質にして、現状の阻隔に十数年短期の変態に過ぎ」なかったと、郭は語っている⁵⁰。

1919年、明石元二郎台湾総督の具申により叙勲されることになった郭は、東京に着いた後、新聞社の取材に対して、日中親善に尽力することは、「国籍を有する日本に対する私の義務ですし、一には生国を救ふ所以と信じます」と語り、5月13日、郭は大隈の招待会で、「支那を導くには欧米の文明よりも孔子の教へを以てするのが捷徑だ、それで日支親善の実が挙げれば印度、南洋まで東洋の平和が維持される、延いて世界平和の根柢となるであらう」と述べた⁵¹。原敬との会見は15日で、2人の意志疎通は堤林数衛の通訳によって行われた。原は郭の言うことを次のように記している。

「支那には四箇の分子あり、南方、北方、耶蘇教徒と此等一切に属せざる階級の者即ち是なり……南北共に愛国の誠意なし、北方派を引付くる事は金だに貸さば容易なれ共其代り金なければ何国にも走るものなり、耶蘇教徒に至りては外国は組織的に支那国民を引付くる事として此一派は真に注意すべき勢力なり、故に如何に日本に於て努むるも此真情を審にせずしては失敗に終るべし、而して之に対抗するには孔子道を以てするの外なし、孔子道なれば日支共通にて異論あるべからず、此主張を以て耶蘇教に対抗するは確實の政策なり、然れども孔子の道なるものは古より之を唱ふるも歴代帝王真実に実行したるものなし、故に之を唱ふるのみにては何の効なし……自分は先づ故郷より資を投じて之をなさば始めて日支親善提携の効果を挙げべしとて更に極秘として此政策の為に六百萬圓を要するものと仮定し、自分は三百万圓の私費を投じて水利土工又は窮民救助と云ふが如き孔子道の実行をなして民衆を引付くべし、残三百万圓は日本政府より補助ありたし……日支提携の実跡を挙ぐるに於ては耶蘇教徒は勢ひ反抗するに至るべく、場合に因りては戦争となるの覚悟も要す」。

この記述からは、西洋文明に対抗するには、孔子道を普及する必要がある、そのための資金は、半分は日本政府の援助を仰ぎたいと、郭が熱心に献策をしたことを窺える。

⁴⁹ 「郭春秋氏講演」「日支親善真義」『台湾日日新報』1919年4月16日・5月13日。

⁵⁰ 「日華親善の為に朝野人士に稟告す」『拓殖新報』第82号（1919年7月）。

⁵¹ 「郭春秋叙勲ノ件」JACAR：A10112866800、叙勲裁可書・大正8年・叙勲卷3・内国人3（国立公文書館）。「日本と支那とを離して東洋は考へられぬ」「隈侯の印度と台湾名士招待」『東京朝日新聞』1919年5月13・14日。「爪哇実業家の孔子教観」『斯文』第1編3号（1919年6月）87頁。

原は賛成の意を表しつつも、資金の問題が絡むこともあり、「斯る事には政府直接なるべしと思はしむるは不得策なれば濫澤栄一の如き民間の働きとなすを要す、又此政策は外相にも内話し置くべし」と述べた。原は、内田康哉外相に対して郭の持ち込んだ話を伝えたほか、高橋是清蔵相を招いて「内田外相と内談の趣旨を告げ」て、「高橋も同感を表し」た。6月6日、郭は原を再訪し、「帰国の上は先づ厦門に於て兼て内話せし通孔子教を主として会を設け、自己の資金を投じて実行すべく、其上にて政府の後援を望む」と要請していた⁵²。

離日後の郭は、孔聖大道会の規約を作成したほか、『孔教雑誌』を作る計画も練っていた⁵³。厦門領事館は、郭について次のように捉えている。すなわち、「当地ニ於ケル勢力トシテハ漳州方面ニ旧式小規模ノ砂糖工場ヲ有スルノミ爪哇ニ赴キテ以来多年販郷ノ機ナカリシ為メ（台湾福建ハ同一地方トシテ見做サレ居レリ）殆ンド其人物ヲ認メラレ居ラザル次第ナルカ其裡面ニ於テハ更ニ全人ノ現在財産ノ根拠ニ対スル不評判ガ其因ヲナシ居ルモノニ非ズヤト思考セラレ居リ候⁵⁴、或いは「当地ニ有スル声望ハ殆ント零ト云フモ大差ナク彼ガ相当ノ資本ヲ携帯シテ当地ニ放下スルニ非スシテ当地人士ノ資本ニヨリテ事ヲ成サントセバ蓋シ至難ナランカ」と、その実現の困難さを観測していた⁵⁵。

それでも郭は、故郷の嵩江（厦門に近い地—筆者注）を中心とする地域で、孔聖大道会を組織することに着手する（8月に発足）。この時期に郭は藤田栄介領事を訪問し、「会ノ事業拡張ニ伴ヒ独力経営ノ困難ナル時期モ到来スヘク其際ニハ何分日本ノ助力ヲ仰キタシ」と述べていた。藤田領事の報告を伝える野紙の欄外には、「此種ノ計画ニ対シ相当援助ヲ与フルハ極メテ望マシク籍民利用ノ最良方法」と書きこまれていることから、外務省も好意的に捉えこれを支持したことが読み取れる。その後台北で明石総督と会ってきた郭は、藤田領事を訪問して、明石総督は、「十月中旬頃上京ノ途ニ就キ親シク内閣諸公ニモ面接シ南支経営ノ必要ヲ説キ其経営事業トシテ福建省ノ鉱山採掘並ニ鉄道敷設ヲ目論見居リ右ニ関シ若シ閣議ニ於テ之ヲ賛同スル場合ニハ郭春秧ヲシテ先ツ其権限ヲ取得セシメ度」と、自分を支持する意向を漏らした、と語った⁵⁶。明石総督の後

⁵² 原奎一郎編『原敬日記』第5巻（福村出版、1965年）93 - 94、97 - 99、103頁、1919年5月15日、5月20 - 22日条、6月6日条。

⁵³ 森紀子『転換期における中国儒教運動』（京都大学学術出版会、2005年）198頁。会則は12条からなったようであり、「郭春秧氏の計画せる日支親善の大経（下）」（『台湾日日新報』1920年4月29日）に掲載されている。

⁵⁴ 「台湾籍民ノ動静取調一件」（外務省外交史料館所蔵、請求番号：3-8-6-34）。

⁵⁵ 「厦門」JACAR：B11090263000（第19画像目）、支那ニ於テ日本商品同盟排斥一件第3巻(3-3-8-5_003)（外務省外交史料館）。

⁵⁶ 「郭春秧、堤林数衛等ノ福建省ニ於ケル鉱山採掘並ニ鉄道敷設計画ノ件 大正8年10月」JACAR：B11090753800（第2～4画像目）、支那ニ於ケル本邦人経営企業関係雑件

る盾が郭の自信の支えであったのだろう。両者の交流については明石の伝記に記されているが、明石のイニシアティブを示す史料は見つかっていない⁵⁷。明石が急逝した後、郭の計画は後任総督の田健治郎のもとで実行されることになる。

1920年2月、田は東京で台湾銀行の中川小十郎から大道会についての意見を聞いた。田は原敬と談話した時にも同会のことに言及した。この時点で、田は同会の様子がある程度把握していた⁵⁸。同年3月、郭は会の不振について、排日風潮の影響や、嵩江県が南北両軍の対峙地帯であったことなどを理由に挙げて藤田領事に弁明しており、「近々銀行ヲ設立シ其ノ利益ノ十分ノ一ヲ孔聖大道会資金トシテ寄付スル計画ヲ立テ」ていた。藤田はこれを本省に報告するほか、写しとして公使および台湾総督に送付していた。翌月、田は台湾に来ていた郭と意見交換を行った。郭の提言は5つあり、すなわち、「在台日本人並ニ台湾籍民実業家ハ一律ニ其所得スル収益ノ十分ノ一ヲ孔聖大道会ニ寄附スルコト」「南洋発展策トシテ夫ノ連絡機関ニ備フルタメ日支合弁ノ大道商船会社ヲ設立スルコト」「一億万円ノ大道銀行会社ヲ設立シ広ク南洋方面ノ外国銀行ニ対抗シテ以テ外資ノ流通ヲ圧迫スルコト」「日支合弁事業トシテ福建省内道路ノ築造改設並ニ鉱山水利事業ノ施設経営ヲナスコト」「西力ノ東漸ヲ防備スルタメ福建省内ハ日支陸海軍相協力シテ軍備ヲ整フルコト」であった⁵⁹。田は、「会員其の所得の十分の一を提供の義務を有するが如き、又日支共同して台湾海峡に大要塞を建設するが如き、到底今日に之れを行ふ可ならず。即ち尚講究を遂ぐる可きを諭示」し、計画が大きすぎて、実現困難であることを示唆していた。2人の話し合いは平行線をたどった。この日、藤田領事は台湾に来ており、「総督府事務官の資格を以て、任地の一般の状況及排日鎮圧の顛末を報告」した後、田は、「我が南支に対する政策の方針を内示し、又郭春秧の計画の顛末を告げ、其の対応手段を内示」した⁶⁰。藤田は田の内示に従って、郭に「出金方ヲ極力懇懇」した。これに対して郭は、「嵩江県下ニ既ニ自費八万円ヲ投シタル程ニシテ此上多額ノ出資ヲナスコト甚タ困難ナル事情アリト陳」べたが、藤田が「百方説キ伏セタル」結果、「漸ク三十万円ノ寄附ヲ承諾」することに至った⁶¹。郭が出資する30万円は台北孔子廟の建設や、孔子の教えを台湾および中国に広げるために使われる予定であった。田は我を折った郭に対して、「激励賞賛、急速に実行す可しと勸

第3巻(B-3-4-6-2_003)(外務省外交史料館)。

⁵⁷ 小森徳治『明石元二郎(下巻)』(原書房、1968年)193-195頁。

⁵⁸ 『田健治郎日記4』335-336、354頁、1920年2月19・20日条、3月30日条。

『原敬日記』第5巻228頁、1920年3月30日条。

⁵⁹ 前掲「郭春秧、堤林数衛等ノ福建省ニ於ケル鉱山採掘並鉄道敷設計画ノ件」JACAR : B11090753800(第6~9画像目)。

⁶⁰ 『田健治郎日記4』363-364頁、1920年4月14日条。

⁶¹ 前掲「郭春秧、堤林数衛等ノ福建省ニ於ケル鉱山採掘並鉄道敷設計画ノ件」JACAR : B11090753800(第9画像目)。

告」した⁶²。

以上見てきたように、郭が原敬に持ちかけた計画は、孔子道をもって耶蘇教に対抗するものであったが、銀行や商船会社、さらには軍備にまで及ぶなど、内容はどんどん膨らんでいった。そうした大風呂敷とも言える郭の計画に田は不信感を抱き、警戒するようになっており、上京した時に、原に対して郭との談判や交渉の顛末を述べたが、「根本旨趣改正の後に非らざれば、実行し難き」と、突き放す報告をしていた⁶³。原は、「田の云ふ処にては郭も最初余に内話したる様にはなし居らざるものゝ如し」と、結論づけている⁶⁴。2人の内心に疑念が生まれたのも無理はなかったと言えよう。

何よりも問題となったのは、郭の寄付金が「未交付ノ儘ニ相成」っていたことである。1920年8月、藤田領事が「説示」した結果、郭は「愈寄附を実行スルコトニ決シ本月二十六日台湾銀行定期預金証書」を藤田に渡した。藤田は定期預金証書とともに孔聖大道会の支出表を田総督に送付した⁶⁵。

寄付金の件が一段落した後、藤田は「郭春秧ノ人物性行ニ関スル件」を田に送っていた。これによれば郭は、「極メテ自信力強ク独行専断ノ僻性ヲ有シ一度意思ノ動ク処又何人ノ容喙ヲモ許サ、ルノ嫌アリ」と独断専行に傾き、「時ニ或ハ其希望ノ余リニ過大ニ失スルコトアリ予期ノ事業志ト違フヤ翻然之ヲ捨テ、顧ミス更ニ新事業ヲ企図スル傾向アリ」と大風呂敷であること、「往々一部ノ人士ヲシテ郭春秧ハ果シテ信頼シ得ル人物ナルヤヲ疑ハシムル」と、信頼を持ってない人物との評価が一部にあることを指摘していた。藤田は、「当方トシテハ能ク全人ノ長所短所ヲ会得シ置キ可成我ニ接近セシメ置クト同時ニ出来得ル丈利便ヲ供与シ彼ノ進出発展ヲ援助スルハ帝国ノ利益ナリ」と、短所はあるものの、日本にとり利益のある人物と考えていた。このように、タフな相手を説得するという甚だ面倒な仕事を遂行した藤田領事は、兼任事務官としての職務を忠実に果たしていたと言えよう。

広東に転勤を命じられた後も、藤田は田総督と会った際、「義金処理」について語ったことがあった⁶⁶。藤田の希望は、郭の金銭の一部を二つの事業に使うことを提案していた。一つは日中両国人の「社交倶楽部」、もう一つは「渡台留学生」に対する補助であった⁶⁷。

⁶² 『田 健治郎日記4』364 - 365 頁、1920年4月15・16日条。

⁶³ 『田 健治郎日記4』404・431 頁、1920年6月18日条・8月10日条。

⁶⁴ 前掲『原敬日記』271 頁、1920年8月10日条。

⁶⁵ 前掲「郭春秧、堤林数衛等ノ福建省ニ於ケル鉞山採掘並鉄道敷設計画ノ件」JACAR : B11090753800 (第20~24 画像目)。

⁶⁶ 『田 健治郎日記5』76 頁、1921年5月12日条。

⁶⁷ 藤田によると、「広東ニハ日本留学生出身者一千名ニモ達シ各方面ノ要路ヲ占ムルモノモ尠カラサルノミナラス一般ニ親日的傾向ヲ見ルニ至レルヲ以テ此際公然一種ノ日支社交倶楽部ヲ創設シ(中略)維持費トシテハ客年郭春秧カ田台湾総督ニ寄附セル金三十

田は郭資金の運用に関して、時々台銀の中川小十郎や下村宏総務長官、それから下村の後任の賀来佐賀太郎等に指示を出していた⁶⁸。田と個人的に親しい井上雅二が同寄附金の運用に口を出していたことも田の日記から読み取れる。すなわち、1920年11月、前出の堤林と井上が「三十萬圓処理の方法を陳情」したところ、田は「快諾の旨を答へ」た⁶⁹。ところが2年後に、堤林は「南洋従業者金融疎通の件、及び郭春秧寄付金処分に関し、井上雅二粗慢の事情を談」じていた⁷⁰。この記述のみでは、堤林と井上との間にどのような問題があったか定かではないが、2人とも南洋に事業を展開したことを考えれば、郭の資金が流用或いは乱用されたことが想像される⁷¹。

しかしながら、郭の計画は突然の終焉を迎えることになる。前出の中川小十郎によると、郭は、「釀出金の返還を求めたい意向を示してきたのであつたが、総督府ではこれを単純な寄附金と見たものかその返還には応ずることなく、恰も内地において関東の大震災厄が突発したので、これをも其方へ廻はし台湾官民の義捐として処置せらるゝことになつ」た⁷²。当時各国から救援の手が日本に差し伸べられており、台湾でも義捐金の募集が積極的に行われ、締切の10月15日までに「総額は実に一百四十萬圓を超過するに至」った⁷³。郭の寄付した桁違いの金額は世の中を驚愕させた⁷⁴。同年12月、郭は香港総領事に対して、田総督には金銭を寄託したものの、「爾後何等ノ進行ヲ見ス該大道会ハ遂ニ不成立ニ終リ候此ノ金額ハ当然小生ノ手許へ還付相成ルヘク管ノ処先般突然ニ東京震災発生シ此救済ヲモ亦大道会ノ為スヘキ慈善ノ事ト存」じて寄附をしたが、利息

万円ノ利子ノ一部ヲ割キ之ニ振当ツルコトニ略ホ同意ヲ得タリ」「陳炯明ヨリ今後広東ノ学生ヲ台北ノ各専門学校ニ留学セシメタキ希望申出アリタルヲ以テ総督府側ニ伝ヘタル処承諾アリタルノミナラス都合ニ依リテハ前記郭春秧寄附金利子ノ一部ヲ留学生学資ノ一部援助トシテ支出スルモ可ナリトノ了解ヲ得タリ」という（「分割1」JACAR：B16080390600（第7～8画像目）、在外公館長館員ニ他官庁其他ノ事務兼任及囑託関係雑件／台湾総督府ト対岸領事打合ノ件(6-1-5-63_1)（外務省外交史料館））。

⁶⁸ このあたりの事情は1920年10月1・13日、11月6・7日、1921年1月17日、5月8・30日、1922年1月19日、1923年6月9日の各条を参照（『田 健治郎日記4』456・463・478頁、『田 健治郎日記5』13・75・89・197・453頁）。

⁶⁹ 『田 健治郎日記4』477頁、1920年11月5日条。

⁷⁰ 『田 健治郎日記5』344頁、1922年12月8日条。

⁷¹ 堤林の活動は単に通訳には止まらず、郭の計画に関わったキーパーソンであったと考えられる。昭和期（1929～1937年）の堤林日記は中央研究院台湾史研究所档案館で閲覧（デジタル画像）できるが、大正期のそれが出てくれば、彼の行動もより明確に把握できるであろう。

⁷² 中川小十郎「私の記憶に残つてゐる事ども」（安藤元節編『台湾大観』日本合同通信社、1932年）219頁。

⁷³ 賀来佐賀太郎「関東の大震災と台湾」『台湾時報』第52号（1924年1月）8-10頁。

⁷⁴ 内務省社会局『大正震災志 下』（1926年）577頁。吉田静堂『台湾古今財界人の横顔』（経済春秋社、1932年）230頁。

金の還付に関して台湾総督府総務長官と打合せするよう依頼をしている。1924年1月、東京滞在中の賀来総務長官は田健治郎のもとを訪ね、「利子返戻の処分に関する指揮を乞」った⁷⁵。同月20日には、賀来は総務長官代理の吉田平吾に対して、「本人ノ希望ニ任セ還付スルコトニ決定」したことを伝えている。その結果、翌年2月、預金の利子（額面6万余り）が香港総領事経由で郭に還付された⁷⁶。

元台湾銀行スマラン支店長の根本栄次は、郭の寄付について、後年次のように回想している。すなわち、上京した郭は、即座に30万円を提供して、「台湾銀行の定期預金として預けて、あとは洪澤男爵に万事を託された……処が洪澤男爵はどういふ積りでであつたか、その後一向孔聖大同会の仕事を進めて呉れなかつた」「もう暫らく待てと言つたが、聴かずに遂々震災に寄附してしまつた。それで折角南方から呼び掛けた日支提携といふものはその儘消滅してしまつた」、とする⁷⁷。郭は洪澤と2回会っていたが、双方は挨拶程度の交流しかしなかつた⁷⁸。台湾総督府内で、郭が提供した30万円の使途をめぐって多くの時間が費やされて、それに不満を覚えていた郭が、震災を機として全額を寄付してしまつたと見るのが妥当であろう。ただ面白いのは、この回想が他人の言に耳を貸さない郭の姿をいきいきと描写している点は、前に引用した藤田領事の郭についての人物像を間接に裏付けていた。

因みに、台北孔子廟（1880年代に建設）の再興は1925年に工事着手、3年後に竣工するが、奇しくも工事費は30万円という数字で、「悉く義捐によるもの」であつた⁷⁹。さらに補足すると、1930年時点の資料には、「近く十年来の郭春秧は、ジャワでは実の処台湾人を廃業して居る（中略）華僑の鼻息が強くなると、いつの間にか華僑に早替りして、実際的には台湾籍民たることを廃業するなんて、余りにも我が国家国民を莫逆に

⁷⁵ 尚友倶楽部・桜井良樹編『田 健治郎日記6』（芙蓉書房出版、2016年）12頁、1924年1月14日条。

⁷⁶ 「郭春秧義捐金利子還附ノ件（在香港高橋総領事）」台湾総督府档案第7272冊51件。

⁷⁷ 根本栄次『台湾銀行南方進出盛衰記』（財団法人南洋経済研究所、1942年）11 - 12頁。根本は、1910年代に台湾銀行のスマラン支店長を務めたことがあり、スマラン在住の郭と親しくなつたと考えられる。彼の経歴については、『ジャガタラ閑話』（ジャガタラ友の会、1978年）27頁を参照。

⁷⁸ 郭を洪澤に紹介したのは、山下汽船の創業者の山下亀三郎であつた。洪澤によると、5月12日、「九時爪哇人郭春秧及山下、堤林数衛二氏来話ス、郭氏ト孔子教ノ事ヲ談シ、論語年譜、同語由其他ノ書類ヲ交付」した。同月31日には、「十二時郭春秧及山下、堤林氏等来ル、堤林氏ノ通訳ニテ郭氏ト孔子ノ教旨ニ関シテ種々ノ意見ヲ交換ス、且、四人共ニ会食中モ談話ヲ継続」した（洪澤青淵記念財団竜門社編纂『洪澤栄一伝記資料 別巻第2 日記(2) 他』洪澤青淵記念財団竜門社、1965年、142 - 143、148頁）。

⁷⁹ 『辜顕栄翁伝』（辜顕栄翁伝記編纂会、1939年）71頁。

した仕打である」との評価が見える⁸⁰。この点については、華僑経済という視点からの検証がなされるべきであるが、往年味わった挫折感が郭の対日感情を悪化させた一因だったのではと推察される。

おわりに

以上、台湾総督府が対岸領事の事務官兼任という制度を実現した経緯を明らかにするとともに、田健治郎総督がどのように対岸領事を運用したかについて、限られた資料の中で追うことのできる具体的事例を取り上げて検証した。ここから次のようなことを指摘できる。

田総督は対岸領事から南中国の情報を得ており、それに基づいて情勢判断を行っていた。1920年代より、政情が不安定な対岸に暮していた台湾籍民の生命・財産の保護は現実的な課題となっており、華南地方で排日に対処しながら在留邦人を保護する日本領事は、台湾総督府にとって重要な存在であった。中国の情勢を台湾史の分析対象に組み込むことにより、その時代の脈絡の中で、総督府の関心の所在をより立体的かつダイナミックに捉えることができる。本章では田総督と李厚基福建督軍との関係を追跡したのもそのためである。この事例は、大変興味深い内容を有したとはいえ、一つの事例にすぎず、同様の事例の探求が今後の課題として残されている。

一方、日中関係においては親善を目指す動きも少なからず存在し、その典型として、台湾籍民の有力者であった郭春秧を取り上げ、彼が望んでいた「日支親善」のための構想を紹介した。原敬首相はある程度は彼に同調し、郭の計画は日本政府の支持のもと行われることになる。結局は頓挫するものの、その計画をめぐる交渉過程からは、田総督が藤田栄介廈門領事を巧みに使い郭を動かしていたことが明らかになっている。既述のように、対岸領事の総督府事務官兼任制度については、中途半端で有効でないとの批判があったものの、田健治郎以降の総督が実際にこれをどのように運用したのか、今後の課題である。

本章は、総督府における対岸政策に関与した日本領事の役割の一端を明らかにしたが、この視角だけでは捉えきれない側面も存在した。それは台湾軍の情報網である。この課題を考える上で、本章との関連で、台湾で活躍したジャーナリストの田中一二の記述はヒントを提示している。すなわち、「領事の兼任事務官は、外務省へ報告したカス

⁸⁰ 天海生「南洋に於ける台湾人(中)」『海外』第8巻43号(1930年9月)99頁。天海は竹井十郎(1906年から23年間の蘭印在住経験を持つ)の号である。詳しくは後藤乾一『昭和期日本とインドネシア』(勁草書房、1986年)の第4章を参照。

の毒にも薬にもならぬ好加減の材料を報告するに止つてゐる、こんなわけで支那の真の情報なるものは、総督府には何にも這入つて来ぬと見てよろしい、然るに台湾軍司令部は対岸のことゝいふと何でも心得てゐる、参謀本部に報告さるゝ中南支那の活きた材料はかくして台湾軍司令部から提供されるのだ、而して此枢機に参画してゐる者は実にわが赤松少佐」と、台湾総督府にとってはいささか厳しい批判が行われていた⁸¹。台湾軍に蓄積された情報こそが有益であり、対岸領事のそれは後塵を拝していた、或いは無益の「ゴミ」とまで断じていたのである。ここで指摘されている赤松とは、田が総督任期中の1921年に台湾軍司令部参謀に補された赤松寅七少佐であった⁸²。対岸領事情報の量や内容分析は別途研究する必要があるが、日本が華南においてプレゼンスを保つに際して、軍のインテリジェンスが必要不可欠であったことは疑いのないことであろう。資料的限界もあり本章においてはこれを射程に入れることはできなかったが、今後の課題である。

⁸¹ 田中一二『台湾の新人旧人』（台湾通信社、1928年）507頁。

⁸² 『田健治郎日記5』9頁、1921年1月6日条。赤松（1882年生れ、陸士・陸大を卒業、1934年に少将を最後に退職）の略歴については、工藤三郎編『翼賛議員銘鑑』（議会新聞社、1943年）13頁を参照。

第3章 台湾総督府の台湾人対策—対外情報網についての基礎的研究

はじめに

1920年前後より日本統治下の台湾で台湾人の政治運動が高揚する。かかる運動は、その起点とされる東京をはじめ、台湾、さらには中国大陆と、広範囲に行われた。その担い手も在京台湾人、台湾内の「本島人」、そして中国に渡った台湾籍民と多岐に亘ったが、台湾総督府はかかる活動に神経を尖らせ、その動向を把握しようとする。序章で述べたように、総督府は、東京にいた台湾人留学生等を台湾統治の安定を脅かす「危険思想」を島内にもたらす人物と捉えていた。他方、中国大陆には、従前の台湾籍民の中にはいなかった人々が生まれていて、一部の台湾籍民は「不穏思想」を華南から台湾に伝播する人物と見なされていた。当然のことながら、日本内地および中国大陆にいた台湾人は総督府の監視対象となっていたが、そのために台湾総督府はどのような人材を活用したのであろうか。その情報網に従事した人々を一次資料に基づいて具体的に特定することが本章の目的である。

議論の前提として、台湾人の政治運動等に関する研究の現状と課題を、以下整理しておきたい。

第1次大戦後、民族自決主義等が台湾人に影響を及ぼす。「台湾は地理上の孤島である如く思想上の孤島ではない。思潮は大洋に遮られることなく何処にも普遍して行くものである」との同時代の記述は、かかる潮流を象徴的に示している¹。東京にやってきた台湾人留学生らは日本の統治政策を批判していく。それは、やがて様々な運動として展開されていくが、1930年代には次第に瓦解する。こうした運動についての研究は、帝国議会に対し台湾関係予算を審議する権限を持つ台湾議会の設置請願運動（1921～1934年）が注目され、同運動をはじめ農民運動等についての研究成果も蓄積されてきた²。しかし研究の対象は主として運動の担い手であり、これを取り締まる側である台湾総督府の対策に関しては不明な点が多い。冒頭で述べた情報網はその一例である。

¹ 南溟「台湾統治十年の回顧」『国論』第10巻12号（1924年12月）193頁。

² 台湾議会設置請願運動を扱った主な成果として、以下を挙げることができる。許世楷『日本統治下の台湾—抵抗と弾圧—』（東京大学出版会、1972年）、周婉窈『日拠時代的台湾議会設置請願運動』（自立報系文化出版部、1989年）、同「台湾議会設置請願運動再探訪」（『台湾史料研究』第37期、2011年6月）、若林正文『台湾抗日運動史研究（増補版）』（研文出版、2001年）、陳翠蓮『台湾人的抵抗與認同』（曹永和文教基金会・遠流、2008年）。呉密察「『内地延長主義』與殖民地議会設置請願運動的啓動」（台湾研究基金会編『三代台湾人』遠足文化、2017年）。

そもそも台湾人に関する情報が台湾総督府警務局のもとに集約されたことは、1921年に台湾を視察した内務省監察官の長岡隆一郎の回想に窺うことができる³。また、台湾議会設置請願運動に携わった人によると、彼等は要視察人物としてマークされて監視を受けていたこと⁴、台湾人留学生の一部は買収されて在京台湾人の結束の切り崩しに従事したことが指摘されている⁵。こうした動きについては、監視を受けた側より間接的に指摘されるものの、実際、台湾総督府がそうした情報を得るため、どのような人物をリクルートし活用していたか、具体的に迫る研究は管見の限り存在しない。

先行研究で多用される台湾人発行の雑誌・新聞（『台湾青年』・『台湾』・『台湾民報』・『台湾新民報』等）や、『台湾総督府警察沿革誌第二編 領台以後の治安状況（中巻）台湾社会運動史』（1939年に発行）⁶、或いは帝国議会への説明資料等のみでは、こうした情報網の全体像を見ることに自ずと限界がある⁷。

そこで本章は、台湾総督府警務局によって島外の各地に配置され情報源となった人物の内実について、一次史料たる台湾総督府档案に基づいて分析を行う。主として東京および中国での台湾人に対する情報収集活動に注目し、日中戦争前までを考察時期とする。

³ すなわち、「当時蔡培火等を中心とする台湾独立運動の状況と彼等の内地左翼主義者との連絡如何等の調査命令事項は、警務局の書類で直ちに一通りは判明し復命書の原稿も出来上った」、とする（長岡隆一郎『官僚二十五年』中央公論社、1939年、246頁）。蔡培火については、富田哲「蔡培火—台湾・日本・東亜・中国」（和田博文ほか編『〈異郷〉としての日本』勉誠出版、2017年）を参照。

⁴ 呉三連「特高警察尾行の思い出」『戦後政治運動及其他』（財団法人呉三連台湾史料基金会、2002年）。呉は1925年に東京商科大学卒業、戦前は大阪毎日新聞社記者等を、戦後は台北市長等を歴任した。彼は次のように回想している。すなわち、「私は東京へ出て来るなりこの運動に参加した。日本政府は私を危険人物と見なし、要視察人物として取り扱うようになった。東京に居れば特高警察は平均月一回は必ず私のところへ尋ねて来る。何かと様子を探りに来るのが常であった。台湾に帰れば尾行するのが常で、基隆、神戸の水上警察は船の乗り降りに必ず一応訊問をする有様であった……その後色々な政治的理由もあって、私は東京を去り北京天津へ移り住むことになった。天津北京も同様に領事館警察の特高係は常に私の家を探りに来ることを忘れなかった」、とする。

⁵ 楊肇嘉『楊肇嘉回憶録（1）』（三民書局、1977年）186頁。楊の生涯については、野口真広「台湾自治の指導者『楊肇嘉』と早稲田—学問と政治の融合が生み出す自律的思考」（李成市・劉傑編『留学生の早稲田—近代日本の知の接触領域』早稲田大学出版部、2015年）を参照。

⁶ 台湾総督府警務局『台湾社会運動史』（龍溪書舎、1973年）。

⁷ 筆者が目にしたのは、『第五十七・八回帝国議会説明資料』（首都大学東京図書館蔵）と『第六十回帝国議会答弁資料』（東京大学経済学図書館蔵）である。

第1節 東京での台湾人情報収集の展開

前章で述べた通り、1919年10月、原敬首相により台湾総督として任命された田健治郎は、初の文官総督である。田は、台湾人の政治運動については、「善導」を目指していたものの、台湾人の自治に対しては厳しい姿勢で臨むことを明らかにしていた。田は曰く。「予、統治の方針を採る所は台湾人民を善導し、内地と同等の域に達するに在り、今回、台湾地方自治制の開始、其の目的は之れに外ならず、台湾全島自治を企てるならば、断々乎之れを許容せず、若し誤ちて此の禁に触れる者有れば、嚴重禁遏の処置を取るべし」。この発言は、来訪の台湾人が述べた希望、すなわち台湾に「立法機関を設立し、其の自治を許す」ことへの答えであった⁸。こうした田の厳しい態度にもかかわらず、在京台湾人の活動範囲は台湾に及ぶことになり、関連情報も田のところに随時届けられるようになる⁹。

1921年1月27日、田は山縣有朋を小田原の古稀庵に訪ねて、「東京留学生中、近時内地学生に感染、往々委任立法を全廃、台湾立法機関創設等の議を唱道する者有り。然し未だ危険思想に染む虞れ有る事を見ず」と述べ、かかる動きに警戒感を示しながらも、未だ危険思想に染まるまでには至っていないとの情勢認識を持っていた。同月31日、田は、運動のリーダーの一人である林献堂（1881～1956）¹⁰らを台湾総督府東京出張所に招致し、「若し台湾立法議会設立の論、以て帝国統治の大方針に背戻すれば、予、厳乎として拒斥する」と警告した。2月10日、田はロンドンタイムスの記者に対し、「今回の請願全く在京学生、内地民主思想に感染するの致す所に係る事情を詳述」し、当時日本国内に高揚していたデモクラシー思潮の影響であると語っていた。同記者は在京台湾人学生800人の中に人心の動揺（原文は the recent mild agitation among the 800 Formosan Chinese students）があったことを指摘した上で、田の発言を紹介していた¹¹。このように東京における台湾留学生の動向は警戒されていたが、彼等を監

⁸ 前掲『田 健治郎日記 4』490 - 491頁、1920年11月29日条。

⁹ 一例として、1920年12月、台湾総督府総務長官から医学専門学校等の各学校長への通達を紹介できる。すなわち、「大正四年農事試験場講習修了生ニシテ現ニ明治大学ニ留学セル吳正澄（旧名吳清水）ナル者目下帰台中ナルガ其ノ目的ハ六三問題及教育令改正ノ運動費ニ充ツルタメト称シ在台湾中等学校本島人男女学生約二千名ヨリ壺人金一円ツハヲ徴集セントスルモノニシテ目下各学校ニ対シ其ノ運動ニ着手セル模様アリ依テ極メテ内密ニ注意ヲ払ハレ度」、とする（「本島人学生生徒ニ対スル注意方ノ件」台湾総督府档案第6887冊10件）。数日後、技師の素木得一は、「在京学生来島、本島学生を煽動して六三問題撤廃運動等に参加せしむ」ことについて、田に報告を行った（『田 健治郎日記 4』503頁、1920年12月22日条）。

¹⁰ 林の生涯については、許雪姬（若林正丈訳）「林献堂—台湾人良心の体現者」『講座東アジアの知識人』第4巻（有志舎、2014年）を参照。

¹¹ "Japan's Task In Formosa." Times [London, England] 15 Feb. 1921: 9. The

視し、その思想を「善導」する任務を担ったのは、蔡国珍（外務省嘱託、のちに伯毅と改名）であった。

1921年1月14日、蔡は上京中の田総督を訪問し「在京学生蠢動の軽率を語」った。同年5月、台北発・外務省着電報は、同省亜細亜局の蔡嘱託に「留学生間ニ於ケル思想ノ悪化ハ台湾将来ノ為識者ノ深ク遺憾トスルトコロナリ君ハ先輩トシテ此間ニ処シ好ク機宜ノ措置ヲ講ジ之ガ善導ニ努メラレツ、アル由感謝ニ堪ヘズ斯ノ如キハ独り三百五十万民衆ノ光慶ノミニ止マラザルベキヲ信ズ此上共一段ノ御尽力ヲ仰グ」とのメッセージを伝えた¹²。早稲田大学の卒業生で、同大学高等研究科で学んだことのある蔡は、「善導」の役回りを期待されたのである¹³。彼は中国に渡る希望があったものの台湾に引き留められ、1921年6月19日、台湾総督の官邸に呼ばれることになる。田によると、蔡は「頃日外務省嘱託を罷め、將に広東に赴かんとす。川崎（卓吉、警務一筆者注）局長等本島に留り仕官するを勧め、彼之れに依じて謝意を表し来る也。彼、在京学生近時浮薄の思潮に染まるを慨し、須く矯正の途を講ずべしと論」じた。外務省嘱託の時以来、「学生ト我官憲トノ唯一ノ連鎖ト為シ学生ノ指導監督ニ当ラシメタルヲ以テ思想運動ノ昂進セン割合ニ盲動ヲ防クコトヲ得タ」との評価を与えられた蔡は、同年8月、台湾総督府属に任命される。任用理由は、「我政府ニ誠実ナル者ヲ失フハ単り青年学生ノ善導上不利ナルニ止マラス上流本島人ノ民意牒知上支障アル」「本島青年ニ対スル模範トモナリ支那獵官、海外渡航ノ無謀ナル野心ヲ節制セシムルニ足ルヘシ」と書かれている。当局がいかに蔡の腕を買ったかを知ることができる¹⁴。蔡は「台湾在京学生の近状」¹⁵を逐次田総督に報告することになるが、1923年11月には「病氣ニ付キ辭職仕度」と辭職願を出して公職から身を引くことになる¹⁶。このように総督府は特定の台湾人を使って情報収集等に尽力させたが、それは必ずしも安定的なものではなかった。次に述べる在京台湾人留学生の活用も必ずしもうまく行ってはいなかった。

Times Digital Archive.

¹² 「蔡嘱託」JACAR：B03040744800、宣伝関係雑件／嘱託及補助金支給宣伝者其他宣伝費支出関係／外国人ノ部 第7巻(1-3-1-35_1_2_007) (外務省外交史料館)。

¹³ 蔡は公学校卒業後、巡查補等を務めていた。1917年に早大専門部政治経済科を卒業して上海復旦大学教授、広東軍政府非常国会秘書、靖国軍第3軍総司令部軍事参議官、台湾総督府雇（1918年11月）を歴任。1919年11月から翌年7月まで、早大高等研究科に在籍。外務省嘱託だったのは1920年3月～翌年5月である（「蔡伯毅ヲ属ニ任用シ同上（徳永一ヲ中学校教諭ニ任用シ初任判任官俸給制限外支給ノ件）ノ件」JACAR：A04018204200、公文雑纂・大正10年・第30巻・初任判任官俸給制限外支給ノ4・朝鮮総督府・台湾総督府・関東庁・樺太庁（国立公文書館））。

¹⁴ 「蔡伯毅任府属」台湾総督府档案第3210冊76件。

¹⁵ 前掲『田健治郎日記 5』181頁、1921年12月17日条。

¹⁶ 「〔府属兼府翻訳官〕蔡伯毅依願免兼官」台湾総督府档案第3747冊54件、「叙任及辞令」『府報』第3124号（1923年12月23日）。

台湾総督府は在京台湾人留学生に報酬を与えて情報を手に入れる工作も行ってた。田の総督任期中に限ってみれば、下記の数人を挙げることができる。

すなわち 1922 年 9 月、総督府は東京物理学校予科の林宝誕に高等警察事務を嘱託する（月手当金 50 円）。当局は彼に任務を与える時、それを機密扱いとし、「本人ニハ高等警察事務ノ内特ニ機密ニ関スル事務ヲ嘱託スルモノニ有之候ニ就テハ身元照会、職員録登載等苟モ外部ニ表ハル、虞アル事項ハ総テ見合セラレ候様致度」とされていた¹⁷。類似の記述は他の嘱託の辞令でも見られる。同月、総督府は明治大学法学部高等研究科で修業中の陳全永（同年明大法科専門部卒業）に高等警察事務を嘱託する（月 80 円）¹⁸。1920 年代、台湾から東京へ留学するには、「学費は一ヶ月平均五六十円も要するのだから現在台湾人の経済状態より云へば所謂資産階級でなければ子弟を東京に出す事は頗る困難か」といわれていた¹⁹。したがって、月 50～80 円の報酬は彼等にとり相当な金額であったに違いない。しかし留学生は卒業して居住地を移すと、かかる業務からは離れざるを得なくなるので、安定した情報源にはなりえなかった。例えば、林宝誕は 1923 年 7 月に「一身上の都合ニ依リ執務致難」という理由でやめたが、横浜高等工業学校に入学したためと推測できる²⁰。ここで重要なポイントは、このような留学生の存在は台湾人の間では知られていたことである²¹。当時の台湾では、台湾総督府とかかわることは相応の覚悟の必要な行為であったようにも思われる。

個別の台湾人を利用する手法と並んで、警視庁との連携により在京台湾人を把握する試みも田総督の下で確立された。

すなわち 1921 年 9 月、「在京台湾人留学生其他ノ行動視察ノ為」に、台湾総督府属（警務局勤務）の菊地安二が警視庁警部を兼任し、総監官房特別高等課内鮮高等係兼外事課外事係に勤務するとの発令がなされ、それは、警視庁官房主事の正力松太郎から総督府秘書官の喜多孝治に通知された²²。総監官房特別高等課内鮮高等係は、同年 7 月に

¹⁷ 「林宝誕高等警察事務ヲ嘱託ス」台湾総督府档案第 3458 冊 78 件。

¹⁸ 1924 年、陳は台湾総督府内務局市街庄課社会事業従事職員として採用される際、「内規四十五円以下ナルモ本人ハ高等警察嘱託トシテ八十円ヲ受け居リタルモノ」との考慮のもと、月俸は 60 円とされる（「陳全永高等警察事務ヲ嘱託ス」台湾総督府档案第 3459 冊 52 件、「陳全永府属任用」第 3857 冊 56 件）。彼は 14 年間総督府に勤めて、1938 年 1 月に退職する（「陳全永任府理事官、叙高等官七等、七級俸下賜、文教局社会課勤務ヲ命ス、依願免本官、賞与九百六十円」第 10092 冊 40 件）。

¹⁹ 林童綱「滞京中の雑感」『台湾』第 3 年第 3 号（1922 年 6 月）44 頁。

²⁰ 「〔嘱託〕林宝誕願ニ依リ嘱託ヲ解ク」台湾総督府档案第 3752 冊 47 件、「本社職員異動」『台湾』第 4 年 4 号（1923 年 4 月）80 頁。

²¹ 例えば、1923 年 5 月 1 日、『台湾民報』の「人面獣心的背徳漢」という記事では、明治大学に留学した陳（名前は伏せている）を取り上げ、「某方面に尽忠して在京台湾人の団体の結束を破る」「破廉恥な走狗」とし、批判を加えている。

²² 「〔府属〕菊地安二兼任警視庁警部」台湾総督府档案第 3211 冊 41 件。

設置されたばかりであった²³。内鮮高等係『事務概要』（1924年）によると、同係は係長・係員（現在員2人、兼務3人）・通訳生・警部補・巡查部長・巡查からなり、「係員タル警部二名ハ事務主任トシテ文書ノ受発起案整理並ニ視察内偵ノ指揮命令ニ従事ス」「兼務者中警部三名ハ朝鮮総督府属、台湾総督府属、内閣恩給局属ニシテ……平素何レモ其所属官署ニ勤務シ必要アル場合ハ当庁ノ事務ニ従事スル」とされている²⁴。ここで言及された兼務中の台湾総督府属とは菊地のことであった。

1922年11月、台湾総督府は橘高広（警視庁属兼警視庁警部）と穉山新之助（警視庁警部）に高等警察事務を嘱託する。橘の嘱託内容は「新聞雑誌ノ検閲其他在京本島人視察取締」であった²⁵。「無給嘱託」ではあったが、台湾総督府から年末賞与が与えられた。例えば、同年12月、総督府は橘に200円を与えるが、「事務ノ性質上其ノ部下多数ニ互リ行動ヲ必要トスルモノアルニ付本賞与ハ是等従事者ニ分配セラル、モノ也」との説明が付されている。橘とともに300円が与えられたもう一人の嘱託は、総督府属の山本可男（通信局勤務）であった。この賞与は、「通信官署ヲ監督スル位置ニアリテ前者（橘一筆者注）ト同様ノ行動ヲナスモノニテ本賞与ノ処分ハ前者ニ同シ」とされている²⁶。このように台湾総督府と警視庁との連携では、府属の派遣とともに、警視庁警部を嘱託にする、という2つの方法が取られていた。

以上、台湾人が東京を拠点にした政治運動を始める段階において、台湾総督府はその解消を目指し、台湾人の活用を含む複数の方法で監視下に置いていたことを裏づけることができた。こうした情報収集の手法はその後も継続され拡張されていくが、その内実を次に追ってみたい。

第2節 台湾人情報収集の拡大

まず、情報収集を担っていた在京台湾人留学生についてである。

1920年代前半は、前出の留学生のほか、早大高等師範部の蔡添丁（1923年10月から月50円）、東京医学専門学校の高銀滄（1924年5月から月50円）、前出の林宝誕（蔡添丁の後任、1924年12月から月50円、横浜高等工業学校に在学中）の名を見い出す

²³ 警視庁史編さん委員会編集『警視庁史』大正編（1960年）106 - 109頁。

²⁴ 警視庁特別高等課内鮮高等係『事務概要』1924年9月（東京経済大学図書館所蔵）。

²⁵ 「橘高広高等警察事務ヲ嘱託ス」台湾総督府档案第3461冊10件、「橘高広外一名一時手当」第10216冊55件、「橘高広一時手当」第10219冊166件、「橘高広一時手当」第10223冊42件。検閲の制度等については、河原功「日本統治期台湾での『検閲』の実態」（『翻弄された台湾文学—検閲と抵抗の系譜』研文出版、2009年）に詳しい。

²⁶ 「〔嘱託〕山本可男賞与」台湾総督府档案第3462冊37件。

ことができる²⁷。黄に関する資料には、「本件ハ辞令ノ形式ヲ用ヒス発令ノ上ハ口頭ヲ以テ本人ニ示達スルコトニ致度」「財務局ヘノ通報モ成ルヘク口頭ヲ以テ若シ文書ノ形式ニ依ル場合ハ特ニ親展扱ニ致度」と注記してあり、台湾総督府は記録に残らぬよう口頭での任命を行ったことがわかる。「囑託」の名義で台湾総督府とかかわった留学生が何人いたか定かではないが、1928年に昭和医学専門学校に留学した沈乃霖（1909～2008）によれば、「職業学生」（女性もいる）は数多くいて、留学生を監視していたという²⁸。留学生の監視を留学生同士で行うやり方は継続されたと考えられる。

次に台湾総督府と警視庁との連携についてである。台湾総督府属の警視庁警部兼任のほうから整理してみたい。

前述の菊地安二は1928年9月に台湾総督府地方警視に昇進して東京を去る。その代わりに、総督府は警視庁警部の平山安を府属（同府東京出張所詰）に任用したうえ、「在京本島人並ニ本島ニ関スル高等警察事務ニ従事」させ、「其ノ視察、取締上必要ニ付警視庁警部ヲ兼任」させる。こうして平山は総監官房高等課勤務を命じられる²⁹。1931年5月、総督府は、平山が「警視庁警部ヨリ当府属ニ転任爾来滞京ヲ命セラレテ新聞其ノ他出版物ノ検閲ヲ為スノ外高等警察上ノ査察ニ従事シ成績優良ノモノニ有之候モ五級俸経過未タ七箇月陞任昇級等ノ優遇困難」なため、「事情真ニ氣ノ毒ニ付」とし、彼の退官に際し150円を賞与する³⁰。後述するように、平山は時には総督府が雇った日本人記者と協力することもあった。平山の貢献は総督府から評価されたのである。

1931年、平山の後任には総督府属の前田民三が派遣される（警視庁警部兼任、総監官房高等課勤務）。前田については、「東京派遣員トシテ特種用務ヲ帯ヒ本島人学生（約二千名）其他ノ思想取締並ニ本島統治上ニ関スル政治関係ノ情報機関トシテ重要ナル任務ヲ有シ常ニ外部的事務ニ従事シ内務省、外務省、警視庁並ニ府下各警察署其他ノ官衙ニ接衝事項多ク活動範囲極メテ広汎ニ亘リ居ルノミナラス一面本島人ニ対スル取締並ニ牒報蒐集等ノ関係モアリ彼等ノ来往モ頻繁」、と記されている。この記述から伺えるように、彼の仕事の量は非常に多かったと推断できる³¹。前田以降、東京駐在の台湾総督府属（警視庁警部兼任）は、六車太郎（1932年3月～1937年2月、高等課勤務）³²、

²⁷ 「蔡添丁〔高等警察ニ関スル事務ヲ〕囑託」台湾総督府档案第3753冊37件、「黄銀湟高等警察事務ヲ囑託ス」第3860冊8件、「林宝誕高等警察事務囑託」第3863冊154件。

²⁸ 何世仁編『懸壺淑世』（新宮市公所、2001年）25 - 26頁。

²⁹ 「菊地安二任地方警視、俸給、勤務」台湾総督府档案第10052冊11件、「平山安任総督府属、俸給、勤務」第10219冊51件。

³⁰ 「平山安免官、賞与」台湾総督府档案第10229冊74件。

³¹ 「前田民三兼任警視庁警部、勤務」「前田民三滞京中加俸本俸ノ十分ノ三ヲ給ス」台湾総督府档案第10230冊40・55件。

³² 「六車太郎兼任警視庁警部」台湾総督府档案第10232冊81件、「六車太郎任台湾総

菊川寅雄（1936年12月東京出張を命じられ、1938年5～12月警視庁警部を兼任、特別高等警察部検閲課勤務）³³、伊藤竹次郎（六車と交替、1940年7月まで）³⁴等であった。この間、総督府は警視庁警部の長田重次郎（1932～1936年）、友松新（1936～1941年）に府属を兼任させる。「警務局東京派遣員ト緊密ナル連絡ノ下ニ在京台湾人ノ査察取締ニ従事」させるためであった³⁵。これ以外にも、府属の塚田実（1926年に在京を、1932年に帰府を命じられる）、亀山茂（塚田の後任、1935年9月まで）、島田一郎（亀山の後任）も東京に派遣されて検閲などに従事する³⁶。

一方、高等警察事務嘱託のほうは次のような展開を見せていた。

すなわち1931年11月、前述の橋高広は、日本橋堀留警察署長に転任するため嘱託を解かれ、台湾総督府は警視庁検閲係長の鈴木義貞に高等警察事務を嘱託する。橋同様、鈴木は「新聞雑誌、出版物ノ検閲其ノ他在京本島人ノ査察取締」に取り組んで年末賞与を得ていた。総督府は彼に賞与を与える時、台湾で「本島ニ輸移入サルル新聞雑誌、出版物等ノ差押」の仕事をしているとして高等警察事務嘱託の山澤次郎（通信部監理課郵便係長）にも賞与を与えている³⁷。1940年代初頭にかけて、日本から台湾に移入される新聞紙や雑誌等の検閲を担当する警視庁警部は、関武二郎、越川高尚（彼以降嘱託でなく府属兼任となる）、海保知嘉等であった³⁸。総督府は、関係のある警視庁警部のみならず、同庁特高警察部の内鮮課長（榎本三郎警視）や検閲課長（羽根盛一警視）らに対しても慰労金を支給していた³⁹。

以上のことから、台湾総督府と警視庁との連携が定着していき、東京では府属の身分で働く人は常時3人ほど存在したということが確認できる。このような人事を追うことにより、既存研究で引用されてきた「日本共産党台湾民族支部東京特別支部員検挙顛

督府地方警視、叙高等官七等」第10107冊 a71件。

³³ 「菊川寅雄兼任警視庁警部、特高警察部検閲課勤務」台湾総督府档案第10257冊68件、「菊川寅雄任台湾総督府理事官兼台湾総督府警察官及司獄官練習所教官、叙高等官七等」第10095冊129件。

³⁴ 「伊藤竹次郎滞京中加俸ノ十分ノ三ヲ給ス」台湾総督府档案第10252冊2件、「伊藤竹次郎免兼官」第10266冊21件。

³⁵ 「長田重次郎兼任府属、勤務」台湾総督府档案第10235冊27件、「長田重次郎賞与並免兼官」「友松新兼任府属」第10250冊42・69件、「友松新免兼官、賞与」第10270冊29件。

³⁶ 「塚田実任府地方警視、官等、俸給、依願免本官」台湾総督府档案第10075冊100件、「亀山茂滞京中加俸本俸ノ十分ノ三ヲ給ス」第10233冊114件、「島田一郎滞京中加俸」第10247冊8件。

³⁷ 「鈴木義貞嘱託、勤務」「鈴木義貞一時手当金」台湾総督府档案第10231冊22・37件、「鈴木義貞一時手当」第10235冊61件。

³⁸ 「張乞食外五名手当」台湾総督府档案第10239冊64件、「越川高尚兼任府属、勤務」第10240冊28件、「海保知嘉兼任台湾総督府属、勤務」第10264冊b35件。

³⁹ 「榎本三郎慰労金ヲ給ス」台湾総督府档案第10259冊97件。

末」(警視庁特別高等課内鮮高等係、1929年)⁴⁰作成の背景や、台湾人留学生の回想に登場する「台湾関係特高人員」⁴¹の実際をよりの確に把握することが可能になる。

さらに、新聞記者など言論界の人に協力してもらうのも高等警察事務嘱託の運用上の一特徴であったが、これも田健治郎総督によって導入され⁴²、川村竹治と石塚英蔵の総督時代になり、その方法が最大限に活用された。その背景を含め、以下紹介してみたい。

1928年5月、台中で久邇宮邦彦王襲撃事件が起きたため、上山満之進総督は辞表を提出し、政友会系の川村竹治が総督に任命される。川村にとり2度目の台湾赴任であった(1900年代に総督府内務局長を務めた経験があった)が、郷里の秋田の雑誌や新聞紙上では、台湾統治の方針を次のように語っていた。すなわち、台湾経験者とはいえ現状に詳しいとは限らないとして、「それらしき何等の貢献のなかつた」元総督の内田嘉吉(1923～1924年在任、1910年代総督府民政長官を務めた)の覆轍を踏まないよう、慎重に台湾人に対処すべきと説いていた⁴³。或いは、「近時島民間にも新知識階級が殖ゑるに従ひはゆる危険思想の所有者が抬頭し来り、そこには侮るべからざる勢力が渦巻いて居る」として、台湾人に対する「教化育成」の必要性を進言していた⁴⁴。川村はこうした状況のなか着任した。

この時期においても、在京台湾人留学生の動向が台湾総督府の関心事であったことには変わりがなかった。彼等が一時的に台湾に戻った時も、総督府は目を光らせていた⁴⁵。とりわけ1928年11月、昭和天皇の即位大礼の前後、東京の台湾人への監視は強化されそのために日本人ジャーナリストの協力も得ることになる。すなわち同年10月、

⁴⁰ 山辺健太郎(解説)『台湾(2)』(みすず書房、1996年)に所収されている。

⁴¹ 1932年に明治大学文芸科に入った巫永福(1913～2008、作家)は、東京で共産主義者の台湾人と往来したことで、麹町富士見警察署で取り調べを受けた。その時、「台湾関係特高人員」から、人生の道を踏み外さないよう言われた。以来、「永久要視察人」として扱われて、日本にいても台湾にいても監視されていたと回想している(巫永福『風雨中的長青樹』中央書局、1986年、44頁。『我的風霜歲月』望春風文化、2003年、62頁)。

⁴² 1922年、総督府は北川恒俊(元台南新報記者)と安藤盛(元台湾新聞社記者)に高等警察事務を嘱託した(「北川恒俊高等警察事務ヲ嘱託ス」台湾総督府档案第3455冊7件、「安藤盛高等警察事務ヲ嘱託ス」第3456冊60件)。

⁴³ 「東西南北」『秋田魁新報』1928年6月18日(川村学園女子大学図書館所蔵)。

⁴⁴ 崑山花城「川村先生を台湾に送る」『青年秋田』1928年7月(同上)

⁴⁵ 1928年7月、各州知事と庁長は、留学生の帰省を機に開催される各学校の同窓会の講演の要領を、総督府文教局に迅速に通報するよう求められた。翌月、台南州知事は、斗南公学校の同窓会と、台南市公会堂で開かれた留学生大講演会の様子を総督府に伝えている。前者に出席した留学生には、曾進勇(日本大学医科学学生、杏林大学の創立者となる松田進勇)がいた(「講演要領通報ノ件(各州知事、庁長宛)」台湾総督府档案第7377冊12件)。

総督府は小高長三郎（自由通信社社長）と岩田富美夫（元陸軍参謀本部嘱託）に、「在京台湾人学生等ノ取締ニ関シ滞京中ノ平山属ト聯絡ヲ保持セシメ高等警察ノ視察取締上遺憾ナキヲ期セントスルモ一応本島ノ実状ヲ視察セシメ然ル後御大礼ノ諸儀終了迄東京、京都ニ亙リ高等警察上ノ諜報事務ニ当」たせるとの記述を見出すことができる⁴⁶。総督府は木舎幾三郎（元時事新報記者）にも金を出して、「平山属ト聯絡セシメ取締上ノ完璧ヲ期セントシ」た⁴⁷。儀式終了後、大庭一（元実業之世界雑誌記者、公私経済社理事）と浦川秀吉（警視庁警部、特別高等課労働係長）に台湾視察を行わせたのも、在京台湾人の査察と取締に資するためであった⁴⁸。

翌年1月、台湾総督府は植村嘉三郎（晝夜通信社経営者）に、「今期帝国議会ニ際シ本島人ノ為ス諸請願及之ニ關聯シテ策動スル在京本島人留学生等ノ行動ヲ内偵セシメントスルモノナルモ一応東京ヨリ本島ニ招致シ本島ノ実状ヲ視察セシメ阪京後議会閉会迄偵察諜報ノ事務ニ従事セシメント」した⁴⁹。もう一人の嘱託の永田貞次郎（事業之日本社主事）も操觚界の人間で、「在京本島人ノ動静ヲ探知」することに従事する。5月に西村三郎（時事新報社）、7月に片岡鶴洲（東京毎日新聞社編集部）・安達常助（東海通信社経営者）・大庭一郎（著述業）に台湾視察の上、「帰京後査察諜報」の事務に従事させる⁵⁰。言論界の人に金銭を出して情報を入手する方法は、川村竹治の総督任期中によく使われた方法であった。上述の人以外にも、総督府警務局は華南地方情報の収集事務を、伊藤亀雄（元国民新聞社外報部長）・久我懋正（元南日本新報主筆）・白石重（かつて国民新聞社政治部に勤めた）・安藤元節（元自由通信社台湾支局長）・橋本白水（台湾

⁴⁶ 「小高長三郎嘱託、一時手当」台湾総督府档案第10219冊122件。

⁴⁷ 「木舎幾三郎嘱託、手当、勤務」台湾総督府档案第10219冊135件。西澤定吉（元衆議院議員）もこの時点で総督府から高等警察事務を嘱託されたが、依頼事項は明記されていない。木谷は1929年4月から7月までの間、もう一度嘱託として手当金をもらう。木谷同様、1929年に短期間で嘱託をしたのは、矢野晋也（衆議院議員）らの数人であった。

⁴⁸ 「大庭一嘱託、一時手当」「浦川秀吉嘱託、一時手当」台湾総督府档案第10219冊174・187件。

⁴⁹ 「植村嘉三郎嘱託、一時手当」台湾総督府档案第10220冊7件。1929年12月、総督府は大久保清治（万朝報理事）に高等警察事務を嘱託した。支給根拠は、植村へのそれとほぼ同じであった（「大久保清治嘱託、一時手当、勤務」第10223冊38件、「大久保清治解職」第10224冊85件）。

⁵⁰ 「永田貞次郎嘱託、一時手当」台湾総督府档案第10220冊21件、「西村三郎嘱託、一時手当、勤務」第10221冊77件、「片岡鶴洲嘱託、一時手当、勤務」第10222冊24件。片岡らの嘱託は同月に解かれる。台湾視察を行う可能性はほぼ皆無であった（「片岡鶴洲解職」第10222冊46件）。1929年7月、他の高等警察事務嘱託として、高木翔之助（日支問題研究会大連支部長）・田元喜之助（読売新聞台湾支局長）・田中一二（台湾通信社長）が挙げられる。川村竹治の辞職前後、平野恒太（事業之世界社記者）は高等警察事務を嘱託されたが、すぐ解かれる（「平野恒太嘱託、一時手当、勤務」「平野恒太解職」第10222冊11・53件）。

バック主筆、新高新報主筆などを歴任)・加納久夫(台湾経世新報記者)に囑託した⁵¹。川村の裁量によりメディア関係者が積極的に活用されたのである。この点に関しては、川村が元警保局長であり、総督府警務局長の大久保留次郎が警視庁出身であるため、この時培われたメディア界の人脈を活用したのでは、と推測できる⁵²。

1929年7月、田中義一内閣の退陣に伴い川村は台湾総督の座を離れ、民政党系の石塚英蔵が就任する。石塚の任期中の1930年10月には、中央山間部の霧社で原住民による武装抗日事件が起きた。同事件は、翌年1月に総督が引責辞職するほどの重大な政治問題となった⁵³。事件直後、総督府警務局は「霧社方面ニ於ケル蕃匪蜂起シ人心動揺シ流言蜚語等流布サレ高等警察上一層ノ注意ヲ要スル」ため、急遽一時手当(但し月手当を支給せず)を多くの現役の高等警察事務囑託に与える。その一人は前出の橋本白水で、台湾でも有名な作家であった。彼は月手当50円を得ていたが、この時には600円(1年分相当)を与えられた⁵⁴。同日に総督府は、衛藤俊彦(台湾日日新報社記者)等にも200円又は500円を与えることを決めた⁵⁵。支給理由は明示されていなかったが、前者同様霧社事件への対応が影響していたと考えられる。一方、総督府は「在京本島人ノ消息通」で「留学生ヲ中心トスル社会運動ノ内情ニ通スル」永岡芳輔(雑誌『実業時代』社長)にも手当金を与えていた。これは、「霧社騒擾事件ニ関シ彼等ノ言動ヲ内偵セシメントスルモ一応本島ニ招致シ実情ヲ視察セシメ帰京後査察牒報ノ事務ニ従事セシメント」するためであった⁵⁶。

このように東京での情報収集は、御大典の前後や霧社事件の直後といった政治上の重要局面や危機のタイミングにおいては、メディア関係者をも巻き込んだ高等警察事務囑託の活用が目立っていた。これまで言及した日本人記者の著作は台湾史研究で度々引用

⁵¹ 「伊藤亀雄囑託、月手当、勤務」「白石重囑託、一時手当、勤務」台湾総督府档案第10221冊55・130件、「安藤元節囑託、一時手当、勤務」第10222冊22件。

⁵² 戦後、林貞次郎は川村との関係について次のように回想している。「当時は東京通信の主幹であったが、川村が警保局長として内務省に初登庁の日、偶々警保局に油を売っていた所であったので、刺を通じて面会を求めた所、早速引見され、初めてその声がいかに接するを得た。対談少時見参の会談を了えて辞去したが、爾来筆者は彼の耳目となつて、その在任中陰に陽に彼のために働いた」、とする(「筆者と台湾」『台湾同盟通信』第50号、1958年11月)。

⁵³ 同事件については、春山明哲『近代日本と台湾—霧社事件・植民地統治政策の研究』(藤原書店、2008年)の第I部に詳しい。

⁵⁴ 橋本同様、徳田多喜丸・吉野秀公・北川恒俊・小川堅二・柴山愛蔵・今井三郎・柴田貞一・田上忠之は、それぞれ月手当の数倍以上の金銭を得た(「橋本白水一時手当」台湾総督府档案第10227冊23件)。

⁵⁵ 衛藤のほか、草壁亀雄・前田直人・田中一二・宮川次郎があった(「衛藤俊彦囑託、一時手当、勤務」台湾総督府档案第10227冊24件)。

⁵⁶ 「永岡芳輔囑託、一時手当、勤務」台湾総督府档案第10227冊26件。

されてきているが、こうした彼等の任務を考慮に入れる時、彼等の記述については慎重な吟味が必要であろう。

第3節 台湾籍民情報収集の展開

台湾総督府が高等警察事務嘱託を用い中国現地の情報の入手に乗り出したのも田健治郎総督の時代のことであった⁵⁷。ここでは、上海・華南地方・その他に分けてその内実を考察してみたい。

(1) 上海

まず、上海における高等警察事務嘱託として、彭華英に注目したい。

彭は明治大学専門部在学中に、在京台湾人留学生の組織や雑誌発行に関与し活躍していた。大学卒業の1921年に、「大陸雄飛ノ志ヲ抱キ中華民國へ渡り間モナク上海ヲ根拠地トシテ各地ヲ往来シ」て実業に従事していたが、「大正十三年十月帰台昭和二年台湾民党ト台湾民衆党組織ニ参加」する⁵⁸。この間彼は何をしていたのであろうか。前掲の『台湾社会運動史』を紐解いてみると、1924年3月、彭は朝鮮人の青年らとともに「平社」という組織を結成した。この平社は「共産主義的色彩極めて濃厚なるものあり、創立後間もなく台湾議会設置請願運動の如き既に時代遅れの運動なりとして、反対意見を発表し、林献堂に其旨申送り、第四回請願以後は之に署名を為さざる旨申合せたりと云ふ」と書かれている⁵⁹。上海に活躍の場を移した彭は、かかる請願運動を支持しなくなったことが指摘されている。この指摘に附合するように、この年の11月、台湾総督府は「上海ニ於ケル台湾籍民ノ情勢調査」のために彼を採用していた。総督府警務

⁵⁷ 1922年4月、総督府は林啓三郎（台湾人）を採用する（月200円）。1920年、彼は上海に赴き、「台華貿易会社創立事務ニ従事セリ事情ノ為ニ依リ中止セリ当地台湾人旅行者言語不通不便ノ為台湾人向旅館経営目的」で、上海に在住していた。1923年1月、「年度予算整理節減」のため林は嘱託を解かれるが、賞与として400円を支給されている。同年3月、総督府は古火旺に同事務を嘱託する。この2人は住所が同じく虬江路三元里第一号であったが、互いの関係や総督府との接点など今のところわからない（「林啓三郎高等警察事務嘱託」台湾総督府档案第3454冊61件、「林啓三郎賞与、嘱託ヲ解ク」第10329冊5件、「古火旺高等警察事務ヲ嘱託ス」第3749冊7件）。

⁵⁸ 台湾新民報社編『台湾人士鑑』（1937年）336頁。

⁵⁹ 前掲『台湾社会運動史』77-78頁。彭の共産主義運動については、小野容照「植民地朝鮮・台湾民族運動の相互連帯に関する一試論—その起源と初期変容過程を中心に—」『史林』第94巻2号（2011年3月）56-63頁を参照。

局長は総督への内申で、「本件御決済ノ上ハ本年十一月末日限り本人ヨリ復命書ヲ提出セシムル筈」と書いていた⁶⁰。しかし翌年3月、警務局長は、「事務ノ性質上種々困難ノ事情アリ曩ニ依嘱シタル事務ハ未タ完了スルニ至ラサルモ同地方ノ実況ニ照シ差シ当リ別ニ内偵査察ニ関スル事務ヲ依嘱シー層活動セシムル必要有之候」と内申していた。彭は2回で計600円の手当を入手している⁶¹。この時期における彭の活動については、情報量も少なく、確定的なことは述べられないが、再吟味することが必要であろう。

国際都市の上海には、1920年代中ごろ、日本の統治に不満を感じる一部の台湾人が集まりつつあった。この事実について、「台湾本島人一殊に若い本島人学生が上海を目指して門司、長崎から渡つて行く……厦門にしても上海にしても、台湾議会設置運動又はそれに類した不逞の企図を有する秘密結社が本島人学生によつて組織されてゐる」と、新聞は報じていた⁶²。また、台湾を視察した岡実（大阪毎日新聞社）は、「不平分子達が対岸或は上海に去ると云ふことは既に是迄にもあつた現象である。対岸の日本領事はこの日本に民籍ある人達の扱ひに甚だ困つて居るけれども、台湾としては問題が少くなるわけである」⁶³と書いているが、台湾総督府としてはこの問題を座視できず、上海の台湾人に目をつけるようになる。

1925年10月、上海で「特殊任務」に従事中の江李子（経歴不詳）の代員として、川崎義夫（元台湾総督府巡查など）が、「囑託後ハ上海ニ滞在主トシテ諜報其ノ他ノ高等警察事務ニ従事」することを命じられた。2年後の1927年10月、台湾総督府は「手当支弁困難ニ付」き、彼の囑託を解いたが⁶⁴、続いて府属の山崎新一郎を起用する（元台南州警部）。山崎は上海に出張し、1932年6月まで約5年間滞在し続けた。山崎の上海時代の功績として、「上海台湾共産党全反帝同盟事件ノ検挙ニ功アリ第一次上海事変ニ際会シテハ砲火ノ間身ヲ以テ任務ノ達成ニ努力シ」た、と評価された⁶⁵。1928年に上海で台湾共産党が結成されてから、数回にわたるメンバーの逮捕や検挙が行われた時期は、山崎が上海に駐在した5年間と重なる。この事実から、彼はかかる検挙に重要な役割を果たしたと考えられる。山崎の後任には警務局保安課勤務の府属の前田民三が派遣される⁶⁶。

⁶⁰ 「彭華英高等警察事務囑託」台湾総督府档案第3862冊37件。

⁶¹ 「〔囑託〕彭華英一時手当三百円ヲ給ス」台湾総督府档案第4008冊67件。

⁶² 「上海と本島人学生」『台湾日日新報』1925年4月18日。

⁶³ 岡実「南支那所見（下）」『国際知識』第5巻12号（1925年12月）。

⁶⁴ 「川崎義夫高等警察事務ヲ囑託ス」台湾総督府档案第4012冊8件、「川崎義夫月手当、賞与、囑託ヲ解ク」第10216冊9件。

⁶⁵ 「山崎新一郎台湾総督府地方理事官、叙高等官七等、依願免本官、七級俸下賜、新竹州勤務ヲ命ス、賞与」台湾総督府档案第10099冊75件。

⁶⁶ 「前田民三兼任府警部、勤務」台湾総督府档案第10233冊105件。前田の次の上海派遣員（1937年2月に発令）は、高雄州警部兼府属の渡邊雪松であった（「前田民三免

さらに台湾総督府は上海総領事館にも着目する。1932年、同館の特高警察機関の拡充が計画される際⁶⁷、総督府は積極的にこれに参加する意思を表明する。すなわち同年6月、総督府総務長官は拓務次官宛の電報の中で、「副領事及警部ハ台湾総督府職員タルノ資格ヲ保有セシメラレ度」を述べている⁶⁸。8月中旬、総督府警務局東京駐在員の六車太郎は、外務省亜細亜局第2課長の三浦武美を訪問し、下記の2点を述べていた。一つは、「上海特高機関ニ参与スヘク台湾総督府ニ在リテハ曩ニ拓務省ヨリノ内示ニ基キ副領事一、警部一ノ外務省出向実現方ヲ屢々拓務省ニ申出居ル」こと、もう一つは、「曩ニ第六十二議会（同年6月に開催一筆者注）ニ於テ特高関係ノ追加予算ヲ新ニ取り上海ヘハ六等又ハ七等級ノ事務官級ノ人物ヲ派シ外務省計画ノ機関内部ニ参加スル積リ」であることを、率直に表明していた⁶⁹。外務省側は、出向者は多年外地に在勤してその地の事情に精通し、語学も堪能な人、加えて「多年特高ノ事務ニ従事シタル体験家」など、諸条件を満たす人物が適任と考えていた⁷⁰。同年11月に公布された勅令第340号第2条は、「外国ニ於テ主トシテ警察事務ニ従事スル副領事又ハ外務書記生ハ朝鮮語、支那語、英語、佛語又ハ露語ニ精通シ且相当ノ学識経験アル者ノ中ヨリ副領事ニ在リテハ高等試験委員、外務書記生ニ在リテハ普通試験委員ノ銓衡ヲ経テ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得」としている⁷¹。これにより翌1933年の初め、高雄州高等警察課長の池尻寿三郎が上海総領事館副領事に任命された。池尻にやや遅れて、4月に同館に転任した総督府の職員は府属の井手清見、台北州巡查の池見司、台南州巡查の西村敏晴の3人であった。井手は外務省警部に、池見と西村は外務省巡查にそれぞれ任命された⁷²。

台湾総督府警務局長の石垣倉治は、池尻らの出向を次のように位置付けている。すなわち、「上海ハ共産黨員其ノ他思想犯人ノ逃避地タルノミナラスモスクワトノ聯絡地タリ且又不逞鮮人及台湾ノ各種秘密団体ノ所在地ニシテ特高警察上最モ重要ノ地ナルカ従来ノ我カ特高機関即チ総領事館警察、朝鮮台湾両総督府派遣員、陸海軍人憲兵隊等カ兎

兼官」第10252冊40件)。

⁶⁷ 孫安石「日中戦争期における上海総領事館警察」（高綱博文編『戦時上海—1937～45年』研文出版、2005年、138 - 142頁）に詳しい。

⁶⁸ 「上海特高機関一件」JACAR：B14090416600（第25画像目）、在上海特別高等警察機関関係一件 第1巻(M-1-3-0-6_001)（外務省外交史料館）。

⁶⁹ 「上海特高機関一件」JACAR：B14090416700（第6～8画像目）、在上海特別高等警察機関関係一件 第1巻(M-1-3-0-6_001)（外務省外交史料館）。

⁷⁰ 「上海特高機関一件」JACAR：B14090416800（第3～4画像目）、在上海特別高等警察機関関係一件 第1巻(M-1-3-0-6_001)（外務省外交史料館）。

⁷¹ 「御署名原本・昭和7年・勅令第340号・主トシテ警察事務ニ従事スル領事官及外務書記生ノ特別任用ニ関スル件」JACAR：A03021869600（国立公文書館）。

⁷² 「池尻寿三郎任副領事、叙高等官六等」台湾総督府档案第10073冊12件、「井手清見外務省へ出向」第10237冊39件。西村は、台湾人留学生に厳しかったことで知られる（許雪姬『柯台山先生訪問記録』中央研究院近代史研究所、1997年、19頁）。

角相互対立的行動ニ傾キ統制ヲ缺ク結果生スル種々ノ支障尠カラサルモノアルニ鑑ミ外務省ハ全地日本総領事館ニ警察部ヲ新設シ特高課ヲ置キ警視庁、朝鮮台湾両総督府及憲兵隊ヨリ之ニ配置スル職員ノ出向ヲ求メ打テ一丸トスル総合的特高機関ヲ設置スルノ計画ヲ樹テ本府ニモ警視一人、警部又ハ属一人、巡查二人派遣方懲憑シ来リタルヲ以テ其ノ主旨ニ賛同シ」た、とする⁷³。総督府は台湾籍民対策の見地から上海に人材を送り込んだのである。

ところで1937年1月、拓務次官は次のような台湾総督府の意見を外務次官に照会していた。すなわち、汕頭警察署長に転任した井手警部の後任を外務省が勝手に補充したことや、池見巡查が厦門へ転勤させられたことについて、台湾総督府は「斯クテハ本機関設置ノ趣旨ニ悖ルノミナラズ設置当初ノ取極ニモ反スル取扱」と抗議していた。しかし外務省は、「上海総領事館特高機関ハ創設以来既ニ四ヶ年ノ歲月ヲ閲シタルカ其ノ間ノ経験ニ徴スルニ創設当時ノ組織体容ハ必スシモ今日ノ実状ニ即セサルモノモ有之漸次調整スルノ必要ヲ認メ居ル次第ニシテ旁日独防共協定ニ基ク当省全般ノ陣容ヲ考慮スルニ目下ノ状勢ニ在リテハ上海ニ台湾総督府出身副領事ノ在勤ヲ必要トセサル」とした。井手と池見の異動について、汕頭と厦門は「台湾籍民ヲ対象トスルコト多キ」ことに鑑みて2人をそこへ配置したこと、今後「上海特高機関トシテハ新ニ同府出身ノ巡查配置ノ要ヲ認メサルモノニ付併テ御了知相成度」と回答している⁷⁴。人材が外務省に持っていられ、新たな出向も拒まれた台湾総督府は、次のような人事を執行する。

一つは、1937年12月、台湾総督府が「当府ノ銓衡推薦ニ依リ上海帝国総領事館警察部第二課勤務トシテ外務省警部ニ採用サルハコト」となった城之内昌太郎（元台北州警部）に、総督府属を兼任させることであつた。これは「上海在留本島人ノ視察取締」のためであつた。総督府によると、この人事は「拓務省ヲ通ジ外務省当局ノ諒解ヲ得タル」ものであつた⁷⁵。もう一つは、副領事として勤めてきた池尻寿三郎が1937年12月に免官となる際、総督府が、「上海ヲ中心トスル支那事変勃発後ニ於ケル抗日運動情勢及中華台湾革命同盟一味ノ策動状況」調査を池尻に囑託したことであつた（一時手当金600円）⁷⁶。このように台湾総督府は上海における台湾籍民について、情報網の存続を目指していたのである。

⁷³ 「井手清見賞与」台湾総督府档案第10239冊60件。

⁷⁴ 「在上海特別高等警察機関関係一件 第2巻」JACAR：B14090417200（第55～57画像目）、在上海特別高等警察機関関係一件 第2巻（M-1-3-0-6_002）（外務省外交史料館）。

⁷⁵ 「城之内昌太郎兼任府属、島外、勤務」台湾総督府档案第10255冊97件。

⁷⁶ 「池尻寿三郎囑託、一時手当、勤務」台湾総督府档案第10255冊126件。

(2) 華南地方

既述の通り、19世紀末から1930年代へと時代が下るにつれ、華南地方での台湾籍民は1万人を超えることもあった。それは商売などの理由で、台湾から福建や広東に出かけたり在留したためであった。1910年代中ごろ、台湾総督府は警察官（警部補2人、巡査15人）を対岸の日本領事館に送り込むことを実現させていた⁷⁷。さらに1917年11月、「総督府官制の改正に依り……言語民情に精通せる警部四名を南支那各地に派遣し、台湾籍民の動静其の他本島に関する警察上の事項を視察報告せしめ」るようになった⁷⁸。しかし日増しに増加する台湾籍民に対し、その陣容では足りなかった。前出の記事にもあるように、日本の統治に不満を感じる一部の台湾人は廈門に集まりつつあるため、上海同様、台湾総督府は彼等の動向を注視し警戒するようになる。

華南地方における台湾総督府の高等警察事務嘱託を分析するにあたって、善隣協会の存在について触れなければならない。1917年11月、総督府民政長官の下村宏と台湾銀行副頭取の中川小十郎は、「台湾ト南支南洋地方トノ親善ヲ図リ通商貿易其他ノ事業ノ調査及援助ヲ為シ以テ共同ノ福利ヲ増進スル」ことを目的とする財団法人善隣協会設立申請を提出し、翌月総督によって認可された⁷⁹。同会が総督府の補助金を得て、福建省で発行された新聞（福州の『閩報』と廈門の『全閩新日報』）の経営に関わったことは、既存の研究により明らかにされている⁸⁰。

ところで同会設立後、早くも下記のような評論家の見解が出されることになる。すなわち、同会は、「台湾及び対岸支那の日支人及び台湾人を以て組織されたるものなれども、其實質は甚だ朦朧たるものにして特に警察本署が其实権を握り一種の探偵的行動を執るか如きは慎まざるべからず」、としていた⁸¹。同会が、かかる一文にあるような「探偵的行動」を行っていたのか否か、1928年に同会の支那研究員（現地在勤）をへて台湾総督府嘱託となった人物を糸口に見ていきたい。すなわち、同会の研究員であった太田直作（元台北州警部）は廈門、山際清吉（元閩東庁警部）は福州、長友操（元台北州巡査、女学校教諭）は広東、滝末治郎（元総督府属）は汕頭、そして林甫は漢口、それぞれ現地で高等警察事務に取り組むことになったのである⁸²。

⁷⁷ 前掲中村孝志『「台湾籍民」をめぐる諸問題』84頁。

⁷⁸ 前掲井出季和太『台湾治績志』573頁。

⁷⁹ 「下村宏外一名財団法人善隣協会設立許可ノ件」台湾総督府档案第2656冊a03件、陳文添編『台湾総督府事典』（国史館台湾文献館、2015年）238 - 239頁。

⁸⁰ 前掲梁華璜『梁華璜教授台湾史論文集』147 - 173頁。

⁸¹ 日笠芳太郎「台湾見聞並私見一斑（3）」『政友』第222号（1918年9月）42頁。

⁸² 「太田直作嘱託、手当、勤務」台湾総督府档案第10218冊139件。

この中で、太田直作が善隣協会の研究員の時、台湾人の林旭初の協力を獲得したことに注目し紹介しておきたい。彼は前出の林猷堂の親戚にあたる人物で、本名は林資炯であった。林は1920年に中国に渡って、「福州陽光中学ニ入学シタルモ間モナク北京方面ニ転シ後厦門支那官庁ニ就職」した経歴を持ち、厦門には土地勘と人脈があったと考えられる⁸³。1928年3月、台湾総督府が「厦門ニ於テ台湾籍民ノ情勢調査」を嘱託する際、林の住所は「厦門日本総領事館気付太田直作方」とされていることから、太田と林との連携を確認することができる⁸⁴。1928年の時点で、「漳厦警備司令部公安済用捐局長兼厦門市公安局参議」⁸⁵を務める林は、厦門の台湾籍民に関わるいかなる情報を総督府に流したか、資料の制約上、明らかにすることができない。林猷堂の日記（1929年8月4日条）によると、林旭初は、厦門で他人とのトラブルが訴訟事件に発展し、数日間厦門領事館に拘留された事実があることや、金銭的に余裕がなかったことがわかる⁸⁶。1929年12月に嘱託を解かれたのは、総督府にとって彼の利用価値がなくなったためかもしれない⁸⁷。

太田は1932年10月から汕頭博愛会医院の事務嘱託となるが、「医院事務ノ傍ラ高等警察上ノ機密諜報事務ニ従事」する⁸⁸。厦門での情報蒐集は澤重信が行うことになり、澤は「特高外事警察上ノ内偵事務ニ従事シ傍ラ警務局保安課主管善隣協会経営全閩新日報社長ヲ兼務」する。1937年に日中戦争勃発後、澤は厦門から台湾に引き揚げたが、翌年5月日本軍が同地を攻略した直後、厦門に復帰し同紙を復刊させ、「爾来在留邦人、地方華人に対する報道、指導の機関として一意活躍」した。この澤は厦門在勤中だった1941年10月に「抗日テロ団ニ狙撃サレ死亡」した⁸⁹。

以下、福州と広東への台湾総督府官吏らの派遣の概要をまとめておきたい。福州では、山際清吉（1930年7月に解嘱）の後任として桑原義夫（台中州警部補、府属兼任の上赴任）が、桑原の後任として高嶺信夫（台中州警部兼府属）が台湾から派遣されて

⁸³ 林は、1924年に福建幫弁公署参議の危道豊の副官として危に同行し台湾視察を、さらには、1926年に警察教練所総教練として、厦門海軍総司令部参議の林知淵、厦門警察庁長の楊遂に同行して台湾視察を行った。彼が厦門で活躍したことの例証と言えよう（『台湾総督府民政事務成績提要』第30編200-201頁、第32編106頁）。

⁸⁴ 「林旭初高等警察ニ関スル事務ヲ嘱託ス」台湾総督府档案第10217冊69件。

⁸⁵ 「要視察人関係雑纂／本邦人ノ部／台湾人関係 3. 昭和3年」JACAR：B0401316320（第7～8画像）0、要視察人関係雑纂／本邦人ノ部／台湾人関係（I-4-5-2-2_2_2）（外務省外交史料館）。

⁸⁶ 許雪姬主編『灌園先生日記（2）1929年』（中央研究院台湾史研究所籌備処・同近代史研究所、2001年）。

⁸⁷ 「林旭初解職」台湾総督府档案第10223冊65件。

⁸⁸ 「太田直作月手当」台湾総督府档案第10234冊98件。

⁸⁹ 「澤重信陞格、死亡、賞与」台湾総督府档案第10115冊75件、「澤重信給六級俸」第10251冊93件、『紀州人大観』第5輯（紀州人社、1941年）234頁。

いた⁹⁰。桑原は1933年中に在福州日本総領事館から、「共產軍福建侵入ニ対スル密偵費」や「情報蒐集費」（台僑青年団員に分与される）を渡されていた⁹¹。断片的な事実ではあるが、日本領事館は情報工作をする際、台湾総督府が派遣した者を活用していたことを窺うことができる。1937年に福州に赴く高嶺は、日中戦争の勃発で台湾に戻ったが、翌年12月から、「英領香港へ出張滞在シ高等警察ニ関スル機密諜報事務ニ従事」する。1939年5月、彼は香港で客死した⁹²。因みに、前述の澤も1938年に金門島から香港へ出張を命じられることがあった。派遣員たちの行動を合わせて見れば、戦時中、情報拠点としての香港の重要性が高まったことを垣間見ることができる。

広東では、長友操（1930年8月解囑）の後任として前出の澤重信（台北州警部補、府属兼任の上赴任）が派遣される⁹³。澤が広東の次に廈門に転じたことは前述の通りである。澤の後任として、元台湾総督府地方警視の谷山静夫が赴任するが、2年後の1934年に、「事務並人繰ノ都合ニ依リ五月七日附帰府」を命じられた⁹⁴。同年5月、中国語が堪能な智原喜太郎（元台北州通訳）が広東に派遣される。さらに1935年3月、総督府は、「現在ノ如ク単ニ通訳ノ官職ヲ帯フルノミニテハ職務執行上ハ勿論領事館其ノ他在外各種機関トノ連絡折衝上ニ於テモ不利ノ場合不尠」という事情に鑑みて、智原に府属を兼任させる⁹⁵。

華南地方に交代で派遣される日本人の多くは警察官経験者で、彼等の履歴書から、ほぼ共通して見られる特色は、台湾語や中国語を習得していたことである。現地の実情に通じた彼等は、台湾総督府の情報工作とともに、外務省の領事館のそれにも貢献していたと推断できる。日中戦争開始後、日本軍の攻略により日本の勢力が再び同地域に入る際、その中でユニークな地位を占めるのが、これら台湾総督府から対岸へ派遣された人々であった。

⁹⁰ 「桑原義夫兼任府属」「山際清吉囑託、月手当、勤務、解職」台湾総督府档案第10226冊8・33件、「桑原義夫兼任府属」第10244冊40件、「山際清吉依頼免本官」第10247冊34件、「桑原義夫免兼官」第10252冊28件。

⁹¹ 小山俊樹監修・編集・解説『近代機密費史料集成Ⅰ 外交機密費編』第3巻（ゆまに書房、2014年）303・306頁。

⁹² 「高嶺信夫俸給」台湾総督府档案第10256冊40件、「高嶺信夫事務格別勲励ニ付金四百八十五円ヲ賞与ス」第10261冊66件、「高嶺氏の本葬」『台湾日日新報』1939年5月17日。

⁹³ 「澤重信兼任府属」「長友操賞与」台湾総督府档案第10226冊8・66件。

⁹⁴ 「谷山静夫高等警察ニ関スル事務ヲ囑託ス、月手当、勤務」台湾総督府档案第10233冊79件、「谷山静夫手当」第10241冊55件、「谷山静夫御用済ニ付囑託ヲ解ク」第10250冊77件。囑託を解かれたのは1936年9月のことであった。

⁹⁵ 「智原喜太郎兼任府通訳、勤務」台湾総督府档案第10235冊70件、「智原喜太郎兼任府属」第10244冊47件。

(3) その他

上記の都市以外、例えば漢口にも林甫（本名：林時珍）のような情報工作に携わる人物が台湾総督府より派遣されていた。林は台南州出身の台湾人で、1902年に台南師範学校を卒業し、台南州塩水港庁下の公学校（台湾人児童むけの小学校）で教えていた。1909年以降の『台湾総督府職員録』からは名前が見えなくなることから、辞職したと推測できる。1915年に早大専門部法律科を出た後、厦門警察庁法律顧問、北京大東銀行副行長、北京歩軍統領衙門副官等を歴任した。1925年から「漢口湖南四川長江一帯等処商業視察」を行っている。かかる異色な経歴を持つ林は、「川崎嘱託当時ヨリ使用セル密偵ニシテ各本人ハ身分及手当ノ出所ヲ知ラス専ラ山崎属ニ専使サル」という⁹⁶。この記述から、彼は、上海滞在の台湾総督府嘱託の川崎義夫が使用した密偵で、川崎の後任である山崎新一郎にも活用されることがわかる。彼が漢口に到着したのは1927年8月のことであった。

周知のように、中国における1927年の大きな出来事は、蒋介石による清党であった。『台湾社会運動史』によると、「同年六月広東政府は台湾革命青年団をも左傾団体と認め、一、二首謀者を検挙し、団体の解散を命じ嚴重なる取締を開始したる為、会員たる学生は四散し活動停頓するに至」ったが、同年8月、台湾総督府は「関係者の一斉検挙を断行せり。其数六十四名に達したるが所在不明者四十一名に上」り、その後「行方不明者にして所在発見の上逮捕処断したる者」は9人であった⁹⁷。つまり、32人は行方不明になっていた。この広東台湾革命青年団に参加した趙清雲によれば、一部のメンバーが捕まって、ほかは武漢に逃れた⁹⁸。こうした状況を考えれば、川崎が林を採用したのは、漢口近辺の台湾人の動向把握を期待したためであったろう。1930年7月、林へ

⁹⁶ 「林甫嘱託、手当、勤務」台湾総督府档案第10218冊139件。林同様、赤松一郎（上海在勤）と鄭進來（南京在勤）も、「川崎嘱託当時ヨリ使用セル密偵ニシテ各本人ハ身分及手当ノ出所ヲ知ラス専ラ山崎属ニ専使サ」れる人であった。同資料には、澁谷剛（広東勤務）についても、「本人身分及手当ノ出所ヲ知ラス華南竹藤ヲ通シ情報呈出」と書いてある。「華南竹藤」は華南銀行常務の竹藤峰治のことを指す。1930年代、竹藤は多方面において活動する。台湾大亜細亜協会理事であったことに象徴されるように、台湾と福建・広東との「経済提携」を進めるキーパーソンの一人であった。このことを想起すれば、台湾総督府は対岸において情報網を拡げていく過程で、竹藤のように官憲側と関係の密接な人物にもある程度の役割を期待していたと考えられる。竹藤については、松浦正孝『「大東亜戦争」はなぜ起きたのか』（名古屋大学出版会、2010年）282 - 286、290 - 291、302 - 303頁を参照されたい。

⁹⁷ 前掲『台湾社会運動史』122 - 123、135 - 137頁。

⁹⁸ 郭杰、白安娜『台湾共産主義運動与共産国際（1924-1932）研究・檔案』（中央研究院台湾史研究所、2010年）516 - 518頁。

の月手当が120円から95円に減給されたことを示す資料が現存するが、台湾総督府との関係はいつごろまで続いたか不明である⁹⁹。

1936年8月29日から9月2日まで漢口に滞在した風見章（衆議院議員）は、「武漢大学を見に行つた。その構内の大きいのにおどろかされた。建ものも豪壮なものであつた。こゝは排日運動の根源地ともいはれるだけあつて、台湾人の共産主義青年なども一たびこの大学に身をひそむれば、日本としては手がつけられぬとの事であつた。また謂ゆる左翼台湾青年がこの大学内に籍と身柄とを置いて策動するといふので、台湾総督府からもそのことだけを見張るために官吏一名が常置に派遣されてゐた」、としている¹⁰⁰。漢口には過去に台湾総督府関係者がいたということは、間接ながらも確認できる。

おわりに

以上、台湾総督府警務局が、島外における情報活動にどのような人々を採用し活用してきたのか、高等警察事務嘱託を手掛かりに、その内実の一端を明らかにした。

まず、1919年に田健治郎が台湾総督になるころより、同時代のデモクラシーの風潮に感化され台湾人の中にも政治運動に取り組む人物が出てきたため、田はその対策に着手する。総督府はこうした台湾人の動向を把握するため、東京では協力者として台湾人留学生を雇ったり、総督府の職員を東京へ派遣したり、警視庁とも連携をとっていた。東京駐在の総督府職員と警視庁の警部は、台湾人の査察とともに出版物の検閲等も常時行っていた。田によって確立されたこうした対策は、後継の総督にも引き継がれ拡大運用されていく。とりわけ川村竹治と石塚英蔵の両総督は、多くの日本人ジャーナリストを使って在京台湾人の動きを監視していた。総督府がいかに在京台湾人に警戒心を抱いていたかを読み取ることができる。総督府が新聞記者を利用していたことは、元総督の伊沢多喜男の文書所収の手紙からも見て取れるが¹⁰¹、本研究では、総督府の公文書を検証することで、情報網の広さと深さを明らかにすることができた。

⁹⁹ 「林甫月手当」台湾総督府档案第10226冊34件。

¹⁰⁰ 「手記 中国旅行回想」（北河賢三・望月雅士・鬼嶋淳編『風見章日記・関係資料』みすず書房、2008年）12頁。

¹⁰¹ 1930年10月の霧社事件の直後、元総督の伊沢宛の手紙の中で、新聞記者買収問題について、次のように書いている。すなわち、「十一月初旬頃やかましい口や筆を封ずる為日刊週刊月刊（宮川次郎台湾実業界）十数名は大頭は千円位（台日社長？）から七八百円小者も百円か二百円位警務局長から貰って霧社事件総督の素行問題日月潭請負問題の鳴をしづめるに至った。警務局から出した金は一萬二千円位になるだらう（中略）島内では督府に対して記者は割合に静かになっている。一萬二千円のおかげである」、とする（伊沢多喜男文書研究会（代表：大西比呂志・吉良芳恵『伊沢多喜男関係文書』

台湾総督府警務局が張り巡らした情報網は、中国における台湾籍民をも対象にしていた。総督府は、上海と華南地方における台湾籍民を把握するため、協力者として現地に渡った台湾人を雇ったり、総督府の職員を各都市に派遣したり、日本領事館とも連携をとっていた。この中で、総督府が関与した善隣協会は、密偵的な役割を演じる人材を探し、彼等を活用する拠点であったと確認できる。中国に派遣される日本人は、台湾での警察官の勤務や、語学の研修等を積み重ねることで、異民族と接する能力を身につけたと考えられる。こうした彼等は中国に派遣され、台湾籍民対策や総督府の情報工作とともに、日本領事館のそれにも貢献していたと推断できる。

残念ながら、かかる情報網の拡大に伴う必要な予算については、資料の制約もあり、実証できなかった。その予算に関しては、1932年夏、台湾および華南を視察した拓務省通訳官尾田満と拓務省属の井手瑞穂は、台湾総督府から上海に派遣された者が1人しかおらず、「事務所ハ固ヨリ補助者タル事務員ヲモ置カサル状態ニシテ経費ノ不足ト相俟ツテ牒報ノ敏活ヲ期シ難キ憾ミアリ。此ノ事タルヤ単ニ上海ノミニ限ラス南支各地ニ於テモ同様ノ感アリ（中略）而モ之等牒報機関ノ機能ヲ充分ニ發揮セシメントセハ須ラク経費ノ増加ヲ図リ、少クトモ事務所及之ニ要スル費用ノ如キハ經常費ヲ以テ支弁スヘキ必要アリト感スル所切ナルモノアリ」と、報告していた¹⁰²。既述の通り、1933年の初め、高雄州高等警察課長が上海総領事館副領事に任命され、同館に転任する総督府の職員は3人であった。以上の引用からも明らかなように、予算の多寡が牒報機関に影響を及ぼしたであろうから、総督府の情報網をより理解するためには、その解明が必要となるであろう。

さらに、本章で論及できなかった高等警察事務嘱託の重要な任務の一つであった、台湾島内の情報収集活動について考察することも必要であろう。台湾内外で総督府の嘱託として、「高等警察ニ関スル事務」に関与した多くの人物が、何を具体的にやったか、現時点では復命書の類の報告が見当たらないため確認できない。かかる資料の探索も今後の課題である。

芙蓉書房出版、2000年、154頁）。

¹⁰² 戴国輝（解題）「資料紹介『台湾及南支那視察日誌』（『台湾近現代史研究』第4号、1982年10月）261頁。

第4章 戦時下における台湾総督府の占領地協力について —廈門を中心に

はじめに

序章で述べたように、本研究が注目する3つ目の研究視角は、日中戦争勃発後、台湾籍民の引揚と中国への再進出という現象である。1930年代になると、日中関係は、悪化したりと緩和したりしていた。かかる状況下、華南地方に居住していた多数の台湾籍民にとって、動乱の都度に、一時的避難や引揚、或いはそれに備える準備は、大なり小なり経験済みであった。しかし、包括的な引揚が実施された日中戦争の場合は、その様相は全く違っていた。以下、まず時代背景をおさえた上、本章の目的を説明しておきたい。

1937年7月、中国本土で日中戦争が勃発し、戦火は華南地域にまで拡大し、その影響は日本統治下の台湾にも少なからず及ぶことになる。同年12月、台湾総督小林躋造が総理大臣等に対し具申した「支那事変収拾方」に関する意見に、それを確認できる。同意見書の中で、小林は「台湾総督府カ過去四十年ニ互ツテ努力シ来レル南支発展工作ノ水泡ニ帰スルハ勿論如斯基対岸ノ悪空気ハ之ヲ祖先ノ地トスル台湾本島人ニ反映シ統治上忌ムヘキ事態ヲ生スルノ虞大ナルモノアリ」と書いていた¹。小林が従前の南支発展工作が水泡に帰したと断じたのは、戦火が華南にまで及んだため、それまで台湾海峡の向こうに渡った日本人と台湾人が領事館の命令に従い引き揚げたこと、総督府が長年助成してきた施設（新聞・学校・病院等）がそこに残されたままであること、加えて従前より進めてきた総督府の対岸政策が中止に追い込まれたこと、などによるものである。また、台湾人が「祖国」である中国と結びつくことを恐れる総督府は、「皇民化運動」等を実施して、台湾人の生活および信仰の日本への全面的な同化を促進し、戦時下の台湾の動員体制を構築しようとしていた。総督府のこうした考え方の背景に、異民族を相手にした台湾統治の潜在的危機が存在したことを改めて指摘しておく必要がある。つまり、台湾統治には、台湾人が500万以上の多数を占め、彼等を約30万人の日本人が統治していくことへの困難が内在していた²。

総督府同様、日本の台湾軍も台湾人に対し警戒感を抱いていた。実際、日中戦争前から、台湾軍参謀長荻洲立兵（1935年8月～1937年3月在任）は、台湾人と中国との関係を極度に疑い、それを阻止することを目指し、台湾人の「皇民化」に取り組んでいた。当時

¹ 「台湾総督の支那事変収拾方に関する意見の件」 JACAR : C01001549000、永存書類甲輯第6類 昭和12年(防衛省防衛研究所)。

² 花香伯貢編『小林総督閣下台湾経営論』(台湾商工会議所、1939年)8頁。

の台湾軍司令官畑俊六によると、荻洲は民間人、「特に操觚界の連中」と力を合わせ、台湾人の政治運動家を圧迫していたが、「総督以下あまり熱意を示さず荻洲の熱心なる程成績を上げざりしも、相当の効果を見たるは偏に荻洲あたりの努力の成果に帰せざるを得ざる処なり」と評価していた³。台湾人への対処をめぐり、総督府と台湾軍との間に温度差があり、台湾軍の方が厳しい姿勢を打ち出そうとしていたことを確認できる。したがって、日中戦争直後に台湾軍は、「今次事変ヲ楔機トシ従来姑息ニ流レタル本島民精神強化ヲ刷新シ支那依存ノ思想ヲ徹底的ニ排撃スル」という態度をとって、台湾人の言動を陸軍省等に報告し続けたのである⁴。

ところが、1938年5月以降、中国の華南地域の情勢は大きく変わることになる。すなわち、日本海軍が厦門を占領したことにより、同占領地の経営に対する台湾からの協力に期待が寄せられることになったのである。その頃上京した小林総督によれば、「厦門の占据等が島民の本国への信頼を強めた事は非常なもので一般民衆は全く本国に頼り人心も極めて平穩」と樂觀視している⁵。その背景には、日本海軍の厦門占領により、台湾人が日本軍の強さを身近に実感することになったことがある。小林は、台湾における日本統治に明るい展望が開け、台湾人の日本への傾倒が進んでいるとの認識を日本国内に伝えていた。その後、彼は上京するたびに、総督府がいかに台湾人の忠誠心を集めているかについて説き、台湾人を「祖国」観念から抜け出させたことを自負していた⁶。

日中戦争の長期化も日本の台湾統治に影響が及ぶことになる。1939年10月、旅行で台湾に滞在していた中国研究者の長野朗は、台湾統治について、「台湾の有つ最も重大な使命は南方対策の拠点としてであらう。台湾を一巡した感じは、朝鮮、満洲に比べては落ち着いた気分があることである。事変当初に較べては、民心は安定してゐるといはる。対岸厦門、汕頭、広東方面が皇軍に占領されたことも大きな関係があるだらう。然しそれは根本からの安定でなく、日本の国力が支那を圧してゐるからであるから、決して安心は出来ない」と観察していたことからわかるように、日本の台湾統治は必ずしも安定したもので

³ 軍事史学会編『元帥畑俊六回顧録』（錦正社、2009年）200頁。荻洲が台湾人の日本への忠誠を疑問視していたことについては、1936年10月に台湾を視察した貴族院議員堀切善次郎の観察からも窺うことができる（堀切ほか『台湾及南支那方面竝に南洋方面視察談』出版者不明、1936年、16頁）。

⁴ 「本島民の精神強化に関する件」JACAR：C04120021000、昭和12年「陸支密大日記 第4号」（防衛省防衛研究所）。春山明哲編『台湾島内情報・本島人の動向』（不二出版、1990年）。

⁵ 「小林総督入京す」『東京朝日新聞』1938年5月22日。

⁶ 1938年9月、翌年6月、小林の東京洋々会、草水会等における講演の要旨（『支那事変と台湾』出版者不明、1939年）。1940年5月における小林の華族会館で行った講演（「台湾の近情」『日本と世界』第165輯、文明協会、1940年）を参照。

はなく、東アジアの大きな変動と密接に結びついていた⁷。

従来、戦時下の華南に関しては、満洲国や華北・華中に比して日中関係史の中で研究対象にされることは少なく、台湾や中国においても、台湾籍民の動向に研究関心が集まり、台湾総督府の占領地協力については十分な理解が得られているとは言いがたい。本章は、如上の研究状況と問題意識に立ち、総督府の華南占領地協力の内実を解き明かすことを目指す。1938年に日本政府は興亜院を設置し、翌年にはその現地機構として厦門連絡部が設立された。ここでは、興亜院厦門連絡部に言及した既存研究を参考にしつつも、関連する日本と台湾の公文書、関係者の回想録等を用いて改めて検討を加える⁸。華南地方の占領地に対して総督府がいかに対応したのか、その実態と意義をより明確にすることを目的にした。

第1節 厦門から台湾への引揚と再進出

(1) 海軍による厦門攻略

日中戦争勃発後の厦門から台湾への日本人および台湾籍民の引揚過程を詳しく見ておこう⁹。1937年12月、外務省「支那引揚居留民関係事務所」主任の意見書に、「今次事変勃発当時ニ於ケル在支居留民ハ二十六地（在外公館所在地ヲ単位トス）八萬七千人ナリシカ事変ニ依リ引揚ケタルモノハ内地へ引揚者四萬二千人台湾其他へ引揚者一萬三千人合計五萬五千人」との記載がある。日中戦争直前、中国各地に在留した日本人は8万人を超え、そのうち、台湾籍民が総数の約16%（約13,000人）を占め、1万人以上もの台湾籍民が厦門

⁷ 長野朗『新支那を觀る』（東世社、1941年）218頁。

⁸ 執筆に際して海軍厦門会の長谷川榮次（1939年11月から厦門方面特別根拠地隊附け、1946年に帰国）、厦門会の新井瑛子（江藤昌之のご息女）、後藤尚男（総督府対岸派遣教師後藤馨のご子息）、池田早苗（1940年度から対岸派遣教師）、小澤克介（小澤太郎のご子息）、郭玉麒（台湾の元銀行公會秘書長）、蘇嘉斌（旭瀛書院最終回卒業生）の諸氏から資料の提供やインタビュー等においてご協力を賜った。この場を借りてお礼申し上げたい。

⁹ 厦門からの日本人および台湾籍民の引揚については、次の資料に基づいて整理した。「支那事変関係一件／在支公館員及居留民保護引揚関係（一般ノ部）」第1巻(B-A-1-1-379)・第2巻(B-A-1-1-380)外務省外交史料館所蔵、「支那事変と南支座談会」『台湾時報』第215号（1937年10月）、「南支引揚官民招待座談会」『台湾大アジア』第40号（1937年9月）、高桑幸吉「厦門総引揚げと本島人」『台湾警察時報』第263号（1937年10月）、後藤涼子「厦門脱出記」『改造』第19巻11号（1937年10月）、『現代史資料（13）』（みすず書房、1966年）116 - 122頁、『中国方面海軍作戦（1）』（朝雲新聞社、1974年）374 - 378頁、『外務省執務報告 東亜局』第3巻・第4巻（クレス出版、1993年）、前掲『外務省警察史』第51巻290頁。

にいたが、その多くが台湾に引き揚げることになったのである。

同年7月下旬、外務省は福州・厦門・広東・汕頭・雲南の居留民引揚については、現地領事の裁量に任せることにしていたが、未だ引揚の必要はないと判断していた。福建省にいた台湾籍民の引揚は避けたいとの総督府の意向もあり、外務省は華南在住の台湾籍民に関しては「現地保護」という方針を示していた。当初、少人数の婦女子らの自発的な引揚はあったものの、大規模の撤退は考えられていなかった。しかし、戦局が推移する中で、8月に入ると上海方面の戦乱や広東軍の福建への接近の影響で、福建の情勢もにわかに緊迫してきた。

こうした状況の下、海軍は作戦行動のために華南地域の日本居留民の引揚を急いだ。福州から、日本人498人・台湾籍民1,681人が引き揚げたが、約400人の籍民は残留したという。福州の引揚完了に続き、8月23日、外務省は厦門官民の引揚について、厦門総領事館に対して、「貴地ノ全面的引揚ハ已ムヲ得スト認ムルモ本大臣ノ名ニ於テ引揚ヲ命スルコトハ他地トノ振合モアリ面白カラサルニ付キ貴官ノ裁量ニ依リ命令ヲ発セラレ差支ナシ」という指示を与えると同時に、「北支事件費」から経費2万円を電送することとした。8月25日、厦門総領事館は、市政府の警察権が中国軍に奪われたことに鑑みて、一両日中に引揚を完了させる方針を示した。その結果、厦門からは日本人383人・朝鮮人39人・台湾籍民5,314人が引き揚げたが、「支那人ニ化ケ香港、南洋方面へ避難セル者千名内外ニ達スル」ことから、当時残留台湾籍民は約1,200名と推定された。台湾籍民に関しては、長年かけて獲得した資産等を失うことへの不安が大きかったが、日本人に関しては、「大部分ハ総督府官吏又ハ台銀、商船等ノ会社、銀行員等俸給生活者ニシテ引揚ニ依リ職ヲ失フ者ハ案外少」といわれた。因みに、厦門総領事には米国在勤の大使館二等書記官岡崎勝男（戦後外務大臣等を歴任）が任命され、岡崎は8月に香港に到着したが、厦門に行けなかった¹⁰。引揚事務を担当していたのは高橋茂総領事代理であった¹¹。

総督府の統計によると、上海・福州・厦門・汕頭・香港・広東から台湾に来た引揚者数は、日本人1,504人、台湾人7,346人、朝鮮人42人で、計8,892人に上った。引揚者を救済すべく、総督府は交通手段・手当・児童の転学などをはじめ、色々な措置を取った¹²。また、総督府は対岸から引き揚げてきた派遣教員35人（台湾人11人も含む）の一部を総督

¹⁰ 岡崎は厦門に到着できなかったが、総督府は従来対岸領事に総督府事務官を兼任させる慣行があるため、同年12月に岡崎は総督府事務官を兼任し、総督官房外事課勤務を命じられた（「岡崎勝男兼任台湾総督府事務官、叙高等官四等、総督官房外事課勤務ヲ命ス」台湾総督府档案第10091冊134件、「岡崎勝男免兼官、賞与」第10099冊85件）。

¹¹ 高橋茂「厦門引揚の話」『国際知識及評論』第17巻12号（1937年12月）。

¹² 毛利寛「対岸在留邦人引揚者の諸救護処置に就て」『台湾時報』第216号（1937年11月）。

府臨時情報部職員に任命した¹³。さらに、総督府は彼等の体験を広報誌である『部報』に載せながら、居留民たちが「耐え得られざる排日、毎日の渦中にあらん限りの死闘を続け、汗と血を以て築きつゝあつた南支一帯の商権は無惨にも支那僭上政治家軍閥の犠牲となつた」ことなどを伝えていた¹⁴。

数ヶ月後、大本営は海上封鎖の効果を高めるために厦門攻略を決した。1938年5月、抗日の策源地とされた厦門が海軍に占領されたことは海軍報道部等を通じて、国民政府・蒋介石政権に大きな打撃を与えた戦果として発表された。海軍陸戦隊の「活躍」等の戦況報道も総督府の『部報』等により伝えられ、連載も組まれた¹⁵。また、前年引き揚げなかつた残留者の悲惨な境遇も報道によって世に知られるようになった¹⁶。戦勝の雰囲気は広がり、台湾では厦門海軍慰問團の活動が盛んに行われていた¹⁷。

厦門は、南洋華僑の中国に対する送金先であるだけに、同地が攻め落とされたことは蒋政権に痛手を負わせたと考えられた。華北・華中に加えて華南の要所まで、つまり中国の沿海部までも日本が占領したような印象を日本国中に与えたのである。とりわけ、厦門の国防上の価値は高く評価されていた。日本が厦門にあつて「にらみをきかす限り英国の東洋における根拠地香港の軍事上の価値は少くとも何割か削減されシンガポールとの海上連絡線は遮断することが出来る」という時論は、それを示していた¹⁸。こうして、厦門攻略の意義は、多岐にわたる媒体を通じて戦意昂揚の一環として、日本の優位と中国の敗勢を、読者に印象づけていたのである¹⁹。

¹³ 「庄司徳太郎外三十四名対岸派遣訓導」「庄司徳太郎一時手当」「後藤馨台湾総督府臨時情報部職員任命」台湾総督府档案第10254冊58・68件、第10256冊12件。

¹⁴ 「南支に於ける同胞の活躍と支那事変」『部報』第3～5号（1937年10月）。『部報』は1937年9月に創刊され、1942年9月に発行された第154号まで、約5年間続いた（谷ヶ城秀吉「台湾の戦時体制の構築と「同化」・「異化」」『台湾総督府臨時情報部「部報」』別巻、ゆまに書房、2006年を参照）。

¹⁵ 「厦門攻略について」『部報』第26号（1938年5月）、「排日抗日の拠点壊滅」『帝国海軍』第24巻7号（1938年7月）、読売新聞社編輯局『支那事変実記』第10輯（非凡閣、1938年）、『中国方面海軍作戦〈2〉』（1975年）50-52頁。

¹⁶ 「厦門島を奇襲攻略」『支那事変画報』第18輯（東京朝日新聞社・大阪朝日新聞社、1938年6月）23頁。その中では、「残留籍民二千名は支那側の言語に絶する迫害を蒙り、私刑或は不法虐殺された者百名を越え、漢奸の罪名で監禁されたものの数だけでも五七五名の多きに上つてゐた」と書かれていた。

¹⁷ 「厦門慰問團大成功裡に帰る」『台湾愛国婦人新報』第109号（1938年10月）。

¹⁸ 「華僑楽土の厦門再現 英国の策動へ一睨み」『大阪毎日新聞』1938年6月28日。

¹⁹ 1939年だけ見ても以下のものが挙げられる。多田野佐七郎（大本営海軍報道部）「南支の楽島厦門を語る」『雄弁』第30巻2号（大日本雄弁会講談社）、「厦門市街と同島攻略の我が陸戦隊」『有終』第26巻2号（海軍有終会）、中満義親編『鉄血陸戦隊』（新潮社）、野崎圭介『支那事変戦跡行脚』（聚文館）、久我莊多郎『戦：戦線實話』（大衆文藝社）、陸軍省情報部・海軍省軍事普及部編『靖国の絵巻』（軍事思想普及会）、海軍省海軍軍事普及部「厦門攻略戦の回顧」『週報』第134号（内閣情報局）、武富邦茂『厦門攻略一周年ヲ迎へ

さらに、台湾と厦門との貿易の拡大が予想されていた²⁰。厦門を第2の香港とする論調さえ出てきた。すなわち、「香港以上の南支第一の貿易港大夏門となり得るは強ち痴人の夢でもあるまい」などの言説は、厦門への期待を象徴していた²¹。前出の井出季和太の発想はより積極的なものであった。「港湾の調査を実施し、大築港計画を樹立すると共に、台湾の港湾と打つて一丸とする仲継港を形成し、一面には鉄道其の他交通の発達に依る資源の開発に伴ひ、其の背域を福建省以外に、隣省たる浙江、江西及広東に拡充し、南洋移民の吞吐港とし、亦物資の集散地として我が国とのに於ける経済ブロック結成の先駆となり、従来香港が東亜市場に演じ来つた役割に取つて代るべきものである」と、井出は提起している²²。こうして台湾と厦門との一体化や相互依存、さらには、それを拠点として南洋開発への夢が唱えられるようになったのである。

(2) 台湾総督府の対応

日本軍の厦門攻略をめぐる台湾総督府の対応については、「専ら軍と協力して、完全なる軍官民一致体制下に興亜新生の厦門建設に一路邁進する事になり、土木、建築、電気、水道、自動車の技術者を先づ糾合して、五月二十七日、硝煙未だ漂ふ死島厦門に上陸」と解説されていた²³。技術者の派遣のほか、総督府は厦門側に物資を提供していた。当時、総督府殖産局水産試験場技手を務めた牧重昂の回想によれば、厦門占領後に、彼は試験船照南丸に米・野菜・魚等を積み見舞いに行き、現地で参謀の案内で海岸の上陸地点を見に行った。その後、6月から8月まで、軍の要望で、牧の指揮の下に台湾海峡の漁場調査を行った。牧によると、「漁場調査は形式的」であり、出港前海軍武官の福田中将より次の依頼があった。すなわち、「一、台湾海峡に面した支那大陸に砲台があると思うが軍艦が通過しても撃つて来ない。小型船なら発砲するかも知れないので、出来るだけ沿岸に近寄ってスピ

テ』(海軍軍事普及部)、宮居康太郎編『支那事変従軍記蒐録』第2編(興亜協会)、海軍省海軍軍事普及部編『輝く忠誠：支那事変報国美談』第8輯(海軍協会)、朝日新聞社編『海軍作戦：聖戦二周年の回顧』(同社)、宮田義一「壮烈 厦門の攻略」『わが海軍はいかに戦ふか』(興亜日本社)等。

²⁰ 例えば、その頃日本より台湾に帰省した李清桂は、厦門と台湾との取引が昔通りに復活されたならば、台南の安平港も「密輸入港と云ふ醜い姿を浄められる日も来るのではあるまいか」と書いていた(「戦時下の台湾点描」『文芸春秋』第16巻10号、1938年6月)。

²¹ 「厦門をして第二の香港とするには」『台湾実業界』第10年9号(1938年9月)、「第二の香港たる厦門」『台湾実業界』第11年1号(1939年1月)。日本国内にも、厦門について同様の未来を描いている人がいた(橋本雅良「厦門自由都市の建設」『財政経済時報』第25巻8号、1938年8月)。

²² 井出季和太「厦門の今昔と時局後の使命」(中越栄二編『厦門・広東・海南島』南方文化経済研究会、1939年)33頁。

²³ 南支那研究所編纂『南支那年鑑』(台湾実業界社、1939年)259頁。

ードを落として航海してくれないか。二、海軍が海上封鎖をしているが、未だ品物が大陸に入り効果が少い、海賊船は日本海軍の指揮下にあるので心配ないと思うがジャンク船が航海していたら停船して調べてくれないか」という記述から、物資運搬だけでなく、漁場調査と砲台の調査まで行っていたことがわかる²⁴。

このように海軍側の要請により、台湾から各分野の人々（通訳も含め）が廈門に相次いで派遣されたことは、『台湾日日新報』をはじめ台湾を代表する各新聞が積極的に報じるところであった。総督府から派遣された者との連絡のため、海軍は元福州武官湊慶讓を廈門に駐在させることにした。湊は1938年9月から翌年4月まで廈門在勤武官を務めていた²⁵。

海軍による廈門攻略の直後、同地に滞在した総督府事務官塩見俊二（戦後参議院議員等を歴任）は、「海軍司令官の指揮の下に廈門治安維持会、後に廈門市政府の財政、金融、税制に関するアドバイザーとしての任務を持つて」仕事をしていたと回想している²⁶。また、廈門通信隊長を担当した青木茂（戦後豊橋市長等を歴任）は、「僅か二か月でしたが野口技師以下が立派に無線電信局を建設してくれて、海軍に喜ばれました」と回想している²⁷。さらに、海軍の委嘱で廈門の「敵産」事務処理のために派遣された総督府内務局地理課勤務の久保敏行と宮森一男は、7月から8月にかけて滞在して、「敵産」とされた土地の面積を測りその価値を評定した上で、調査報告を廈門特務機関に提出した²⁸。以上から、占領地廈門の軍事関連施設の調査やインフラ整備において、総督府は各部局の人員を動員して、軍の要請に答えていたことがわかる。

廈門攻略の直後より、総督府は海軍省・外務省とともに廈門の将来を構想していた。6月には、軍、総領事および総督府の間の協議を経て廈門復興委員会が組織された。総督府側の委員として、木原円次（官房調査課長）・西村高兄（地方課長）・山岸金三郎（金融課長）・細井英夫（警務課長）の4名が任命された²⁹。総督府は最初から海軍の意思の下に行動していたと言えるが、「南支方面進出者養成講習会」の開催、「台湾総督府臨時南支調査

²⁴ 「廈門沖漁場調査概況」『台湾水産雑誌』第284号（1938年11月）、牧重昂『吉良に生まれて七十五年』（日本農林水産社、1983年）31 - 32頁、同『思い出』（日本農林水産社、1983年）39頁。戦後、牧は株式会社極洋の社長、大日本水産会副会長等を歴任した。なお、当時の海軍による航行遮断については、山崎重暉（海軍大佐）「南支の航行遮断と廈門の情況」『海之日本』第162号（1938年11月）を参照。

²⁵ 二間瀬国郎ほか編『海軍少将湊慶讓回顧録』（海軍少将湊慶讓回顧録刊行会、1983年）101頁。

²⁶ 塩見俊二『外から日本を見る』（塩見財政経済研究所、1955年）4頁。

²⁷ 青木茂『私の視覚』（豊橋文化協会、1991年）37頁。廈門に出張した技術者の回想は、中野操編『台湾総督府交通局通信部職員野戦従軍史』（台湾通信協会本部事務局、1984年）に収録されている。

²⁸ 「協力状況史料調査ニ関スル件」台湾総督府档案第11521冊40件。

²⁹ 近藤正巳『総力戦と台湾』（刀水書房、1996年）115 - 116頁。

局」の設置から見れば、厦門占領を契機にして、総督府自身も対岸進出を積極的に目指していたと言えよう。

1938年6月、総督府は「南支方面進出者養成講習会」開催を公告して、希望者の資格を「小公学校高等科卒業程度以上ノ学力ヲ有スル男子ニシテ国語（日本語―筆者注）ニ熟達セル者」「年齢十八歳以上ニシテ思想堅実身体強健ナル者」に限定した。申込者は400人に達したが、80人しか入会が許可されなかった。文教局の計画では、台北高等商業学校で夜間を利用して、3ヶ月間で修身公民科、中国語（北京官話・福州話・厦門話・汕頭話・広東話）、南支一般事情、南支経済事情等を学び、とりわけ中国語に割り当てられる時間は全体（216時間）の7割弱を占めていた。こうした講習会は1938年度から1940年度にかけて年3回行われていた³⁰。台北帝国大学や台北高等商業学校の教授らが講師を担当して、「軍方面も非常に力を入れ」ていると伝えられていた³¹。

8月には、「台湾総督府臨時南支調査局」の事務が開始された。厦門総領事内田五郎の外務省への報告によると、「台湾側ノ南支ニ対スル行動及施設ハ総テ本調査局ノ審議ニ上程セラルルモノト認メラル」とした³²。同局には、設立当初から1941年1月にかけて約80人が任命された。前述の厦門復興委員会委員からも調査局附を命じられた者もいる³³。総督府は厦門へ進出する人的資源を用意していたのである。

このように台湾から厦門に渡った日本人官吏は、同地の事務に携わっていた者の一部であり、その多くは厦門に戻ってきた中国人や、一時引き揚げたものの台湾から戻ってきた台湾人であった。台湾人なら言葉が通じるし、人脈も持っているのも、日本の厦門占領後の商機に期待したのである³⁴。もともと、台湾人にとって機会に富んだように見えた厦門は、同時にリスクが大きい場所でもあった。まず、台湾人は自由に中国に渡航できるわけ

³⁰ 『府報』1938年6月11日・7月1日。講習会に関する新聞記事はこの2ヶ月の『台湾日日新報』で多く見られた。1940年度の募集は年齢を20歳以上とした。中国語の時間が全体の8割弱に増えるようになった。講師らの任命については、台湾総督府档案第10098冊40件、第10099冊78件、第10101冊1件、第10105冊65件、第10107冊19件、第10108冊39件、第10259冊5・86件を参照。

³¹ 「目覚しい大陸進出」『台湾日日新報』1939年12月13日。台北高商教授佐藤佐は講師を終始務めていた。佐藤は、1919年に京都帝大独法科を卒業、1921年に台北高商教授となった（『台湾紳士名鑑』新高新報社、1937年、257頁）。ご息女の清子によると、佐藤は1941年に退官後、大政翼賛会に関わっていた。戦後、公職追放を経て仙台で弁護士をしていた（2013年6月、私学会館におけるインタビュー）。

³² 「台湾総督府臨時南支調査局設置ノ件 昭和13年9月」JACAR：B05016159800、参考資料関係雑件 第6巻(H-7-2-0-4_006)（外務省外交史料館）。

³³ 「南支調査局」の構成員の詳細は、台湾総督府档案第10094冊～10099冊、第10101冊～10102冊、第10109冊、第10258冊～10259冊、第10261冊～10264冊、第10267冊～10268冊を参照。

³⁴ 林満紅「『大中華経済圏』概念の一考察―日本統治時代の台湾商人の活動―」（飯島渉編『華僑・華人史研究の現在』汲古書院、1999年）。

ではなく、台湾人は総督府の許可を持たないと厦門に行けず、厦門に行ったとしても、不都合な行為などが認められれば、退去を命令されることもあった³⁵。終戦までの統計データは、約8,000人以上の台湾籍民が厦門に居住し、台湾籍民のコミュニティが形成されていたことを示している³⁶。このうち女性が半数近くを占め、「内台人婦人有志」数百人からなる婦人会も結成されていた³⁷。

第2節 興亜院厦門連絡部と台湾総督府

(1) 興亜院厦門連絡部の設置

日中戦争後、日本の対中政策が調整される中、のちの興亜院となる「対支中央機関」をめぐる議論は、日本政府内部だけでなく、新聞等においても盛んに議論されていた。こうした日本国内の動きに連動し、台湾でも「対支中央機関」に対する期待が高まっていた。台湾総督府の意向を伝える『台湾日日新報』社説を通じて、総督府の立場を見てみよう。

1938年6月2日、「対支中央機関と台湾の立場」では、「中央に拓務省もあるにはあるが、緊密と敏速とを最も必要とするその性質に鑑みる時は、外地機関をして直接それに参画せしむる方が有効適切であらうと考へられる」「内外地一体の力を遺憾なく發揮しなくてはならぬ」と、外地である台湾の関与が必要不可欠であることを強く主張していた。9月4日、「声のみの対支中央機関」では、それまで対中機関はいくつかの案が提言されたにもかかわらず、「尚陣痛の悩みを続けてみて容易に呱呱の声を聞くに至らない」として、速やかに結論を出すように望んでいた。10月4日、「新東洋建設の中樞的使命」では、「近衛内閣自体の存立の意義も、一にかかつて本機関の実績の如何に在ると言つても過当ではあるまい」と評していた。これらの論説からは、台湾としては「対支中央機関」設置の動きを注目しながら、台湾の持つ重要性を前面に説いていたことが読み取れる。

1938年10月、総督府総務長官森岡二郎は内閣に「対支院設置ニ関スル件」「対支院等ノ構成並ニ支局設置ニ関スル意見」を提出した。そこでは、「論者或ハ之ヲ台湾以外ノ地ニ設置スルモ台湾総督府ヨリ所要ノ人員ヲ参加セシメ聯絡ヲ保持セシムレバ足ルト謂ハンモ南

³⁵ 厦門を視察した山田忍三（白木屋社長）は次のように記している。すなわち、海軍の某〇〇官にお会いして、「一番困つて居られる事は何ですか」と尋ねたら、「台湾人である、もう既に数百人の退去を命じた」という（山田忍三『経済の南進を熱望す』白木屋、1941年、9頁）。

³⁶ 前掲鍾淑敏「日治時期台湾人在厦門的活動及其相關問題（1895—1938）」413頁。

³⁷ 『厦門日本婦人会会員名簿』（昭和18年1月現在、東京都立中央図書館所蔵）。657人が参加したこの婦人会は、総領事夫人赤堀梅子が会長に推戴された。

支ニ対スル政治、経済及文化等各般ニ渉ル総合的諸経綸ガ台湾官民ト遊離シテ単ナル事務的聯絡ノミヲ以テ克ク其ノ効果ヲ齎シ得ベキヤ又既ニ中央機関トシテ対支院ノ設置ヲ見ルニ至ラバ対支政策ハ固ヨリ一元的ニ統一セラルベク台湾総督府ガ対支院南支支局ト聯繫協カスルコトハ右方針ニ何等矛盾スルモノニ非ズト信ズ」と訴えていた。総督府は「対支院南支支局」が台湾以外の地に設置され、台湾が単なる連絡部局になることを警戒し、台湾の重要性を強調していたのである³⁸。

1938年12月、興亜院が対中政策の中央機関として内閣に設置された³⁹。閣議決定した「興亜院ト関係各庁トノ間ノ事務分界」では、興亜院と台湾総督府の関係については、次のような配慮がなされていた。すなわち、「南支那ニ対スル事務ニシテ台湾統治ニ関シ必要ナル事項及台湾ノ地位ヲ活用シ施設経営スルヲ適当トスル事項（殊ニ福建省ニ於テ従来台湾総督府ノ施設セル事項）ハ当分ノ間台湾総督府ニ於テ従前通之ヲ行フモノトス」「但シ将来右ノ地域ニ興亜院現地機関ノ設ケラルル場合ニハ台湾総督府職員トノ間ニ相互兼任等ノ方法ヲ講ジ両機関ノ対立ヲ避クルヲ適当ト認ム」とした⁴⁰。台湾への配慮とともに、新たに設置される機関と台湾との摩擦回避が必要であることを説いていた。

興亜院設置後に、現地機関としての各連絡部の設置も開始された。1939年2月に行われた陸軍・海軍の申合せでは、各連絡部の編制および機能は現状に即して逐次改編する方針であること、「連絡部長官以外ノ連絡部職員タル武官ハ軍司令部又ハ艦隊司令部附」とすることが明記された⁴¹。同年4月、華北（北京）・華中（上海）・華南（厦門）・蒙疆（張家口）に連絡部が設けられることになった⁴²。

興亜院厦門連絡部は官制定員が47人とされ、規模は前述の4つの連絡部の中で最小であった。連絡部長官の下に書記官1人・調査官4人・事務官6人・技師5人・通訳官1人・理事官1人・属21人・技手6人・通訳生1人を置くとしている⁴³。厦門連絡部には政務部

³⁸ 「興亜院設置ニ関スル内務次官並ニ台湾総督府総務長官ノ意見書」JACAR：A04018488900、公文雑纂・昭和13年・第26巻・内務省・内務省、大蔵省・大蔵省、陸軍省1・陸軍省1(国立公文書館)。「興亜院関係事務1」JACAR：B02030685400、対支中央機関設置問題一件(興亜院)(A-1-1-0-31)(外務省外交史料館)。

³⁹ 興亜院を扱った主な成果として、以下を挙げることができる。馬場明「興亜院設置問題」(『日中関係と外政機構の研究—大正・昭和期—』原書房、1983年)、本庄比佐子・内山雅生・久保亨編『興亜院と戦時中国調査』(岩波書店、2002年)、加藤陽子「興亜院設置問題の再検討—その予備的考察—」(服部龍二・土田哲夫・後藤春美編『戦間期の東アジア国際政治』中央大学出版部、2007年)、同「日中戦争と興亜院の歴史的位罫」(久保亨・波多野澄雄・西村成雄編『戦時期中国の経済発展と社会変容』慶應義塾大学出版会、2014年)。

⁴⁰ 「重要決定事項(其ノ2)2」JACAR：B02030546300、支那事変関係一件 第17巻(A-1-1-0-30_017)(外務省外交史料館)。

⁴¹ 注40に同じ。

⁴² 樋貝詮三「興亜院とは何か」『自治研究』第15巻1号(1939年1月)70頁。

⁴³ 「連絡部職員ニ関スル調(昭和14年7月1日現在)」(公益財団法人東洋文庫所蔵)。「重要決定事項(其ノ2)3」JACAR：B02030546400、支那事変関係一件 第17巻(A-1-1-0-

と経済部が設けられた。政務部は「政策ノ樹立、各庁事務ノ統一、各部事務ノ連絡調整、情報ノ蒐集及宣傳、調査、会議」「機密、人事、庶務、会計、交通、通信、其ノ他各班ニ属セサル事務」「政治的協力ノ実施、司法事務ノ協力実施、顧問及補佐官」「文化的協力ノ実施、民生、思想教育宗教学術、文化社会事業、保健衛生」を、経済部は「経済産業的協力ノ実施、経済開発、各種事業及会社、拓殖事業」「金融財政、幣制及税務、貿易」「技術」等の事務を管掌する、とした⁴⁴。

総督府は「対支院南支支局」を台湾に設置することを期待していたが、これは遂に実現しなかったのである。その原因は、海軍が興亜院連絡部設置を支持したことであつたと考えられる⁴⁵。総督府は失望していたかもしれないが、3月23日、『台湾日日新報』の社説「興亜院厦門連絡部への期待」では、より南方へ向うことを望むのみならず、台湾としては「その事業の達成に応援を送る事に吝かでない」と論じていた。さらに、4月2日に「対支文化事業機構の整備」では、「過去に於ける台湾の対南支文化事業は聊か消極的な憾みなきにしもあらずで今後に於ては興亜の大目的に即応する恒久的な対南支文化行政機関の確立整備が切に要望せられる」と、これまでの消極的姿勢を反省しながら、総督府が従前同様台湾の戦局への貢献が可能であること、その重要性を一貫してアピールしていた。

(2) 厦門連絡部人事に対する総督府の協力

ここで新たに設置された興亜院厦門連絡部の陣容を明らかにして、同連絡部の人事構成からどのような特徴が見い出せるか、さらに、台湾総督府はかかる人事面でどのように協力していたのかを考察したい。

表1が示すように、興亜院厦門連絡部の要職は海軍軍人により占められた。連絡部長官は水戸春造（1939年3月～翌年7月）・太田泰治（1940年7月～翌年5月）・福田良三（1941年5月～翌年8月）・原田清一（1942年8～11月）が就任したが、彼等のことごとくは海軍出身である⁴⁶。

30_017) (外務省外交史料館)。

⁴⁴ 「重要決定事項（其ノ2）4」 JACAR : B02030546500、支那事変関係一件 第17巻(A-1-1-0-30_017) (外務省外交史料館)。

⁴⁵ 海軍の意向は厦門総領事内田五郎の電報にも反映された。すなわち、「当地ニ興亜院聯絡部設置ハ海軍ノ要望トシテ大体一致シ居ル趣ナルモ（当地海軍特務部ハ寧ロ現状維持ノ海軍一本ヲ望ミ居ル模様）」とした（「興亜院関係事務1」 JACAR : B02030685400、対支中央機関設置問題一件（興亜院）(A-1-1-0-31) (外務省外交史料館)）。

⁴⁶ 秦郁彦編『日本陸海軍総合事典』（東京大学出版会、2005年）489頁。

表1 興亜院厦門連絡部の人事

	長官	書記官	調査官	事務官	技師	通訳官 理事官
1939年 7月	水戸春造 (少将)	藤村寛太	原忠一 (大佐) 前田広吉 (中 佐) 大橋恭三 (中 佐) 小笠原正	喜多長雄 鈴樹忠信 森田民夫 篠川正次	磯田謙雄 田村政太 郎 砥上次雄 諏訪光一	大澤重英 東忠二郎
1940年 2月	水戸春造 (中将)	藤村寛太	中堂観恵 (大 佐) 前田広吉 (中 佐) 大橋恭三 (中 佐) 小笠原正	山口巖 鈴樹忠信 森田民夫 篠川正次	磯田謙雄 田村政太 郎 砥上次雄 諏訪光一	大澤重英 東忠二郎
1940年 8月	太田泰治 (少将)	藤村寛太	中堂観恵 (大 佐) 前田広吉 (中 佐) 大橋恭三 (中 佐)	山口巖 鈴樹忠信 森田民夫 篠川正次	磯田謙雄 田村政太 郎 砥上次雄 諏訪光一	大澤重英 東忠二郎
1941年 8月	福田良三 (少将)	江藤昌之	庄司芳吉 (大 佐) 鈴樹忠信 丸尾美義 江川憲治 (中 佐) 東忠二郎	大田修吉 (兼) 篠川正次 酒井正従	磯田謙雄 田村政太 郎 砥上次雄 諏訪光一	大澤重英 岡本今朝 明
1942年 7月	福田良三 (中将)	江藤昌之 阪田純雄	辻正保 (大佐) 鈴樹忠信 丸尾美義 数山英一 東忠二郎 鈴木敏三郎	大田修吉 (兼) 酒井正従 清野真	田村政太 郎 青柳晴一 諏訪光一 佐藤秀吉	大澤重英 岡本今朝 明

説明：

- ①『職員録』(内閣印刷局、1939年10月～1942年9月)より作成。年月は『職員録』の調査時点による。原田清一の時代は『職員録』に載っていない。
- ②属・技手・嘱託・雇は、煩雑を避けるため、これを省略する。
- ③括弧内は海軍の階級を示す。
- ④副領事牟田哲二の名前も連絡部事務官として『職員録』に載せられたが、1941年8月現在の『職員録』によれば、この事務官のポストは海軍少佐小柴直貞が担当することになった。

興亜院厦門連絡部長官として、「予備役の杉坂悌二郎中将の起用説や、原海軍特務部長の長官心得説が考慮されてゐる」といわれたが、これらをくつがえし水戸が長官となったのは「一般には意外とされた」⁴⁷。水戸に初代の白羽の矢が当たったのは、水戸がかつて澎湖馬公要港部司令官を務めた経歴を持つことから、台湾との関係を重視した人事とも考えられた⁴⁸。海軍は水戸を連絡部長官に据え、彼を助けるために海軍特務部長原忠一を調査官に任命したのである⁴⁹。水戸は厦門について、「将来香港を凌駕する発展性を備へてゐる」「香港なんて粟粒の如く消える可能性がある」と考えていた⁵⁰。海軍が厦門を発展させることにより、香港を拠点とする英国の勢力の排除を目指していたことがわかる。

当時中国側の入手した情報によると、興亜院厦門連絡部の人事について、日本における陸軍・海軍の内紛、或いは海軍と総督府の確執に重点を置いた分析が行われていた⁵¹。この情報の信憑性は定かではないが、中国側が水面下で日本そして台湾のかかる動向を注視していたことは興味深い。

戦時下の厦門では、海軍の根拠地隊が設置されていた。まず、第3根拠地隊が設置され、宮田義一が司令官を務めていた（1938年11月～翌年11月）。その後、厦門方面特別根拠地隊が新たに設置され、牧田覚三郎・大野一郎・畠山耕一郎・原田清一が司令官を務めていた⁵²。原田清一は4代目の興亜院厦門連絡部長官として数ヶ月間しか在任していなかったが、その後、厦門方面特別根拠地隊司令官を担当して、日本の敗戦まで厦門の最高責任者であった⁵³。根拠地隊は海軍の作戦に当たっていたほかに、厦門の地方統治にも関わっていた⁵⁴。興亜院厦門連絡部の海軍出身者は、厦門方面特別根拠地隊とともに厦門の占領地経

⁴⁷ 中山貞一「その後興亜院は何をしてゐるか」『旬刊時事特輯』第22号（1939年5月）63 - 64頁。

⁴⁸ 「大使命を担ふ 厦門連絡部開設」「全く白紙で赴任」『台湾日日新報』1939年3月11・14日。

⁴⁹ 緒方昇「興亜院連絡部と四長官」『改造』第21巻4号（1939年4月）296頁。

⁵⁰ 飯塚知信『南支皇軍慰問行』（著者発行、1941年）34頁。飯塚は1940年5月に「皇軍慰問貴族院議員團南支班」の一員として、蜂須賀正氏（侯爵）とともに視察を行った。

⁵¹ 「厦門日方首要人物」『申報』1939年9月12日。陳質文編『華南淪陥区真況特輯』（求实出版社、1939年）99、117 - 118頁。本書は厦門攻略を最初に使嗾したのは台湾の林熊祥（福州台湾公会会長）であった、とする。林氏による『台湾を中心としたる福建との新提携』（1937年10月）を根拠とした可能性が高い。

⁵² 前掲『日本陸海軍総合事典』478 - 479頁。

⁵³ 外山操編『陸海軍将官人事総覧（海軍篇）』（芙蓉書房、1981年）159頁。1948年7月、国防部戦犯軍事法廷は原田に対し、有期刑10年の判決を宣告した。「在職中部下中国人殺害の罪に問われ」たのである（「原田中将に有期刑十年」『時事新報』1948年7月6日、国立国会図書館所蔵のプランゲ文庫）。1972年に逝去した。1984年に、厦門会有志は岩手県一関市の瑞川寺に、原田を偲ぶ碑を建立した。

⁵⁴ 例えば、後年セレベス島メナドへの海軍落下傘部隊長として知られる堀内豊秋は、1939年から翌年にかけての数ヶ月間陸戦隊司令として厦門にいた。堀内は現地語を熱心に勉強し、地方の民衆に慕われていたという（『堀内豊秋追想録』堀内豊秋追想録刊行会、1988

営を進めていたのである。例えば、根拠地隊の宮田義一司令官は、「此処の興亜院連絡部長官水戸少将と私とは同期生で三十有余年も相識の間柄ある。万事好都合だ」と発言していた⁵⁵。また、1940年3月から翌年10月まで根拠地隊参謀兼副官であった淵脇正熊によると、興亜院厦門連絡部長官として太田、次いで福田が在任され、第2遣支艦隊長官新見政一と旗艦足柄艦長中沢佑を中心にして、「なごやかな海軍の会同がしばしば行われ、「治安警備等万全で厦門はまことに南支の樂園でした」とする⁵⁶。このように、厦門が日本海軍の統制下に入り、占領地経営がなされていたと同時に、海軍作戦の拠点としても位置づけられたことがわかる。

次に、興亜院厦門連絡部に対する総督府の人事上の支援を見ておこう。興亜院設置の直後、台湾の一部の世論では、台湾の官界から興亜院入りした者が一、二に過ぎず、「台湾的人材を要求されて居らない」との不満が上がった⁵⁷。しかし、日本国内の興亜院本体に人員を出すことは、そもそも総督府の目標ではなかった。東京の興亜院に入っていた総督府事務官小澤太郎（戦後山口県知事等を歴任）⁵⁸、興亜院華中連絡部に入っていた新竹州教育課長福澤清⁵⁹、台中州教育課長曾我與三郎⁶⁰の事例は、興亜院の人材募集に、総督府が応じ官僚を送り込んでいたことがわかる。

年、53 - 54、214 - 218 頁)。

⁵⁵ 北條為之助『戦跡走破四万軒』（大成通信社、1939年）115頁。

⁵⁶ 『追想 海軍中将中沢佑』（追想海軍中将中沢佑刊行会、1978年）142頁。中沢佑によると、第2遣支艦隊の編制は、第15戦隊旗艦足柄・八丈・海南島根拠地隊・広東根拠地隊・厦門根拠地隊・附属部隊からなり、長江以南の沿岸封鎖を担当して援蒋物資の流入阻止を主任務とし、「直接、海上封鎖行動をとると共に数次にわたり沿岸要地に、単独または陸軍部隊と協同して揚陸作戦、或は、仏印、泰方面に威容顕示作戦を実施した」とする（『海軍中将中沢 佑』中沢佑刊行会、1979年、58 - 59頁）。

⁵⁷ 「皇国輔翼の一念を以つて南進政策に順応せよ」『台湾自治評論』第4巻3号（1939年3月）。

⁵⁸ 小澤は1939年1月に興亜院に転じたが、1940年6月には総督府事務官に再任されている（「小澤太郎任興亜院事務官、叙高等官五等」「小澤太郎事務格別勲励ニ付三百円ヲ給ス」台湾総督府档案第10096冊9・10件、「小澤太郎任台湾総督府事務官、五等、総督官房企画部勤務」第10105冊78件）。小澤の興亜院文化部での仕事、総督府に戻った経緯、そして戦後台湾からの引揚については、小澤太郎『風雪 記憶による回想』（小澤克介発行、2011年）を参照。因みに、戦争末期、日本国内の書籍や雑誌が殆んど台湾に入らなかった中、内地の一流雑誌のエッセンスをまとめて、毎月台北で雑誌を発行することになったのは、小澤が音頭をとり、その編集者は総督府警務局の山本浅太郎（戦後厚生省援護局長等を歴任）であったと、当時の部下は回想している（村松忠一「台湾総督府の三羽鳥」『山本浅太郎さん』山本浅太郎氏追悼録刊行会、1971年）。

⁵⁹ 福澤は1939年5月に興亜院に転じた（「福澤清任興亜院事務官、五等七級」台湾総督府档案第10097冊103件）。

⁶⁰ 福澤は1941年6月に総督府情報部事務官に転じてきた。その後任者について、興亜院が「何分ノ御配慮ヲ得度五、六等程度ノ人柄円満ナルモノ」の推薦を総督府に依頼したところ、曾我の転出に決まった（前掲「福澤清任興亜院事務官、五等七級」、「福澤清賞与」第10099冊17件、「曾我與三郎任興亜院事務官」第10113冊54件）。

表2 興亜院厦門連絡部における台湾系統の人事

発令年月	名前	異動前 (総督府)	異動後 (興亜院)	備考
1939年3月	藤村寛太	事務官	書記官	1941年5月、台北市長
	鈴樹忠信	地方理事官	事務官	1942年8月、府事務官
	森田民夫	事務官	事務官	1940年11月、府事務官
	横山長治	師範学校訓導	院属	
	大鶴茂男	府属	院属	
	山口九州男	花蓮港庁属	院属	
	吉城文夫	外務部雇	院属	
	源川安次郎	秘書官室嘱託	院属	
1939年4月	大野富和嘉	府属	興亜院へ出向	
	小笠原正	理事官	調査官	
	田村政太郎	州港務医官	技師	
	砥上次雄	地方技師	技師	1942年4月、府地方技師
	磯田謙雄	技師	技師	1942年4月、府技師
	則元庸一	工業研究所属	院属	
1939年5月	堀田繁勝	法院判官	事務嘱託	同年10月、解嘱
1939年10月	小幡勇二郎	法院検察官	事務嘱託	1940年11月、解嘱
1939年12月	小林義雄	技師	事務嘱託	
1939年7月	佐々木亀雄	台湾社会教育主事	嘱託	1942年3月、解嘱
1940年8月	大田修吉	事務官	事務官 (兼)	1942年10月、免兼任
	片寄軍児	理事官	事務嘱託	
	田口虎蔵	府属	事務嘱託	
1940年11月	酒井正従	事務官	事務官	
1940年12月	丸尾美義	法院判官	調査官	
1941年6月	江藤昌之	事務官	書記官	同年8月、府事務官 (兼)
1941年10月	高岡継次	法院書記	興亜院属	
1941年12月	数山英一	地方理事官	調査官	
1942年4月	青柳晴一	技師	技師	
1942年8月	本多嘉郎	地方理事官	調査官	

説明：台湾総督府档案・『府報』・『官報』等により作成。

表2は総督府から興亜院厦門連絡部に転任した官・職員の概況である。彼等は一定の期間を過ぎると総督府に戻っていることから、連絡部での任務が一時的であったことがわかる。表2における興亜院厦門連絡部の台湾系統の人事は、現存する資料に基づいて整理作成したものである。これ以外にも、総督府を辞職して興亜院厦門連絡部に就職した例や、「囑託」として同連絡部に勤務していた例もあったので、当時、台湾から厦門への転任・転出は一種の風潮となっていたことを窺わせている⁶¹。

第3節 厦門特別市政府に対する総督府の協力・親善工作

(1) 厦門特別市政府の成立

1938年6月、厦門の治安確保などのために、厦門特別市政府の前身となる厦門治安維持会が誕生した。同会は、「東洋平和の理想郷を建設せんとする我海軍の趣旨に共鳴呼応し」て発足したものであること、さらに、福建人が福建を取戻した点に意義があったことなど、と伝えられていた。すなわち、「従来の福建は浙江閩に蹂躪されて居たが今度の治安維持会は皆福建の長老有力者を網羅し長年閩人治閩（福建人が福建を治める意—筆者注）を渴望して居る理想を今日漸く実現した事は従来に見られない特徴である」としていた⁶²。また、「熱血親日家」の張鳴が同会の「産婆役」を務めたと伝えられていた。彼は新聞の会見で、「その抱負を流暢な日本語」で語りながら、「差当つての復興は何としても一衣帯水の台湾の力に俟たねばなりません」と語っていた⁶³。また、同会は、元厦門市主席検察官であ

⁶¹ 総督府を辞職して、興亜院厦門連絡部に就職した例として、総督府医局書記大島旭・総督官房人事課雇三浦達夫・府属東山光雄・総督府師範学校訓導林江郁がいた（台湾総督府档案第10261・10264冊）。『厦門職員録』にみる台湾産業技師佐藤秀吉らの名前、或いは「囑託」として連絡部に勤務した台湾日日新報記者上田商人、「南支南洋通」と目された竹藤峰治らの名前も見い出すことができる。また、総督府を辞職して厦門に就職した例として、陳鶴雄（総督府営林所から南支派遣軍司令部）、吉井秀男（総督府外務部から厦門総領事館）、平山勲（総督官房企画部から厦門総領事館）等が挙げられる（台湾総督府档案第10261冊、第10262冊）。

⁶² 「歴史的発会式」「閩人治閩の理想を漸く今日こそ実現」『台湾日日新報』1938年6月21日。

⁶³ 「厦門の復興は台湾の力に俟つ」『台湾日日新報』1938年6月22日。この記事によれば、年齢まだ30代の張は福建出身で、国民政府に反対していたため、日本に亡命していた経験を持っていた。彼の夫人は国民政府某要人（居正—筆者注）の娘で、2人は「張君の崇拜する頭山満翁を媒酌人として華燭の典を挙げ」たとする。なお、張は一時治安維持会長代理となっていたとの説もあった（狩野正夫『厦門と広東・南京と漢口』南洋協会、1938年、11頁）。

る洪月楷（景皓）を代理会長とし、その事務が始められた⁶⁴。これらの事実から、戦時下における廈門市の運営は、中国の他の地域と同じく、中国人の日本への協力を必要としていたことは変わらなかった⁶⁵。洪は日本の要求に応じて担ぎ出されたが、「病気の為永らく缺勤」し、洪に代わって李思賢が会長に就任することとなった⁶⁶。李は日中戦争前まで、15年間も廈門の弁護士会長を務めていて、相当の影響力を持っていた人物であった⁶⁷。

さらに、治安維持会の性格に関しては、1939年に雑誌『経済市場』の副社長畠中泰治が、廈門視察を行った際に記した紀行文の中に興味深い一節を見出すことができる。ここでは、特務機関部長・原忠一大佐が治安維持会の事実上の総指揮役を務めていること、維持会の財政が「今の処全く赤字で帝国の援助なしには存続出来ない」ということが語られていた。また、畠中の大陸工作についての質問に対し、原は「吾々は影の人間だからな、アハハハ」と返事したことからも、海軍が水面下で維持会を援助、指導していたことを窺わせていた⁶⁸。

このように治安維持会は成立したが、それは過渡期の組織にすぎなかった。翌年、廈門連絡部は、「治安維持会ノ指導ハ共存共栄ノ目途ヲ以テ実施セルニ概ネ予期ノ成果ヲ収メ且ツ其ノ行政機能ヲ發揮シ得ルニ至リタル」として、新たに市政府を立てることとなった⁶⁹。市政府の成立に先立ち、組織委員会が設けられた。李思賢以下の中国人はこの会に入っていたが、顧問として加わった日本人は前述の原忠一大佐・喜多長雄事務官・小笠原正調査官・堀田繁勝判官・佐野厚警察顧問である⁷⁰。

1939年6月、興亜院会議決定の「廈門特別市ニ関スル日支間協定事項」は次のように記していた。すなわち、「一、市長ノ就任又ハ辞任ニ付テハ其ノ都度予メ在廈門日本国官憲ニ協議スルコト」「二、日本国臣民タル市参議ハ定員ノ半数ヲ限度トシ在廈門日本国官憲ノ推薦ニ依リ任命スルコト」「三、顧問ハ在廈門日本国官憲ノ推薦ニ依リ日本国臣民ヲ招聘スル

⁶⁴ 「廈門治維会の構成」『台湾日日新報』1938年6月22日。

⁶⁵ 一説によると、台湾の廈門進出に奔走していた澤重信は、香港に移った洪曉春の説得に乗り出したが、洪に対する帰島への勧誘は失敗に終わった（趙家欣「廈門偽組織的の新旧権貴」『星燄』第9・10期、1939年4月、7-10頁）。

⁶⁶ 「廈門治維会会長に李思賢氏を推薦」『台湾日日新報』1939年3月15日。

⁶⁷ 東亜問題調査会編『最新支那要人傳』（朝日新聞社、1941年）206頁。戦後、李思賢市長は懲役15年の判決に処せられ、一時出獄できたが、中華人民共和国成立後に逮捕されて死刑を執行された（廈門市地方志編纂委員会『廈門市志』第5冊、方志出版社、2004年、3959頁）。

⁶⁸ 『経済市場』第10巻3号（1939年3月）80-91頁。因みに、逗子八郎（井上司朗）の「鼓浪嶼島見聞記」（『山征かば』中央公論社、1941年）でH大佐として登場した人物は原忠一である。

⁶⁹ 「廈門連絡部現状報告」JACAR：B02030557500、支那事変関係一件 第19巻(A-1-1-0-30_019)（外務省外交史料館）。

⁷⁰ 黄菊次郎編『更生廈門の想出』（全閩新日報社、1942年）39-40頁。

コト」「四、警察庁長及副庁長ハ日本国官憲ノ要求アル場合ハ日本国臣民ヲ任命スルコト」
「五、日本人警察官ヲ六十人以上任用スルコトトシ其ノ身分取扱ニ付テハ顧問ノ承認ヲ経ルコト」「六、厦門治安維持会ニ於テ発シタル法令及之ニ基ク行為及効果ハ厦門特別市之ヲ承継スルコト」「七、厦門治安維持会ニ属スル事務竝ニ財産（負債ヲ含ム）其ノ他ノ権利義務ハ厦門特別市之ヲ承継スルコト」とある。また、興亜院厦門連絡部長官と市長との間に、覚書（不公表）として、「一、主要ナル経済部事業ハ日支合弁組織トスルヲ原則トス」「二、市政上重要ナル事項ハ興亜院厦門連絡部長官ノ承認ヲ経ベキコト」「三、協定事項中在厦門日本国官憲トアルハ興亜院厦門連絡部長官ノコトトス」を交換している⁷¹。このように、興亜院厦門連絡部は治安維持会を発展的に解消して、厦門特別市を組織させ、市政の運営を内面指導することになったのである⁷²。

7月1日、厦門特別市成立記念式典が厦門公園内の広場で行われた⁷³。同式典に際し、各方面から祝意が寄せられた。陸軍省も「将来益々市ノ隆昌ヲ図リ以テ東亜新秩序ノ建設ニ協力セラレントヲ切望ス」との祝電を興亜院厦門連絡部長官経由で市長に送った⁷⁴。この記念事業のために寄付された金額は113,000円に上った。この資金の使い方としては、庶民救済・授産事業・学校教育の充実・記念植林事業・記念公園・市政府並に対華宣伝・其他社会事業が計画されていた⁷⁵。

ここで厦門市政府に対する内面指導の梗概を、1939年3月から調査官を務め、11月に第2遣支艦隊参謀長に転じた海軍の原忠一は、「市政府の収益は次第に増大し、市は繁栄し、市民の生活は向上し、日支共存共栄の一端は達成した様に思ふ。一般の銀行預金は一億五千万円に上り、利金の一部を以て飛行場を造らせた」と、その成果として語っている⁷⁶。

李市長の側近に台湾人が就任していたことも注目になる。1939年に李市長を訪問したジャーナリストの竹内清は次のような印象を記している。「一種の不安を抑へながら秘書官室へはいり名刺を出して待つてみると市長室のドアが開いた瞬間私はアツと驚きの声を上げた。私の予期した温容なる老市長で無いばかりか、既に台湾で知り合つてゐる張冠書君

⁷¹ 「重要決定事項（其ノ2）7」JACAR：B02030546800、支那事変関係一件 第17巻(A-1-1-0-30_017)（外務省外交史料館）。

⁷² 「興亜院連絡部 第5 厦門連絡部」JACAR：B02030703900、対支中央機関設置問題一件（興亜院）／興亜院功績概要書 第1巻(A-1-1-0-31_4_001)（外務省外交史料館）。厦門特別市政府の組織系統については、別所孝二『新厦門』（作者発行、1940年）4-8頁を参照。

⁷³ 市政府成立式典や祝賀会、市民のパレード、花火大会などについては、楊雅臣編『思明画報』厦門特別市市政府成立特輯号（思明画報社、1939年7月）を参照。『思明画報』は厦門で発行のグラフ誌であった。

⁷⁴ 「厦門特別市成立祝典に対する祝電の件」JACAR：C04121210600、昭和14年「陸支受大日記 第48号」（防衛省防衛研究所）。

⁷⁵ 前掲『更生厦門の想出』53-55頁。

⁷⁶ 財団法人水交会編『帝国海軍 提督達の遺稿』上（同会、2010年）306頁。

であつたからだ。さては張君こそ覆面の李市長であつたのか、と早合点し張君に市長閣下の礼を以つて接触したのであつたが正直なる我張市長は秘書である事を言明し偶然にして意外な再会を喜び合ひ予期せぬ旧交を温める機会を得た。そして正真正銘の李市長と会見、張君の通訳で老市長の労を心から犒ひ国民外交の実を挙げたのであつた」「更に予期せぬ専売処長の林済川君にも会つたが張、林両君共に昔馴染みであり今や興亜の要人として活躍してゐる事を知つて愉快を感じた。台湾居留民会を訪問して活動状況をきくように郭（発一筆者注）新民報支局長に勧められたが時間が無くて機会を失つた」と、竹内は厦門における台湾籍民の活躍ぶりについて言及していた⁷⁷。

さらに「厦門特別市各機関社団職員籍貫統計表」（1941年7月）により、厦門市政に携わつた人物のうち出身地が判明できる1,314人の中で、台湾籍民（373人）は28%を占めていることがわかるが⁷⁸、その中の一人の事例を紹介しておきたい。1893年に生れた林済川は、台湾総督府国語学校の卒業生で、明治大学商科専門部への留学経験もあり台湾人の知的エリートであつた。台湾の米穀移出商同業組合に勤めてから、1930年代に上海に赴いた林は、日本海軍との人脈を持っていたため、厦門が日本軍により占領されると、前述の海軍の湊慶讓中佐の指示により厦門に入った。そこには占領地経営で台湾人脈を駆使しようとする海軍の思惑が見える。林は公売局長として阿片などを扱い権力を握っていたが、戦後中国政府に逮捕され懲役12年の判決を下された。約3年間の獄中生活を送つた1948年頃、台湾の家族は大金を費やして台湾に帰らせたという⁷⁹。林の事例は彼の息子、すなわち戦後日本で台湾独立運動家・台湾史著述家として知られる史明（1918年生、早稲田大学卒）の回想により浮き彫りになってきた。

⁷⁷ 竹内清『事変と台湾人』（日滿新興文化協会、台湾新民報社、1940年）256 - 268頁。中西利八編『滿華職員録』（滿蒙資料協会、1941年）919頁によると、市長専任秘書は張修榮であつた。彼は竹内が言及した張冠書であろう。総督府の職員録によれば、張冠書は1920年代に台北州内務部地方課の雇であつた。その後、全閩新日報社の記者となり、1937年3月に福建省新聞記者団台湾視察團の案内役を担当したこともある（「支那新聞記者団台湾視察ニ関スル件」JACAR : B02031015100、外国新聞記者、通信員関係雑件／支那人ノ部(A-3-5-0-2_4)（外務省外交史料館））。因みに、台湾人は、違う政權下に別名を使つたり、本人或いは他人が個人履歴を作為的に書き換えたりしたことがあり、台湾近代史を研究する上において検証作業が必要なことについて、許雪姬「去奴化、趨祖国化下の書写—以戦後台湾人物伝為例」『師大台湾史学報』第4期（2011年9月）を参照のこと。

⁷⁸ 福建省档案馆、厦門市档案馆編『閩台關係档案資料』（鷺江出版社、1993年）395 - 398頁。彼等の生涯は不明な点が多く、今後の究明が待たれている。

⁷⁹ 第三戦区金厦漢奸案件処理委員会編『閩台漢奸罪行紀実』（出版社不明、1947年）8 - 9頁。史明口述史訪談小組『穿越紅潮』（行人文化実験室、2013年）26 - 32、98 - 101頁、同『横過山刀』13頁、史明『史明回憶録』（前衛出版社、2016年）112 - 114頁。

(2) 総督府からの協力と親善工作

次に、厦門に対する総督府の協力を、教育、警察、司法、文化・親善工作に焦点を絞り、その内実を明らかにしてみたい。

第1に、教育分野への協力に関しては、まず、日本語の普及は学校や講習会、ラジオ放送を通じて行われ中国人に日本語を学ばせていた⁸⁰。教育関連機関の充実も図られていた。台湾籍民の子弟の教育機関としての厦門旭瀛書院（1910年に設立）と、日本人の子弟の教育機関としての厦門日本尋常高等小学校（1917年に設立）は、日中戦争後一時休止されたが、1938年5月以降再開の運びとなり、従前同様総督府の援助を受けていた⁸¹。さらに、厦門日本商業学校が新設された。台湾籍民の子弟と中国人の子弟を入学させる商業学校設立の案は、厦門占領の直後の総督府事務官数山英一による調査報告に見られたが、それが具体化されたと言える⁸²。1942年に厦門総領事石川実が創立委員長となり、各方面と折衝した。その結果、同年5月に厦門日本商業学校が誕生した⁸³。

それ以外に、講師として台湾の教育者が厦門に派遣された事例⁸⁴、実習生として台湾の農林学校の学生が厦門市政府農業試験場に受け入れられた事例⁸⁵、或いは厦門の教師が台湾を視察した事例⁸⁶、「中華民國厦門教員講習会」の開催等がある。同講習会は1941年1月から3月にかけて台北第二師範学校で開かれた。「小学校教員ニ対シ東亜共栄ノ理念ニ依ル教育者トシテノ教育ヲ施サン」として、厦門特別市政府が興亜院厦門連絡部を通じて総督府に

⁸⁰ 「厦門日偽時期普設日語講習所実施奴化教育」『近代厦門教育档案資料』（厦門大学出版社、1997年）、遠藤織枝・黄慶法編『中国人学生の綴った戦時中日本語日記』（ひつじ書房、2007年）125頁。

⁸¹ 詳しくは『支那事変と旭瀛書院』（厦門旭瀛書院、1940年）、『厦門・コロンスの思い出』（厦門日本人小学校同窓会、2003年）を参照。

⁸² 数山英一「南支に於ける台湾総督府の文化施設」『南支南洋』第163号（1939年1月）、王学新『日拠時期籍民與南進史料彙編與研究』（国史館台湾文献館、2008年）196頁。

⁸³ 「在外日本人各学校関係雑件／在南支ノ部 4. 厦門日本商業学校（1）一般及雑」JACAR：B04012109500、在外日本人各学校関係雑件／在南支ノ部（I-1-5-0-2_6）（外務省外交史料館）、「日本商業学校厦門に新設開校」『台湾日日新報』1942年5月5日。ただし、戦争末期ということもあり、学生たちの進学は必ずしも順調ではなかった。例えば、郭玉麒によると、6歳の時に父親と台湾から厦門へ行き、1945年春に旭瀛書院を出て商業学校に入学したが、殆んどの時間は奉仕作業に費やされた。戦後、厦門市立中学を卒業して台湾に帰国した。

⁸⁴ 例えば、台北第一師範学校の佐藤源治は1942年に厦門に行き、「科目は心理学で、講習員は年齢もまちまちであったが、極めて熱心で張合いがあった」と回想している（佐藤『芝山巖の丘』誌趣会、1972年、34頁）。

⁸⁵ 例えば、陳再乞は厦門経験が契機で卒業後に厦門に、そして上海に赴いた。戦後台湾に戻り、柔道を普及させた功労者として知られる（『嘉農口述歴史（2）』中華嘉義大学校友会、2002年、43-51頁）。

⁸⁶ 前掲『閩台関係档案資料』737-738頁。

依嘱して、10人の教員を集中的に再教育したのである。その内容は210時間もある科目からなった⁸⁷。講習会は翌年にも台北第二師範学校で開催された⁸⁸。

第2に、警察分野への協力に関しては、戦時下の厦門で警察力を持っていたのは、日本側の海軍の根拠地隊司令部と総領事館、鼓浪嶼工部局、さらに市政府警察局であった⁸⁹。これに加え、台湾から派遣された警察もかなり活動していた。同地に派遣された村上克夫によると、厦門の治安が定まった頃、「特高活動の組織化が必要との現地の要請」を受け、彼は台湾から厦門に渡った。興亜院厦門連絡部設立後、海軍中佐大橋恭三が連絡部の調査官となり、厦門根拠地隊司令部の警察隊は「次第に実質的に大橋さんの配下の組織の如き形になった」という。「この頃から大橋、澤（重信）、私の三人が厦門を動かしている影武者と噂されるようになった」とも村上は述べている⁹⁰。市政府警察庁長は市長が務めたが、実際に警察を指揮したのは日本人の副庁長佐野厚であった。佐野が1938年8月に総督府地方警視を退官し厦門に渡ったのは、長年台湾での警察勤務経験が買われたためと思われる⁹¹。佐野の後任になる斉藤康彦も台湾警察勤務経験者であることから、台湾警察界のベテランが厦門の占領地統治にいかにか重視されていたかということが窺える⁹²。

台湾の警察が中国に派遣される一方、総督府は中国人警察の留学を受入れていた。中国人警察を受入れ訓練した総督府警察官及司獄官練習所教官の大田政作（戦後琉球政府行政主席等を歴任）によると、「外国（厦門・広東・後に比島（フィリピン—筆者注）も加わる）の幹部警察官の再教育を行う」ことが練習所の一つの特色であったとする⁹³。

第3に、司法分野への協力に関しては、台湾の判官・検察官は指導官として厦門へ招聘されていた⁹⁴。司法分野のトップの者のみならず、厦門連絡部政務部の依頼により監獄関

⁸⁷ 台湾総督府档案第10109冊9・10・A10件。

⁸⁸ 「日本精神を体得、厦門教員留学生講習会終る」『台湾日日新報』1942年8月21日。

⁸⁹ 姚自強「厦門淪陥時期的日偽警察機関」『厦門文史資料』第11輯（出版社不明、1986年）。

⁹⁰ 村上克夫『台湾総督府警察界の—台湾警察官の足跡：孫たちへの回顧録』（私家版、2004年）21 - 22頁。

⁹¹ 「台湾総督府地方警視佐野厚同上（台湾公立実業学校教諭佐藤与助賞与ノ件）ノ件」JACAR：A04018484600、公文雑纂・昭和13年・第6巻・内閣・高等官賞与3（商工省～衆議院）（国立公文書館）。「台湾総督府地方理事官佐野厚外一名」JACAR：A04018742700、公文雑纂・昭和18年・第106巻・奏任文官俸給制限外下賜6・奏任文官俸給制限外下賜6（国立公文書館）。

⁹² 「台湾総督府交通局書記官小布施斎外十一名賞与ノ件」JACAR：A04018720500、公文雑纂・昭和18年・第26巻・内閣26・各庁高等官賞与9（運需省～帝国議会）・内閣26（国立公文書館）。

⁹³ 「練習生養成ニ関スル件」台湾総督府档案第11172冊14件。大田政作『回想録—わが半生の記—』（著者発行、1978年）31 - 33頁。太田は1940年3月から約2年半の間に練習所教官を務めていた。中国人警察の台湾留学は日中戦争前から行われていた。

⁹⁴ 鈴樹忠信『第二の天津事件 ジュノー号事件の全貌』（作者発行、1977年）215頁。

係者も台湾で訓練を受けていた⁹⁵。総督府外事部『南支方面司法事務視察報告書』（1944年）によると、水元恒八（廈門司法領事）・堀田繁勝（総督府行刑課長、元台湾法院判官）・小幡勇二郎（検事、元台湾法院検察官）・丸尾美義（大使館一等書記官、元台湾法院判官）・吉武元海（法院検察署事務輔佐）・松隈秀幹（監獄、看守所事務輔佐）は指導官や顧問官、補佐官として廈門の司法事務に関わっていた⁹⁶。堀田・小幡・松隈はしばらく勤務してから台湾に戻ったが、丸尾は1943年10月から海南島海口総領事に転任し、現地で終戦を迎えることになった⁹⁷。

指導官らは廈門在任中の感想等を台湾の『台法月報』『台湾刑務月報』に寄稿していた。また、中国の要人が台湾に来る際、彼等は随行者として加わることもあった。例えば、小幡が廈門高等法院長汪祖澤（汪精衛の甥、明治大学法科卒業、李思賢高等法院長の後任）とともに台湾の司法関係事務を視察したこと（1940年8月）⁹⁸、丸尾が廈門連絡部長官福田に従い、台北帝大附属医院で療養中の廈門地方法院長黄仲康を見舞ったこと（1941年6月）等が挙げられる⁹⁹。

第4に、文化・親善工作に関しては、日本の廈門占領後、宣撫工作のために共栄会が設置された。後日、同会は広東・汕頭・海南島・仏印・泰国にも進出していった。共栄会廈門支部は、興亜院廈門連絡部や総督府の支援を受けて、主として文化社会事業（共栄学院・育英事業・映画館の経営および巡回映写）、授産事業、そして共栄会館の経営を行っていた。同会の主事は木村貞次郎であり、約20年間台湾での警察勤務経験者であった¹⁰⁰。ほかに、興亜院が廈門の文化事業に関わった事例として、廈門文化事業協会の運営に対し経費を与えていたことが挙げられる。同会は、1939年10月に設立され、「廈門に於ける各種文化事業の指導、連絡補助助成及施設経営」を目的としていた。会長は連絡部長官水戸春造であった¹⁰¹。

⁹⁵ 「廈門特別市市政府監獄及看守所官吏実務修習委託方ニ関スル件」台湾総督府档案第11173冊84件。

⁹⁶ 曹大臣（川島真訳）「台湾総督府の外事政策—領事関係を中心とした歴史的検討」（松浦正孝編『昭和・アジア主義の実像—帝国日本と台湾・「南洋」・「南支那」—』ミネルヴァ書房、2007年）249頁。

⁹⁷ 丸尾の生涯については、息子の丸尾武良『絆—わが父の思い出とともに』（産業新潮社、1985年）を参照。

⁹⁸ 張茂吉「廈門近況」『台湾公論』第4巻12号（1939年12月）、「汪廈門高等法院長ら台湾の司法事務視察」『台湾日日新報』1940年8月3日。

⁹⁹ 「病室の日華親善譜」『台湾日日新報』1941年6月5日。彼は法院から自宅に向かう途中、「抗日分子の凶弾」に倒れて手術を受けるために台北に送られた。

¹⁰⁰ 台湾総督府外事部編『支那事変大東亜戦争ニ伴フ対南方施策状況』（同部、1943年）115-118頁。木村によると、「大正六年桃園庁巡查を振り出しに昭和十三年警察を辞めて廈門共栄会に行くまで約二十二ヶ年の警察勤務」を務めていた（木村貞次郎「思い出 一、二」『台湾の思出』第1号、九州・山口台湾総督府警友会、1968年、66頁）。

¹⁰¹ 「興亜院関係対支文化事業」『調査月報』（1940年4月）212頁。興亜院廃止後、大東亜

次に、親善工作に関して、廈門の主要官民を中心に行われた2回の日本視察を紹介したい。1930年代、日本統治下の台湾に学ぶべく、福建から台湾を訪れて産業などを視察する活動が盛んに行なわれた。福建省建設庁長・陳体誠の率いる考察団（1934年11月）や、「始政四十周年記念台湾博覽會」を機に台湾を訪問した福建省主席・陳儀の一行（1935年10月）、廈門市長李時霖の率いる考察団（1936年12月）は、その証左である¹⁰²。この背後には、福建省政府に日本留学経験者が少なからずいたことと、日中友好を促進させる日本の意図があったのである。

福州閩報館長の松永栄によると、台湾と福建省との連絡は図られていたが、南京の中央政府と西南の軍閥によってその効果をあげることができなかった。しかし、日中戦争勃発後、南京勢力が無力となり、広東勢力も「数箇月を不出して恐らく取りのぞかれる」と思われたため、「福建省の本来の親日的態度を現す事が出来る」と、期待を寄せていた¹⁰³。この発言が示唆するように、戦時下において華南と台湾の交流は格段に強化されるに至った。

廈門の場合は、1939年8月、李思賢市長らが日本視察を行い、興亜院廈門連絡部の原忠一・喜多長雄・大野富和嘉が同行した。一行の来日に先立ち、同連絡部は中央政府に、視察先への紹介や便宜を提供するように種々の依頼をした¹⁰⁴。李市長は訪日の感想の中で、「蒋介石政権の宣伝によると、日本軍が上陸すれば、生命財産が危険だと云はれたが、実際日本海軍が上陸して見ると、全然反対で、生命の保護、財産の保全等、今また興亜院廈門連盟（誤字）部がおかれて、吾々は安心して正業にいそしんで居られることである。廈門特別市政府も、之等の指導助力で、東亜新秩序建設の一端を担つて行くことが出来ることを非常に心強く思つてゐる」と語り、日本への感謝を表していた¹⁰⁵。また、「足跡ノ経タル所ハ基隆、台北、門司、下関、神戸、京都、東京ノ各大都市ニシテ日数ハ僅カ二十日間、友邦ノ行政機構、司法精神及地方各種ノ施設ニ対シテハ未タ詳シク知ルヲ得サルモ己ニ其ノ概要ヲ得、将来新廈門施政ノ指針ト為スヘシ」とあるように、日本統治下の台湾から日本本土の諸施設までを見聞し、それを廈門の発展に生かそうとする決意が示されている。

省からの補助金を受けていた（「廈門文化事業協会 昭和20年」JACAR：B05015320100、協会関係雑件 第2巻(H-4-2-0-7_002)（外務省外交史料館））。

¹⁰² 鄭梓「1930年代福建如何「経建学台湾」？—以日治時期两份「台湾考察報告」為核心的初探」『歴史視野中的兩岸關係（1895-1945）』（海峡學術、2005年）。

¹⁰³ 松永栄「福建省の一般事情」『南支産業に関する講演集』（南洋協会台湾支部、1938年）32頁。

¹⁰⁴ 「廈門特別市長一行視察旅行の件」JACAR：C06085226400、昭和14年「貳大日記7月8月」（防衛省防衛研究所）。「廈門特別市政府市長に対し便宜供与の件」JACAR：C06085226900、昭和14年「貳大日記7月8月」（防衛省防衛研究所）。

¹⁰⁵ 李思賢「廈門の近状を語る」『実業之世界』第36巻10号（1939年10月）94頁。

た¹⁰⁶。

1941年に実施された日本視察の目的は、廈門海外華僑公会長李思賢によると、華僑の対日認識を新たにすることにあった。すなわち、「我が僑胞ノミハ遠ク海ヲ隔テ稍々トモスレバ両国ノ実情ニ暗キ実状ニアリ、特ニ其ノ事実ヲ体得セシメ、既往ノ誤解敵視を払拭シ、以テ共存共栄ノ機運ヲ図ル必要アルヲ認め、是ニ於イテ市政府ノ斯ル計画ニ翼賛セル廈門海外華僑公会ヲシテ華僑視察団ヲ組織セシメ、市政府ト興亜院廈門連絡部ト緊密ナル連絡ノ下ニ当地ト密切ナル関係ヲ有スル僑商人士」の8人を一団とし、通訳員には李奎璧（台湾出身）を加えて日本視察を行わせた¹⁰⁷。この2回の日本視察を通じて、日本が戦争を遂行した大義、日本が中国に対して領土的野心持たないこと、あらゆる分野で進んでいる日本が後れた中国のモデルとなりうることなどを廈門市政担当者らに教示することが意図されていた。

以上のように、廈門市が台湾総督府の協力を得て、市政府の機能を強化していたことがわかる。しかし、戦時下の廈門を理解する上において、もう一つの側面を見る必要がある。それは、中国の他の地域と同様、廈門では暗殺事件が発生する空間でもあったことである。『台湾日日新報』が取り上げたテロ事件からは、総商会会長洪立勳（1939年5月）・陸軍予備少尉田村豊崇（1939年9月）・特別市政府参議黄蓮舫（1940年1月）・廈門勸業銀行常務取締役兼支配人殷雪圃（1940年3月）・前述の廈門地方法院長黄仲康（1941年1月）・全閩新日報社長澤重信（1941年10月）等の命が狙われたことがわかる。

この中で注目されるのが前出の澤重信である。彼は1923年に総督府巡查の職に就くために台湾に渡り、地方警察の実務などを積んで、1930年に広東派遣員となり、1932年には廈門派遣員に転じ、「在支邦人ノ查察取締並全国軍政情ノ探知諜報ニ従事スル傍ラ善隣協会経営ノ全閩新日报社々長トシテ支那側輿論ノ領導及在留邦人ノ動向領導等ニ尽瘁シ」ていた。澤は得意の福建語の語学力を活かして、台湾の対岸で人脈を持ち、新聞を経営するとともに情報工作などにも関与していた。廈門攻略後、澤の仕事はさらに活発化していたが、いつ危険に晒されてもおかしくない身にもなっていた¹⁰⁸。一説によると、澤は自分の側近に入り込み機密情報を探り出す中国側のスパイがいるのに気づき、そのスパイを処理する前に先にやられたという¹⁰⁹。

¹⁰⁶ 澤重信編『日本視察感想集』（澤重信発行、1939年）9頁。

¹⁰⁷ 『華僑日本視察感想集』（興亜院廈門連絡部、1941年）1-2頁。蕭其来（高雄商工会議所員）「新廈門に於ける華僑工作」『東洋』第44年12号（1941年12月）も参照。

¹⁰⁸ 「澤重信陸格、死亡、賞與」台湾総督府档案第10115冊75件、「台湾総督府地方理事官沢重信叙位ノ件」JACAR：A11115145600、叙位裁可書・昭和16年・叙位卷75（国立公文書館）、村上與志男「故澤重信氏を憶ふ」『台湾時報』第264号（1941年12月）、塩田清之助「台湾での活躍の記録」『八甲会誌』（宮城八甲会、1977年）62頁、王昭文「戦時的《全閩新日報》」『台湾風物』第53巻1期（2003年3月）。

¹⁰⁹ 黄惠君編『林頂立先生史料彙編』（台湾省諮議会、2006年）9頁。当時、丸尾美義の息

おわりに

以上のように、本章は、戦時下台湾総督府における日本軍の占領地厦門への協力とその特徴について、興亜院厦門連絡部に光を当てて解き明かしてきた。

日中戦争が華南地域に飛び火すると、その影響は福建省や広東省、さらには対岸の台湾にも波及していった。総督府は台湾人の挙動を厳重に警戒していた。その背景には、異民族統治の難しさがあったのである。一方、1万人に及ぶ台湾籍民等の中国大陸からの引揚も、日中戦争の影響の顕著な例である。総督府は引揚者の世話をしながら、中国軍等が彼等を圧迫していたことなどについて、新聞や広報誌を通じてプロパガンダしていた。このように、南中国からの日本国民の引揚や戦局の展開は、日本の華南地域に対する注目度を一層高めることになった。こうした中で、地政学的に近い距離にある台湾も次第に脚光を浴びるようになったのである。

1938年夏以降、日本海軍が厦門を占領することになった。同地が日本の手に収められるや、前年に引き揚げた台湾人らは再び対岸に渡り、すでに馴染みのある土地での利権ネットワークの再形成を行った。しかし、従来一部の台湾籍民が中国人との間に紛争を起していたのに鑑み、総督府は、台湾人の渡航許可や取締を慎重に行うようになっていた。その一方で、総督府は各分野の人々を派遣し、海軍の要望に対応していた。厦門とその周辺を掌握した海軍の統制下、総督府は占領地経営に協力したが、臨機応変的な支援に止まらず、新設された興亜院厦門連絡部に総督府の官僚や技術者らを派遣することにより、本格的に関与していった。教育・警察・司法などをはじめ、総督府は厦門の行政システムに協力していた。

日中戦争から「大東亜戦争」をへて、日本の急速な南進に伴い、台湾の位置づけをめぐって諸説があった。広域の中での台湾の重要性が必然的に低下するという論理がなされていた¹¹⁰。また、台湾をして「海軍の南支の立場保持の御先棒」と見る人もいた¹¹¹。本来、総

子はまだ子供であったが、「父は興亜院で華僑関係兼厦門の警察、司法、刑務全体の顧問の仕事をしていて、正月には、門から玄関まで30メートル位の華僑の人列が並ぶ状況であった。そのうち、大陸側の新聞が届いて、暗殺対象者の1位は父で、10番目位に日本の新聞支社長が書かれていた。この支社長は日中街中で、後ろ1メートル位から撃たれ即死した」という鮮明な回想が残っている（丸尾武良「厦門の思い出」、前掲『厦門・コロンスの思い出』4頁）。

¹¹⁰ 井出季和太によると、「台湾の地理的位置が後退して第二の沖繩に顛落したやうな論を立てるものがあり、或は相当に台湾の研究をしてゐる者の中にも台湾の地下資源等の豊富でないことを力説し、台湾は南進基地でなく、南進拠点であるなどと評してゐるものもあり」と嘆じていた（井出「台湾の近状」『東洋』第45年9号、1942年9月、141頁）。

¹¹¹ 1939年5月、宇垣一成（元陸相、元外相）が小林躋造台湾総督の「政治的見識」について、「小林氏の如きも南方進出とか対南一元論などを高唱して居るも海軍の南支の立場保持の御先棒としては余りにも南方重鎮を辱かしむではないか」と記している（角田順（校

督府の権限からすれば、中国における占領地統治への介入はできないものの、40年以上台湾で蓄積された統治経験を生かす場が対岸に生まれたことにより、その経験と人材を生かす好機と捉える総督府当局の思惑が見えてきた。また、日本が厦門で「日華親善」を促進する際、総督府が一定の役割を演じていたことも確認できる。厦門を皮切りに、総督府は「南支・南洋」に対し、台湾の行政技術等を幅広く応用して、軍とともに南方占領地の経営に間接的ながらも参画した。ここにおいて、台湾の役割をめぐる総督府の主張も次第に強く打ち出されることになったのである¹¹²。

他方、こうした占領地統治に深く関わっただけに、台湾は自らを取り巻く環境の変動の影響を蒙りやすい状態になっていた。戦後の厦門は、いくつもの接收機関が争うことになり、結果として、中国海軍は日本軍を、市政府は民間を接收することになった。翌年、日本人は日本に帰国していったが、台湾人は中国政府の「漢奸狩り」で苦難を強いられることになった¹¹³。日本の敗戦により、厦門をめぐる明治期以降約70年の日中関係は、終止符が打たれると同時に、総督府が構築してきた占領地協力の各種のルートも崩壊したのである。

訂)『宇垣一成日記3』みすず書房、1988年、1333頁)。

¹¹² 代表的な言説として、次のような出版物がある。台湾総督府情報部編『新台湾』(中越栄二発行、1941年)、「南方圏に対する台湾の施策」『台湾経済年報(昭和17年版)』(国際日本協会、1942年)、大田修吉『南方共栄圏建設上に於ける台湾の地位に就て』(台湾総督府外事部、1943年)、台湾総督官房情報課『大東亜戦争と台湾』(台湾総督府、1943年)等。

¹¹³ 1946年、日本人876人は、海軍1,560人および陸軍6人とともに鹿児島に向った。永岩弥生総領事によると、中国官憲は「漢奸條例ヲ楯ニ有力者約五百名を逮捕監禁シ其邸宅財産営業等ヲ押へ所謂漢奸狩リヲ開始スルニ至レル為台湾人間ニ異常ナル衝撃ヲ與へ極度ノ失望不安ヲ惹起」した。戦後初期の厦門の状況については、『海外引揚関係史料集成(国外篇)』第32巻中国本土篇(ゆまに書房、2002年)407-457頁を参照。

第5章 日中戦争期における台湾総督府の占領地協力について 一 広東を中心に

はじめに

前章で述べたように、1937年に日中戦争が勃発して、戦域は華南にも拡大し、在留日本人および台湾籍民は避難のために引揚を始めることになる。台湾総督府は、対岸の中国から引き揚げた日本人や台湾籍民を受け入れた。1938年5月、日本軍は厦門を、そして10月に広東を攻略した。さらに、日本軍は1939年2月に海南島も攻略して同地を占領した。総督府はこれら占領地統治に協力し、人的・物的資源を送り込むことになる。かかる事実は、日中戦争に際しての台湾の持つ地政学的優位と、総督府の動員能力を垣間見せることになった。

総督府における広東への協力のしかたに関しては、前出の井出季和太の叙述を挙げることができる。すなわち、「広東及び厦門には応急処理期間中何れも本府より事務官以下の職員を派遣し、その要務に参畫せしめ又は支那側政府に対する顧問官、指導官等の職務に当らしめたのであるが、広東に於ては後之を引揚げ、厦門に於ては興亜院連絡部設置と共に之に転入した」¹とし、総督府における厦門への協力は継続的であったが、広東への協力は一時的であったと見ることもできる。また、日本軍が攻略した地域に対し、総督府は占領地経営に協力することになるが、その協力は当然のことながら、軍のコントロール下展開されたものであり、総督府が独自の裁量で実行できたことは限られ、その役割も限定的であったことは注記しておかねばならないであろう。こうした事情は、戦後、重光葵（戦前外相等を歴任）が、この興亜院の連絡部について次のように回想していることから窺うことができる。すなわち、「青島及び厦門の連絡部は海軍、北京及び漢口、広東は陸軍、上海は陸海軍折半の勢力をもつて、その部署に就いた」「台湾は、また籍民統治の上から、対岸の福建省に密接な関係を有すると云ふので、福州や厦門の総領事館や興亜院の連絡部を、海軍の実勢力の下に置いた」としている²。海軍が厦門で、陸軍が広東で主導権を握っていたことを窺わせている。

一方、海南島に関しては、当時の日本と台湾では、従前の台湾統治経験を活用すれば、日本をして海南島を変貌させることは可能との展望に立ち³、海南島への進出は、「台湾にと

¹ 井出季和太『南進台湾史攷』（誠美書閣、1943年）180頁。

² 重光葵『昭和の動乱 上』（中央公論社、1952年）185・194頁。

³ 一例としては、「日本人にやらせれば十年にして出来る、台湾で経験したことを以て台湾よりもっと早く行く」との記述を挙げることができる（横尾惣三郎『我が南進国策の根本

つてまさしくその二倍大への膨張」と捉え⁴、海南島を第2の台湾としようとするような時代の雰囲気が生まれていた。既存の研究成果によれば、海軍特務部の官僚の半数以上を台湾総督府関係者が占めたため、日本の台湾統治の経験が海南島の民政に活用されていたことがわかる⁵。以上のように、台湾総督府の関与の中でも、厦門・海南島に比し、広東に対するそれは必ずしも大きくないと考えられていたこともあり、その内実についてはこれまで十分に明らかにされてこなかった。

日本軍が広東を攻略すると、同地はにわかに関心を引くようになり、現地に進出する日本人や台湾人も多くなり、台湾と広東との交流も深まることになる。1938年8月、日本から台湾視察に向う衆議院議員の寺田市正は、同船の台湾人の新聞記者の呉坤煌らに、「厦門の次にくる広東も陥落の一步手前にあるとすれば、台湾と一衣帯水の対岸は何と云つても台湾の住人に大に働いて貰はねばならぬ」と語り、台湾人が広東への進出を担う者として期待されていたことがわかる⁶。さらに、1938年に台北憲兵分隊長に着任した塚本誠によると、彼は、辜振甫をはじめとする台湾人エリート青年十数人とともに、「十日会」という会合を作ったが、広東攻略前、「私は広東方面の兵要地誌の研究を十日会の人々に依頼した。彼らは喜んで協力し、約三、四ヶ月でこれを見事に作成し提供してくれたので、私は台湾軍の山本募高級参謀（二六期〔陸軍士官学校26期〕）に渡し」た。日本軍による広東攻略後、同会の台湾人には「従軍を希望する人が二、三あり、台湾軍はこの人達を高等官待遇の軍属とし、派遣軍司令部の情報部付として徴用し、彼らの志を生かすこととなった」、とする（□は筆者による補足、以下同様）⁷。台湾の中に広東への進出を期待し、それを実践しようとする人々がいたことを確認できる。日本の占領地が拡大し、それ

義』財団法人拓殖奨励館、1939年、4頁）。また、1939年12月に海南島を視察した大橋忠一（満洲国外交部次長等を歴任）は、海軍の前田稔大佐から聞いたことを次のように記している。すなわち、「海南島は当初言はれし様な宝の山でもなく又或る人の云ふ様な不毛の土地でもない。今後人力を加へる事に依つて台湾程度のものにする事は困難ではない」、とする（小池聖一、森茂樹編集・解題『大橋忠一関係文書』現代史料出版、2014年、179 - 180頁）。

⁴ 西澤基一「香港・海南島を中心とする南支那の国際関係」『赤誠』第5輯（高雄州臨時情報部、1939年）5頁。

⁵ 海南島占領地への台湾総督府の協力については、鍾淑敏「植民と再植民—日本統治時代台湾と海南島の関係について」（前掲『昭和・アジア主義の実像—帝国日本と台湾・「南洋」・「南支那」—』）に詳しい。日本占領下の海南島についての近年の研究は、河原林直人「1939年・『帝国』の辺境から—近代日本史における『植民地利害』の一考察—」（『日本史研究』第600号、2012年8月）が挙げられる。

⁶ 呉坤煌「台湾航路から」『外地評論』第1巻4号（1938年9月）。

⁷ 塚本誠『ある情報将校の記録』（芙蓉書房、1979年）2 - 4頁。この十日会に参加した宋登才「広東教育工作の先決問題」（『台湾教育』第444号、1939年7月）、駱水源「新広東の想ひ出」（『台湾之産業組合』第163号、1940年8月）も参照のこと。因みに、総督府財務局勤務の駱は、1939年2月に退職して、南支派遣軍に転職する（「駱水源任府属、依願免本官」台湾総督府档案第10260冊49件）。戦後、彼は銀行の経営者として知られる。

に伴い、広東にいた台湾人の数は、戦争前の約 150 人から、4,000 人を超えるまでに膨れ上がることになる⁸。

戦後、広東の日本軍とかかる居留民は、同地を接收した中国軍の戦俘管理処の管理下で生活することになる⁹。近年の研究によれば、終戦後、広州にいた台湾人が約 8,000 人（この内、軍属が約 2,000 人）がいた¹⁰。戦時中、広東に進出した日本人、台湾人や彼等の事業の内実、その後どういう運命を辿ったかについては、歴史の研究から欠落している。戦後の台湾では、汪兆銘政権は「偽政権」とされていて、同政権が設けた広東省政府についての実証的研究、さらには、日本統治下の台湾と広東が織りなした歴史は、従前の研究の中でも軽視され回避されてきた¹¹。

近年、日本と汪政権の関係を扱う先行研究の中で、台湾総督府が広東の日本軍占領地統治に協力したことが言及されるようになってきている¹²。しかし、その実態を具体的に分析した研究は、管見の限り未だなされていない。本章は、日本と台湾所蔵の史料に基づいて、敢えて広東に注目することにより、日本軍の主導下、台湾総督府がどのような役割を果たそうと考えていたか、その内実を含め考察を加えてみたい¹³。なお、本章では、これら占領地

⁸ 終戦直後の 1945 年 8 月 25 日現在の「広東総領事館管内居留民人口概況」によると、広東総領事館管内の日本人は 5,341 人、朝鮮人は 339 人、台湾人は 3,516 人で、合計 9,196 人であった（「在留邦人の現況」JACAR : C15010505800、「昭和 20. 10 第 23 軍善後処理要報」（防衛省防衛研究所））。

⁹ 広東在留の日本人は、1946 年 2 月現在、集団生活をした者は 6,861 名であった。彼等の生活は、廈門の日本人の待遇とは異なり、病死者が続出するほど、苦難の連続であった、とする（加藤聖文監修・編集『海外引揚関係史料集成（国外篇）』第 17 巻、ゆまに書房、228 - 233 頁）。同書収録の「終戦ヨリ最近マデノ在外邦人概況」（外務省管理局在外邦人部、昭和 21 年 4 月 1 日）によると、廈門では、「総領事館ニ措置宜シキヲ得不祥事件ノ発生ヲ防止又日本海軍及市政府ノ努力ニ依リ治安至極良好、市民ノ対日感情ハ公正ナリ」、とする。一方、広東総領事の米垣興業は、中国軍に監禁されていた（前掲『海外引揚関係史料集成（国外篇）』第 32 巻、32 - 34 頁）。広州と廈門における日本人の置かれた状況に差が出たのは、広東総領事館が機能しなくなったことが要因として考えられる。

¹⁰ 張建儀「田園将蕪胡不帰？戦後広州地区台胞处境及返籍問題之研究」『台湾史研究』第 6 巻 1 期（1999 年 6 月）。戦後、広東から台湾に戻った人の貴重な体験談として、楊英正『我的父親楊燕飛』（私家版、2009 年、19 頁）が挙げられる。楊の父の楊燕飛（1910～1997 年、眼科医）は、広東の博愛会医院での勤務をへて、1942 年に眼科医院を開設した。終戦後、楊一家の 5 人は集中營に入れさせられた。1946 年に楊一家は、定員 500 人の搭載船客数を超過する 2,800 人が乗っていた船で、命からがら故郷の台南にたどり着いた。戦後、楊燕飛は台湾大学医学院教授となり、この辛い中国経験から、政治に関わらずに研究一筋の道を歩むことになる。

¹¹ 台湾における汪政権研究の動向については、張同楽ほか『抗戰時期的淪陷区与偽政権』（南京大学出版社、2015 年）29 - 36 頁を参照。

¹² 朱徳蘭「日汪合作與広東省政府關係」『人文及社会科学集刊』第 12 巻 4 期（2000 年 12 月）。

¹³ 汪兆銘政権の國民政府公報（中國第二歴史檔案館編）などは、資料の性格上、広東省に関する情報は官職員の任免が主たるものである。また、『広東治安維持委員会公報』（1939

域の内、広東を扱うが、それは広州を中心とする広東の沿海部の一部を意味していたことは特記しておきたい¹⁴。

第1節 日本人の広東引揚と日本軍の広東攻略

(1) 日本人の広東引揚

最初に、近代日本において、広東がどのように位置づけられるか考察の前提として確認しておきたい。

そもそも1890年代から1930年代中ごろに至るまで、広東に赴く日本人は少なかった¹⁵。1930年代初頭になると、満洲事変などで日中関係が悪化する中、広東でも排日運動が起き、広東を離れる日本人は少なくなかった¹⁶。1935年の時点で、広東総領事館・日本居留民

年11月出版)や、『広東省政府公報』(1940年5月～1944年4月)は、法規・派委令(人事)・会議録などに多くの紙幅が割かれているため、日本や台湾との関連を検証するための情報量は少ない。『広東省政府公報』に関しては、慶應義塾大学湘南藤沢メディアセンター所蔵のマイクロ資料で確認したところ、48期のなか欠号が多い。後述の広東省主席の台湾訪問が行われた1942年11月の第31期は残念ながら見当たらない。

¹⁴ この点をよく示す資料を紹介しておきたい。すなわち、1938年12月、陸軍省軍務課長の影佐禎昭は外務省東亜局第1課長との会談で、「蒋介石政権ノ崩壊ヲ促進スル為ノ有効ナル一手段トシテ執リタル処ノ広東攻略……広東占領ハ広東市ヲ主タル目標ニシタルモノ」と述べていた(「昭和13年12月14日から昭和13年12月28日」JACAR: B02031742600(第1画像目)、支那事変ニ際シ支那新政府樹立関係一件ノ汪精衛関係 第2巻(A-6-1-1-8_5_002)(外務省外交史料館))。日本軍の攻略のターゲットは、広東全域ではなく広州市を主対象としていたことがわかる。さらに、波集団司令部が1941年11月に調製した地図を見ると、そこには、「対敵封鎖線」とともに、各兵団の警備地界が線で示され、徴税地域と治安不良地域も示されている。この地図からも、日本軍が占領統治した地域は広東の一部にすぎなかったことがわかる(「南支軍占拠地域内治安現況要図(昭和16年9月現在)」JACAR: C11111473700、支那派遣軍戦時月報等綴 昭和15年～16年(防衛省防衛研究所))。

¹⁵ 1900年前後の広東は、東亜同文会派遣の留学生5人のほかに、数人しかいなかった、との回想がある(遠藤隆夫「四十年前の南洋と思ひ出す人々(上)」『貿易』第40巻9号、1940年9月)。1910年代に関しては、日本居留民は、「まだ人口百有余に過ぎざれば其の勢力甚だ貧弱」で、主な機関や会社としては、「官衙に領事館及郵便局ありて会社側に台湾銀行三井三菱日本郵船大阪商船台湾倉庫等あり是等は皆支店出張所」があるほか、種々の雑貨を扱う個人商店がいくつかある状態で、「我が居留民の少数にして取引の大ならざるは遺憾の極と云ふべし」、とする(藤崎精四郎『台湾南支事情』新高堂書店、1918年、206-207頁)。

¹⁶ 商工省囑託の貿易通信員の遠藤寛六郎によると、「広東も不相変満洲事変や上海戦役の反映として抗日救国運動旺んです。御蔭で沙面(租界一筆者注)内に吾々邦人全部逃込んで、昨(1931一筆者注)年九月より籠城生活を続けて居る次第です。沙面外には一步も危険で出られず、毎日不愉快な生活をして居りますが、事変前までは約五百人から居た邦人が、其後便船毎に引揚げて、今では百五十人余になり……沙面内に住んで居るロクに支那

会・日本人小学校・広東博愛会医院など、日系の施設は数えるほどしかなかった¹⁷。経済面でも、広東は日本との関係が極めて薄い地方と見なされていた¹⁸。このように、日本人にとって、広東はあまり魅力のある土地ではなく、日本人の進出は顕著ではなかったのである。さらに、1930年代の広東は、政治と軍事の実権が地方の軍人政治家から中央の蒋介石へと、いわゆる中央集権化が行われていた¹⁹。こうした内実を有する広東は、近代日本にとって、むしろ中国の革命の策源地や抗日思想の温床として位置づけられていたのである²⁰。日中戦争の原因を中国人の排外に求めている人の中には、「広東人は日支関係の癌である」と考える者さえいた²¹。

外務省のまとめによると、日中戦争直前の1937年7月1日現在、中国に在留した邦人は、86,923人に達していた（日本人は62,012人で、朝鮮人は11,176人で、台湾人は13,735人）。広東に、日本人は419人、朝鮮人は53人、台湾人は148人がいて、合計620人であった²²。広東にいた邦人が在中邦人全体の0.71%にすぎなかったことは、前述した日本と広東の疎遠な関係を示していると言えよう。広東にいた台湾籍民の数は、1万人前後と推計された廈門にいた台湾籍民の数とは対照的に、非常に少なかった。

当時の広東総領事は、中村豊一（元国連難民高等弁務官等を務めた緒方貞子の父）であ

語も知らない会社筋の連中どもが、会社の命令で仕方なく、百五六十人今尚ほ残留して会社を見守って居るのみです」、とする（『広東通信』『東亜経済研究』第16巻2号、1932年5月）。

¹⁷ 「広東一般事情」『台湾金融経済月報』第75号（1936年1月）42-44頁。因みに、小学校（1915年に設立）および医院（1919年に開設）は、台湾総督府の支援によって維持されていたとも言える。先行研究として、中村孝志「広東日本人小学校—その成立と終焉—」（『天理大学学報』第159輯、1988年9月）、「広東博愛会医院をめぐる諸問題（1）」（『天理大学学報』第165輯、1990年10月）、「広東博愛会医院をめぐる諸問題（2）」（『天理大学学報』第166輯、1991年3月）が挙げられる。

¹⁸ それを端的に示す資料として、次の叙述が挙げられる。すなわち、「広東は地理的にいつでも日本からは非常に遠いし、わづかな在住日本人に比べると、英人などは遙かに多く、貿易上から見ても対日貿易より対英貿易の方がずっと多い」、とする（杉山知五郎「広東と海口」『写真週報』第72号、1939年7月）。或いは「経済的見地よりしても殆んど背後地を有せず、従つて目ぼしい産物を持つてゐないのみならず、近傍に南支の玄関口とも称すべき香港を控へ、我が国との物資の交易も香港を経て行はれてゐた」、とする（「広東に於る邦人経済活動」『新東亜経済』第3巻5号、1944年5月）。

¹⁹ 1936年6月、それまで約5年間にわたり広東の半独立的状態を維持させた陳済棠は、広西の実力者らと一緒に反蒋介石の両広事変を起こしたが、失敗に終わった。香港に亡命した陳済棠の後任として、軍事権は余漢謀（広東綏靖主任）が、行政権は林雲陔（広東省政府主席）が握ることになる（中村豊一『支那革命の発祥地広東と抗日支那の関係』日本外交協会、1937年10月、1-24頁）。蒋介石が広東をコントロールするまでの経緯については、呂芳上「中央與地方：抗戦前蒋介石中央化的策略—以蒋介石與広東陳済棠關係為例的探討—」『国際東方学会議紀要』第45冊（2000年）に詳しい。

²⁰ 田中一二『空爆下の南支那』（大日本国防青年会台湾総支部、1938年）30頁。

²¹ 米内山庸夫「広東及広東人」『改造』第20巻11号（1938年11月）128頁。

²² 外務省情報部『在支邦人の全面的引揚』（1937年9月21日）3-6頁。

った²³。中村は、中国人の抗日行為が高揚する 1937 年 7 月の初めから、居留民の代表者十数名を集めて、中国各地の状況についての情報を提供し、萬一の引揚を想定し交通手段の確保も含めた準備を凶っていた²⁴。7 月下旬に入ると、広東の情勢が緊迫してきたため、中村は、中国国民党政権下の広東省政府や市政府などに対して、抗日行為を嚴重に取り締まるように申し入れた。同時に、中村は、「交渉に重きを置かず、萬一の場合に為すべき手当はして置かねばならぬので成るべく目立ぬ様に準備」をより一層進めることになり²⁵、8 月 4 日頃になると、広東在留日本人婦女子は任意引揚を開始した。日本人だけでなく、中国側の「軍人家族及資産家ハ広東ニ戦争免レ難シト臆測シ香港及地方ニ避難セル者多ク余漢謀等軍職員ノ家族モ五日夜郷里ニ引揚ケ」た²⁶。広東の場合、中国人は、英国の香港か広東の地方に疎開することになるが、日本人には、最寄りの香港に行く以外の選択肢はあまりなかった。

結局、広東在留の日本国民は色々な困難を乗り越え、ほぼ全員が引き揚げることになる。中村総領事は、在留日本人に 2 回引揚を勧告した後、8 月 15 日には 17 日を期限とする引揚げを命じた。引揚者は日清汽船の船に乗って、駆逐艦に保護される中、無事香港に到着した。中村自身は、中国官憲・英国領事立会の下、居留民の財産に封印をして、総領事館の国旗を下してから、英国籍の泰山号に乗った²⁷。外務省によれば、「居留邦人中の婦女子約八十名は危険を慮りて八月八日香港へ引揚げ、残つてみた邦人百五十名（男百四十名、女十名）も十七日日清汽船唐山丸で一先づ香港へ引揚げ、其内の大部分は香港より更に長崎へ引揚げた……中村総領事以下館員十二名も十八日夜英国船で香港へ引揚げた」、とする²⁸。このように、明治期から長年にわたり構築されてきた広東における日本人のわずかな基礎は、引揚の断行とともに消失することになった。

²³ 梯久美子『昭和二十年夏、わたりの戦争』（角川書店、2010 年）174 頁、小山靖史『緒方貞子 戦争が終わらないこの世界で』（NHK出版、2014 年）38 - 51 頁、野林健・納家政嗣『聞き書緒方貞子回顧録』（岩波書店、2015 年）6 - 16 頁を参照のこと。

²⁴ 中村によると、「解人夫が愈々動かぬとなると、委員の人がすぐ田舎の方へ出掛けて秘かに大きな解を買つて来て、〇〇艦〇〇の横側にそつと待機させて置いた。引揚の場合は此れで居留民諸君の荷物を、日本船迄運び込む予定であつた。其の他委員は各部門に分れて聯絡運搬通信等に遺憾なきを期した」、とする（中村豊一「広東」『中央公論』第 52 年 11 号、1937 年 10 月、150 頁）。

²⁵ 中村豊一「広東在留邦人の引揚」『国際知識及評論』第 17 卷 12 号（1937 年 12 月）54 頁。

²⁶ 参謀本部「中南支ニ於ケル抗日並居留民ノ引揚状況（8 月 11 日迄）」（1937 年 8 月 12 日、海軍軍令部第 6 課「居留民引揚関係綴」、昭和館所蔵）。

²⁷ 中村豊一「広東引揚げの前後」『内外公論』第 16 卷 11 号（1937 年 11 月）。浅居誠一編『日清汽船株式会社三十年史及追補』（日清汽船株式会社、1941 年）118 頁。

²⁸ 前掲『在支邦人の全面的引揚』26 - 27 頁。

(2) 日本軍の広東攻略

1938年になると、日本に有利な戦況が続く中、日本の与論は、漢口攻略或いは広東攻略を時間の問題と捉えるようになる。雑誌の組む座談会や特集で、「漢口陥落」以後の見通しが語られるようになり²⁹、広東攻略についても日本国内において関心が持たれたのは、その証左である。以下、大衆向けの雑誌の主催による2つの座談会を通じて、このことを紹介してみたい。

一つは9月10日に行われたものである。出席者は、作家の大石隆基・法学博士の大山卯次郎・海外社社長の神田正雄・作家の竹内夏積・元全権公使の藤田栄介（第2章で述べた通り、厦門領事・広東総領事等を歴任）・同盟通信東亜課長の横田実であった。この座談会では、司会者が「漢口攻略と共に一方こん度の聖戦の目的を完全に達せしめるため一つまり蔣政権をして、あがきのとれないやうにする為に、『南方支那も亦大いに攻略すべし』といったやうな御意見を伺ひたい」と、漢口攻略を好機として蒋介石政権を封じ込めるための南侵を推奨する中で、横田実は、戦局における広東省と湖北省を結ぶ鉄道の重要性について、次のように述べている。すなわち、「蒋介石の軍事機関即ち抗日軍権は武漢陥落後長沙より更に南に下るでせう。大体粵漢線を離れず先づ湖南省の衡陽か彬州あたりに次の本拠を構へるものと見られて居ますから、さうするといふものは半身不随の状態に陥りながらも、尚香港と結ばれ広東を経由して抗戦力が補給され得る……広東の対英関係、これに伴ふ海南島の問題など国際関係は愈々複雑化して来ますが、唯だ決意一つ、国民がこれを深く理解し、漢口攻略を以て戦事終れりなどといふ誤つた觀念に陥ることなく、更に進んで徹底的加撃の必要の理解を深めれば、広東攻略するに足らずであると思ひます」、とする³⁰。彼の発言からわかるように、漢口攻略と連動する広東攻略は、蒋介石率いる国民政府を粵漢線から切り離すための作戦と見られていた。

もう一つの座談会は9月28日に行われたもので、出席者は、前出の座談会にも参加した藤田栄介・神田正雄・竹内夏積のほか、東洋協会の井上謙吉・読売新聞東亜部長の村田孜郎・海軍少将の匝瑳胤次であった。この座談会では、「何処から広東を攻めるか」が討論の

²⁹ 当時、漢口攻略が日本国内においていかに関心が持たれていたかを示す例として、2つの座談会を挙げることができる。一つは、1938年8月26日に行われたものである。出席者は、高木陸郎（中日実業副総裁）・清水盛明（内閣情報部、陸軍大佐）・松村秀逸（陸軍省新聞班、陸軍中佐）・沖野亦男（海軍中佐）・町田梓楼（東京朝日新聞論説委員）・岩淵辰雄（政治評論家）・吉岡文六（東京日日新聞東亜課）・山本実彦（改造社長）であった（「漢口陥落後はどうなる」『大陸』第5号、1938年10月）。もう一つは、9月7日に行われたものである。出席者は、尾崎秀実（中国評論家）・清瀬一郎（衆議院議員）・神田正雄（中国研究家）・高木陸郎・松本忠雄（外務政務次官）であった（『漢口攻落の重大転機』座談会『文芸春秋』第16巻17号、1938年10月）。

³⁰ 「断乎！広東攻略すべし座談会」『文芸春秋』第16巻18号（1938年10月）。

題目として取り上げられた。この問題をめぐって、匝瑳胤次と井上謙吉は、日本軍がどの場所に上陸して広東まで前進するかについて意見を交わしている³¹。井上の広東攻略作戦の予測は、実際のそれとほぼ一致することになるが、その場で言及された地名は、機密にかかわる内容として、出版に際しては×××が伏せられた。さらにこの2人は、広東の次の攻略目標として、「海南島はやるべき」対象になると想定していた³²。このように、メディア上において、広東攻略は漢口攻略の次の軍事行動として予測されていて、注目度が高かったと考えられる。加えて、広東攻略の次の軍事行動の対象として、海南島が想定されていたことも確認できた。こうした座談会の企画・参加者の発言内容は、どこまで軍部の意向を体して行われたかについては、資料上の限界のため定かではないが、漢口・広東攻略を想定する世論形成が行われていたことが確認できる。

台湾でも、日本国内同様、漢口・広東攻略への関心が高まりつつあった。台湾総督府の意向を伝えているとされた『台湾日日新報』は、前年の日本人の引揚から、日本軍が広東に対して行い続けた爆撃などを数多く報じていた。このような言説からは、台湾側でも漢口・広東攻略への期待が高揚していたことを示していた。

実際、広東攻略は、漢口攻略に先立って決行された。この点について触れておきたい。

1938年9月初旬、陸軍上層部の中では、漢口攻略と広東攻略の機が熟したとの認識が存在したが、外務当局には、それを慎重にすべきとの意見があった。同月、陸相の板垣征四郎は、広東出兵について外相の宇垣一成の意見を求めている。宇垣は、広東攻略は「漢口攻略戦と並行せずして寧ろ前後継続して行ふ方が確實且有利而かも外交上にも其間色々手が打てる」と考えていた³³。宇垣の戦局観について、外務省東亜局長の石射猪太郎は、宇垣の「内話」を次のように記している。すなわち、宇垣は、「過日凱旋ノ香月〔清司〕第一軍司令官ノ言ニヨレハ現在ノ日本軍ノ戦闘力ハ事変中半減シタル由、夫レハ兵数ニアラス兵ノ素質即チ未教育兵ヤ後備ヲ多ク動員シタルカ為ナリ。故ニ自分ハ或ハ漢口攻略ハ現兵力ニテハシクシリハセヌカ」と心配して、「広東攻略ハ後廻シニシテ広東ヘノ為メニ今上海テ待機セシメテ置クニ師団ヲ場合ニヨリテハ漢口ニ注キ込ムノ用意必要ナリ」と述べている³⁴。さらに、宇垣は近衛文麿首相に提出した意見書の中でも、「広東攻略ハ漢口攻略後トスルコト政略上ヨリ見テ最モ適當ナリト思惟セラル」と、漢口攻略後に広東のそれを行

³¹ すなわち、匝瑳は、「広東は珠江を上つて行くのは非常に困難だ。無論閉塞をするでせうし、揚子江よりむづかし。だから広東と××との間に××××がある。あゝいふ所に上るのがよくはないかと思ふ」と述べた後に、井上は、「何処かに上つて、それから惠州へ行つて、東江といふ江を渡つて増城から広東の東のトーザンに出る」と述べた。

³² 『『香港・広東』を語る座談会』『実業之日本』第41巻21号（1938年10月）。

³³ 角田順（校訂）『宇垣一成日記2』（みすず書房、1970年）1259頁。

³⁴ 「石射文書4」JACAR：Ref. B02030573400（第1～2画像目）、支那事変関係一件 第30巻（A-1-1-0-30_030）（外務省外交史料館）。

うべきとの見解を示している³⁵。こうした考えは、広東周辺の英国の既得権益に細心の注意を払わなければ、外交問題が派生することへの危惧、外交上の考慮があったのである。

同年9月19日、大陸命第201号が出された。「大本営ハ漢口攻略ト相前後シテ南支那ニ於ケル敵ノ重要ナル策源ヲ奪ヒ其主要ナル對外連絡補給路ヲ遮断スルタメ広東附近要地ノ占拠ヲ企図ス」と、攻略の目的を示すほか、作戦上、「第二十一軍司令官〔古荘幹郎〕ハ海軍ト協同シテ広東附近ノ要地ヲ攻略スヘシ」「台湾軍司令官〔古荘幹郎〕ハ第二十一軍ノ兵站ニ関シ援助スヘシ」と、第21軍の兵站を台湾軍に期待している³⁶。同年10月、日本軍は広東のバイアス湾上陸という奇襲を決行することによって、日本中を驚かせることになる。しかも日本軍は上陸してからわずか10日間で広州を占領した³⁷。日本軍の攻略の「神速」について、上海から船でバイアス湾まで行つて、そこからトラックで広東に入った大宅壮一は、「まづ第一に感じたことは、これまでこの方面の戦闘その他に関する報道が、北支や中支に比して非常に不十分であつたといふことである。これは広東が地理的にかげはなれてゐるからでもあるが、日本軍の進み方があまり速すぎたからでもあらう。そのために広東攻略軍は、まるで戦争らしい戦争をしないで広東に入つたかのやうな印象を与へたのである」と書いている³⁸。広東攻略については、日本のメディアにおいても大きく報じられることになる。この攻略の戦果は、内閣情報部が編集した『写真週報』³⁹をはじめとする、当時注目されたフォトジャーナリズムなどによつても⁴⁰、写真が付され宣伝されていたが、そこでは、日本軍の進撃の速さが強調されている。こうした前線部隊の戦果と並んで、日本国内各地の祝賀風景や、作戦に参加した皇族の秩父宮、共同作戦を指揮した海軍中将の塩澤幸一と陸軍中将の古荘幹郎の姿が紹介された⁴¹。

台湾でも、『台湾日日新報』が、日本軍の広東攻略や台湾の祝賀風景⁴²を報じるととも

³⁵ 「広東出兵ニ関スル外務当局ノ意見（13年9月5日）」近衛文麿文書リール3（国立国会図書館憲政資料室所蔵）。

³⁶ 「命 巻4 3部の内3号（1）」JACAR：C14060918400（第1～2画像目）、大陸命 巻04（第0201～0300号）昭和13.09～14.05（防衛省防衛研究所）。

³⁷ 宮崎繁三郎（第1代の広東特務機関長）の回想を参照のこと（増澤道子『寡黙の人』甲陽書房、1987年、48頁）。

³⁸ 大宅壮一『外地の魅惑』（萬里閣、1940年）267 - 268頁。

³⁹ 「堂々バイアス湾に上陸す」『写真週報』第37号（1938年10月）、「広東・漢口攻略戦」同第38号（1938年11月）、「広東陥落」同第39号（1938年11月）。

⁴⁰ 例えば、『海と空』第7巻16号（1938年12月）では、「バイアス湾を圧する我海軍の威容」「バイアス湾に集結された我輸送船隊」「敵前上陸直前の歴史的一瞬」「南支猛爆に待機する海の荒鷲」を写真入りで紹介した。

⁴¹ 『週刊朝日』第34巻20号（1938年10月）や、『国際写真新聞』第218号（1938年11月）、『世界画報』第14巻12号（1938年12月）、「南支方面某飛行基地を御視察中の秩父宮殿下」『海軍グラフ』第7巻1号（1939年1月）、品川幸雄「南支軍最高指揮官古荘中将と塩澤中将」『実業之日本』第41巻23号（1938年11月）等が挙げられる。

⁴² 「広東陥落の快報に轟く！愛国行進曲」『台湾日日新報』1938年10月23日等が挙げられ

に、社説において同攻略の意義を説いている。すなわち、「北支既に定まり中支一帯また武漢攻略に依つて定まらんとし、残るは抗日意識の強烈なると共に、真日本の姿に就て殆ど識る所なき南支のみであつたが、今次この方面にも漸く暴支膺懲の軍が進められるに至つた」「蔣政権は広東を通ずる第三国の援助に依つて辛くも息をついてゐるのであり、抗日に対する止を刺す為に広東攻略は必然の過程である」と述べて、広東を攻略することで、広東人に日本軍の実力を見せつけるとともに、蒋介石政権への外からの援助ルートが断たれることになった意義を強調していた⁴³。これらの言説には、広東攻略を機に、蒋介石政権が降伏することへの期待が滲み出ている。

実際、日中戦争以来、日本軍が実施した沿岸部の経済封鎖等に加えて、広東攻略の結果、国民政府は、欧米各国の物資や武器を、香港を通じて鉄道で内陸に輸送することができなくなり、蒋介石は漢口を放棄せざるを得なくなる⁴⁴。蔣は、広東が日本軍に取られた後、日記の中、武漢がその持つ重要性を失ったこと、たとえ武漢を守っても何れは奪われるであろうと考えて、武漢を放棄し、持久戦と最後の勝利を目指すべきと書いている⁴⁵。

結局、日本は、漢口・広東作戦で国民政府を屈服させることはできなかった。広東攻略後の1938年12月、汪兆銘は重慶を離れ、1940年3月、汪率いる国民政府が誕生した。次節では、日本軍の広東攻略から、汪政権の下にある広東省政府の成立をへて、日本軍の主導下に、台湾総督府がどのようなスタンスで占領地への協力を行ったかについて考察を加えていきたい。

第2節 台湾総督府の占領地統治への協力

前述の広東引揚を実施した中村豊一総領事は、香港総領事に転勤する。香港にいた中村は、広東などの情報を収集し続けて、「両広（香港ヲ含ム）及福建三省ノ出来事ヲ連日記録シ」て、それに基づいて作成した日誌を、外務省や台湾総督府外事課等に送付していた⁴⁶。中村は、1938年10月、日本軍の広東攻略に際し、外務大臣の近衛文麿に次の電文を送っていた。すなわち、「軍ノ広東入ト同時ニ渉外事項鮮カラス発生ノ見込ナルニ付英語ニ堪能ナ

る。

⁴³ 「日本の南支進軍と其目標」「広東作戦は抗日への“止”」「蒋介石は何処へ行くか」『台湾日日新報』1938年10月13・15・28日等が挙げられる。

⁴⁴ 呉淑鳳「抗戦初期の広東戦局（1937-1938）」『栄耀的詩篇』（国防部部弁室、2006年）、張瑞徳等『抗日戦争与戦時体制』（南京大学出版社、2015年）66 - 67頁。

⁴⁵ 郭岱君主編『重探抗戦史（1）』（聯経、2015年）195・479頁。

⁴⁶ 「両広政治日誌送付ノ件」JACAR：B02031810300、支那地方政況関係雑纂／南支政況 第6巻(A-6-1-3-1_1_006)（外務省外交史料館）。

ル領事一名及八谷〔実〕、小幡〔広士〕等ヲ台北ニ待機セシメ同地ヨリ御用船ニ依リ同道赴任開館セシムルコト適当ナリト思考ス尚其ノ際相当数ノ警察官（成ルヘク広東語又ハ英語ニ通スルノ必要アリ）ヲ随行赴任セシムルノ必要アリ予メ御手配願度シ、とする。広東総領事の人選について、中村は内山清を適任としたが、同館再開にあたって、外務省は岡崎勝男を広東総領事に決定した⁴⁷。

日本軍攻略後の広東についての著作を書いた内藤英雄は、岡崎らが日本軍の援助の下に領事館を再開すると、広東に押し寄せる日本人が、1ヶ月足らずの間に600名を突破する景況を呈した、と書いている。内藤は、台湾総督府の対応については、「文化部隊」という言葉を使って次のように解説していた。すなわち、「台湾総督府からは慰問使をかねて玉手〔亮一〕、佐々波〔外七〕、柴山〔峰登〕領事館〔事務官の誤植〕等が逸早く乗込み、復興の採配をとり、水道、電燈の技術者を始め建設班を組織して新生広東の再建を図った。博愛医院の復活の目的とし下條〔久馬一〕、山中〔覚〕両博士が乗込み、また渋谷〔栄一〕広東小学校長も、従来の小学校に公学校を併置する外、日本語講習所を開設した」⁴⁸と、その梗概を描いたが、総督府は日本軍占領地でどのような役割を果たそうとしていたか。以下、この点について明らかにしていきたい。

1938年9月、台湾総督府が作成した「広州処理方針」は、広州において台湾が果たす役割について、「綱領」「応急的処理方策」「建設基礎方策」の項目において説いていた。「綱領」では、「広州方面の処理に付ては軍の作戦目的達成に協力すると共に広州市の南支に於ける政治的、経済的特殊地位に鑑み之に対する強力なる政治的支配権を把握し帝国の対南支工作の中枢たらしむると共に逐次附近諸地方の資源開発及我が経済進出を図るを以て主眼とす」と、総督府が関与し貢献することが示されていた。「応急的処理方策」では、民政事務に対する参画、警備および治安維持、医療および防疫、情報宣伝、宣撫班の組織、教育、公共施設の応急復旧および経営、交通機関の整備、通信施設、租税に対する臨時措置、海関の接收、金融、物資供給計画、敵産管理、基本調査の実施と、15の項目に取り組み際の重点や原則が書かれている。「建設基礎方策」では、政治および行政一般方策、広州特別市の機構および行政、広州市を中心とする産業振興計画について書かれている⁴⁹。9月の段階で、総督府はすでに広東攻略に備えて準備を整えていたことがわかる。このように多方面に及ぶ処理方針の背景には、日本軍の厦門攻略後の総督府による占領地協力の経験が生かされていたと考えることができる。

一方、1938年10月、陸軍大臣と海軍大臣と外務大臣の間で、「南支作戦ニ伴フ政務処理

⁴⁷ 「在広東総領事館」JACAR：B14090352700（第3画像目）、在支帝国公館関係雑件／再開関係（M-1-3-0-2_8）（外務省外交史料館）。

⁴⁸ 内藤英雄『広東福建読本』（東亜実業文化協会、1939年）256 - 257頁。

⁴⁹ 角田順（解説）『現代史資料（10）』（みすず書房、1964年）442 - 446頁。

要綱」が決定され、かかる3省の主導の下、政治指導や経済指導を行うとされていた。政治指導では、治安維持会の育成や、民心の「対日依存」への工作等を目指し、経済指導では、「我国資本及資材ニ依ル新ナル建設ハ貿易振興並対華僑工作等特ニ必要ナルモノニ限定スルを本旨」としている。さらに、第三国関係については、英国との関係を重視して、「英国ニ対シテハ特ニ既存ノ權益ヲ認メ厳ニ問題ノ発生ヲ避クルト共ニ彼ヲシテ蒋政権援助ノ方針ヲ棄テ帝国ノ政策ニ順応セシムル如ク適宜施策ス」とする。そして、3省が組織する広東連絡会議は、占領地の政務処理の最高機関であることを決めている⁵⁰。

台湾総督府はこの広東連絡会議に参加する希望を持っていたが、陸軍省・海軍省・外務省はこれを受け入れなかった。1938年11月、台湾軍参謀長の大津和郎は、陸軍次官の東条英機への電報の中で、総督府を広東連絡会議に入れるには、「三省會議ニ拓務大臣（総督府の中央主務官庁—筆者注）ヲ加フル問題ヲ先ヅ解決スルヲ要シ軍司令部ニテハ取計ラヒ難ク又事務簡捷ヨリモ寧ロ拓務関係者ヲ事変処理ニ干与セシムル前例ヲ作ル方ノ害大ナラン」⁵¹、とする。つまり、3省合同の現地機関だけで十分である、と説明していた。この広東の現地機関は3省によって運営されていたが、3省各々がどのような思惑を持って参加したか判然としないが、上記の3省の枠組みが継続的に続いたことは文書で再確認することができる。すなわち、1939年5月、有田八郎外務大臣から、漢口・広東・海口の日本領事に対し、「漢口、広東及海南島各方面重要事項処理ニ関スル陸、海、外三省及興亜院申合ノ件」の内容説明が送られている。そこでは、「右地方ニ於ケル政務処理ハ夫々外、陸、海三大臣決定ニ係ル政務処理要綱ニ基キ現地連絡会議ニ於テ処理セラレ居ルモノナル処今般ノ申合ハ右三大臣決定ヲ改ムルモノニハ無之」と、外務省の立場が示されている⁵²。同年7月、興亜院會議で、「漢口及広東ニ連絡員派遣ニ関スル件」が決定された。そこでは、漢口・広東両地派遣員は、現地3機関の会議に出席し連絡に任すとされている。翌月、この件に関して、陸軍次官は中支那派遣軍参謀長・第21軍参謀長へ、次のように通牒を送った。すなわち、「本件ハ漢口及広東方面ニ対スル政務処理方針ニ何等影響ヲ及ホスモノニ非ル」⁵³と書かれている。このように、基本的に広東政務をめぐって、3省が主導し、総督府は補完的役割に止められることになる。

⁵⁰ 「重要国策関係（支那事変中）／19）南支作戦に伴う政務処理要綱、漢口方面政務処理要綱（陸、海、外大臣間決定）／2 昭和13年11月2日から昭和14年5月27日」JACAR：B02030524700、支那事変関係一件 第4巻(A-1-1-0-30_004)（外務省外交史料館）。

⁵¹ 「南支処理に台湾総督府を干与せしめざる件」JACAR：C04120624300、昭和13年「陸支密大日記 62号」（防衛省防衛研究所）。

⁵² 「漢口、広東及海南島各方面重要事項処理ニ関スル件（昭和14年5月13日興、陸、海、外申合）」JACAR：B02030543300、支那事変関係一件 第15巻(A-1-1-0-30_015)（外務省外交史料館）。

⁵³ 「漢口及広東に連絡員派遣に関する件」JACAR：C04121291700、昭和14年「陸支受大日記 第54号」（防衛省防衛研究所）。

前述したように、1938年11月、陸軍次官は台湾軍参謀長からの電報を受け取ったが、同次官から台湾軍参謀長への電報の中で、広東連絡会議は、「総督府ノ関与ヲ許スヘキ筋合ニアラス、但シ政務指導ノ局部的ノモノハ電政又ハ放送ノ如ク台湾総督府ヲシテ援助セシムルコトアルヲ以テ之ト緊密ナル連繫ヲ保チ遺憾ナキヲ期セラレ度」と書いたほか、「海軍、外務モ概ネ異存ナシ」と書かれている⁵⁴。日本軍は、「電政又ハ放送」事業への総督府の貢献を期待していたことがわかる。こうして総督府は軍の要請に応じて、インフラの整備など、限定された領域への協力に携わることになる。例えば、1939年1月、南支派遣軍は、陸軍省と海軍省と外務省の間で決定された「広東ニ於ケル放送処理要項」に関連し、広東放送局を建設するに際し、「設計並工事監督ニ就テハ軍ヨリ台湾総督府ニ委託ス」「建設後ニ於ケル運営ハ当分ノ間台湾放送協会ニ委託スルコト」としていた。⁵⁵また、同年3月、広東連絡会議が作成した「広東市電気水道復興要綱（決定案）」の中で、電力廠および水道廠は、「暫行的ニ台湾総督府ニ委託経営スルモ新会社（日中合弁の会社—筆者注）成立ノ上ハ直チニ之ヲ移管セシム」と、インフラ整備の過渡期における総督府の役割を定めている⁵⁶。

さらに、文政面において、総督府への期待はより大きなものがあったと考えられる。総督府は、陸軍の出先機関の要請を受け、次のような役割を果たした。例えば、1939年2月、日本陸軍の広東陸軍特務機関が決定した「南支支那人小学校教科書編纂要領」によれば、同機関の方針は、「中、北支ノ教科書ヲ骨子トシ之ニ南支ノ特性ヲ加味スルト共ニ日本ノ実相ヲ認識セシメ以テ防共親日ノ基礎ヲ涵養ス」ることを目指したが、そこでは総督府に次のような役割を期待していた。すなわち、「台湾総督府南支教育調査会ノ調査研究シタル資料ヲ利用シ且同調査会竝編修課ノ協力ヲ得テ台北ニ於テ五月末迄ニ概略ノ編纂ヲ行ヒ爾後広東ニ於テ支那側当局ト協議完成ス」、とする⁵⁷。この教科書編纂の中心人物となったのが菅向荣（台湾人の徐向荣⁵⁸—筆者注）であった。1939年2月、菅は広東治安維持委員会の招聘を受けて、小学校教科書編纂委員会主任委員となり⁵⁹、総督府文教局の後援の下、各教科書を編纂する。この作業は同年3月に始まって、5月に脱稿した。完成された教科書

⁵⁴ 同注51。

⁵⁵ 「広東放送局建設に関する件」JACAR：C04120718700、昭和14年「陸支受大日記 第2号 3/3」（防衛省防衛研究所）。

⁵⁶ 「電気水道復興要綱に関する件」JACAR：C04120785800、昭和14年「陸支受大日記 第13号 1/2」（防衛省防衛研究所）。

⁵⁷ 「南支支那人小学校教科書編纂に関する件」JACAR：C04120748000、昭和14年「陸支受大日記 第8号 2/2」（防衛研究所）。

⁵⁸ 「菅向荣任台湾総督府師範学校教諭」台湾総督府档案第10109冊37件。徐向荣（本籍台湾新竹州大湖郡）は、1921年に台湾総督府師範学校を卒業した後に上京し、1925年に東京高等師範学校を卒業し、同年、台湾総督府師範学校教諭となった。翌年、彼は日本人と養子縁組をして、姓を菅に改めた。

⁵⁹ 前掲『広東治安維持委員会公報』202頁。

は、9月の開校日までに、全部で30万冊を印刷することになる⁶⁰。このように、戦時下広東の初等教育用の教科書編纂に従事した菅は、「南支方面の小学校教科書編纂を僅々三ヶ月を以て編纂せる等、其功績は真に驚歎に堪へざるものあり、従七位功六級に叙せられたるが、任務を終りて帰京するや、荒木貞夫大将より絶大なる讃辞を受けたりと聞く」、と評価されるまでになる⁶¹。

さらに、広東陸軍特務機関は、教科書を一新するとともに、広東の教員を訓練するため、優良教員を選抜採用し広東の教員訓練所に入所させていた⁶²。同機関は広東の小学校教員の質向上を目指していたが、彼等の再教育のため、男子教員119名・女子教員64名を選抜し、台湾に派遣して実地指導を受けさせていた⁶³。これらの事実からは、広東での新教育の展開において、総督府の協力と台湾の人材の活用が図られていたことがわかる。

こうした初等教育だけでなく、台湾総督府は、台湾に派遣される広東人の教育にも尽力する。警察に関しては、1939年から1942年にかけて、4回、計82名が台湾に留学し⁶⁴、農業分野に関しては、1940年にも6人が台中農業学校に留学した⁶⁵。看護婦に関しては、1941年に2回にわけ、計8人が台北帝国大学医学部や附属病院で約3ヶ月の研修を行った⁶⁶。

⁶⁰ 広東治安維持会編纂発行の教科書は、筆者が確認したところ、筑波大学附属図書館に数冊しか保存されていない。

⁶¹ 『戦時体制下に於ける事業及人物』（東京電報通信社、1944年）126頁。因みに、戦後、台湾で出版された『中華民国名人伝之四』（世界文化服務社、1959年、117頁）では、この経歴に関する記述は省かれていた。同書では、当時、台北市立大同中学校長の徐は、「民族精神教育」の提唱者として褒め称えられた。このように、履歴の書かれ方が台湾の政治状況とともに変わったことが伺える。

⁶² 「文教局後援で教科書を編纂」「親日教材を取り入る菅向荣教育顧問の談」『台湾日日新報』1939年8月1日。現存の「広東陸軍特務機関旬報」によれば、「七月十五日華南教員訓練所ニ入所セシメ訓練中ノ男女生徒百九十九名ハ八月十五日一ヶ月ノ修業課程ヲ終ヘ同日第一回卒業式ヲ挙行」し、同日午後、この第1回卒業生で広東市小学校教員聯盟結成式が行われたことがわかる（「特務機関旬報第14号送付の件（1）」JACAR: Ref. C04121390500（第4・6画像目）、昭和14年「陸支受大日記 第61号」（防衛研究所））。

⁶³ 「特務機関旬報第15号送付の件（1）」JACAR: Ref. C04121440000（第7・40・41画像目）、昭和14年「陸支受大日記 第65号」（防衛研究所）。「広東向けの教科書三十万冊を印刷」『台湾日日新報』1939年9月3日。

⁶⁴ 「留台学警座談会」『新亜評論雑誌月刊』第7巻5期（1942年11月）。

⁶⁵ 「広東から留学生」『台湾日日新報』1940年3月26日、「南支調査会と広東留日学生」『南方』第3巻1号（1941年1月）、陳済同「留台近況」『瀛友』創刊号（中日文化協会広東省分会、1944年）。

⁶⁶ 「広東から看護婦の勉強に四女性」「医学に結ぶ日華親善」『台湾日日新報』1941年5月2日・10月8日。看護婦の感想として、陳淑華「台湾帰後的簡載」（『婦女世界』第2巻10期、1941年10月）がある。因みに、1939年、南支派遣医療団に加わり広東に渡った長谷川正（台北市立健康相談所の嘱託医）は、広東伝染病院在勤中に、「午後の一時間をさき、中国人の見習看護婦に日本語の勉強を兼ねて病気別の食餌療法を教えていたが、傅、董、俞の三人は成績が良く、後に推薦されて台北帝大付属病院に留学し、日本の正規看護婦の免許を獲得した」と回想している（長谷川『追憶』著者発行、1983年、1-12頁）。

ここでは、広東から台湾への留学生の一例を紹介しておきたい。1942年に、17人の広東省の留学生が台湾に派遣されたが⁶⁷、留学生たちの引率をしたのは、広東女子美術職業学校長の原田武子であった。原田は、東京女子美術専門学校刺繍科の卒業生（1919年卒）で、東京薬学専門学校の中国人留学生と結婚して、1920年に広東に渡り、各学校で手芸科や日本語を教えて、1934年に私立敏存職業学校を開設した経歴を持つ。日中戦争後、原田は亡夫の実家（南海県沙頭）に避難したが、「漢奸」（民族の裏切り者）と目される虞があるため、翌年、香港に移り、香港日報社の通訳として働いていた。日本軍の広東攻略後、原田は2児を連れて、軍の通訳として同地へ帰り、宣撫工作に従事しながら、広東女子美術職業学校の創立に着手した。約20年の広東経験に加えて、日中戦争後の活動ぶりや⁶⁸、次男も留学生の一員になるなど、引率者として適任であった⁶⁹。

留学生は台北市内の興亜寮に寄宿し、日本語を学び、入学の準備をした⁷⁰。この時派遣された中国人留学生の中には活躍をする者も出てくる。例えば、戦後、アメリカの大学の教壇に立つ数学者の霍崇熙はその一人である。霍は台北州立台北第一中学校を経て、1944年に台北高等学校に入学した。戦後台湾大学数学系卒業後、助教を務め、1954年、留学試験に合格して、元台北高校教授の森岡栄（九州大学助教授）等の保証により、東京都立大学への留学を叶えた。その後ウェイン州立大学で教えることになる⁷¹。このほか、台北高等学校に進学した呉鉄堅や、台北帝国大学附属医学専門部に進学した康保敏などがいる⁷²。

⁶⁷ 「憧れの台湾へ」『台湾日日新報』1941年7月12日。17人のリストは、林清芬「中央與地方政府對留學教育的政策與措施」『中華民國史專題第五屆討論會論文集』（国史館、2000年）に掲載されている。

⁶⁸ 原田の事績は次の資料による。「広東敏存職業学校へ「ミシン」機械寄贈 昭和10年10月」（JACAR：B05016040000、寄贈品関係雑件 第14巻（H-6-2-0-26_014）（外交史料館）、「広東女子美術職業学校 昭和14年」（JACAR：B05015859300、助成関係雑件 第5巻（H-6-2-0-1_005）（外交史料館）、「外務省情報部『支那人ノ日本語及日本事情研究状況』（1930年）90頁、原田武子「漢奸狩りを見る」『話』第7巻4号（1939年4月）、「今ぞお役の通訳に」『東京朝日新聞』1938年12月15日、山本実彦『渦まく支那』（改造社、1939年）123-127頁、淡谷悠蔵「広東覚え書」『東亜聯盟』第2巻12号（1940年12月）。

⁶⁹ 「南進知識の殿堂に憧れる若人の群」『台湾日日新報』1941年11月21日。原田の長男は、東京の多摩美術学校に留学していた（「亡夫の遺志を継いで」『南支日報』1942年11月14日）。

⁷⁰ 「広東省から台湾留学生」「広東省政府派遣留学生一行来台」「広東留学生囲み座談会」「日華泰三国親善譜」『台湾日日新報』1942年3月5・8日、6月7日、9月24日。

⁷¹ 霍の経歴は次の資料による。「新生中国を双肩に勉学に励む学徒群」『興南新聞』1942年11月30日、霍「關於高等学校」（前掲『瀛友』）、『台北高等学校（1922年-1946年）』（蕉葉会、1970年）108頁、林清芬編『台湾戦後初期留學教育史料彙編—留學日本事務（2）』（国史館、2003年）。

⁷² 呉のことについては、呉克泰『呉克泰回憶録』（人間出版社、2002年）99頁、呉佳璇『台湾精神医療的開拓者—葉英堃伝記』（心靈工場文化、2005年）74頁に言及がある。康については、「清朝の忠臣康有為の孫娘で康保敏と名乗った。日本語が私たちほどには上手でなかったため、よく私たちからノートを借りていた」という回想がある（楊蓮生『診療

後述するように、1942年11月、広東省主席は台湾総督を訪問した時、広東から台湾に派遣された警察官や留学生が世話になったことに対し謝辞を述べた。しかし、終戦直後、台湾をめぐる政治的環境が一変し、汪政権派遣の中国人留学生は微妙な立場に立たされ、苦境に陥ることになった⁷³。

第3節 広東省主席と台湾総督の相互訪問

(1) 広東省主席の台湾訪問

日本軍の広東占領後、日本の種々の要人の広東視察が行われることになるが、1940年4月に広東を視察した拓務大臣の小磯国昭はその典型である。小磯は、台湾南部の高雄から海軍飛行機に便乗して広東視察に向った。彼は、「軍司令官安藤利吉中将以下多数の出迎を受けて着陸し、軍司令部指定の宿舎に入り、翌日から広東に在る陸海軍両司令部を訪問して政府からの慰問の誠意を伝へ、佐藤賢了参謀長の案内で碇泊場司令部、広東防衛陣地の情況、広東市街の視察等を遂げ、尚、一般戦況の説明をも聴取した」が、「南寧方面第一線往訪をも之を略」せざるを得なく、3～4日間の広東滞在の後、次の海南島視察に向った⁷⁴。

1940年5月、汪政権下の広東省政府が成立すると、その視察は活発に行われるようになる。広東総領事館警察署の「知名人士来往状況」報告によれば、同年5月11日から6月20日までの間、衆議院議員だけでも、小山倉之助・松本忠雄・芦田均・田中亮一・福田悌夫の名前を見い出すことができる⁷⁵。芦田の日記によれば、5月14日に澳門から広東に到着し、16日には市長の彭東原と広東省主席代理の陳耀祖を訪ね、広東から台湾滞在をへて日本に帰っている⁷⁶。かかる政治家の広東視察は、中国視察の一環として行われて、日本軍慰問と各地の要人との接触が主たる目的であった。

秘話五十年——台湾医の昭和史』中央公論社、1997年、41頁)。

⁷³ ある留学生は、台北の吉見裁縫学園の経営者に対して、「私達は汪政府の方から来ているので同じ本国でも進駐して来た政府は敵です……先生是非残って私達を助けて下さい」と泣きすがった(吉見まつよ『波浪の舵』吉見学園、1970年、126-127頁)。また、台北帝大附属医学専門部に入学した康保敏ほか2人は、教育部の役人に呼び出された。その結果、留学生の資格は取り消されて、官費の支給も中止された。ただし、「漢奸」の罪は追究されないので、引き続き勉強できた、とする(黄称奇『撐旗的時代』悦聖出版社、2001年、171-172頁)。

⁷⁴ 小磯国昭『葛山鴻爪』(丸の内出版、1968年)696頁。

⁷⁵ 「昭和15年6月11日から昭和15年7月18日」JACAR : B02031670800、支那要人消息雑纂 第4巻(A-6-1-0-1_004)(外交史料館)。

⁷⁶ 福永文夫・下河辺元春編『芦田均日記1905-1945』第4巻(柏書房、2012年)326-328頁。

当時広東省のトップを務めていたのは、汪夫人陳璧君の実弟である陳耀祖であった。陳は、広東省代理主席を務めて、省政の運営を任されていた⁷⁷。彼は、1944年4月、重慶側の「暴力団」員に暗殺されるまで、省政の運営を4年間ほど担当していた⁷⁸。この間、1942年11月、陳は台湾を訪問したが、これは日本軍の要請を受けて行われた日本視察の一環であった。

日本は、広東に対する政治工作で、「粵人治粵ノ方針ヲ尊重」⁷⁹すると強調し、広東人が広東を治める形にした。1938年12月、彭東原を委員長とする広東治安維持会の発会式が行われたが⁸⁰、この会の関係者をはじめ、戦時下、広東の要人は日本視察・訪問を行っていた。

例えば、①1939年5～6月、広東治安維持会委員廖銘を団長とし、南支派遣軍囑託の橋善三が案内者を務めた広東訪日経済視察団⁸¹、②同年6～7月、同会副委員長の呂春栄の夫人の劉慧瓊を団長とし、南支派遣軍囑託の小堀栄一が案内者を務めた広東婦女訪日団⁸²、③同年10～11月、同会副委員長の呂春栄一行の北支・満洲・朝鮮・日本各地視察団⁸³、④1940年10月、広東省東区行政督察專員の陳光烈を団長とし、連絡官の桂五郎が引率した潮汕地区訪日視察団⁸⁴、⑤同年10月、紀元二千六百年式典に参列するために東京に来ていた広東

⁷⁷ 陳耀祖「広東を復興するの途徑」『財政』第5巻9号（1940年8月）。

⁷⁸ 陳は、名古屋帝国大学病院で治療を受けた汪兆銘の見舞いに行けずに、生涯を閉じた（『満洲・支那事変見聞録 語っておきたいことども』勘十会、1968年、20頁、防衛研究所蔵、登録番号：支那一参考資料-4）。日本政府は、陳に勲2等旭日重光章を贈与した（「故中華民國元広東省省長陳耀祖叙勲の件」JACAR：A10113498700、老蘇生「陳広東省長耀祖追悼法要に就て」『大日』第313号、1944年4月）。陳の後任の陳春圃も、終戦直前の褚民誼省長も汪夫人の一族であった。

⁷⁹ 『自昭和13年11月（復帰）至全14年12月 広東情報』（台湾銀行所蔵日治時期文書、中央研究院台湾史研究所の台湾史档案資源系統より引用、識別号：T0868_01_01242_0616、第40・72画像目）。

⁸⁰ 南支派遣軍報道部編『広東誌』（広東東洋文化研究所、1940年）380頁。当日の光景は、「彭東原委員長呂春栄副委員長ヲ中心ニ八千餘ノ会員集合結成式ヲ举行シ終ツテ約三百台近クノトラックニテ蔣政權ノ排撃ト防共ノ大旗ヲ揚ゲ市内ヲ行進シ」た、と伝えられた（『広東情報』第140～141画像目）。

⁸¹ 「軍務課 広東訪日経済視察団に関する件」JACAR：C07091184900、昭和14. 6. 7～14. 6. 30日 陸支普大日記（防衛研究所）、「広東訪日経済視察団座談会」「華南の経済開発と日本及日本人」『興亜産業経済大観』（実業之世界社、1939年10月）。

⁸² 「広東訪日婦女団団員名簿及日程の件」JACAR：C04121106600、昭和14年「陸支受大日記」第37号（防衛研究所）、「広東訪日婦女団座談会」『部報』第67号（1939年7月）、石応蓮（広東婦女維持会会長）「訪日帰来個人之観感」『華文大阪毎日』第3巻5期（1939年9月）。

⁸³ 「広東特務機関 広東治安維持会副委員長一行視察旅行の件」JACAR：C07091339900、昭和14. 11. 7～14. 11. 30 陸支普大日記（普）（防衛研究所）、「対岸から親善視察団続々来る」『台湾自治評論』第4巻11月号（1939年11月）。

⁸⁴ 「汕頭訪日視察団陸軍部隊及同学校見学の件」JACAR：C04122481900、昭和15年「陸支密大日記 第38号 1/2」（防衛研究所）。

市長彭東原⁸⁵、⑥同年11～12月、広州市立教育局督学官李繼唐を団長とし、広東陸軍特務機関広州市政府連絡官の高橋勉が引率した視察団⁸⁶、⑦1941年1月、広東省教育庁長林汝珩を団長とした日本教育視察団があった⁸⁷。その殆んどは台湾経由で日本に行っていた。彼等は日本の主要な都市や施設と、日本の統治下の台湾を訪問することで、日本の政治家や実業家などと交流を深めるとともに、その途中、在日華僑に対しても日本指導下の広東の安定を説いていた⁸⁸。

こうした一連の視察団の中でも、陳は省主席であっただけに、彼の台湾訪問には格別の意味があった。陳によると、台湾訪問は、陸軍特務機関の矢崎勘十少将の提案に由来したという。矢崎は、1940年3月に広東特務機関長を務めていたが、その後、香港総督府総務部長を経て、1944年8月に南京政府最高軍事顧問となる。こうした経歴からも明らかのように彼は、日本と汪政権の間で重要な役割を果たした人物であった⁸⁹。陳は汪の許可を得て台湾を訪れていたが⁹⁰、それは台湾からの援助の獲得や、台湾当局との連絡などが当面の急務であるとの、矢崎の提案を受けてのものであった。ここでは、陳の台湾訪問の詳細について、『広東迅報』に基づき整理しておきたい。同紙は、日本軍の広東攻略の直後、台湾の

⁸⁵ 「広東市長ら入京」『朝日新聞』1940年10月30日。彭は、真崎甚三郎等と会っていた（伊藤隆ほか編『真崎甚三郎日記』昭和14年1月～昭和15年12月、山川出版社、1983年、498、503頁）。

⁸⁶ 「広東市立小学校長一行見学に関する件」JACAR：C07091768200、昭和16年「陸支普大日記第1号」（防衛研究所）。詳しい報告書は、国立台湾図書館所蔵『広州市立小学校長日本教育視察団報告書』がある。

⁸⁷ 「広東からの訪日視察団員」『台湾日日新報』1941年1月21日。

⁸⁸ 一例として、広東訪日経済視察団と在日華僑との会合を紹介しておきたい。すなわち、1939年6月2日夜、神戸の華僑の代表（陳澍彬・許慕唐・王重山）は、同視察団を宴会に招いて、広東の状況について質問していた。同視察団は、日本軍が広東のために尽力したことや、治安維持会が広東各地を維持したこと、そして彼等が日本に見倣おうとしたことなどを述べ、在日華僑を感心させた、とする（『広東訪日経済視察団報告書』国立台湾図書館所蔵）。

⁸⁹ 秦郁彦編『日本陸海軍総合事典』（東京大学出版会、1991年）146頁。

⁹⁰ 「汪兆銘與廣州等地往返函電（1）」（国史館所蔵汪兆銘史料、典藏号：118-010100-0025-017）。中國第二歴史檔案館編『汪偽政府行政院會議録』第16冊（檔案出版社、1992年）228頁。

新聞人である唐沢信夫⁹¹が発刊した漢文新聞であった⁹²。また、現地の日本人のために、附録として和文版も発行したが、「同名では良くないので、四月二十九日天長節のお芽出度い日に南支日報に変」えた⁹³。このように同紙は、漢文版と日本語版の両方が出されていたが、広東を視察した日本人が異口同音に同紙を称えたように、日本側に立ったメディアであった⁹⁴。例えば、ジャーナリストの野依秀市は、「民衆を率ゐる点に於て偉大な使命があるのだから前途甚だ有望」と⁹⁵、元衆議院議員の山田毅一は、「広東迅報が、南洋華僑に呼びかける、その力は、偉大である」と書いている⁹⁶。このように広東人および南洋華僑へのプロパガンダとの役割を有する同紙であったため、その利用には注意が必要であるが、陳の台湾行の詳細を報じているので、同紙によりこの陳主席と台湾総督との交流を見ていきたい。

1942年11月2日、陳耀祖広東省主席は空路で台湾へ赴き、長谷川清台湾総督・安藤利吉台湾軍司令官等を公式訪問した。随行者は、建設庁長の張幼雲・省政府秘書長兼広州市長の周応湘・外交部駐広東特派員の周秉三・駐広州綏靖主任公署参謀長の鄭汎薰であった。初日の夜の記者会見で、陳は、総督府や台湾軍と折衝して、台湾との連絡や経済提携について具体的に討論するのが、台湾訪問の真意と述べていた。また、陳は、日本軍が広東側に工場を返したことに感謝した。すなわち、1940年10月、日本軍の管理下に置かれた9つの工場は還付され、「紡績、肥料、硫酸曹達、製紙、製糖の五工場は中国側の直接経営となし、残余の電力、水道、洋灰、麦酒の四工場は日本側業者による委任経営によつて運営を継続してゐ」くことになり、委任運営を担当した日本側業者は、台湾電力会社・台湾拓殖会社・浅野セメント会社・大日本麦酒会社であった⁹⁷。陳は、関係会社の経営により、工場

⁹¹ 唐沢は、1923年に早稲田大学卒業後、朝日新聞を振り出しに、各社の記者をしていた。台湾では、台湾日日新報記者（1925年に入社）、新高新報社長、台北市会議員（1935年に当選）を歴任した。1945年8月15日、広東迅報社の多くの職員らは、唐沢の社長室で玉音放送を聞いている（王詩琅『台湾人物表録』徳馨室出版社、1979年、127頁）。唐沢は、「無条件降服の悲報に接し九ヶ月にわたる捕虜生活を終え」て、郷里の長野県に戻り、松本市議会議員等を歴任した（唐沢『新聞人の叫び』信陽新聞社、1952年、1頁、同『茶の間の話』文化春秋社、1964年、346頁）。1975年11月、静岡県でなくなった（『高遠町誌』人物篇、1986年、132頁）。著書に『黎明の台湾』（新高堂書店、1927年）・『明日の台湾』（新高新報社、1929年）・『台湾島民に訴ふ』（新高新報社、1935年）・『私の生活記録』（1956年）・『政治と社会』（鶴林堂書店、1959年）がある。

⁹² 同新聞社の漢文部長の林宝樹、対華部長の徐毓英は、台湾出身であった（山本喜代人編『華南商工人名録』国際情報社広東支局内華南商工人名録発行所、1943年、92 - 93頁）。

⁹³ 「明朗広東を語る」『兵隊』第9号（1939年10月）。

⁹⁴ 同社の所在地（長堤新填地1号）には、のちに興亜院派遣員事務所や広東日本商工会議所も入っている（森良治編『中華民国・満洲国商工録』亜細亜年鑑発行所、1940年、125頁）。同ビルは、日本人の重要な拠点となっていたと考えてよい。

⁹⁵ 野依秀市『南北支那現地要人を敲く』（秀文閣書房、1940年）137頁。

⁹⁶ 山田毅一「南支皇軍慰問の旅（3）」『南進』第5巻1号（1940年1月）。

⁹⁷ 杉田才一『新生の広東経済』（同盟通信社、1942年）51 - 55頁、「一年来的広東新建

の業績が非常によくなったことに対して感謝を示した⁹⁸。2日目に、一行は台湾神社と護国神社を参拝して、陸軍病院や博物館、台北市内の参観を終えて、総督の招宴に出席した。陳は宴会の席上、広東の台湾関係の病院が多くの人患者を診療したこと、広東から台湾に派遣された警察官や留学生が世話になったことなどに対し謝辞を述べた⁹⁹。3日目は、台北帝国大学等の参観を終えて、軍司令官の招宴に出席した。4日目は、総督府専売局などの参観を終えて、実業界懇談会の招宴に出席した¹⁰⁰。5日目は、台北近郊の草山（現在、陽明山）に足を伸ばして名勝を遊覧した。6日目、陳は草山に残ったものの、他の随員は実業界との懇談を行った¹⁰¹。1週間ほど台湾に滞在して広東に帰った陳は、台湾訪問の感想を聞きに来た記者に対して、日本の台湾統治を模範として学べるところが多いこと、今後台湾との関係がますます発展することを期待していると述べた。陳は省政府の礼堂で、300人以上の官僚等に対して、台湾訪問の経過について説明し¹⁰²、汪兆銘に対しても、台湾総督が広東への援助を約束したことや、台湾軍司令官が、台湾で広東発展への援助に尽力するのみならず、東京の方でも広東のために協力すると語ったこと、一行が台湾での見学に感銘を受けたことなど、台湾視察についての報告を行った¹⁰³。

総督府は陳主席への答礼として、総務長官の斉藤樹が広東を訪問することになった。斉藤の広東訪問について、『広東迅報』は社説で歓迎の意を示すとともに、「技術人才、工業原料、商業資本等」の援助の拡大や、「海上交通、物資交換等」の具体的な案作成の必要性を説いていた¹⁰⁴。11月9日、海南島視察を終えた斉藤は広東に行き、広東省財政庁長等の中国人・矢崎特務機関長・総督府出張所所長・広東迅報社長の唐沢等の出迎えを受けた。斉藤は、広東神社の参拝を終えて、台湾関係者や陸軍特務機関・報道部・憲兵隊本部・海軍武官府等を視察訪問した。翌日には、省政府・総領事館・市政府・台湾関係の各施設を

設『新亜』第8巻1期（協栄印書館、1943年1月）8-9頁。既述のように、日本軍の広東攻略後、台湾総督府による占領地協力は、現地の3省連絡会議の要請に基づいて行われた。この広東省営工場に関する調査も、同会の要請により、総督府は調査団を広東に派遣し、製糖などの工場に関する調査を実施させた（台湾総督府外事部編『支那事変大東亜戦争二伴フ対南方施策状況』1943年、165頁）。

⁹⁸ 「昨赴台湾公式訪問」「陳主席在台湾会見記者団発表談話」『広東迅報』1942年11月3・7日。

⁹⁹ 「陳省主席訪問台湾備受官民盛大歓迎」「台湾総督盛宴招待」『広東迅報』1942年11月6・8日。

¹⁰⁰ 「出席軍司令官宴会」『広東迅報』1942年11月7日。

¹⁰¹ 「懇談経済各問題」『広東迅報』1942年11月9日。陳が台北の鉄道ホテルで開く催しの招待状は、「陳耀祖書簡」として、総督府交通局総長であった副見喬雄の関係文書（憲政資料室所蔵）に保存されている。

¹⁰² 「訪台公畢昨日返粵」「訪問台湾後観感」「陳主席報告訪台経過」『広東迅報』1942年11月10・11・12日。

¹⁰³ 「汪兆銘與廣州等地往返函電（2）」（汪兆銘史料、典藏号：118-010100-0026-055）。

¹⁰⁴ 「歓迎台湾答礼使蒞粵」『広東迅報』1942年11月10日。

視察訪問した。斉藤は、忙しい日程の中、陳主席・日本軍の最高指揮官・新聞記者等と会っていた。11日、斉藤は香港視察に赴いた¹⁰⁵。

こうした陳主席の台湾訪問は、『広東迅報』以外にも、広州で発行された汪政権下の中国語新聞『中山日報』によっても報じられていた¹⁰⁶。この訪問を通して水面下で何が会談されたかは、他の資料の発掘による検証が必要であるが、少なくとも同紙を通じ、省主席の台湾訪問と答礼としての総務長官の広東訪問は、「日支親善」「新東亜建設」などの謳い文句の下、広東と台湾との親善と交流の促進をアピールしていたのである。

(2) 台湾総督の広東視察

日中戦争の前後、日本人の引揚や中国人の避難などにより、広東の人口はその変動が大きかったため、正確な数字は把握しにくい。当時の新聞や雑誌を通観すると、人口は一時的に半減したが、回復は意外にも早かったとの観測が多く、その具体例として、日本旅行協会の雑誌記事を挙げることができる。すなわち、「事変前百二十萬の人口を有して居つた大広東市も、一時は、その人口も半に減じた、が今やその人口は六十萬を超え……抗日の本場であるにも拘らず対日感情は思つたよりもいゝ、日支共存共栄の理想の下にあの南国的近代都市広東が昔の姿に帰るのも遠くはないであらう」¹⁰⁷と、広東が本来の繁栄を取り戻したかのようなことを日本国内外の読者にアピールしていた。1942年7月現在の統計データで見ると、華南における在留日本人は17,677人であった。その中で、広東は9,430人、海口は5,075人、廈門は2,056人、汕頭は1,066人、澳門は50人、の順であった。さらに広東にいた台湾籍民は4,663人、朝鮮人は551人であった。広東にいた在留邦人は、日中戦争前のそれと比べれば、20倍以上の伸び率であった¹⁰⁸。

広東における日系実業者の成長状況について、外務省通商局が作成した調査報告に基づいて見ておこう。1937年12月現在の「在外本邦実業者調」によれば、在広東総領事館管内の日系実業（銀行・会社・洋行など）で、同年8月までの取引高が1万円以上に達した社

¹⁰⁵ 「昨日乗機抵粵情形」「昨拜訪省市政府」「前日飛抵香港情形」『広東迅報』1942年11月10・11・14日。「建設に励む現地官民台湾の協力に感謝」「相触れる心の琴線躍進広東の多幸を祈念」『台湾日日新報』1942年11月14・17日。

¹⁰⁶ 「陳省主席昨晨赴台湾拜訪総督及軍司令官」1942年11月3日、「陳主席一行抵台北備受軍官民大歓迎」11月5日、「陳省主席一行出席台湾総督招待宴」11月6日、「陳省主席在台湾会见記者団発表談話」11月7日、「陳主席遊台北名勝台督盛宴招待」「粵台之間」11月8日、「陳省主席随員与台湾実業界懇談」11月9日、「陳省主席訪台公畢昨偕各員乘機返省」11月10日、「陳省主席対記者談訪問台湾後観感」11月11日。

¹⁰⁷ 「平和に蘇る広東」『旅』第16巻4号（1939年4月）。

¹⁰⁸ 大蔵省管理局『日本人の海外活動に関する歴史的調査』第18巻中南支編（ゆまに書房、2002年）124 - 125、463頁。

数は、計 29 社であった¹⁰⁹。日本軍の広東攻略後、1939 年 12 月現在「在外本邦実業者調」によれば、在広東総領事館管内の日系実業で、1 年間の取引高が 1 万円以上に達した社数は、計 207 社（広東市 184、広東市外 23）であった¹¹⁰。会社の数だけで見ると、10 倍ほど成長したことがわかる¹¹¹。1941 年 8 月 20 日時点の調査によると、台湾総督府広東出張所や博愛会・共栄会など、台湾関係の機関で広東に投資した金額は 133 万以上に上った。また、台湾電力広東支店や台湾拓殖広東支店など、台湾関係の実業団体で広東に投資した金額は 830 万以上に上った。総計 964 万余であった¹¹²。総督府をはじめ、台湾関係の機関と実業者が投下した資本・扱った物資等は、従前の日本と広東との薄い経済関係をより緊密にすることになる。かかる政治的・経済的情勢の転換に伴って、現地に暮らしていた在留邦人の社会が形成したのである。

1940 年 11 月、元海軍次官等を歴任した長谷川清海軍大将が台湾総督に就任した¹¹³。翌月、長谷川は神戸出帆の大和丸に乗って台湾に赴任する¹¹⁴。前述のように、この時点で、厦門・広東・海南島はすでに日本の勢力下にあった¹¹⁵。長谷川は総督在任中に華南視察を実現させるが、以下その内実を明らかにしてみたい。

1942 年 6 月、長谷川は厦門の視察を行うことになる。彼は厦門神社を参拝して、鼓浪嶼

¹⁰⁹ 『海外日本実業者の調査』第 7 巻（不二出版、2007 年）215 - 216 頁。

¹¹⁰ 『海外日本実業者の調査』第 8 巻 112 - 117 頁。広東に渡った台湾人については、従来あまり語られてこなかったが、戦後名をなした実業家もいる。戦後台湾の大企業である東元電機廠股份有限公司の偕林波士は、専修大学卒業後、戦時下の広東に赴いて水産会社に勤めたと回想している（李庭蘭『創造財富の人』第 1 集、経済日報社、1976 年、224 - 225 頁）。こうした会社・事業の実態についての検証は、今後の研究が待たれるが、ここでは一例として台湾人の林清経を紹介しておきたい。1939 年 12 月現在「在外本邦実業者調」によると、林の「ハヤシ製作所」は、日本人 12 人・中国人 53 人を雇っていた。林は、1940 年 9 月 28 日、台湾人の有力者の林献堂を訪問し、広東で設立した鉄工場の建設などについて語っていた（許雪姬編『灌園先生日記』第 12 冊、中央研究院台湾史研究所、2006 年）。

¹¹¹ 遠藤寛六郎（商工省貿易通信員）によると、「本邦各界有力商社ハ殆ンド嚮ヲ並ベテ広州市ニ進出、夫々貿易ニ、金融ニ、開発ニ力強キ活動ヲ開始シテキル（中略）枚挙ニ遑ナク花形会社ハ殆ンド網羅」されている、とする（『最近広東ノ展望』1940 年 2 月、手書き、公益財団法人東洋文庫所蔵）。

¹¹² 平野健編『広東之現状』（広東日本商工会議所、1943 年）300 - 301 頁。同書収録の資料は、1941 年 8 月 20 日時点の調査と書かれていたが、「昭和 15 年 8 月迄」と書かれた資料（田中備「南支那（広東）・台湾連繫の方途」『台湾時報』第 288 号、1943 年 12 月）もあるため、実際の投資額は、より多かったと考えられる。

¹¹³ 大園市蔵編『長谷川南方総督の巨歩』（新時代社台湾支社、1941 年）1 - 13 頁。同書は、呉三連台湾史料基金会（台北）に所蔵されている。

¹¹⁴ 長谷川は、台北帝国大学で開かれる日本社会学会大会の出席者や、「文芸銃後運動で渡台する火野葦平、久米正雄、吉川英治の作家たち」と同船して、「大へんにぎやかであつた」という（桜井庄太郎「台湾の旅から」『社会学徒』第 15 巻 1 号、1941 年 1 月）。

¹¹⁵ 長谷川清「南方発展と台湾統治」『国民知識』第 8 巻 6 号（1941 年 6 月）、同「南進基地としての台湾の重要性」『南』第 1 輯（台湾総督府情報部、1941 年 11 月）。

で対岸の中国陣地についての説明を聴取した¹¹⁶。廈門で撮られた写真は興亜院廈門連絡部によって、『長谷川台湾総督閣下廈門視察記念写真帖』としてまとめられた。そこには、出迎への李思賢廈門市長や福田良三興亜院廈門連絡部長官等の姿、長谷川が視察した海軍の上陸地点・至誠会・学校・病院の様子を見ることができる¹¹⁷。また、同年8月、長年廈門にいた台湾関係者が『廈門台湾居留民会創立三十五週年記念誌』を編纂した際、長谷川総督が興亜院廈門連絡部と総領事館を訪問した時の写真を記念誌に掲載したことからも、台湾総督の廈門視察がいかに重要視されていたかを確認できる¹¹⁸。

翌1943年4月、長谷川は、海南島・広東・香港の視察を行うことになる。4月13日、総督一行は空路海南島に赴き、石碌鉄山建設工事などを視察した。案内世話役をしたのは海南島開発事務部次長の河野司であった¹¹⁹。その後、長谷川は海南島北部の海口（地名一筆者注）などを視察して、広東に移動した¹²⁰。18日、彼等は広東に到着、日本側の南支軍最高指揮官等の要人、台湾関係者、そして陳耀祖をはじめとする中国側の要人に出迎えられた。総督一行は広東神社参拝の後に訪問・視察活動を行った¹²¹。21日、長谷川は日本占領下の香港に赴いて、磯谷廉介香港総督等の訪問や見学を行い、24日に帰任した¹²²。

『台湾日日新報』の社説は、台湾の対岸関与の視点から、統治初期に台湾統治の基礎を固めた児玉源太郎総督（1898～1906年在任）の後継者として、こうした長谷川の行動を称賛している。さらに同社説は、元総督の川村竹治¹²³の企図として計画された南洋訪問についても言及し、長谷川の代にようやく実施できた初めての総督の海外視察を高く評価している。すなわち、「台湾総督として海外視察に向つたことは、長谷川総督を以て最初とするが、曾て此の種の計画が無かつたかといふと必ずしも然らずであり、児玉総督時代には、

¹¹⁶ 「長谷川総督廈門へ」「復興廈門の面目躍如」『台湾日日新報』1942年5月27日・6月6日。

¹¹⁷ 写真帖の画像閲覧は、中央研究院台湾史研究所檔案館の協力を得た。

¹¹⁸ 台湾居留民会三十五周年誌編輯委員会『廈門台湾居留民会創立三十五週年記念誌』（廈門居留民団、1942年）。

¹¹⁹ 河野司「長谷川総督と海南島」『長谷川清伝』（長谷川清伝刊行会、1972年）295頁、河野司編『海南島石碌鉄山開発誌』（石碌鉄山開発誌刊行会、1974年）461頁。1982年、河野は、36年ぶりに海南島を訪ねて、かつての海南島開発者の立場で、日本が現地に残した「遺産」の状況を記している（河野司『再見、四十年 中国海南島紀行』双流社、1983年）。

¹²⁰ 「傷病勇士を慰問」『台湾日日新報』1943年4月22日。

¹²¹ 「長谷川総督出発」『台湾日日新報』1943年4月14日、「海口に到着」「長谷川総督広東着」4月20日、「南方建設に益々努力」4月25日、「日華親善風景展開」4月27日、「長谷川総督、広東に於る動静」4月28日、「長谷川総督視察、広東歓喜」5月2日。

¹²² 「台湾、南方建設に協力」『朝日新聞』1943年4月25日。

¹²³ 1928年7月、総督着任後の川村は、自ら直接南洋各地を視察することを考えた。結局、田中義一内閣の退陣に伴い、川村も総督の座を離れたため、彼の南洋訪問計画は実現せずに終わった。

福建省不割譲問題等をめぐってかなり積極的な動きを見せ、又川村総督も親ら南方方面に視察を遂げんとする企画を樹てたかに聞き及んであるが、実現を見るに至らずして任を去つた。さういふ意味で今回長谷川総督の南支方面における視察行は台湾統治史の上に一時期を劃したものであり、大東亜戦争下における台湾の使命や立場については、万人等しく再認識を要するものと思料される」、とする¹²⁴。この社説以外にも、「各現地当局の心からなる歓迎振りに接しこれは独り長谷川総督に対してではなく台湾全体に対するものとして誠に感銘深いものがあつた」と、未曾有の快挙を成し遂げた総督として、これを評価した¹²⁵。同年6月号の雑誌『婦女世界』（広州、協栄印書館出版）には、4月に広東神社を参拝した大東亜省大臣青木一男の写真と、陳耀祖を訪問した長谷川総督の写真が同頁に掲げられている。陳から汪兆銘への報告によると、南方視察の途中、広東を駆け足で訪問した青木は、「慈善救済費」として国幣1万円を広東総領事を通じて広東省に贈った、とする¹²⁶。日本・台湾と汪兆銘政権下の広東が、「日華提携」という構図で合流した瞬間は、この頁の写真が象徴していた。

このように、長谷川台湾総督は1年以内に2度の華南視察を行い、日本側の興亜院廈門連絡部長官や日本軍の指揮官、中国側の廈門市長や広東省長をはじめとする要人等と交流を深めるとともに、建設中の工事などを視察することにより現地の資源、これら地域に進出した日本人と台湾人の状況を的確に把握することができたと考えられる。当該期、太平洋上における日本軍は劣勢に転じつつあった。これに伴い、長期化し泥沼化する中国戦線への戦力の充当は困難な状況に追い込まれていく。日本軍占領下の華南地域、さらには、同地域を通じた中国戦線への支援をめぐり、地政学的近さにあつた台湾への期待が増大したことは想像に難くない。長谷川の広範な華南視察は、かかる期待を背景に行われたと考えられる。

台湾総督自身は南洋視察に行くことはなかったが、総務長官の斉藤樹はこれを行ってきた。1942年5月、斉藤は約2週間のフィリピン視察を行った。さらに、1943年8月、彼は約1ヶ月間で、「比島、ボルネオ、ジャワ、昭南、スマトラ、仏印の各地を廻り現地軍幹部をはじめ本島出身の司政長官或は民間人等」と意見交換していた¹²⁷。このように、戦時下に総督が企図した「南支」視察と、総督を代理した総務長官の「南方」視察によって、総督府上層部の「南支南洋」地域における行動領域は広がったものの、それは従来の総督の

¹²⁴ 「大東亜隣組と台湾の立場」『台湾日日新報』1943年4月27日。

¹²⁵ 「不可分の隣組南方脈打つ台湾の底力」『台湾日日新報』1943年5月11日。

¹²⁶ 「民國32年汪兆銘與廣州各方往返函電(2)」(汪兆銘史料、典藏号：118-010100-0028-024)。

¹²⁷ 「斉藤長官近く比島へ」「比島開発へ積極協力」『台湾日日新報』1942年5月13・30日、「斉藤総務長官南方へ」1943年8月5日、「台湾の南方協力強化」「何処でも評判のよい現地の台湾関係者」1943年9月4日。

「南洋訪問」の中で期待されていた総督同士の交流とは異なるものになっていた。

おわりに

以上、日中戦争期台湾総督府における日本軍の占領地広東への協力について、総督府の役割を時代の脈絡の中で解明してみた。

日中戦争前まで、広東に在留した日本人が数百人しかいなかったことが示すように、日本と広東の関係は浅く、地盤といえるようなものは築かれていなかった。日中戦争の直後、日本人の引揚によってかかるわずかな勢力もほぼ完全に失われていった。しかし、戦争が長期持久戦態勢に入るなかで、日本内に広東攻略論が生まれることになる。日本軍は戦争解決への一手段として広州攻略の準備をし、1938年10月にそれが実施され、蒋介石率いる国民政府が海外の援助を取り入れる拠点としての広東は、日本の占領地となった。このように、戦局の進展によって、広東は日本人の注目の的となったのである。

台湾総督府は日本軍の占領地経営への協力と、それを実現するための諸準備をしていた。総督府にとって短期間でそのための動員をすることは、時間的にも物質的にもそれほど難しいことではなかった。しかし、陸軍、海軍、そして外務省の間の現地機関である広東連絡会議が主導権を握ったため、総督府の役割が限られたのも事実であった。占領統治の骨格になる軍政分野に関与することには制限と限界があった。他方、広東のインフラ整備への援助や、医療水準の向上への貢献、学校教育で使われる教材への編纂協力、広東省派遣の留学生など、民政面での関与や協力体制が構築され実行に移されていった。

さらに、広東省主席の台湾訪問と台湾総督の広東視察を分析することにより、両地のトップの意思疎通ができていたことを確認した。このように台湾と広東が政治的に接近する過程を、長年台湾に眠っていた広東関係資料、とりわけ台湾総督府図書館の資料を受け継いだ国立台湾図書館所蔵の『広東迅報』や、種々の視察団の活動を記した報告書とともに、中華民国国史館の档案を用いることにより解き明かした。日中戦争が泥沼化する中で実現した軍出身総督の広東を含む華南視察については、従前の民政面だけでなく兵站をはじめとする軍事面での台湾への期待が高まっていたことを推量することができる。しかし、かかる交流の水面下で具体的に何が目指されたかについては、資料の制約により、残念ながら明らかにすることはできなかった。今後の課題としたい。

終章 総括と展望

冒頭で述べたように、越境する人々をどのように統制するか、それは統治の安定を示す指標になるであろう。日本統治期の台湾は、統治初期の混乱をへて、台湾総督府による統治が拡大し、台湾全体をコントロールできるようになる。日本は台湾統治の実績をもって、世界に対し異民族を統治する能力のある文明国であることを示すことになる。これとは対照的に、地政学的に台湾に近い中国の華南地方は、必ずしも安定した状態にはなかった。周知の通り、革命をへた中国は、まもなく各地に割拠する軍閥の内戦によって混乱を続けた。1920年代後半、北伐が行われることで統一政権は漸くできたのである。しかし、各地は依然として有力な軍人が牛耳っていた。この間、日本統治下の台湾と中国の華南地方それぞれの、また日中関係の有り様の変化は極めて大きかった。このような時代の変化の中で、国境を越え華南地方に暮らしていた台湾人が、本研究で注目した台湾籍民である。

かかる台湾籍民は、日本が台湾統治を開始以降、台湾統治の内実を探る上で格好の考察対象となる。台湾籍民への対策は、時代が下るにしたがって確立されることになり、時代の変転とともに変化することにもなる。以上の問題意識に立ち、本研究は、近代日本における台湾籍民政策の展開を長いスパンで考察してきた。

日本が台湾統治を開始した初期、台湾総督府は、抗日勢力の平定をはじめ、統治基礎を固める制度作りなどを最優先課題とし、対岸に進出した日本人と台湾住民の管理制度を最初から十分に確立できていなかった。そのため、華南地方で問題として急浮上したのが、旅券（総督府発給の渡航証明書）を手にして台湾籍民を自称する清国人（「假冒籍民」）であった。台湾籍民は旅券をもって日本人であることを主張でき、有利な立場に立つことができた。とりわけ訴訟関連の問題が起きた時には、治外法権の恩恵で清の法律に裁かれることなく、日本領事の保護を求めることは最大のメリットであった。しかし、その旅券が売買など何らかの手段で入手しやすいので、旅券を濫用した者は日本領事を非常に困らせていた。このように、2つのタイプの越境者が共存したことになる。一つは、国境を越えた「帝国臣民」（台湾住民および日本人）、もう一つは、上記の越境者から旅券を買った清国人、或いはわざわざ台湾に行き旅券を入手した清国人であった。

急増する台湾籍民を管理・取り締まるため、厦門および福州に駐在する日本領事は、一方で台湾総督府に対し、渡航管理制度を強化するよう求める。他方で、日本の法律である「清国及朝鮮国在留帝国臣民取締法」に照らして、在留禁止処分を実施することに

なる。假冒籍民が淘汰される 1910 年代初頭まで、在留禁止処分を受けた台湾籍民が 29 人、日本人が 33 人であった。これら在留を禁止された人物のリストと、外務省と台湾総督府が假冒籍民を淘汰するために作成した資料とを照らし合わせると、日本領事館での登録を抹消された台湾籍民（厦門・福州・汕頭で計 322 人）の中、在留禁止経験者は 1 人に止まっていた。これは、約 300 人の台湾籍民はそれまでに一度も在留禁止命令を受けていなかった事実の裏返しでもある。日本領事が行った在留禁止はある程度効果を発揮したが、裁量の基準は不明と言わざるを得ない。その理由として考えられるのは、領事館の人員に限りがあったことや、領事館と台湾総督府との連携が構築されていなかったことが挙げられる。したがって、本来在留を禁止されるべき潜在的な人数はより多かったと推量できる。

こうした状況下、対岸の日本領事館と有効な協力関係を構築するため、台湾総督府は、府事務官を対岸の日本領事に兼任させることになる。同制度の成立は 1917 年であった。その結果、制度上、台湾総督府は、台湾籍民の把握・管理・取締・指導や、台湾に輸入される中国の新聞・雑誌の取締等を、対岸の日本領事に当たらせることができるようになった。さらに、対岸領事との関係を強化するため、総督府は年度末に或いは領事の更迭に際して、賞与金を領事館に与えることになる。こうして、台湾総督府は、権限上、外交に関する権限を持たなかったにもかかわらず、対岸領事を指揮することで華南地方への影響力を強めていった。

中国の政治変動は大きく、その影響が台湾に波及しかねないことを、台湾総督府は常に懸念していた。したがって、台湾総督府および台湾軍は中国情報を得ようとしていた。台湾軍は独自のインテリジェンスを持っていたと考えられるが、その全貌は資料的制約もあり、未だにわからないが、総督府のそれについては少なくとも 2 つの情報源があったと考えられる。領事情報および、総督府が「囑託」という形で依頼した人物からの情報であった。

在中日本領事の提供する情報に基づき、台湾総督が具体的にどのような指示を出していたのか、日記を残した田健治郎総督（1919～1923 年在任）を取り上げて考察してみた。そこからは、台湾総督が華南地方の情勢を注視していたこと、対岸の軍人との間に安定した関係の構築を試みたことを知ることができる。しかし、台湾総督と軍閥との交流は必ずしもうまくは行っていなかった。1920 年代前後、中国のナショナリズムが高揚し始め、その鋒先は次第に日本人に集中しつつあった。日本人である台湾籍民は、日ごろの行いが華南地方の中国人から嫌悪されて、中国人との関係も悪化することが度々あった。こうした状況下、第一線で排日への対策に取り組んだ日本領事は、かなりの役割を果た

し、台湾総督府からは非常に評価されていた。このように、対岸領事の総督府事務官兼任を追うことによって、台湾籍民の生命・財産等を保護する意識が台湾総督府の中で明確になり始めたことが見えてくる。

対岸の日本領事に事務を依頼するほか、台湾総督府は情報源となる人物を中国の重要な都市に配置することで、台湾籍民に関する情報を入手することになる。かかる台湾総督府の情報網に関わった人物に、総督府が現地で採用した台湾籍民が存在したことは注目される。実は、台湾総督府が、「高等警察に関する事務」を台湾人に嘱託したのは、田健治郎総督の任期中に、東京にいた台湾人や台湾人留学生を利用したのが嚆矢である。その後、同様の手法は、中国にいた台湾籍民をも対象に、拡大運用されることになったのである。

これまで見てきたように、1900年前後から1930年代にかけて、台湾総督府は台湾籍民対策を展開するため、種々の方法を利用し、籍民を統制下に置こうとした。しかし、日中関係が次第に緊張し、客観的状況が変わると、新たな局面が展開される。その最たるものは、日中戦争の勃発がもたらした打撃であった。

1937年7月に日中戦争が勃発した後、台湾籍民の多くは日本領事の命令に従い華南地方を離れることになった。この時の避難で1万人前後の台湾籍民および日本人は、財産などを残したまま引き揚げざるを得なかった。ところが、1938年5月に日本軍は廈門を、10月には広東を占領し、事態は逆転した。戦局の進展に伴い、台湾総督府は迅速に人員（官僚・技術者等）を動員したり、多くの物資を提供したりして、日本軍の要請に答えていった。軍政分野には関与できなかったものの、台湾総督府は、長年蓄積されてきた台湾統治の経験、とりわけインフラの整備や教育、警察などの整備を、対岸における日本軍占領地の民政分野に援用していった。

戦時下、廈門および広東にいた台湾人および日本人は、戦前のそれを上回るようになり、特に従前日本人も台湾籍民も殆んど行かなかった広東でも、在留邦人の増加が顕著になる。そこからは、台湾と華南地方との関係が短時間で緊密化されたことを確認することができる。しかし、1945年8月、日本の敗戦により、日本人でなくなった台湾籍民は、中国政府の「漢奸狩り」などで苦難を強いられることになる。多くの台湾人は辛うじて台湾に帰ることができた。こうして、台湾籍民は完全に歴史の舞台から消えてなくなったのである。

以上、本研究は、日本統治期台湾籍民に対する日本の政策の展開過程の一部を考察してきたが、論じ残した課題もある。例えば、台湾人の越境移動に派生した財産の問題、犯罪の問題、密航の問題、さらには、それらに対する中国側の政策や、戦時下日本軍が

台湾籍民をどのように利用したか等々、究明を俟たれる課題は残されている。これら課題は既存研究においても未開拓の領域である。今後も引き続き資料の探索を続け、新たな視点を導入することで、越境をめぐる政治経済史を、台湾籍民という視点から考察していきたい。

史料・参考文献一覧

未公刊史料

・日本

戦前期外務省記録(外務省外交史料館所蔵、アジア歴史資料センターより引用)

「本邦人在留禁止関係雑件」等(外務省外交史料館所蔵、館内閲覧)

「公文雑纂」等(国立公文書館所蔵、アジア歴史資料センターより引用)

「陸支密大日記」等(防衛省防衛研究所所蔵、アジア歴史資料センターより引用)

「近衛文麿文書」等(国立国会図書館憲政資料室所蔵)

伊澤多喜男『台湾統治』(1926年3月、東京大学法学部研究室図書室所蔵)

遠藤寛六郎『最近広東ノ展望』(1940年2月、手書き、公益財団法人東洋文庫所蔵)

「連絡部職員ニ関スル調(昭和14年7月1日現在)」(公益財団法人東洋文庫所蔵)

参謀本部「中南支ニ於ケル抗日並居留民ノ引揚状況(8月11日迄)」(1937年8月12日、海軍軍令部第6課「居留民引揚関係綴」、昭和館所蔵)

台湾総督府『第五十七・八回帝国議会説明資料』(首都大学東京図書館蔵)

台湾総督府『第六十回帝国議会答弁資料』(東京大学経済学図書館蔵)

・台湾

台湾銀行所蔵日治時期文書(中央研究院台湾史研究所档案館所蔵)

台湾総督府档案(国史館台湾文献館所蔵)

汪兆銘史料(国史館所蔵)

日治法院檔案資料庫(http://tccra.lib.ntu.edu.tw/tccra_develop/)

「長谷川清文書」等(中央研究院台湾史研究所档案館所蔵)

公刊史料

朝雲新聞社『中国方面海軍作戦〈1〉』(1974年)・『中国方面海軍作戦〈2〉』(1975年)

厦門市档案館・厦門市档案局『近代厦門教育档案資料』(厦門大学出版社、1997年)

伊藤隆・照沼康孝編『畑俊六日誌』(みすず書房、1983年)

伊藤隆ほか編『真崎甚三郎日記』昭和14年1月～昭和15年12月(山川出版社、1983年)

王学新『日抛時期籍民與南進史料彙編與研究』（国史館台湾文献館、2008年）
王学新『日抛時期在台華人史料選編』（国史館台湾文献館、2013年）
大蔵省管理局『日本人の海外活動に関する歴史的調査』第18卷中南支編（ゆまに書房、2002年）
外務省『外務省警察史』第4卷（不二出版、1996年）、第51・52・53卷（2001年）
外務省『外務省執務報告 東亜局』第3・4卷（クレス出版、1993年）
外務省通商局編『海外日本実業者の調査』第7・8卷（不二出版、2007年）
郭杰、白安娜『台湾共産主義運動与共産国際（1924-1932）研究・檔案』（中央研究院台湾史研究所、2010年）
角田順（校訂）『宇垣一成日記』（みすず書房）
加藤聖文監修・編集『海外引揚関係史料集成（国外篇）』（ゆまに書房）
北河賢三・望月雅士・鬼嶋淳編『風見章日記・関係資料』（みすず書房、2008年）
許雪姬編『灌園先生日記』（中央研究院台湾史研究所）
警視庁史編さん委員会編集『警視庁史』大正編（1960年）
『現代史資料』シリーズ（みすず書房）
小池聖一、森茂樹編集・解題『大橋忠一関係文書』（現代史料出版、2014年）
黄惠君編『林頂立先生史料彙編』（台湾省諮議会、2006年）
小山俊樹監修・編集・解説『近代機密費史料集成 I 外交機密費編』第3卷（ゆまに書房、2014年）
財団法人水交会編『帝国海軍 提督達の遺稿』上（2010年）
渋沢青淵記念財団竜門社編纂『渋沢栄一伝記資料 別巻第2 日記（2）他』（渋沢青淵記念財団竜門社、1965年）
尚友倶楽部児玉秀雄関係文書編集委員会『児玉秀雄関係文書 I』（同成社、2010年）
尚友倶楽部・広瀬順皓編『田 健治郎日記4』（芙蓉書房出版、2014年）
尚友倶楽部・季武嘉也編『田 健治郎日記5』（芙蓉書房出版、2015年）
尚友倶楽部・桜井良樹編『田 健治郎日記6』（芙蓉書房出版、2016年）
台湾総督府警務局『台湾社会運動史』（龍溪書舎、1973年）
中國第二歴史檔案館編『汪偽政府行政院會議録』第16冊（檔案出版社、1992年）
中國第二歴史檔案館編『國民政府公報』
原奎一郎編『原敬日記』第5卷（福村出版、1965年）
春山明哲編『台湾島内情報・本島人の動向』（不二出版、1990年）
福永文夫・下河辺元春編『芦田均日記1905-1945』第4卷（柏書房、2012年）
福建省档案馆、厦門市档案馆編『閩台関係档案資料』（鷺江出版社、1993年）
山辺健太郎（解説）『台湾（2）』（みすず書房、1996年）

山本四郎編『三浦梧楼関係文書』(明治史料研究連絡会、1960年)

林清芬編『台湾戦後初期留学教育史料彙編—留学日本事務(2)』(国史館、2003年)

同時代文献

浅居誠一編『日清汽船株式会社三十年史及追補』(日清汽船株式会社、1941年)

朝日新聞社編『海軍作戦：聖戦二周年の回顧』(1939年)

厦門旭瀛書院『支那事変と旭瀛書院』(1940年)

厦門日本婦人会『厦門日本婦人会会員名簿』(昭和18年1月現在)

厦門博愛会『厦門博愛会厦門医院満五週年紀念誌』(1923年)

安重亀三郎『厦門事情』(厦門日本居留民会1917年)

安藤元節編『台湾大観』(日本合同通信社、1932年)

飯塚知信『南支皇軍慰問行』(著者発行、1941年)

井出季和太『台湾治績志』(長谷理教発行、1937年)

井出季和太『南進台湾史攷』(誠美書閣、1943年)

井上雅二『南方開拓を語る』(畝傍書房、1942年)

潮恵之輔『南隣録』(著者発行、1917年)

大園市蔵編『長谷川南方総督の巨歩』(新時代社台湾支社、1941年)

大田修吉『南方共栄圏建設上に於ける台湾の地位に就て』(台湾総督府外事部、1943年)

大野恭平『南方支那』(著者発行、1913年)

大宅壯一『外地の魅惑』(萬里閣、1940年)

海軍省海軍軍事普及部編『輝く忠誠：支那事変報国美談』第8輯(海軍協会、1939年)

外務省情報部『在支邦人の全面的引揚』(1937年9月)

外務省情報部『支那人ノ日本語及日本事情研究状況』(1930年)

狩野正夫『厦門と広東・南京と漢口』(南洋協会、1938年)

唐沢信夫『黎明の台湾』(新高堂書店、1927年)

唐沢信夫『明日の台湾』(新高新報社、1929年)

唐沢信夫『台湾島民に訴ふ』(新高新報社、1935年)

広州市立小学校校長日本教育視察団『広州市立小学校校長日本教育視察団報告書』(国立台湾図書館所蔵)

広東訪日経済視察団『広東訪日経済視察団報告書』(国立台湾図書館所蔵)

紀州人社『紀州人大観』第5輯(1941年)

久我莊多郎『戦：戦線實話』（大衆文藝社、1939年）
工藤三郎編『翼賛議員銘鑑』（議会新聞社、1943年）
警視庁特別高等課内鮮高等係『事務概要』1924年9月（東京経済大学図書館所蔵）
興亜院厦門連絡部『華僑日本視察感想集』（1941年）
黄菊次郎編『更生厦門の想出』（全閩新日報社、1942年）
小林躋造『支那事変と台湾』（出版者不明、1939年）
澤重信編『日本視察感想集』（澤重信発行、1939年）
澤村繁太郎『対岸事情』（中川藤四郎発行、1898年）
実業之世界社『興亜産業経済大観』（1939年10月）
清水泰次『南支那視察記』（世界思潮研究会、1922年）
謝春木『台湾人は斯く観る』（台湾民報社、1930年）
新高新報社『台湾紳士名鑑』（1937年）
杉田才一『新生の広東経済』（同盟通信社、1942年）
逗子八郎（井上司朗）『山征かば』（中央公論社（1941年）
第三戦区金厦漢奸案件処理委員会編『閩台漢奸罪行紀実』（出版社不明、1947年）
台湾居留民会三十五周年誌編輯委員会『厦門台湾居留民会創立三十五週年記念誌』（厦門居留民団、1942年）
台湾新民報社編『台湾人士鑑』（1937年）
台湾総督府外事部編『支那事変大東亜戦争ニ伴フ対南方施策状況』（1943年）
台湾総督官房調査課『台湾と南支南洋』（1935年）
台湾総督官房情報課『大東亜戦争と台湾』（台湾総督府、1943年）
台湾総督府情報部編『新台湾』（中越栄二発行、1941年）
台湾総督府情報部『南』第1輯（1941年11月）
台湾総督府殖産局商工課『熱帯産業調査書』（1935年8月）
高雄州臨時情報部『赤誠』第5輯（1939年）
高橋謙『愚庵自伝』（著者発行、1936年）
竹内清『事変と台湾人』（日滿新興文化協会、台湾新民報社、1940年）
武富邦茂『厦門攻略一周年ヲ迎ヘテ』（海軍軍事普及部、1939年）
田中一二『台湾の新人旧人』（台湾通信社、1928年）
田中一二『空爆下の南支那』（大日本国防青年会台湾総支部、1938年）
田中善立『台湾と南方支那』（新修養社、1913年）
陳質文編『華南淪陥区真況特輯』（求实出版社、1939年）
東亜同文会編『続対支回顧録』下巻（成瀬恭発行、1941年）
東亜問題調査会編『最新支那要人傳』（朝日新聞社、1941年）

東京朝日新聞社・大阪朝日新聞社『支那事变画報』第18輯（1938年6月）
東京電報通信社『戦時体制下に於ける事業及人物』（1944年）
内藤英雄『広東福建読本』（東亜実業文化協会、1939年）
内務省社会局『大正震災志 下』（1926年）
長岡隆一郎『官僚二十五年』（中央公論社、1939年）
中越栄二編『厦門・広東・海南島』（南方文化経済研究会、1939年）
中西利八編『満華職員録』（満蒙資料協会、1941年）
長野朗『新支那を観る』（東世社、1941年）
名嘉真武一『対岸事情と台湾の産業』（台支通信社、1935年）
中満義親編『鉄血陸戦隊』（新潮社、1939年）
中村豊一『支那革命の発祥地広東と抗日支那の関係』（日本外交協会、1937年）
南支那研究所編纂『南支那年鑑』（台湾実業界社、1939年）
南支派遣軍報道部編『広東誌』（広東東洋文化研究所、1940年）
南洋協会台湾支部『南支産業に関する講演集』（1938年）
西崎順太郎『巒洲遺稿』（西崎すゞ子、1931年）
根本栄次『台湾銀行南方進出盛衰記』（財団法人南洋経済研究所、1942年）
野崎圭介『支那事变戦跡行脚』（聚文館、1939年）
野依秀市『南北支那現地要人を敲く』（秀文閣書房、1940年）
花香伯貢編『小林総督閣下台湾経営論』（台湾商工会議所、1939年）
羽場鴻岳編『現代大家論集』第1輯（公益通信社、1916年）
平野健編『広東之現状』（広東日本商工会議所、1943年）
藤崎精四郎『台湾南支事情』（新高堂書店、1918年）
別所孝二『新厦門』（作者発行、1940年）
澎湖庁警務課編『澎湖庁警察法規』（1932年）
北條為之助『戦跡走破四万軒』（大成通信社、1939年）
堀切善次郎ほか『台湾及南支那方面竝に南洋方面視察談』（出版者不明、1936年）
益子逞輔『南支那』（台湾銀行、1913年）
松岡忠毅『福建事情』（福建事情発行会、1936年）
宮川次郎『厦門』（椿本義一発行、1923年）
宮居康太郎編『支那事变従軍記蒐録』第2編（興亜協会、1939年）
宮田義一「壮烈 厦門の攻略」『わが海軍はいかに戦ふか』（興亜日本社、1939年）
陸奥広吉編『伯爵陸奥宗光遺稿』（岩波書店、1929年）
森良治編『中華民國・満洲国商工録』（亜細亜年鑑発行所、1940年）
山田忍三『経済の南進を熱望す』（白木屋、1941年）

山本喜代人編『華南商工人名録』（国際情報社広東支局内華南商工人名録発行所、1943年）

山本実彦『渦まく支那』（改造社、1939年）

湯地幸平は『南支視察報告書』（1919年）

横尾惣三郎『我が南進国策の根本義』（財団法人拓殖奨励館、1939年）

吉田静堂『台湾古今財界人の横顔』（経済春秋社、1932年）

読売新聞社編輯局『支那事変実記』第10輯（非凡閣、1938年）

陸軍省情報部、海軍省軍事普及部編『靖国の絵巻』（軍事思想普及会、1939年）

林熊祥『台湾を中心としたる福建との新提携』（1937年10月）

新聞・雑誌・定期刊行物

・日本語

『秋田魁新報』『海と空』『海之日本』『燕塵』『大阪毎日新聞』

『海外』『海軍グラフ』『改造』『外地評論』『官報』『銀行通信録』『経済市場』『興南新聞』『港湾』『国際』『国際写真新聞』『国際知識』『国際知識及評論』『国民知識』『国論』

『財政』『財政経済時報』『時事新報』（戦後）『自治研究』『実業公論』『実業之世界』

『実業之日本』『斯文』『社会学徒』『写真週報』『週刊朝日』『週報』『旬刊時事特輯』

『新東亜経済』『青年秋田』『政友』『世界画報』『世界之日本』

『第三帝国』『大日』『大日本』『台法月報』『大陸』『台湾』『台湾愛国婦人新報』『台湾教育』『台湾近現代史研究』『台湾金融経済月報』『台湾経済年報』『台湾警察時報』『台湾公論』『台湾自治評論』『台湾実業界』『台湾時報』『台湾水産雑誌』『台湾総督府民政事務成績提要』『台湾大アジア』『台湾日日新報』『台湾同盟通信』『台湾之産業組合』

『台湾民報』（明治期）『台湾民報』（大正・昭和期）『拓殖新報』『旅』『中央公論』『調査月報』『帝国海軍』『東亜経済研究』『東亜時論』『東亜聯盟』『東京朝日新聞』『東洋』『内外公論』『南支南洋』『南支日報』『南進』『南方』『日清』『日本と世界』

『話』『府報』『部報』『文藝春秋』『兵隊』『貿易』『法学志林』

『名家談叢』

『有終』『雄弁』

・中国語

『厦門文史資料』『瀛友』『華文大阪毎日』『広東省政府公報』『広東治安維持委員会公

報』『広東迅報』『思明画報』『新亜』『新亜評論雑誌月刊』『申報』『星燄』『婦女世界』

・英語

The Times Digital Archive

伝記・回想録等

・日本語

青木茂『私の視覚』（豊橋文化協会、1991年）

厦門日本人小学校同窓会『厦門・コロンスの思い出』（2003年）

宇野俊一（校注）『桂太郎自伝』（平凡社、1993年）

大田政作『回想録－わが半生の記－』（著者発行、1978年）

小澤太郎『風雪 記憶による回想』（小澤克介発行、2011年）

梯久美子『昭和二十年夏、女たちの戦争』（角川書店、2010年）

唐沢信夫『新聞人の叫び』（信陽新聞社、1952年）

唐沢信夫『茶の間の話題』（文化春秋社、1964年）

唐沢信夫『私の生活記録』（1956年）

唐沢信夫『政治と社会』（鶴林堂書店、1959年）

九州・山口台湾総督府警友会『台湾の思出』第1号（1968年）

軍事史学会編『元帥畑俊六回顧録』（錦正社、2009年）

小磯国昭『葛山鴻爪』（丸の内出版、1968年）

河野司編『海南島石碌鉄山開発誌』（石碌鉄山開発誌刊行会、1974年）

河野司『再見、四十年 中国海南島紀行』（双流社、1983年）

辜顕栄翁伝記編纂会『辜顕栄翁伝』（1939年）

小森徳治『明石元二郎（下巻）』（原書房、1968年）

小山靖史『緒方貞子 戦争が終わらないこの世界で』（NHK出版、2014年）

佐藤源治『芝山巖の丘』（誌趣会、1972年）

塩見俊二『外から日本を見る』（塩見財政経済研究所、1955年）

重光葵『昭和の動乱 上』（中央公論社、1952年）

ジャガタラ友の会『ジャガタラ閑話』（1978年）

蕉葉会『台北高等学校（1922年－1946年）』（1970年）

鈴樹忠信『第二の天津事件 ジュノー号事件の全貌』（作者発行、1977年）

追想海軍中将中沢佑刊行会『追想 海軍中将中沢佑』（1978年）

塚本誠『ある情報将校の記録』（芙蓉書房、1979年）
中沢佑刊行会『海軍中将中沢 佑』（1979年）
中野操編『台湾総督府交通局通信部職員野戦従軍史』（台湾通信協会本部事務局、1984年）
野林健・納家政嗣『聞き書緒方貞子回顧録』（岩波書店、2015年）
長谷川清伝刊行会『長谷川清伝』（1972年）
長谷川正『追憶』（著者発行、1983年）
二間瀬国郎ほか編『海軍少将湊慶譲回顧録』（海軍少将湊慶譲回顧録刊行会、1983年）
林安繁『回顧七十年』（宇治電ビルディング、1948年）
堀内豊秋追想録刊行会『堀内豊秋追想録』（1988年）
増澤道子『寡黙の人』（甲陽書房、1987年）
牧重昂『吉良に生まれて七十五年』（日本農林水産社、1983年）
牧重昂『思い出』（日本農林水産社、1983年）
丸尾武良『絆一わが父の思い出とともに』（産業新潮社、1985年）
宮城八甲会『八甲会誌』（1977年）
村上克夫『台湾総督府警察界の—台湾警察官の足跡：孫たちへの回顧録』（私家版、2004年）
山本浅太郎氏追悼録刊行会『山本浅太郎さん』（1971年）
楊蓮生『診療秘話五十年—台湾医の昭和史』（中央公論社、1997年）
吉見まつよ『波浪の舵』（吉見学園、1970年）

・中国語

王詩琅『台湾人物表録』（徳馨室出版社、1979年）
何世仁編『懸壺淑世』（新営市公所、2001年）
許雪姬『柯台山先生訪問記録』（中央研究院近代史研究所、1997年）
黄称奇『撐旗的時代』（悦聖出版社、2001年）
吳佳璇『台湾精神医療的開拓者—葉英堃伝記』（心霊工場文化、2005年）
吳克泰『吳克泰回憶録』（人間出版社、2002年）
吳三連『戦後政治運動及其他』（財団法人吳三連台湾史料基金会、2002年）
史明口述史訪談小組『穿越紅潮』『横過山刀』（行人文化実験室、2013年）
史明『史明回憶録』（前衛出版社、2016年）
肖伟俐『大家风范』（新華出版社、2009年）
世界文化服務社『中華民國名人伝之四』（1959年）
中華嘉義大学校友会『嘉農口述歴史（2）』（2002年）

巫永福『風雨中的長青樹』（中央書局、1986年）
巫永福『我的風霜歲月』（望春風文化、2003年）
馬珂編『父子僑領画伝』（人民出版社、2007年）
楊英正『我的父親楊燕飛』（私家版、2009年）
楊肇嘉『楊肇嘉回憶錄（1）』（三民書局、1977年）
李庭蘭『創造財富的人』第1集（經濟日報社、1976年）
林玉涵編『父子僑領—庄希泉、庄炎林世紀伝奇』（人民出版社、2007年）

二次資料

・日本語、中国語

浅野豊美『帝国日本の植民地法制』（名古屋大学出版会、2008年）
厦門市地方志編纂委員会『厦門市志』第5冊（方志出版社、2004年）
李昇燁「植民地・勢力圏における「帝国臣民」の在留禁止処分—「清国及朝鮮国在留帝国臣民取締法」を中心に—」『人文学報』第106号（2015年4月）
井上勇一「在奉天総領事 加藤本四郎—在奉天総領事のみた満州問題—」『法学研究』第84巻10号（2011年10月）
遠藤織枝・黄慶法編『中国人学生の綴った戦時中日本語日記』（ひつじ書房、2007年）
遠藤正敬『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍』（明石書店、2010年）
王学新「南進政策下の籍民教育（1895—1937）」『国史館學術集刊』第14期（2007年12月）
王学新『日本対華南進政策與台湾黒幫籍民之研究』（国史館台湾文献館、2009年）
王学新「從台湾総督府档案探討日治時期台灣的漏籍問題」『台湾文献』第61巻1期（2010年3月）
王学新「日治時期台湾出入境管理制度與渡航兩岸問題」『台湾文献』第62巻3期（2011年9月）
王学新「台湾総督府的權宜漏籍策略—以入除籍案例之分析為主」『第六屆台湾総督府档案學術研討會論文集』国史館台湾文献館（2011年）
王麒銘「日中戦争期における台湾総督府の占領地協力について—厦門を中心に—」『法学政治学論究』第100号（2014年3月）
王麒銘「台湾総督府の台湾人対策—対外情報網についての基礎的研究」『法学論叢』第53巻1号（2017年2月）
王麒銘「日中戦争期における台湾総督府の占領地協力について—広東を中心に—」『慶應

- 義塾大学大学院法学研究科論文集』第57号(2017年6月)
- 王昭文「戦時的《全閩新日報》」『台湾風物』第53卷1期(2003年3月)
- 王泰升(阿部由理香翻訳)「台湾総督府法院文書目録の編纂」台湾史研究部会編『台湾の近代と日本』(中京大学社会科学研究所、2003年)
- 王泰升(後藤武秀・宮畑加奈子訳)『日本統治時期台湾の法改革』(東洋大学アジア文化研究所・アジア地域研究センター、2010年)
- 王泰升「日本統治下台湾人關於国籍的法律經驗：以台湾與中国之間跨界的人口流動為中心」『台湾史研究』第20卷3期(2013年9月)
- 王泰升(阿部由理香翻訳)「日治法院档案の整理と研」松田利彦・岡崎まゆみ編『植民地裁判資料の活用』(国際日本文化研究センター、2015年)
- 小野容照「植民地朝鮮・台湾民族運動の相互連帯に関する一試論—その起源と初期変容過程を中心に—」『史林』第94巻2号(2011年3月)
- 大島久幸「中国人労働者の導入と労働市場」須永徳武編『植民地台湾の経済基盤と産業』(日本経済評論社、2015年)
- 荻野富士夫『外務省警察史』(校倉書房、2005年)
- 郭岱君主編『重探抗戦史(1)』(聯経、2015年)
- 加藤陽子「興亜院設置問題の再検討—その予備的考察—」服部龍二・土田哲夫・後藤春美編『戦間期の東アジア国際政治』(中央大学出版部、2007年)
- 加藤陽子「日中戦争と興亜院の歴史的位置」久保亨・波多野澄雄・西村成雄編『戦時期中国の経済発展と社会変容』(慶應義塾大学出版会、2014年)
- 金子文夫「井出季和太と日本の南進政策」『台湾近現代史研究』第3号(1981年1月)
- 河原功「日本統治期台湾での『検閲』の実態」『翻弄された台湾文学—検閲と抵抗の系譜』(研文出版、2009年)
- 河原林直人『近代アジアと台湾—台湾茶業の歴史的展開—』(世界思想社、2003年)
- 河原林直人「一九三九年・「帝国」の辺境から—近代日本史における「植民地利害」の一考察—」『日本史研究』第600号(2012年8月)
- 河原林直人「領台初期における茶業を巡る商人の角逐—郭春秧商標登録事件と『近代化』—」松田吉郎編『日本統治時代台湾の経済と社会』(晃洋書房、2012年)
- 菊池一隆「抗日戦争時期における台湾『華僑』の動向とその特質」『愛知学院大学文学部紀要』第36号(2006年)
- 許世楷『日本統治下の台湾—抵抗と弾圧—』(東京大学出版会、1972年)
- 許雪姬「台湾中華總會館成立前的『台湾華僑』, 1895-1927」『中央研究院近代史研究所集刊』第20期(1991年6月)
- 許雪姬「日治時期的『台湾華僑』(1937~1945)」『中国海洋發展史論文集』第6輯(中

- 央研究院人文社会科学研究センター、1997年)
- 許雪姬「日治時期赴華南發展の高雄人」『高雄研究研討會論文集』(高雄市社區大學促進會、2001年)
- 許雪姬「日治時期台灣人的海外活動—在『滿洲』的台灣醫生」『台灣史研究』第11卷2期(2004年12月)
- 許雪姬「1937至1947年在北京的台灣人」『長庚人文社會學報』第1卷1期(2008年4月)
- 許雪姬「去奴化、趨祖國化下的書寫—以戰後台灣人物傳為例」『師大台灣史學報』第4期(2011年9月)
- 許雪姬「在『滿洲國』的台灣人高等官：以大同學院的畢業生為例」『台灣史研究』第19卷3期(2012年9月)
- 許雪姬「1937-1947年在上海的台灣人」『台灣學研究』第13期(2012年)
- 許雪姬(若林正丈訳)「林獻堂—台灣人良心の體現者」『講座 東アジアの知識人』第4卷(有志舎、2014年)
- 許雪姬「滿洲國政府」中的台籍公務人員(1932-1945)」許雪姬編『台灣歷史的多元傳承與鑲嵌』(中央研究院台灣史研究所、2014年)
- 許雪姬「台灣人在滿洲的戰爭經驗」『歷史台灣』第11期(2016年5月)
- 黃俊凌『抗戰時期福建崇安縣的台灣籍民—心態史視域下的考察』(九州出版社、2010年)
- 黃昭堂『台灣民主國の研究』(東京大學出版會、1970年)
- 吳文星『日據時期在台「華僑」研究』(學生書局、1991年)
- 吳密察「明治國家體制與台灣—六三法之政治的展開」『台大歷史學報』第37期(2006年6月)
- 吳密察『『內地延長主義』與殖民地議會設置請願運動的啟動』台灣研究基金會編『三代台灣人』(遠足文化、2017年)
- 工藤裕子「ジャワの台灣籍民—郭春秧の商業活動をめぐって—」『歴史民俗』第3号(2005年12月)
- 栗原純「台灣籍民と国籍問題」林金田編『台灣文獻史料整理研究學術研討會論文集』(台灣省文獻委員會、2000年)
- 栗原純『『台灣總督府公文類纂』にみる台灣籍民と旅券問題』『東京女子大學比較文化研究所紀要』第63号(2002年)
- 栗原純「台灣總督府文書と外交關係史料論」檜山幸夫編『台灣總督府文書の史料學的研究』(ゆまに書房、2003年)
- 江杰龍「1930年代台灣人在福建的走私活動與海關肆應：以廈門海關歷史檔案之分析為

- 中心（上）」『台湾風物』第63卷4期（2013年12月）
- 江杰龍「1930年代台湾人在福建的走私活動與海關肆應：以廈門海關歷史檔案之分析為中心（下）」『台湾風物』第64卷1期（2014年3月）
- 黃昭堂『台湾總督府』（教育社、1983年）
- 吳淑鳳「抗戰初期的廣東戰局（1937-1938）」『榮耀的詩篇』（國防部部弁室、2006年）
- 後藤乾一『昭和期日本とインドネシア』（勁草書房、1986年）
- 近藤正巳『総力戦と台湾』（刀水書房、1996年）
- 蔡蕙光「台湾總督府による台湾籍民学校の成立—東瀛学堂・旭瀛書院・東瀛学校—」『東京大学日本史学研究室紀要』第16号（2012年3月）
- 謝国興・林欣宜「祖国去来：日本統治與光復初期台湾人の兩岸往来」王建朗、黄克武編『兩岸新編中国近代史・民国卷（下）』（社会科学文献出版社、2016年）
- 謝濬澤「二十世紀初台湾与福建商人間的国籍選択与商業糾紛：以林謀昌案為中心」『台湾史研究』第24卷2期（2017年6月）
- 釋明瑛「被遺忘的豪商郭春秧：以日治時期活動為主題」『台湾学研究』第20期（2016年12月）
- 周婉窈『日抛時代的台湾議會設置請願運動』（自立報系文化出版部、1989年）
- 周婉窈「台湾議會設置請願運動再探討」『台湾史料研究』第37期（2011年6月）
- 朱德蘭「日汪合作與廣東省政府關係」『人文及社会科学集刊』第12卷4期（2000年12月）
- 鍾淑敏「日本外交史料館所藏『台湾籍民』關係档案介紹」『近代中国史研究通訊』第16期（1993年9月）
- 鍾淑敏「從《台湾總督府政況報告并雜纂》看台湾籍民問題」『台湾史料研究』第4期（1994年10月）
- 鍾淑敏「台湾總督府『南支南洋』政策之研究—以情報體系為中心—」湯熙勇編『中国海洋發展史論文集』第7輯・下冊（中央研究院中山人文社会科学研究所、1999年）
- 鍾淑敏「日治時期台湾人在廈門的活動及其相關問題（1895-1938）」『走向近代：国史發展與区域動向』（東華書局、2004年）
- 鍾淑敏「拡散する帝国ネットワーク——廈門における台湾籍民の活動」石田憲編『膨張する帝国、拡散する帝国』（東京大学出版会、2007年）
- 鍾淑敏「植民と再植民—日本統治時代台湾と海南島の關係について」松浦正孝編『昭和・アジア主義の実像—帝国日本と台湾・「南洋」・「南支那」—』（ミネルヴァ書房、2007年）
- 鍾淑敏「植民地から大陸へ—台湾海峡を渡った日本人」貴志俊彦・谷垣真理子・深町英夫編『模索する近代日中關係—対話と競存の時代』（東京大学出版会、2009年）

- 鍾淑敏「《台湾日日新報》中の『南支南洋』與『台湾籍民』報導」『石堂論叢』第52輯（2012年）
- 鍾淑敏「日本殖民体制下的台湾」張宪文、張玉法編『中華民國專題史』第15卷（2015年）
- 鍾淑敏・許賢瑤（高佳芳・齋藤俊行訳）「中村孝志教授と台湾史研究」『天理台湾学報』第26号（2017年7月）
- 季武嘉也「『原敬日記』と『田健治郎日記』—帝国議会の舞台裏」黒沢文貴・季武嘉也編『日記で読む近現代日本政治史』（ミネルヴァ書房、2017年）
- 曹大臣（川島真訳）「台湾総督府の外事政策—領事関係を中心とした歴史的検討」松浦正孝編『昭和・アジア主義の実像—帝国日本と台湾・「南洋」・「南支那」—』（ミネルヴァ書房、2007年）
- 孫安石「日中戦争期における上海総領事館警察」（高綱博文編『戦時上海—1937～45年』）（研文出版、2005年）
- 戴国輝「日本の植民地支配と台湾籍民」『台湾近現代史研究』第3号（1981年）
『高遠町誌』人物篇（1986年）
- 張建侖「田園将蕪胡不帰？戦後広州地区台胞处境及返籍問題之研究」『台湾史研究』第6卷1期（1999年6月）
- 張瑞徳等『抗日戦争与戦時体制』（南京大学出版社、2015年）
- 張同楽ほか『抗戦時期的淪陷区与偽政権』（南京大学出版社、2015年）
- 陳小冲『日本殖民統治台湾五十年史』（社会科学文献出版社、2005年）
- 陳小冲「台湾籍民問題」『日拠時期台湾与大陸關係史研究（1895-1945）』（九州出版社、2013年）
- 陳翠蓮『台湾人の抵抗與認同』（曹永和文教基金会、遠流、2008年）
- 陳力航「日治時期在厦門の台湾医師與日本医療勢力的發展（1895-1945）」『台湾史料研究』第39期（2012年6月）
- 鄭梓「1930年代福建如何「經建学台湾」？—以日治時期兩份「台湾考察報告」為核心的初探」『歷史視野中的兩岸關係（1895-1945）』（海峡學術、2005年）
- 富田哲「蔡培火—台湾・日本・東亜・中国」和田博文ほか編『〈異郷〉としての日本』（勉誠出版、2017年）
- 中村孝志「『台湾籍民』をめぐる諸問題」『東南アジア研究』第18卷3号（1980年12月）
- 中村孝志「広東日本人小学校—その成立と終焉—」『天理大学学報』第159輯（1988年9月）
- 中村孝志「広東博愛会医院をめぐる諸問題（1）」『天理大学学報』第165輯（1990年）

10月)

中村孝志「広東博愛会医院をめぐる諸問題(2)」『天理大学学報』第166輯(1991年3月)

野口真広「台湾自治の指導者『楊肇嘉』と早稲田—学問と政治の融合が生み出す自律的思考」李成市・劉傑編『留学生の早稲田—近代日本の知の接触領域』(早稲田大学出版部、2015年)

馬場明「興亜院設置問題」『日中関係と外政機構の研究—大正・昭和期—』(原書房、1983年)

林正子「上野専一—日清戦争前の台湾認識の先駆者—」『台湾近現代史研究』第2号(1979年8月)

春山明哲『近代日本と台湾—霧社事件・植民地統治政策の研究』(藤原書店、2008年)

久末亮一『『華南銀行』の創設—台湾銀行の南進における『大華僑銀行』案の形成と結実:1912-1919—』『アジア経済』第51巻7号(2010年7月)

檜山幸夫「台湾統治基本法と外地統治機構の形成—六三法の制定と憲法問題—」台湾史研究部会編『日本統治下台湾の支配と展開』(中京大学社会科学研究所、2004年)

卞鳳奎「台湾籍民在華南地区的活動」『日抛時期台湾籍民在大陸及東南亜活動之研究(1895-1945)』(黄山書社、2006年)

本庄比佐子・内山雅生・久保亨編『興亜院と戦時中国調査』(岩波書店、2002年)

松浦章(卞鳳奎訳)「中国華南地区台湾籍民之特性及其問題(初探)」『台北文献』第133期(2000年9月)

松浦正孝『「大東亜戦争」はなぜ起きたのか』(名古屋大学出版会、2010年)

松田利彦「1910年代における朝鮮総督府の国境警備政策」『人文学報』第106号(2015年4月)

森紀子『転換期における中国儒教運動』(京都大学学術出版会、2005年)

安井三吉『帝国日本と華僑—日本・台湾・朝鮮』(青木書店、2005年)

吉澤誠一郎「第二辰丸事件(一九〇八年)とその地域的背景」『史潮』第55号(2004年5月)

李国樑『『台湾籍民』與近代厦門社会經濟的若干考察』林金田編『第四屆台湾歷史與文化研討会論文集』(台湾省文献委員会、2001年)

梁華璜(近藤正己訳)「台湾総督府の対岸政策と『台湾籍民』」『岩波講座 近代日本と植民地』5(岩波書店、1993年)

梁華璜『台湾総督府的「対岸」政策研究』(稻郷、2001年)

林清芬「中央與地方政府对留学教育的政策與措施」『中華民國史專題第五屆討論会論文集』(国史館、2000年)

林満紅「印尼華商、台商與日本政府之間：台茶東南亜貿易網絡的拓展（1895-1919）」湯熙勇編『中国海洋發展史論文集』第7輯・下冊（中央研究院中山人文社会科学研究所、1999年）

林満紅『『大中華經濟圈』概念の一考察—日本統治時代の台湾商人の活動—』飯島渉編『華僑・華人史研究の現在』（汲古書院、1999年）

林満紅「華商と多重国籍—商業的リスクの軽減手段として（1895-1935）—」『アジア太平洋討究』第3号（2001年3月）

呂芳上「中央與地方：抗戰前蒋介石中央化的策略—以蒋介石與広東陳濟棠關係為例的探討—」『国際東方学会議紀要』第45冊（2000年）

若林正文『『台湾籍民』問題初探』（『外国語科研究紀要』第34卷5号（1987年3月）

若林正文『台湾抗日運動史研究〈増補版〉』（研文出版、2001年）

・英語

Lin-Yi Tseng(曾齡儀), 'Travelers under Imperialism: "Japanese" Teachers between Colonial Taiwan and the Treaty Port Shantou in Southern China(1915-1937)' (陳翠蓮・川島真・星名宏修編『跨域青年学者台湾史研究』第5集、稻郷出版社、2013年)

Shi-chi Mike Lan (藍適齊), 'Taiwanese in China and Their Multiple Identities, 1895-1945', Multicultural challenges and redefining identity in East Asia, Nam-Kook Kim(ed), Farnham: Ashgate, 2014

目録・事典など

外務省外交史料館日本外交史辞典編纂委員会編『日本外交史辞典』（山川出版社、1992年）

外務省情報部『現代支那人名鑑』（東亜同文会調査編纂部、1925年）

可児弘明・斯波義信・游仲勲編『華僑・華人事典』（弘文堂、2002年）

許雪姬（総策画）『台湾歴史辞典』（行政院文化建設委員会、2005年第3版）

中京大学社会科学研究所台湾総督府文書目録編纂委員会編著『台湾総督府文書目録』（ゆまに書房）

陳文添編『台湾総督府事典』（国史館台湾文献館、2015年）

外山操編『陸海軍将官人事総覧（海軍篇）』（芙蓉書房、1981年）

秦郁彦編『日本陸海軍総合事典』（東京大学出版会、1991年）

秦郁彦編『日本陸海軍総合事典』（東京大学出版会、2005年）

山田辰雄編『近代中国人名辞典』（霞山会、1995年）

横澤泰夫（編訳）『台湾史小事典』（中国書店、2016年第3版）